洋に面し、數百年の老樹蓊鬱として三方を圍み、崖下の洪濤巖を嚙んで叫べば巖頭の老樹潮風に咽びて和し、眞に崇嚴無比、境内神氣濕り、ここに參拜するものそゞろに神氣襟にせまるを覺ゆべし。傳へ聞く奥州一の宮さは鹽竈神社に非ずしてこゝなりしとか

社人樋渡伝太夫の藏せる陸奥國仙臺領六十一座神系圖に、文政十年丁亥八月「神祇管領表上家門下紀朝臣調」として名神大社鼻節[1]神社を以て一の宮と持記せり。これ固より一片の印刷物なり、これを以て直ちに然りと確信するを得ざれども、次の由來より攷へ亦以て然らずとも斷すべからず。當社は猿田彦命を祭る。(風土記に手力男神也とあるはどうか或は手力雄命を誰祀すともいふ)延喜式内の神社にして、第六代孝安天皇の御宇、吼坊ケ岬に鎭座あり、第三十四代舒明天皇二年始めて圭田四十三束を奉り神事を行ふ、承和十一年從五位下を授け給ふ。爾來社殿度々潮風に侵され破損するを以て、第四十九代光仁天皇（寶龜元年）の頃吼坊ケ岬垂水に遷し奉れり。祭は從來舊九月二十八日なりしが、明治四十三年より新五月五日と改む。この社に一つの古銅印あり。方一寸三分、文に國府厨印とあり。字体古雅に形冠型をなし。色黑くして青味を帶ぶ。菜の徵考に依れば一千余年前のものにして、印に國府とあるは疑もなく多賀の國府ならんといふ。志波彦、鹽竈同神社元宮司少敎正遠藤信道氏の徵考に曰く、陸前國宮城郡多賀城の舊址を東に距る二里ばかりに、花淵濱といふあり、其の濱の東南の崎なる山の上に、鼻節神社といふ古祠あり。此の社は古朝廷より重く敬はれし御社にして、仁明帝の承知十一年從五位下を授け奉られしこと國史に載せあるのみならず、延喜式神名帳に、所謂「宮城郡鼻神社名神大社」とあるは是にて、新年祈雨等の班幣にあづかり給ひ、祭料も殘篇風土記に舒明天皇二年始めて圭田を奉じ神事を行ふとありて、當國にてはこよなき大社なりしも、世の中の變遷るまに〳〵衰て今は此の濱の者等のみ持齋く神さなりしを、明治九年鹽竈神社の攝社させられき然るにこの社古くより傳はりし神寶あり（中略）古銅印にて、方一寸三分文に國府厨印とあり、其のさま千年余も經たらんか、（中略）抑もこの印に國府とあるは鎭守府の如くにも聞ゆれど、さにあらず古く國府と云ふは總て國司の廳をさして云ふ例にて、鎭守府の事をば鎭官と云へる例なり。（中略）然るに當時國府のありし處は何處ならんといふに、多賀の國府これなり。（中略）多賀城は始め鎭守府將軍大野東人是を築きし以來鎭守府を置かれしが、光仁天皇の寶龜十一年兵燹にかゝりし後、桓武天皇の延曆二十一年坂上田村麻呂に勅して、膽澤郡に膽澤城を築かしめこれを鎭所と號して、鎭守府將軍を置かれしが嵯峨天皇弘仁三年、始めて膽澤城の鎭守府をせられたりき。之より後鎭守府將軍は膽澤の鎭守府にありて鎭守と國司と並立て共に當國の政を執りたるさまなり。されば此の印に國府とあるは、疑もなく多賀國府なること知るべきなり。（中略）文に厨印とあれば國府の臺所にて用ひし如く思はるれど、左にあらず

（中略）又官印の寸法は公式令に內印三寸外印二寸半、諸司印二寸二分諸國印方二寸とあり。貞觀格雜式に鄕印一寸、馬牛印二寸廣さ一寸五分以下とありて、此の印の寸法と合はざれども、諸國印とあるは鎭守國司等の印を云へる寸法にて此の印は又其の下司の用ふる印なれば、國印より小なることは今の世に準へて知るべきなり。（參照第六篇第二章第九節第三項）

封內風土記。花淵濱。文字舊作鼻節。土人憚神名。作花淵。鼻節神社。傳云。所祭猿田彦神。鹽竈一宮末社也。不詳何時勸請。聞老志。名跡志共曰。鹽竈社家舊說云。岐神先天降于鼻節濱。延喜式所謂。鼻節神社是也。猿田彦大神御形以鼻有節曰鼻節神社。而後遷坐于鹽竈浦云。希文案。風土記殘編云。鼻節神社。圭田四十三束。所祭多力雄神也。舒明帝二年。始奉圭田行祭事。與邑人所傳不合。未審。後君子實之。大根明神。傳云。不詳祭何神。隔百八十町許。洋中有大石。稱之曰東宮。西宮。有兩社之宮形。潮汐乾時見之。

同　村【村社諏訪神社】　鎭座、同村菖蒲田濱字和田。祭神、武甕槌命。祭日、七月七日。

社殿、間口五尺八寸奥行五尺、雨屋、間口四間奥行三間、長床間口四間奥行二間。境內九畝三步。氏子九十四戶。

社掌　本鄕勝治。氏子總代　渡邊太郎作・渡邊松治郎・渡邊丑之助・伊丹榮三郎村長時代に本村神社の祭典を悉く新五月五日と改めたり。祭日には附近の壯漢集りて花角力を獻納する例あり、頗る賑ふ。二三年前石段を作り替へてより面目を一新せり。境內老松古杉生ひ茂り、白晝なほ小暗く、一樣上る每に神氣襟裡に逼るを覺ゆ。

多賀城村【村社多賀神社】　鎭座、高崎（多賀崎）、祭神、伊弉諾尊。祭日、九月十五日。

社殿、神殿三尺四面。雨宮九尺四面。境內三百五十三坪（佐藤喜吉所有）氏子四十四戶。

社掌　本鄕勝治。氏子總代　鈴木源一郎・松本善松・鈴木源之助・伊藤源三郎・赤井清作。

【由緒沿革】　神社は本郡式內四社の一なり。社傳に、雄略天皇五年（皇紀一七一一）の建置、多賀神社と稱し、明應の遷宮に、又天正の兵燹の災あり、此のとき祠官は退轉し、後ち舊址の礎石に小社を造營して神明社と稱す。明治四十四年五月十日天神社志引神社を合祀す。先是、同十二年九月祠官鈴木貞次郎祠筐中より梁簡一牒を發見せり、磨滅欠漏居多なり。引用書を抄錄する下

の如し。

鹽松勝譜。多賀神社祭ゝ所二座、一は武甕槌命浮島にあり、故に古來浮島明神と稱す、一は經津主命多賀崎にあり、兩社を合して多賀神社と曰ふ。書は祠官之を分稱して多賀府多賀崎兩社と曰ふ。延喜式神明帳に載する所、宮城郡大社四座の一是なり。東鹽氏傳に曰く。明鹽中鹽廟及多賀兩社共に壞地、請祝之を新にせんと請ふ、留主氏特に鹽廟を營す、乃ち多賀兩社を移して之を合祀す又貴船祠を利府に只洲祠を加瀬に移し、小祠を鹽廟の側らに營み。以て配祀す。是に於てか六社の稱あるなり。今祠は則ち村民其跡に就き之を營するなり。鹽廟緣記に曰く、今の鹽竈社は多賀國府に在り、是三社神。國府に天降る故に多賀神社と號す、封内名蹟志に曰く。多賀神社は今の鹽竈一ノ宮也。鄉說の所謂浮島明神なり。觀迹聞老志に曰く。多賀神社は。昔多賀城址中に在り。今其祠する所の神明を詳かにせず。秘書の載する所。多賀宮は。伊弉諾尊洗右眼出す所。神號を豐受忌魂。一名伊吹多主神是なり。又浮島神社記に載する浮島神社は。多賀城東鹽竈南浮島村に來る。古人の詠を考て見るべし。今變じて田野となり。田中に高丘あり。丘上に神祠あり。其地昔海潮其下に來る。東鹽氏傳多賀神社を載す。古祭禮に曰く。三月申の日。宮城一郡の士多賀城に會し。分て二軍となし。一を神軍一を賊軍と爲し。各將帥在り神軍は三神輿。即ち武甕槌命・經津主命・岐神を奉じて。賊軍に向ふ。兵及巳に賊軍に接すれば。賊軍甲を棄て兵を曳て走る。神兵北るを追て鹽浦に至る。賊軍舟して遁る。神軍亦た舟して宰相島に至る。大閧三呼して凱旋す。此祭儀なり。三衙の世猶之を行ふ。秀衡の子和泉三郎即之を奉行する事。古記に見ゆ。而して留主氏に至り全廢せり。同書記鹽廟古祭儀頗る詳悉。因て其略を茲に載す。孟冬亥の日猪子神事。孟冬さひらき神事。同朔日布刈神事。此ロや祝長卒祝舟を浮べて大根祠に至り。海帶及饅を取て備ふ。七月十日大祭。仲夏初申酉兩日大神事。同六日神揷苗神事。同十一日始農神事。同二十七・二十八日兩日。大神事。仲春巳の日初耕神事。暮春十日・十一日兩日神事。同月酉の日タネマキ神事。仲春初午稻種卸の神事。孟秋酉の日大神事。是大古の事也。天智の朝以後。朔日より十日迄。仲秋初穗新米神事。季秋朔日秋收神事。此條朔を亥日とあり。

同　村【村社奏社宮】　鎭座、市川字奏社圍。祭神、八鹽道老翁。八鹽道老女。祭日、四月十五日。列格、大正十二年八月三十一日。神饌幣帛料指定（參拾圓）。

社殿、神殿一間四面、拜殿三間四面、幣殿間口二間奥行一間三尺、山籠所間口三間三尺奥行二間。鐘堂一間四面、玉垣二間開。鳥居一基。境内七百九十三坪。氏子二百八十九戶。

社掌　加藤繁右衛門。氏子總代　後藤惣吉・佐藤孫右衛門・菊地市之進・鈴木榮吉・鎌田和太右衛門・大友久內・後藤治兵衛・阿部龜治。

【由緒沿革】　一國に必らず一個の神社を建てゝ國司親から奉祀する神號を稱して、奏社又は總社と云ふ。奏社は奏上・奏聞・奏請の意にして、恰かも德川幕府の參者番と稱する取次役の總稱あるが如し、古へ戰亂疾疫天變地妖の事あるに方り、國司をしてその國内鎭座の諸神に祈誓せしむ、國司國内鎭座の地を拜祀する能はざるを以て、國府の附近に神社を安置し幣を納む所を稱して奏社と云ひ、又國内の大小神祇を勸請して一社に鎭座するの說あり。故に奏・總社に神階祭神なきを正則とす。爾かれども中古神祇制度に屢ゝ變遷あり、祭神を定むるに至れるもの、如し。本社創め國司の奉齋なりしも、鎌倉開府以來留主家の奉祀となる。ために三の社領を奉納し、法蓮寺を別當たらしめしことあり、明治三年神奏院復飾名を市川須奏と改め奉祀する所となる。明治四十三年六月十四日南宮神社・鹽松勝譜。奏社鹽浦西三里許、仙臺より鹽浦に至る道左に在り、土人曰く、鹽社に詣る者、先づ此神に謁し、奏可を待て後行く否ざれば神享せずと。或曰奏社は是總社の訛、祭る所太貴巳命、此神又播州飾麻郡姬路城中に在り、或曰く天思兼命を祭る、此神八百萬神の奏者。未だ孰か是なるかを知らず。

和訓栞。諸國に總社あり。或曰、古者國府必建總社。有事于國司官社。則國内率僚屬。先修典禮於此。其儀如京師神祇官。河内の總社は國分村にあり、伊勢の總社は鈴鹿郡國府村にあり、播磨の總社は姬路の城内にありといへり。右の國々のみならず、總社は一國に一個所必らずありしものにして、いにしへ國府のありし地に鎭祭せり。

利府村【村社雷神社】　鎭座、利府字館前。祭神、大雷命。祭日八月二十五日。鳥居一基。境内八十坪。氏子八十五戶。

社殿、神殿間口七尺奥行六尺、拜殿間口二間三尺奥行一間三尺。鳥居一基。境内八十坪。氏子八十五戶。

社掌。富士溪兄甕。氏子總代。大泉重五郎・鈴木重直・村岡喜代治・木村巳之吉・小野彦太郎。

【由緒沿革】　神社の創建及び勸請の經緯審かならざるも、古より雷神社を祀れり。永祿二年（皇紀二二一九）奥羽の地大に旱し、雨を雷神社に祈る、沛然として膏雨降りて草木蘇生し、鄉民神德に感じ社殿を修造して奉齋す。寬永二年（皇紀二二八五）八月二十五日天滿宮を境内に祀る。雷天神の古實に倣ひしなるべし。

同　村【村社春日神社】鎭座、春日字寒風澤。祭神。武甕槌命。經津主命。天兒屋根命。比咩大神。祭日。三月二十三日。列格、大正七年明治四年四月十二日。神饌幣帛料供進指定格。

社殿、神殿間口八尺奥行七尺。雨屋横三間三尺竪三間。鳥居一基。境内六百四十一坪。氏子五十五戸。

社掌。富士溪兄甕。氏子總代。鈴木伊三郎。鈴木源之亟。高橋鶴治。

【由緒沿革】春日神社は藤原家の祖神なり。承和十年（皇紀一五〇三）陸奥按察使藤原富士麻呂多賀の國府に來る、大和國に鎭座せる春日神社の分靈を上野原に勸請す。上野原は小野田の地にあり、因りて地名を改めて春日村と稱す。藤原秀衡亦祖神たりし故を以て蘋蘩の禮常に怠るなし。文治五年源賴朝家臣家景を留守職に任じ此地に居らしむ。家景亦藤家なり、歸敬渴仰前者に讓らず家景十五代の後裔留主政景領土を沒收せらる、此の年山火に累せられ宮殿烏有に歸す。政景の領土は伊達政宗の掌握する所となる政宗藤家より出づ、政宗四世の孫綱村社領二石二斗四升を納め、後ち延寶元年（皇紀二三三三）神廟を春日山に遷す、事は古牒に審かなり。左に。

古牒。由緒。人皇五十四代仁明帝。承和十年春三月從四位下行藏人頭按察使藤原富士麿。爲陸奥國司到任居。於城之東北上野原新營一社以。勸請大和國春日神祠。專祈　聖朝悠久國家安寧因之。以其地名。改小野田名春日里。富士麿者大職冠鎌足第二子右大臣從二位不以等弟三男式部卿正三位字合第六子近衛大將從三位藏下麿弟五男參河守貞作長子讃岐守村田其子富士麿也。性達文武作和哥。因以當社爲藤家祖神崇敬之。例月拜禮臨時之奉幣更無闕如焉。嘉祥元年丁卯富士麿秩充歸京。自後州史縣令歸敬當社。而蘋蘩之禮典如在。祭祠聊無怠慢矣。國々尊崇。以至誠有祈則無不靈應。鎭守府將軍陸奥出羽押領使藤原秀衡。亦尊信當社神德。修造宮殿祈念之。文治巳酉十月。柳營右大將賴朝。討藤原泰衡。後以伊澤左近將監藤原家景爲陸奥留主職。移居於宮城郡岩切邑高森寨焉。家景亦以藤氏祖神。尊崇當社之神德凝歸敬眸傾渴仰之頭逐年之禮儀猶嚴重也。累世相繼敬崇之。其苗裔留主上野之介政景亦尊敬之。春日神祠之經營雇梓近成土木之功。神威彌著靈應尙新也。天正十八年庚寅秋七月關白秀吉公。帥師到相模國小田原征北條氏政。于時政景在遐境。聘禮以及遲延。同八月令政景沒收所領地避居城。其後樵夫放火燎春日野凱風頻扇。餘焰覆社頭神殿忽作灰燼往昔所傳之社記神寶咸爲焦土。是以建假祠抱修造之志之日茲久然共單力難成功攢肩蹙額空歷星霜。于茲寬文元年乙丑冬十一月二十六日虎賁中將兼陸奥守藤原綱村朝臣。是之寄附祭田稔穀獲收神庫矣。於茲延寶元癸丑春正月巡山壓。卜定清淨之地。徙神祠於五城樓東北春日山翠微。爲其疆界也。潤山高林野鬱茂谿澗深沈。厥燥剛厥位面。陽良田廣盧。茂樹修竹。榮蔕前後左右矣。臨西則仙臺城樓卓出天外。嘯東肇則松島煙波映雲中。名區佳蹟盡屬睇眄。可謂勝絕靈境也。嗚呼繼斷興廢依舊圖新。督繩削墨神人戮力遐邇協力不日就功選令節計嘉辰同三月二十三日。恭奉遷新殿陳俎豆設禮典。春祈秋賽復舊時矣。

惟時延寶元癸丑年三月二十三日

天正十八年（皇紀二二五〇）以來假宮に鎭座する八十三年、延寶元年伊達綱村宮殿を造營して奉祠する、前記の古牒の如し。後ち歲星を經閱する二百餘年、明治九年三月二十四日復た山火に延燒し宮殿民戸焦土となる。祭式神事を缺くこと二ケ年、明治十二年工を起し宮殿を新造せり。社記左の如く錄せり。

社記。陸前國宮城郡春日村春日神社。往古承和十癸亥年從四位下行藏人頭按察使兼陸奥守藤原富士麿朝臣。爲國家鎭護奉勸請神也故舊村號改小野田名春日村。星霜已日久雨蝕露敗淸宮社殿。天正十八年冬爲樵火灰燼。延寶元年春伊達中將綱村朝臣復舊圖所營宮殿而禮典于茲年久矣所營其社殿。明治九年春三月二十四日爲樵夫放火山林燒亡而餘覆社殿及民屋燒延二十餘二家燒失爲焦土。於是有祭典闕二年間也。故達上聞給良木百餘樹。今年五月新督削繩墨成造營社頭建築功輝舊儀。恭祝祭之矣。

明治十二年五月十二日

神苑に北宮神社祭神大名持命を祭る。社は、文治二年藤原秀衡の祭る所にして、慶長十一年十月十八日伊達政宗の再建なり。山神社祭神大山祇命を祭る、寶曆九年三月十三日の建立、明治九年燒殿後洞岩を假宮とす。

封内風土記。春日邑。春日神社。傳云、此社舊在本郡鹽竈邑。本邑之界號一本松地。而聖武帝。神龜之頃。多賀城主勸請倭州春日大明神。其後藤原秀衡。伊澤左近將監家景以來高森城主。至留守相模守顯宗入道雪齋。累世造營之。爾來漸就荒敗、靈元帝寬文十一年。遷宮于本邑。後西帝萬治三年五月。邦君寄附祭田二石餘之地。北宮明神社。傳云。所祭大巳貴命。鹽竈一宮末社也。不詳何時勸請。

鹽松勝譜。春日神祠。附一枚田。寒澤泉。陶塲西南に在り、聞老志曰く。春日神社は春日村にあり。相傳ふ。大職官第七世從四位下陸奥按察使藏人頭、藤原富士麿。仁明帝。承和十年癸亥三月。陸奥國刺史となり。多賀城に居る。十一年甲子。春日神社を城北

上野原に建つ。後其職に任る者世之を祀る。押領使秀衡の時に至り、新たに造營、洲人益之を敬す。文治五年巳酉。源右將東征の次、伊澤家景を以て奥州留主職に補し、岩瀬村高森塞に居り。相繼て上野介政景に至り祭祠を怠らず。（一書。留主相模守顯宗入道雲嶽造營。天正十八年庚寅、豐公北條氏政を征す、政景不會の罪を以て采地を沒す、後修營を加へず。祠官祝吏咸散在す、加之野火に罹り、鼎彝文書一物を遺さず、小民小祠を立て、其迹を記するのみ。寛文十一年。肯山公此に移建し、遷禮を行ひ祭田を寄附す、一枚田中に塚あり、狐松を栽ゆ。鄉老曰く。肯肯公神祠を移建す、祠前に清泉湧く、土人淨地と爲し、請て祭田と爲し、泉口を塡し塚と爲し松を栽す、此田小鵜兒を憂むる處と爲す謀なり。寒澤泉は、神祠の西を經て、本村及近村の田に漑く、水味甚甘美なり。水を品する者郡中第一と爲す。金神祠一に荒神祠と爲す、相傳ふ。龜山帝。文應元年庚申。刀匠國安なる者創祠す、國安絕技刀劍を作る咸尤物なり。而して傳る所甚稀少なり、賞鑑家の未だ嘗て品評に入らざるもの惜むべきなり、彼の宅迹土中往々鐵滓を出す。

同　村【村社伊佐豆賣神社】　鎭座、飯土井。祭神、溝咋比咩命。祭日、陰九月九日。列格、昭和二年。社殿、神殿、間口六尺奥行九尺、拜殿間口四間三尺奥行三間、石間間口六尺奥行九尺、境内一反四畝二十四歩、境外山林六反九畝三歩。氏子二百三十戶。

社掌、富士澤兒藏。氏子總代、庄司辰三郎・鈴木仁右衛門・鎌田金右衛門・伊藤金三郎・阿部豐之助・高橋襲之助・伊藤德右衛門・古山孫十郎・鈴木榮助・鈴木清太郎。

【由緒沿革】　伊豆佐賣神社は延喜式宮城郡四座の一なり。昭和二年を溯る約一千二百四十余の昔、天武天皇白鳳二年（皇紀一三三一）伊豆佐賣神社に、圭田を奉りて神祠を行ひ給ひて社家巫戶の制を定められたり。夫より一百七十八年の後、文德天皇仁壽二年（皇紀一五一二）從五位下を授け圭田二十八束余を奉りしことあり、蓋し式內神社の小社たるが故なるべし。後世に至り式徵にして鹽竈神社の攝社に低したることありしも、その歲月及び由緒詳かならず。故に保田光則翁は其の著新撰陸奥風土記に、「鹽竈社の末社なりと云ふはいかゞ」と否定の意を漏らせしことさへありき。而して明治維新に神祇の制度を定むるに至り、官幣中社志波彦鹽竈神社の攝社に列したり。公書を轉載する左に。

其社攝社別紙之通相定候條、此旨相達候事。

明治十年三月二十一日　　內務卿大久保利通代理　內務少輔前島密

陸前國志波彦鹽竈神社攝社、冠川神社、鼻節神社、伊豆佐比賣神社、以上三社。

昭和の現代に至り鄉土の士民共に相諮りて村社剱格の議は決定し昭和二年五月五日神社維持方法の件は、如法の認可に接し、村社剱格の公示も亦歲月を出でざるべし。考證下の如し。

新撰陸奥風土記。伊豆佐賣神社。所祭溝咋比咩なり。天武天皇二年圭田を奉神祭を行へり。利府の驛の西に隣る、飯土井村の所なり。鹽竈社の末社なりと云はいかゞ。鄉人御姬の宮といふ。長者（九門）屋敷の北の岡に神祠在り、例祭九月九日。古昔大社也。古文按。風土記殘篇曰。伊豆佐賣神社。圭田二十八束封內風土記。飯土井邑。伊津薩姬神社。傳云。不詳何時勸請。古昔大社家。巫戶等、文德實錄云。仁壽二年七月辛未。陸奥國伊豆佐咩神授三毛田。從五位下。乃是此社乎。

鹽松謄譜。伊豆佐女神社。驛西五里路傍の丘上にあり、飯土井神社と曰ふ。延喜式に載す、宮城郡大社四坐の一、飯田氏郊居內菅谷村の丘は、往昔の社地なり、祭日九月九日。

因みに記す。神號の文字一ならず、拜殿の扁額に「佐豆佐賣」又神幟に「伊豆佐比賣」又封內風土記に「伊津薩姬」と記るせり。蓋し風土記は國音を漢字に換代して讀み容からしめたるもの乎、又神幟は前島內務少輔撰社の神號を採擇したるものならん歟編者は式內神明帳に依り神號を揭ぐ。大正十五年七月二十九日丹野利麻村長の調査意見書あり左に。

由緒に關する意見。本社は延喜式內の神社にして、往古は勅祭の神社なり。伊澤左近將監家景陸奥の留守職たりし當時は莊嚴なる禮典を執行し、東國鎭護の神として四民大に崇敬し居れり、萬治三年二月類燒に罹る、其後陸奥守藤原朝臣綱村卿神殿及び拜殿を建立し祭典を行はせらる。明治維新の當時神域は陣營となり建物等は破壞されしため、久數祭典の禮を缺く、明治九年村社に列し大正五年十二月神谷・菅谷・澤乙三熊野神社及び小刀神社加茂皇神社を合祀して春秋兩時の祭典を擧げ、氏子等は專ら維持經營

の道に勵み、同九年神殿及び拜殿神饌所社務所を新築す。神苑は四百四十四坪の面積を有し、高邱の地に鎭座す、利府町を西に去る十丁余、菅谷産野原町を離るゝこと東北二町、神域は周圍には二重の堤塲を繞らし西北に杉林あり竹林ありて神々しかりき。

同　村【村社染殿神社】　鎭座、同赤沼。祭神、大戸邊命。太苫邊命。祭日、陰三月廿四日。列格、大正十二年八月三十一日。神饌幣帛料供進格。

社殿、神殿横五尺堅四尺五寸、拜殿間口三間奥行二間、神輿堂間口二間半、奥行二間。長床横二間竪三間半。境内三反二畝廿五歩。氏子百戸。

社掌、富士溪兄彌。氏子總代、赤間乙五郎・桂島喜名治・櫻井忠次郎・鄉家庄次郎。

【由緒沿革】　往昔赤沼大明神。

松島村【村社紫神社】　鎭座、高城字明神。祭神、天御中主神。祭日、陰暦九月十九日。村社列格指定、明治五年九月。幣帛供進指定、祈年祭二月十七日八圓、例祭十四圓、新嘗祭十一月廿三日八圓。

社殿、神殿一間四面。拜殿間口四間奥行二間四尺。鳥居一基。境内三百五十一坪。氏子千三百十四戸。

社掌、高橋信助。氏子總代、大宮司雅之助・千葉清右衛門・右衛門・佐々木利藏・佐藤一學・赤間清十郎・秉石勘兵衛・菊地滿記・赤間吉次郎・澁谷太市・島田八百治・今野昌治・內海德藏・千葉金五郎・戸石圭市・櫻井桃治・櫻井熊治・菊地秋之進・遠藤喜一郎・赤間壽喜治。

【由緒沿革】　古の松島明神なりしと、山岡志摩蛇ヶ崎を領せしとき、紫山に遷座して奉祀せしにより、紫明神の神號に成せしと、境内に古來八坂神社の社祠を鎭座す、明治四十四年七月十八日、八幡・諏訪・愛宕の三社を合祀せり、由緒・起因・經歷等は擧げて既刊の各書に詳かなり、轉載抄錄する下記に。傳記。本社は天御中主神を祭神とす、其の創立は何れの時代なるや詳ならず。昔時は松島明神と申し蛇ヶ崎梨木平に鎭座せり、人皇八十代高倉天皇の治承四年現在の地に遷座し奉りて村崎明神と改めたり、文治年間源廷尉義經東下の砌野山下の清泉にて佩刀を

磨きたることあり。時恰も暮春にして境內幾百株の藤花今を盛りと咲き亂れ爛漫たる光景紫雲の棚引けるが如し。廷尉觀賞して措かず偶かぬ眺めに旅情を慰めけり、折ふし「村崎」の藤花の「紫」に通ふより紫明神と改稱し奉らばやと祈願してより之の名に改めたる由風土記に見えたり。祇水の名も亦刀を磨したるより起れりと今尙口碑に殘れり。

爾後四百有余年の星霜を經て德川時代に至る間に於ける變遷は考證するに由なしと雖も社運の衰微に傾きたるは想像するに難からず。其の後火災に罹り本殿及び拜殿を改築せり、石礎の礎石に寶曆三年と刻みあれば改築の擧は德川中世以後のことなるべし。兩部神道の法印の管する所なりしも毫も垂跡の面影なく純然たる神社の体面を維持し來れり。拜殿正面の「紫雲山」と大書せる額は文化十年正二位大納言建房卿の筆にして江戸の豪商奈良屋吉兵衛の奉納するところなり、當時本社の威德の名聲遠近に洽く世上の信仰の厚かりしを知るに足れり。開老志。松島明神。在高城驛西樹林中。鄉鄙曰之紫明神。未詳祭何神焉。或曰松島明神。以在桂華島爲是。然以方隅取之。則豈阻遙海離平陸者。爲鎭護地主哉。當以此神祠。爲松島地主也。風土記。紫明神社。傳云。往古稱之。曰松島明神。不詳何時勸請何神。

鹽松勝譜。松島明神祠。高城驛西北砥泉の北頭に在り。山蒼と紫藤多し、故に紫山と曰ふ、山鼻を膝崎と曰ふ。山上の樹木鬱葱、祠は其巓に在り、是れ鹽廟枝祠の一なり。相傳ふ、太古此神鹽神に從ひ鹽を製す、或は曰ふ。天御中主尊なりと、土人之れを紫明神と稱ふ。傳へ曰ふ、神紫色を惜む、故に松島及高城驛の人、相警めて服の紫色を禁す、犯す者必ず神罰ありと、祠蒼と松島蛇ヶ崎の上に在りと、蓋し蛇ヶ崎は、蒼山岡志摩の食邑、故に其家臣此祠を尊崇し、歲時必ず祭祀す、志摩卒後家臣離散す、而して高城驛に徙りて農と爲る。後祠宇荒廢す、故に村民相謀りて松島に移す、今の地に徙さんことを乞ふ、山下に道士ありて居る、五色光院と曰ふ、祭祀を掌る、其家古笈及び古刀を藏す。相傳ふ、文治中源義經東國潛行の日、持らす所なりと。又役の小角繪く所の不動の像を藏む、未だ其眞否を詳にせず、而して筆を用ゆる色を觀るに非るなり、余を以て之れを視る、則ち唐宋名手の作る所乎。祠の西の山の巓に相續きて古城蹟あり、何人の居る所たるを博へず、北に城門の址あり、之れを北門と謂ふ、側に大日如來の堂あり、亦た古城主の置く所なりと云ふ。

紫山神祠。源五城。華屏三十丈。寧可衆山群。將問靈宮處。時々見紫雲。

日本古事選。葛城金峰山之間。今役鬼架石橋。更數日猶未成。小角大怒。呪咀役鬼。

小角得山終不歸。巢鳩。仙跡誰能追役鬼。草廬。一夜長橋驅石成。蹈海。韝管鬼神役小角。小草。苔封韝鬼窟支衙。

浦戸村【村社神明社】　鎭座、寒風澤濱字和山。祭神、天照皇大神・豐受皇大神。祭日四月三日、陰九月九日。村社指定明治卅九年。幣帛料指定、明治四十年四月。

社殿。神殿一間四面。拜殿間口三間奥行一間三尺、參籠所間口五間奥行二間。境内五百四十七坪、氏子、百二十戸。

社掌、鈴木理吉。氏子總代、土井栄太郎・相澤末吉・伊豆清次郎・長南貞助。

【由緒沿革】　寒風澤御臺場の東方、白砂青松の間、波打を洗ふ岬角をなせる高丘に祀る、地を神明林といふ、傳に應仁年間楠氏の遺臣某この島に流寓せし時建立したるものにして、其の後寛永年間に至り、豐臣氏の遺臣某この島に來りて、伊勢兩宮及この神明社を尊崇せしが、一夜寒風澤の東南に當りて異光を認め、現場に行きて燦然たる一物を拾ひ袖の裏にて持ち歸り神棚に安置して、疑に就きしに、その夜枕頭に白髪の老翁現はれて、爾伊勢兩宮を尊崇すること篤し、故に神璽を授くと言ひ、姿は暗に消えたり、故に其の神璽を神明社に奉納せり。明治三年五月宮社腐朽破損せしを以て再築せしは現在の社宮なり。諸國の航海者は船舶の出入毎に海上安全を祈る。

第二章　佛閣

第一節　寺院

第一項　郡内宗派

大正十年本郡郡勢一班の所報に據れば、曹洞宗四十ケ寺院、臨濟宗三十三ケ寺院、淨土宗八ケ寺院、眞宗六ケ寺院、天台宗三ケ寺院、眞言・黄蘗の二宗各二ケ寺院なり。合せて九十三寺院なりとす。而して二町十二ケ村に安置する宗派別の寺院の計數を表示する下記の如し。

	曹洞	臨濟	淨土	眞	天台	眞言	黄蘗
原町	三						
廣瀬村	七						
根白石村	六						
七郷村	一						
七ヶ濱村	二	四					
岩切村	二						
松島町	三	二					
鹽竈町	三						
大澤村	三						
七北田村	四	一					
高砂村	二	二					
多賀城村	四	四					
利府村	三	二					
浦戸村	三						

一、曹洞宗

【護國山國分尼寺】　原町南目字新屋敷。本尊、正觀世音菩薩（木刻立像）本山、明峰派仙臺龍泉院二世明屋和尚、元龜元年入寺開山。

伽藍、本堂間口九間奥行六間三尺、開山堂間口、奥行、庫裏間口十間半奥行五間三尺、境内千百八十八坪・境外所有耕地四反一畝十五歩、檀徒、百三十五戸。

住職、田村忠弘。檀徒總代、村田榮四郎・阿部彦一郎・阿部卯三郎・吉田勘四郎・伊藤倉之助。

【由緒沿革】　聖武天皇の勅により天平十三年法華滅罪の法を修するがため、諸國に國分寺と共に創立したる古刹なり。爾來平安鎌倉・吉野・室町各時代を閲歴し、安土桃山時代の末期元龜元年に至る、八百三十年間の有爲轉變に、天台宗より禪家の曹洞宗に改む。後又三百五十八年の歳月を累ね、大正十五年開山堂を新造し、伽藍塔堂を修理し了れり。護國山の記錄を拔抄する下に。

由門。記錄聖武皇帝天平十一年創建觀音大士之靈場。國分寺奥院也。本尊觀音亦天平所造。而歷年之久既朽損。今所安者惠心僧都所刻也。正親町皇帝元龜元年。遂以尼寺爲禪院。使明峯派龍泉寺第二世明屋和尚開祖。境内往古三百間。後水尾皇帝寛永以來。有

縱六十二間余横五十間余。故往古觀音堂遺址在境外。而圃中築長八間。横六間二尺之塚。寺内有和賀主馬之輔源忠親之墓。中御門皇帝享保七年　伊達獅山同昔山遺命同雄山。祈冥福使寺僧讀普門品經三十萬卷。三年而終功。

國分尼寺は法華涅槃の滅罪宗にして、國分寺の鎭護國家の金光明寺と同時に創建せられたるものなり、その創建の歳星に就ては古今の先哲多くは聖武天皇天平九年なりと、記錄しあれど恐らくは訛傳なるべし、聖武天皇の發願は天平十三年の二月十四日なり、他國は姑らく措き陸奥國宮城郡に建置したる國分寺と國分尼寺は、惟ふに天平十九年以來早くも三年以内と假定するも天平勝寶の時代なるべし、石川年足を陸奥國に遣はし特典を郡領に充せしことあり、考證左に續日本記十七。（天平十九年）十一月己卯（七日）詔曰。朕以去天平十三年二月十四日。至心發願。欲使國家永固。聖法恒修。遍詔天下諸國、國別令造金光明寺。法華寺。其金光明寺。各造七重塔一區。並寫金字金光明經一部。安置塔裏。而諸國司等怠緩不行。或處寺不便。或猶未開基。以爲。天地災異一二顯來蓋由茲乎。朕之股肱豈合如此。是以。差從四位下石川朝臣年足。從五位下阿部朝臣小島。布勢朝臣宅主等。分道發遣。撿定寺地。並察作狀。國司宜興使及國師。簡定勝地。勤加營繕。又任郡司勇幹。堪濟諸事。專令主當。限來三年以前。造塔金堂僧房（堀本宮木作僧坊）悉皆令了。若能契勅。如理修造之、子孫無絕。任郡領司。其僧寺尼寺水田者。除前入數已外。更加田地。僧寺九十町。尼寺四十町。便仰所司墾開應施。普告國郡。知朕意焉。又勅。天下諸國。或有百姓情願造塔者。悉聽之。其造地者必立伽藍院内。不得濫作山野路邊。若備儲畢。先申其狀。

【江國山陽雲寺】　原町南目字町。本尊、藥師如來。本山、明峰派木ノ下國分尼寺二世達永正信和尚、慶長二年（明細帳天正十七年二月）開山。

本堂兼庫裏、間口七間奥行二間半。境内、四百七坪、境外所有地、耕地宅地計八反一畝廿九歩。

住職、清野愚學。檀徒總代、遠藤榮三郎。庄司學太郎。庄司正。武田清治。木皿勘左衛門。

【戸佛光山大蓮寺】　原町小田原。本尊、五智如來。本山太源派北山輪王寺柏巖獨否和尚寶曆二年三月再典開山。

本堂兼庫裏、間口七間奥行二間三尺。境内四百三十九坪、境外所有地、二町八反八畝十二歩。

住職、五十嵐穆。檀徒總代、渡邊幸藏。加藤庄太郎。日下篤治郎。

【正覺山彌勒寺】　廣瀨村下愛子字栗生。本尊、釋迦如來。本山、明峰派仙臺保壽寺、寛永十二年三月果全和尚開山。

本堂、間口六間奥行四間、庫裏、間口四間半奥行二間半。境内二反二十四歩、境外山林八反五畝歩。

住職、大窪悅禪。檀徒總代、庄子伊名藏。石垣常治。庄子忠左衛門、佐藤十郎。

【泰青（又盛）山安養寺】　廣瀨村下愛子字元木。本尊、彌陀如來。本山、太源派松音寺、慶長十三年十月靈堂和尚開山。

本堂、間口七間奥行五間。庫裏、間口五間奥行三間。境内二反七畝十二歩。

住職、西山禪貞。檀徒總代、安達益吉。澤口寛藏。早坂丈助。庄子庄松。庄子仁助。佐藤儀藏。佐藤五郎兵衛。菅井今朝治。

【中澤山光西寺】　廣瀨村熊ヶ根字中澤。本尊、地藏菩薩。本山太源派仙臺松音寺、八世喜丹全應和尚開山元和六年七月。

本堂、間口三間半奥行二間、庫裏、間口四間奥行三間。境内千六十六坪。

住職、時水宗道。檀徒總代、高橋丑藏。渡邊力之助。相澤源治。

傳記。當寺開闢元和二年三月開山喜丹全應和尚なり于時豪姓藤原某なるものあり深く佛乘に歸し常に地藏菩薩を信じ遂に壹字を建立し全應和尚に請ふて開山とし自ら和尚に隨從し天命を以て終るこ云。

【癸壬山興禪寺】　廣瀨村熊ヶ根字町。本尊、阿彌陀如來。本山太源派仙臺松音寺八世喜丹全應和尚、天正十七年五月開山

本堂、間口六間奥行三間半、庫裏、間口四間半横三間半、境内七百九十四坪。

住職、兼務住。檀徒總代、石垣多利右衛門。佐藤榮助。石垣寅吉。

傳記。天正年間國分盛重伊達氏の敗績に遇ふ十余の侍從を伴ふて此地に潜居す于時同三年壹字を創して開山を松音寺八世全應和尚に請ふて更に一寺と爲し盛重遂に此地に終つて墳墓存在せり。時の侍從は其の耕夫と成るとかや。即ち今當寺檀越に而僅に老翁の語話に傳ふるを記する。

【南森山同慶寺】 廣瀬村上愛子家二軒在家。本尊、釋迦如來。本山太源派北山輪王寺七世目諸總（又宗）鷲和尚、文祿二年二月開山。

本堂兼庫裏、間口三間奥行二間。境内三百坪。

住職、笠松大願。檀徒總代、庄子平治・庄子榮五郎・小山金五郎・明治八年三月火災のため、堂宇什器等悉皆烏有となる。

【檜倉山與源寺】 廣瀬村作並字宿。本尊、觀世音菩薩。本山明峰派仙臺龍川院武山正藝和尚、天正十二年三月開山。

本堂、間口六間奥行四間、庫裏、間口五間奥行三間。境内四百三十三坪。

住職、阿部良駿。檀徒總代、荒井新左衛門・伊藤甚三郎・庄子新藏。

傳記、創立の年號と其事由を詳かにすること能ずと雖ども往古此の土に平賀源藏なる者館を構ず時創立する處と云ふ。抑も平賀源藏の舘跡は寺の邊東に當り相阻ること二百歩許にして少しく岡丘あり豫め此寺の開山は武山正藝と云る僧にして連綿以て今年に至る。

【青雲山龍角寺】 廣瀬村上愛子字大針。本尊、釋迦如來。本山太源派仙臺江岩寺二世旦庵（別本光朔）和尚、寛永八年三月開山。

本堂、間口五間半奥行四間半。庫裏、間口四間半奥行三間半。境内六百五十六坪。境外耕地及原野九反九畝二歩。

住職、欠。檀徒總代、庄子長吉・石垣作藏・早坂庄作・高橋利吉。

傳記、寛永八年江岩寺二世旦庵和尚は、山間僻陬の蒙民を化導せらる。殊に當村の男女老幼となく師の止らんことを請ふ、師も又夙緣の厚を歡んで聊か衣資を減じて、一庵を創し自ら開山と成り更に江岩寺の閑居庵となせり。

【藥王山長泉寺】 大澤村芋澤字鹿野。本尊、藥師如來。本山、仙臺太源派江岩寺二世旦庵光朔和尚、寛永八年三月入寺開山。

伽藍、本堂四間四面、庫裏間口四間三尺奥行二間三尺。境内二百三十一坪、境外所有耕地二反五畝廿三歩。檀徒、八十軒。

住職、眞山登一。檀徒總代、東海林儀左衛門・庄子松右衛門・大竹長作・庄子養五郎。

【由緒沿革】 明治十七年二月火災に罹り、什器寶物記皆失ふ。因みに本尊一說に大日如來。

【大倉山青松寺】 大澤村大倉字下倉。本尊、正觀世音菩薩。本山明峰派向山宗禪寺祖翁如隆和尚、天文九年八月廿四日入寺開山。

伽藍。本堂、四間四面、庫裏間口四間奥行三間。境内三百七十五坪、境外所有耕地一反八畝八歩。檀徒三十軒。

住職、渡邊哲宗。檀徒總代、結城勘左衛門・新田長八・荒井久太郎。

鄉土誌。一青松寺は大倉字下倉にあり天文元年八月二十四日の開基にして其開祖を岳翁如隆和尚と云ふ大倉藏人の菩提所なり第三世笑外壽圀和尚大に寺格を擴張し曹洞宗の教理を普及し衆生を濟度し頗る禪道に熱誠の僧なりしと云ふ其附近山中に庵禪堂、山居などの跡今に存在せり維新前は數十丁歩の山林を有せしも明治二年二月十日堂宇祝融の災に罹り無住となり且住僧なきと維新の變遷を奇貨とし檀家結城某なるもの寺の山林を悉く自己の有に歸せしめ僅かに寺跡のみを存せり森札田なる僧之れが再興を計り檀頭關庸孝、荒澤清作等と謀り檀家を鼓舞して數百圓を募り明治二十四年四月二十四日寺堂を新築し大に恢復を謀れり然れども寺財産たる山林は既に失ひ僅かに舊藩士中村氏祖先供養の資として寄附せる田地壹反九畝拾五歩と檀家二十四戸を有せるのみ斯くては永遠維持の資なきを憂ひ現今の住職渡邊哲宗檀頭關源五郎菅澤與右衛門等と謀り數百金を醵出し數丁歩の山林を購求し數千本の杉樹を移植し以て寺維持の基本となせり。

【大柱山滿與寺】 根白石村根白石字町西上。本尊、釋迦如來。本山、山形縣松嶺總光寺道雙法嗣梅雪禪東（別本に洞又は頭）永德二年入寺開山。

伽藍。堂宇間口八間奥行四間。境内五反七畝十六歩、境外所有耕地一反二畝十八歩。檀徒、四百七十戸。

住職、時活宗。檀徒總代、藏田源之進・鴇田傳吉・庄司萬右衛門・熊谷敬治・庄司清五郎。

【由緒沿革】宗祖承陽大師七世の法孫禪洞和尙の開山にして、永德二年（皇紀二〇四一）又風土記に、嘉慶二年（皇紀二〇四七）と錄せり。その差纔かに七ヶ年のみなり、當時の曆號は吉野時代に於けるを、所謂る北朝の曆號を用ゐたり、永德二年は南朝の弘和二年、又嘉慶二年は南朝の元中元年に相當せり。

封內風土記。大桂山滿興寺。曹洞宗羽州莊內總光寺末寺。傳云。後小松帝。嘉慶二年振雪和尙開山。寄附十二石餘之地。

明治十二年住職佐藤隆法は、檀家惣代熊谷七郎及び戶長鷲尾榮三郎連署し、明細帳を知事に進達せしことあり、抄錄下の如し。

當寺開闢之義は永德年中、本山之義は羽州庄內松山總光寺直末寺、開山は右總光寺道雙和尙の弟子椿雪禪頭和尙、創立開基之義は伊達政宗有故堂宇等迄御普請被下、其外御知行として壹ヶ貳拾文之處、御代々御墨印御朱印所持仕候。明治二年に到る知行上地相成申候。政宗公之御位牌自分安置致在候。住職之義は當今に到迄連綿として、無斷絕其外仕事無御座候。

【虛空藏山大滿寺】根白石村小角字大滿寺園。本尊、虛空藏菩薩。開山明峰派七北田洞雲寺實底禪秀和尙、寬正元年八月入寺開山。

伽藍。本堂間口六間二尺五寸奥行六間二尺、庫裏間口十間三尺奥行五間三尺、境內五反九畝十六歩、境外所有山林六町五反八畝十二歩、檀徒二百十戸。

住職、佐藤覺心。檀徒總代、伊東邦治・永野藤右衛門・伊藤久治郎。

【由緒沿革】明細帳に、享德三年七月祥秀開山なり、と今は姑らく風土記に由る。古內家の菩提院なり。

封內風土記、大滿寺曹洞宗。本郡七北田邑洞靈寺末寺。寬正元年實底禪秀和尙開山。寄附二十四石餘之地。

【頭陀山見松寺】根白石村西田中字朴木山園。本尊、阿彌陀如來。本山、道雙派根白石滿興寺高安玄祥和尙、天文元年八月入寺開山。

伽藍。本堂間口六間二尺五寸奥行六間二尺、庫裏間口十間三尺奥行五間三尺、境內五反八畝十二歩、檀徒二百十戸。

住職、小林慶壽。檀徒總代、針生勘之丞・早土豐治・早坂長七。

【松森山東泉寺】根白石村福岡字台。本尊、阿彌陀如來。本山明峰派仙臺寶壽寺六世天震盛存大和尙、元和八年正月二十二日入寺開山。

伽藍。本堂間口六間三尺奥行四間三尺、庫裏間口二間三尺奥行二間、境內二反八畝十四歩、境外所有耕地八畝十五歩。

檀徒百六十戸。

住職、眞山智道。檀徒總代、菅原長助・早坂今朝治・鴇田橘藏・菅澤周藏。

【由緒沿革】資料に、正保三年無山忠林和尙開山、元和年間燒失のため、元和八年再興あれど、正保は元和後の曆號なれば正保の開山を否とす。明治六年七月大般若經六百卷を購入し、方一間の經藏を建つ。

【彌陀山林泉寺】根白石村實澤字寺內。本尊、觀世音菩薩。本山太源派北山輪王寺胖印和尙、文明二年四月入寺開山。

伽藍。本堂間口七間三尺奥行五間三尺、庫裏間口七間三尺奥行四間三尺。境內五百五十四坪、境外所有耕宅地山林計四町九反三畝歩。檀徒、二百六十八戸。

住職、鈴木襄山。檀徒總代、石川今朝治・赤間幸治・高橋太郎左工門・渡邊文治。

【由緒沿革】山邑坂主山內須藤刑部少輔藤原定信の墳墓あり。

【朴澤山興禪院】根白石村朴澤字南。本尊、虛空藏菩薩。本山道雙派本村滿興寺四世慶喆和尙、天文十一年二月入寺開山。

伽藍。本堂間口六間三尺奥行五間。庫裏間口九間奥行三間三尺、境内三百二十五坪、境外所有耕地九反一畝二十九歩。

檀徒二百四十戸。

住職、千田禪岳。檀徒總代、小野武右衛門・樋渡寛治・佐藤太郎。

【由緒沿革】開山の曆號一ならず、明細帳に、寛正二年二月に記せり。又本尊、明細帳に釋迦牟尼如來と錄せるも、今は姑らく提出の資料に因る。尙ほ緣起を轉載する下記の如し。

緣起。當寺は朴澤の地頭朴澤加賀守の開基にして天台宗なりしに一時大破したるを以て天文十一年滿與寺四世慶詮和尙は、朴澤氏に謀り、曹洞宗に改め、朴澤山與禪院と號し慶詮和尙を開山とす。同寺は正德四年根白石村朴澤字寺山に在るを現地に移轉す。文化六年全燒す。翌七年五月還山和尙、本堂庫裡外諸堂とも再建す。同寺本尊虛空藏菩薩は、朴澤加賀大坂出陣に當り、右尊像を守護佛として所持出戰マ戰止み歸舘するや、自我像を造り尊像と共に佛供米料に田地八段を添へ同寺へ返還安置す。尙同尊像の御利益には子供の夜泣・百日風・大小人の夜盲人等にして心願すれば利益多しと云。

【龍門山洞雲寺】七北田村山の寺。本尊、毘盧遮那佛。本山明峰派加賀國石川郡野田村東香山大乘寺三世明峰素哲和尙、曆應元年入寺開山。

伽藍。佛殿、七間三尺四面。開山堂、七間四面。庫裏間口十三間三尺奥行七間。山門五間四面。通天間口三間奥行二間仁王門間口四間三尺奥行三間。境内千九百七十五坪、境外所有耕地原野山林計九丁六反六畝三歩。(內山林五丁三反五畝十三歩)。明治十九年國有林より編入)。檀徒百三十戸。

住職、長澤玄海。檀徒總代、若生直治・本郷金治・針生勇治。

【由緒沿革】昭和二年を距る一千二百二十五年、慶雲年間(大寶四年五月十日元を慶雲に改む、その五年正月十一日改曆和銅)釋定慧の開く所にして、運葉山圓通寺と號す。定慧は大織冠鎌足の長子、亟相不比等の兄なり、白雉四年入唐長安に抵り慧日寺の神泰に謁し、居ること十年朝に歸る、時既に老父鎌足薨ず。定慧在唐の日父に見ゆ、「汝當さに梵刹を建て佛乘に修すべし、吾も亦此に降りて擁護せん」と一場楠河の夢は鎌足の垂薨と日時を一にす。定慧先づ阿威山に登りて父の遺骸を談峯に改葬し、十三級層の塔を建つ、了りて錫を諸國に巡らし、九十九谷九十九峯の淨地は、恰かも蓮華蓮葉の形相なるにより山號を蓮葉山と冠稱す、時俗稱して佐賀野寺と云ふ、傳へて千熊夫後ちの田村將軍の學道なりしと、即ち今の龍門山の前身なり。慶雲を距る約百五十余の後ち、平安朝の初期天安・貞觀時代に慈覺大師錫を留めて、嵯峨野寺の荒廢を挽回し、金剛胎藏兩部の道場を開闢し、毘盧遮那佛の尊像を安置し、嵯峨野寺の冠稱を改めて、「山の寺」の稱號江湖に喧傳し、今尙山の寺の名稱を垂傳するに至りたるは、昭和を距る概ね一千六十余年の往昔に屬せり。故に慈覺大師の足跡を卽せる芳殿を稱して、山の寺と仰ぎ古刹は、本郡の山の寺を始めとし、南部に圓通寺あり、又最上に立石寺のあるあり、況して立石寺は大師示寂の涅槃地なりしと云ふ。大師東奥巡錫の芳蹤は現在の山の寺に藉りて確認せられたり。

たゞ本郡七北田に現存せる山の寺開闢の年次の差と曆號の異あるのみ。寺門の傳記先哲の諸書倶に皆云ふ「弘仁年間の開闢なり」と。蓋し遂遠の久しき舊記傳說の訛傳なるべしと思惟す。爾か惟はゝ、諸點を史實に徵して釋明を試る編者の責務なるべし。換言すれば山の寺の開闢は、弘仁年間にはあらずして、夫より五十年の後ち天安・貞觀年間に在りと謂ふに歸結するに在り。

弘仁五年(皇紀一四七四)は大師二十一才にして傳教大師に就き得度し沙彌戒を受けたるときなり、夫より具足戒を受けて後ち、承和五年(皇紀一四九八)六月藤原常嗣に從ひ唐に入り、梵學を宗叡に、密教を全雅に、摩訶止觀を志遠に、金剛界の大法を元政に受け、更らに青龍寺の胎藏灌頂場に、微細の儀軌と蘇悉地の大法を學びて、承和十四年に歸朝せり。弘仁五年より承和十四年に至る三十四年間修道に勤む、錫を東奥に巡らる時代にあらず、弘仁年間の開元を否認する所以を叙する概れ上記の史實に基づく。

大師の東奥巡錫は、天安元年(皇紀一五一七)より貞觀六年(皇紀一五二四)に至る八年の間なるべしと雖ども、最上の山の寺をして大師示寂の地なりとせば、寧ろ貞觀年中と推定するを穩當とす。大師の示寂は貞觀六年正月十三日なり。何故に天安元年を東奥巡錫の出發年次に推定したる乎、天安の前年は齊衡三年なり、此の年文德天皇冷泉院に於て金剛胎藏兩部の灌頂を受け、西宮太后亦其の法を受く。大師灌頂修法の後、石墨草筆を書し、四種の三昧を修め、所書の經を塔に藏むる時代に至りて初めて錫を東奥に巡らしたる史實に徵すれば、齊衡の翌年天安以後の曆號なるべしと思惟す。蓋し大師留錫時代よりの安置なる青龍寺にありしとき、毘盧遮那經中の眞言の印契を學びしことあり、毘盧遮那佛を本尊と崇むる、るべし。

延元三年（皇紀一九九八北朝暦應元年）明峯素徹禪師東奥巡錫、國分領主盛胤禪師を請じて、山の寺の古刹を復興し、天台宗山門派を改めて曹洞宗明峯派に改め、龍門山洞雲寺と號す。

應永七年（皇紀二〇六〇）梅國祥三禪師山に入りて法門を振興し、領主國分修理介盛行の外護に、七堂伽藍を新營し、塔頭二十五坊を建立し、一百一ヶ寺の末寺を有し、轉衣出世の大道場となる。二十五塔頭の號名左に。

龍月院・泉龍院・江北院・江西院・景雲院・當陽院・瀑泉院・瑄溪院・石苔院・長禪院・江南院・松隣院・心月庵・松吟軒・蕙岩軒・林兵院・龍雲軒・安盛軒・栗棘院・嶠澤院・龍居院・青岩院・得月院・觀藏院。

梅國祥山禪師法門を興振し中興開山となりし以來、世は戰國時代に移る、明應・文祿年間兩度の火災に伽藍燒盡し、續いて國分家は領主權を失ふに方り、殿宇衰廢して住僧なし。

享保十四年（皇紀二三九〇）北山輪王寺廿二世牷蓍行寧和尚明峰梅國二師の遺蹤を敬慕し、普ねく喜捨を請ひ且つ藩廳に外護を需めて、重興を發願し、行乞の業を行ふ。全文を轉載する下記の如し。

奥州仙臺府宮城郡國分七北邑龍門山洞雲禪寺重興托鉢化緣疏並序。

予曾傳聞奥之洞雲者。明峰之道場也。而國梅之道方振于茲。意竊慕二大師之遺蹤矣。先受國命住持輪王。則地之相違僅十里許間。或登陟也數矣。寺蓋三百餘年所中間罹災。殿堂雄偉化作一灰燼燼而成成而燼矣。官之再營大殿獨然乎荒寂之間。祖墻苔蝕艸棘在目。各院纔尸香火耳。予嘆而謂吁古之顯赫今胡爲微哉。竟以復古爲意。庚戌之秋與議訴狀于吾大藩侯。藩侯曰。洞雲者吾國之古刹也。其有請乎。乃諾而賜焉。予欣然竟以斧斤委之吾徒。吾徒之能者拙者强者黠者。分之所宜不辱職事。爰鳩工相材運土裂巖也懋矣。然予之寒窶一鉢。安有咄嗟而輝之哉。今遵例七佛。等慈循乞行化于人間也。冀大小支院既且遠近士庶。損其有餘以補此不贍也。則二師之遺風餘烈。尙存焉者乎非邪。布告以疏疏曰。

奥區千古靈地。佳麗九十九之谿山。若耶五傳正宗。蔚茂一百餘之支院。

黎庶各所睹。雲仍誰不欽。

三師唱道地山鳴谷應。聲欬如聞。二蛇得戒窟雲暖風羶。肉牙猶在。

茲如亢竜有悔之時。中罹舞馬成變之日。棟宇再成。七八間之瀟灑。鐘鼓一絕。二百之年荒凉。寧也。有志復轍。無資幹蠱。台命今迨爰降。堪荷王臣外護之重。卑願曾愜不苟。何辭叢社中興之勞。所宜先也鼻祖影堂。九仞山始自一簣。可敢後耶醫王寶殿。千人帳須藉衆毛。分衙聊募化。檀曰少破慳。揮金散花。先賢之作可則。掩泥負土。古佛之心勿欺。冀克家箕裘。經之營之同護法。暨闔國緇白。遠者近者齊助緣。擧措隨分。多寡詎論。安知今之洞雲古之洞雲也。而且古之龍門今之龍門焉。

時。享保十六辛亥孟春上元日。輪王杜多寧牷蓍平書。

奥州仙臺府宮城郡國分七北邑龍門山洞雲禪寺結華嚴社緣起。（碑は向つて右にあり）

原夫。一乘圓教大方廣佛華嚴經者。乃毘盧遮那如來於菩提場。始成正覺七處九會稱性極談。是如來果海。又群生性源因果。交徹事理圓融行布。不礙圓融。圓融不礙行布。塵含法界。念包三世圓滿眞詮。不可思議。雖然漢土德露吾國緣薄。何也願行柔弱。性根昧劣。不信初發心時便成正覺儻信此經其功莫大甚深難測。使一人人。不動一步經歷一百一十城。使一筒筒。不起一念。參見五十三知識。予少年時恭初聞此經之尊勝。不覺舞踏厥尊勝意。謂唐太宋皇帝問孫思邈云。朕欲讀佛經何經爲大。邈曰華嚴經佛所尊。大帝云別必大經。何故此經獨得大乎。邈曰。華嚴法界具一切。於一門中。演出大千經卷。然則餘經乃華嚴中之一門耳。帝方信悟乃受持華嚴一乘秘教。又聞一滴鹽水。津濟群生四句偈言破滅地獄予聞此事籲發小信。常讀誦要品。至老而不怠。此時矢志。願於所行處。效卓菴之僧。而教授題目。於所住處。效聚沙爲佛墖。而造建寶塔。無佛處作佛。若蟾桂影現於千江。無法處說法。如空谷音應於萬口。予幸今重興三百年來荒頹古刹。奥之仙臺龍門山洞雲禪寺。緣丐人間殿宇僅成。雖然佛殿未備。當時規模難行。是以辨心。竭意營求。仰憑衆力之贊成。所以是與衆人。欲生生世世。同登華嚴玄門。在在處處。共入毘盧性海。因起華嚴社。永結般若緣。予或時語二三子云。只恨老羸力疲。不堪搬土拽石。却愧顢預佛性。打瞎睡三昧。二三子肅然曰。是何謂歟。古者道。莫道教門無驗。只恐人心不堅。予合掌云。信哉此言也。有感應無願不從。是非予之方便門。即佛之無上道也。大家若齊辨肯心。同結華嚴法社。謹白。

時。享保十七壬子十一月十八日。龍門再中興獨住第一世寧牷蓍平書。洞雲寺佛殿建立再托鉢行化偈。

佛勅幸隨七佛例。杜多循乞願無窮。賢長者子若頭意。華嚴玄門開鉢中。

元文第四龍集己未九月念三竜門重興一世牷蓍叟斗書。

【寶器什物】享保再興の牷蓍禪師は德高く學深く、殊に能書に名高き禪智識の住僧なり。山門入口の右に自然石あり「山寺」又佛殿

楣間の扁額「遠那殿」又佛殿左右の聯字も、皆此れ牮菴禪師の墨痕なり。又本寺に藏する所の寶器什物中、或は史蹟に關する建造物考古史上に稗補み興ふるものなきにしもあらざるべし。佛殿に向つて右側に、蘚苔に掩はれ、又霜雪に襲はれ、字体も殆んど欠罰して讀み難き、一基の四方碑が存立あるを覩る、之れぞ、山の寺中興獨住第一世牮菴禪師が、享保十七年（皇紀二三九二）自撰自書の緣起碑である。昭和二年を溯る一百九十六年前の古碑なり、（前文これなし）

觀迹聞老志。其所藏一曰舍利。二曰觀音。三曰藕絲袈裟。相傳應永帝（後小松帝）所賜也。四曰香盒。五曰菩提樹數珠。六曰鈴。七曰唐畵。八曰蠍牙。九曰靈石。

山の寺舊記。白狐觀音。閻浮檀金佛。釋迦之袈裟之片。佛舍利。酉亥作佛。毘首羯磨作佛。燕覺大師作佛。同名獨鈷。悪心之作物春日作三面大黒。明峯之法衣。龍之爪。蛇の齒。蛇之鱗。天狗之爪。獅子之皮。鬼之臼。駒之角。粟田口吉光之小短刀。豹之爪飛龍之爪。三代將軍坂上田村麿の觀音佛。定慧安置の藥師銅像。傳教大師の三寶荒神。運慶作の出山の釋迦像。傳教大師作の三面大黒と御開基吉村公の官名及御壽影の眞筆等なり。

封内風土記。（前略）名取川雪水漲來不能渡之。躊躇河邊。時有一夫來曰。禪師不知此川之淺深則不能濟。我扶之乃貧禪師濟之。禪師悦問曰。卿何處人。彼夫答曰。自是以西宮城郡國分莊市名坂邑佐藤藤左門者「今其子孫在七北田驛」也。作夜詣竹駒明神社。今日鼠邑。禪師以爲昨夜老人所謂使我見之者必此人乎。同行共話世事。日既頗。藤左衛門請禪師于其家。夫妻盡心饗之。云云（編謂藤左衛門の後孫此舊記を所持す山崎校長を介して編者に觀ぜしむ、其記封内封土記卷三に同じ即後略す）

【拈華山實相寺】七北田村市名坂東裏。本尊、釋迦如來。本山、明峰派同村洞雲寺塔頭泉龍院六世南庭祖君和尚、永祿三年九月入寺開山。

伽藍。本堂間口七間三尺奥行五間、庫裏間口五間三尺奥行二間三尺。境内二百五十坪、境外所有耕地八畝十二歩。

住職、大友慶壽。檀徒總代、宮城久五郎・佐藤智雄・嶺岸鶴之助・高平要治。

【由緒沿革】明治十三年一月十日實相寺衆住吉岡俊嶺、松平長官に進達せる、實相寺由緒左記の如し。

一、實相寺。曹洞宗にして山號を捻華山と稱し洞雲寺の末寺、開山は南庭祖君禪師（永正十七年九月九日示寂なり。

當寺儀は往古文珠堂壹宇なりしが、應永七年本寺洞雲寺開祖梅國祥三師東國北導の爲遠道計らずも竹駒明神の告を蒙り此地に來り後彼の文珠堂の傍に草庵を構へ、龍門山を開き二十五院の坊舍を造立し、塔頭輪王寺と定む。其の執事泉龍院四世南庭祖君師文珠堂を壹宇の法地となす。故に首め妙首山實相寺と號し、後改めて捻華山と名く。

一、實相寺儀は寺道不成相前は文珠堂に在之、右文珠堂は何年の頃に相立候哉不詳候得共、佛像は燕覺大師の作佛と云云。

一、曆應年中本寺洞雲寺開基明峯和尚、數百年來住て人民に害をなせし毒蛇濟度時此の文珠堂傍樗艸庵數百日居して多の人民を說法して洞雲寺を創立云。

一、永祿三年頃本寺洞雲寺塔頭泉竜院六世の住職南庭祖君和尚、此の文珠堂は我祖明峯和尚居住地十方人民知る所なり。毒龍すら尚敎化す、大德大善知識の住し艸庵を一寺建立して實相開山となる。其の時寺の本尊文珠菩薩なり。後文珠堂新造立して移し、本尊拈花の釋迦勸請す、其時拈花山實相寺と改む。今至迄當寺の鎭守文珠大士なり。

一、何年の頃候哉、不詳候得共、國分家より佛供料と而玄米拾石づゝ御寄附在之候得共、國分家亡後伊達政宗公國守被爲成候節右寄附被召上候。

一、寛永三年赤穗の浪人義士の內寺坂吉右衛門此地に來、出家而名を理海と改め、當寺に終身迄隨起す、其の墓今に現然たり。

【松森山清水寺】七北田村松森字鹿島。本尊、千手觀世音菩薩。本山、明峰派仙臺保壽寺七世與山林中和尚、文祿三（明細帳承應元年四月八日）入寺開山。

伽藍、本堂間口五間奥行四間。庫裏間口五間奥行三間。境内百二十二坪、境外所有耕地一反八畝八歩。檀徒四十九戸

住職、兼務長澤玄海。檀徒總代、佐藤太左衛門・佐藤得哉・田代庄次郎。

【由緒沿革】明治十二年一月住職吉岡俊嶺の調書下記に。

松森村曹洞宗清水寺由緒

一、清水寺義は往古天台之東海遼光和尚此地に來り衆生敎化す、十方の人民歸依して一寺造立て開山となる、西京清水の觀世音を勸請して清水寺と號し天台宗に在之、惟時應仁二年と相見へ候。今至迄本尊は觀世音菩薩也。

一、天文中年の頃にも候哉、國分家より寺領二百石御寄附相成候由申傳はる。其後諸國兵亂相續き候故か、自然衰へ尤國分家亡の後寺領も召上られ、殊に少檀の事故、無住續き荒果てゝ堂宇無之名而已に罷成候。于時文祿三年廳下連防小路保壽七世の住職興山林中和尚四方の人民を教示して、根元の松森山清水寺を再興し、殿堂を創立して中興開基となる。夫れより以來曹洞宗に罷成候。

【小峰山柳澤寺】 七北田村上刈谷字館。本尊、釋迦如來。本山、明峰派仙臺林泉寺良觀和尚、正保元年四月入寺開山。

伽藍。本堂間口五間三尺奥行四間、庫裏間口六間奥行四間。境内四百六十四坪、境外所有耕地二反九畝四歩。檀徒七十戸。

住職、川合雲鳳。檀徒總代、若生長助・若生喜代治・本郷金藏。

【虎溪山龍香院】 七郷村六丁目字屋敷。本尊、地藏菩薩。本山、明峰派仙臺保壽寺四世勝山秀逸和尚、慶長七年九月入寺開山。境内四畝十五歩。檀徒二十戸。

住職、無住。檀徒總代、佐藤清吉・庄子寅藏・庄子溫治・山口林藏。

【見龍山洞雲院】 高砂村田子字寺圍。本尊、正觀世音菩薩。本山、太源派仙臺昌傳庵四世梅庵東春和尚、天文二十年(別本十年四月)入寺開山。

伽藍。本堂間口五間三尺奥行四間、庫裏間口七間三尺奥行五間。境内千八十六坪、檀徒百四十五戸。

住職、小松貞孝。檀徒總代、富澤敞・庄司幸二郎・佐藤善太郎・加藤卓吉・伊藤權三郎。

【由緒沿革】 天文二十年昌傳庵四世僧梅庵東春和尚開闢、嘉永二年十一月六日客殿及庫裡共に一宇燒失に付二十八世之僧惠淳和尚、嘉永三年十月右僧一棟再建仕、明治十二年三月當住職小松祖明、佛堂一棟再建之。

【龍田山福壽院】 高砂村岡田字明神東。本尊、不動尊。本山、太源派仙臺松音寺九世民國麟泰和尚、寛永元年九月入寺開山。

伽藍。本堂兼庫裏間口九間奥行五間。境内二百十九坪。檀徒五十一戸。

住職、雲洞院兼務。檀徒總代、鈴木八三郎・鈴木久四郎・小野留吉・鈴木孫十郎・佐藤喜三郎。

【由緒沿革】 明治三年六月六日本堂燒失、同年十二月住職新保普及師之れを再建せり、師は新潟縣の人、明治三年燒失後九月十三日入寺晋山。

【東宮山鳳壽庵】 七ケ濱村東宮濱。本尊、正觀世音菩薩。本山太源派仙臺大林寺四世雪橋大積和尚元和二年二月入寺。

伽藍。本堂間口六間三尺奥行五間三尺。庫裏間口五間奥行二間三尺。境内三百四十一坪、境外所有耕地三反四畝二十四歩。檀徒七十戸。

住職、大内獨照。檀徒總代、星長松・我妻長六・瀨戸彦之助・佐藤文吉。

【照東山養松院】 七ケ濱村松ケ濱。本尊、釋迦牟尼佛。本山、太源派仙臺大林寺四世雪橋大積和尚明暦元年五月入寺。

伽藍、本堂間口六間三尺奥行五間、庫裏間口六間三尺奥行四間。境内四百九十三坪三、境外所有耕地葭生地計三反七畝二十四歩。

住職、楡木隆綱。檀徒總代、福田與五郎・鈴木忠藏・星喜代太郎・鈴木源吾・星嘉藏

【祝陽山慈雲寺】 多賀城村南宮字町。本尊、地藏菩薩。本山、明峰派仙臺龍川院武山俊藝和尚、正保二年二月入寺開山。

伽藍。本堂間口七間奥行五間三尺、庫裏間口八間三尺奥行五間、方丈九尺四面、鐘樓九尺四面、外山門表門裏門東司等。境内三百六十八坪、境外所有耕地二丁三畝十八歩。檀徒百二十戸。

住職、無住。檀徒總代、阿部德右衛門・後藤治兵衛・伊藤清太郎。

【由緒沿革】藩祖居を仙臺に移す、其の臣成田某南宮の領主となる。成田家の香華院元と伊達郡成田村にあり、慈雲寺と號す。仍りて香華院を南宮に移す。寛曆七年九月堂宇燒失、同十年工を起し建造せるは現在の堂宇なり。本尊は行基菩薩の作なりと云ふ。鹽松勝譜。慈雲寺。南宮巷の西口に在り。相傳昔、伊達郡成田村に在りし時、宗は曹洞の禪と、藩の士成田某世々香花の地なり、成田氏來地を此に賜ふの後、寺又此に移建す。而して其年月を詳にせず。寺僧曰く、移建甲與の僧は武山俊藝と名く、寛文四年遷化す寺前に一古碑有り、縱四尺餘衡一尺餘、文字剝落寸にして五六を讀む可し、而して書法古雅近世流俗の書に比するに固より大に頗せず。

【松岩山玉川寺】多賀城村市川字城前。本尊藥師如來。本山、太源派仙臺松音寺四世傳室閒達和尚文安元年四月入寺。伽藍。本堂間口五間奥行四間、庫裏間口三間二尺奥行三間。境内三百四十五坪、境外所有耕山林計一丁二反九畝二十七歩。檀徒、四十五戸。

住職、村上秀隣。檀徒總代、後藤惣吉●千葉万右工門●八木源四郎。

【由緒沿革】鹽松勝譜に、多賀城墟の東南に在り、後花園帝、文安元年、僧無着創始す。後陽成帝慶長五年、僧傳室再建す、曹洞禪を宗とす。土人曰ふ。市川古へ玉川の上流。故に玉川を以て寺號と爲す。

【高崎山化度寺】多賀城村高崎字表。本尊、延命地藏菩薩。本山、太源派仙臺大林寺四世雪橋大積和尚。元和元年三月入寺開山。

伽藍。本堂間口四間奥行三間。境内五百坪、境外所有耕地五反四畝十七歩。檀徒、五十二戸。

住職、三河素秀。檀徒總代、松本善松●伊藤源三郎●赤井海作●曾我新吉。

【由緒沿革】鹽松勝譜。礎石西二百餘歩にあり。相傳ふ古は塔原國府在住の諸公營修する所大伽藍たり、七堂具足し極めて壯麗、而して久廢す。中世小庵を遺趾に建て名を存す、又廢す。延寶中禪僧雪橋茲に移建す、地藏像を安す僧正行基の製、寺前に熊野神祠及仁波多利神祠は此寺古來奉祠する所今尙存す。

【浮島山法性院】多賀城村浮島字高原。本尊、勢至菩薩。本山、明峰派仙臺龍川院　世武山俊藝。明曆元年八月入寺開山。

伽藍。本堂間口四間奥行三間三尺。境内二百五坪、境外所有耕地九反五畝十三歩。檀徒三十三戸。

住職、光壽院兼務。檀徒總代、佐藤藏之助●加藤壽三郎●伊藤榮之丞。

【由緒沿革】鹽松勝譜。多賀城墟の東、荒脛神祠の東に在り。地は浮島の村たり、堂中勢至像あり、相傳ふ、昆首羯磨。圖浮檀金を以て之を作る。或は曰ふ、僧都基心製する所、堂舊と市川村勢至堂山に在り、法性院と曰ふ、其創始を詳にせず、廢せらるゝこと久し、寛文甲辰、僧武山中興す、曹洞禪寺に隸す。寺前遙に東南海を望む、亦佳境なり、又寺前松樹あり。土人之れを磯馴松と稱す、或は以て浮島の松と爲す者は訛なり。

資料。法性院は浮島區に在り山號を浮島山と云ふ、曹洞宗なり勢至尊像は圓浮提金一寸八分の御身丈なり。田村將軍の守本尊なりしを、岩切館主伊澤氏之を請ひ七間四面の伽藍を建立して安置せり。五重の塔は頗る高大なるものにして、近海を航行するもの夜この燈明を目標としたる由云ひ傳ふ。後火災にかゝり伽藍及び五重の塔等を失ひしも尙礎石の點在するものありて往古を偲ばしむるものあり。

【本松山東光寺】岩切村岩切。本尊、藥師如來。本山、通幻派磐代國須賀川長祿寺普嶽文統和尚、天文九年三月入寺開山。

伽藍。本堂間口九間三尺奥行五間三尺。庫裏間口九間半奥行不計。境内三百六十一坪。檀徒百五十戸。

住職、吉田覺溪。檀徒總代、三浦丑太郎●千葉新之丞●赤間駒吉●鎌田捨五郎●永野榮一。

【由緒沿革】東光寺は岩切驛をさる西方約六丁余の處に位す、前は冠川流れ後は山々相次ぎて高森青麻山に連る。昔天台宗なりしが回祿の變に罹り佛殿鐘樓五重塔二王門等皆烏有に皈す。鎌倉時代の初め高森城主膽澤四郎左近將監家景再建。天文十七年五月白河管內廣福山長祿寺第五世普嶽文統和尙を留めて禪刹に革め中興の開祖となる。爾來洞門に改め長祿寺の屬末となる。元和年中龜山宗鶚和尙住す、藩祖政宗卿この寺に詣り岩像地勝を贊禮し永代佛供養料二十五石を施さる。寛永十九年寺再び祝融氏の襲ふ處となり、佛供養料手票を燒く、爲めに借料は廢止せらる、蓋し當時の國制なればなり。長印和尙住持の時、綱村卿此寺の

來由を聞き、且感賞あり。享保十三年七月吉村卿松島の歸途此寺に詣り驚を憩ふて、其佳致を愛し、且つ義暾座元に面して懇情厚き證ありき。

境内に丈余の古碑あり、嘉曆二年と刻すれど碑の來由を知る能はず。而して現住吉岡觀溪師は二十四世にして中興より昭和二年に至る實に三百七十八年を經由す。

鹽松勝譜・東光寺。冠川神社趾の西に在り。宗曹洞禪寺前は冠川に臨む。相傳ふ古刹天台教なり。而れども何人の草めしかを詳にせず。或曰く。後小松帝、應永中、僧祥山之れを創めしに非す、則ち再建也さ。一書に曰く。天文戊申。本州岩瀨郡須賀川。長祿寺の僧、普嶽文統中興す、台教を改めて禪となすさ。領内風土記に曰く。東光寺の後山下に、慈覺大師の崖に刻みたる藥王の像あり、其山は則世に所謂本松山なり。朱桃金華山紀行に曰く。冠川の橋を過くれば寺有り、東光寺さ曰ふ、古昔何宗派なるを詳にせす、今宗を曹洞禪となす。寺後の山上に慈覺摩崖鐫刻の藥王像有りさ、則是れ慈覺の創せしか。古碑あれども殘缺して讀むべからす。而して承平年等の數字。纔かに見ゐ可し。其他古碑甚だ多し、其中應長元年、立る所の者一、嘉曆二年の者二、其文華嚴如來成正覺時。於其身中普見一切衆生。成正覺等。皆佛碣浮圖。然れども筆格醇古多く見る可し、土人曰く。古昔寺中に千躰佛堂有り。寫永中、災に罹る灰燼の餘埋て土中に在り、邑人偶土を鑿ち之を得る者有りさ。

【福地山耕田寺】岩切村。本尊、觀世音菩薩。本山、太源派北山輪王寺。恕麟和尚、寬永七年(別本承應三年)三月入寺開山。

伽藍。本堂間口六間三尺奥行四間。庫裏間口六間奥行四間。境内六百三十三坪、境外所有耕地四反二畝。檀徒七十戸

住職、林源吾。檀徒總代、日野清九郎・日野傳三郎・今野右門・加藤深之助・桂島眞・赤間深之助・伊藤多吉。

【由緒沿革】耕田寺は曹洞宗にして仙臺市北山輪王寺の末寺なり傳に云ふ、後光明帝の承應三年外麟和尚の開山にて後水尾帝の寬永元年に本邑步卒伍長兵藤大隅開基なりさ子孫は農業を營み村の中流にして現存せり。

【菅谷山道安寺】利府村菅谷字南熊野。本尊、釋迦牟尼佛。本山、太源派仙臺大林寺四世雪橋大積和尚、慶長十八年(別本二年)八月入寺開山。

伽藍。本堂間口七間奥行四間。境内三百五十二坪、境外所有耕宅山林計四丁九反二十七坪。檀徒、九十七戸。

住職、吉田擔宗。檀徒總代、小幡喜太郎・伊藤長城・伊藤金三郎・渡邊運藏・櫻井清四郎。

【圓明山心月寺】利府村澤乙字館澤。本尊、釋迦牟尼佛。本山、太源派陸中國水澤大林寺八世連室雲留和尚、寬永二年(別本元和元年又慶長中)入寺開山。

伽藍。堂宇間口五間三尺奥行五間。境内三百五十二坪、境外所有耕地山林計九反三畝五歩。檀徒、四十六戸。

住職、朴澤良音。檀徒總代、小野彦左工門・古山孫十郎・村岡喜代治・鈴木清太郎・小野彦太郎・鈴木交四郎・鈴木榮助。

【神谷山東雲院】岩切村神谷澤字菅の澤。本尊、十一面觀世音菩薩。本山、通幻派同村東光寺雪庵黑積(別本無山黑積和尚、天正四年(別本元和三年一月)入寺開山。

伽藍。本堂間口四間奥行三間。庫裏間口三間奥行二間。境内百七十五坪、境外所有耕地山林計七反八畝十一歩。檀徒四十五戸。

住職、堀越即祥。檀徒總代、阿部長九郎・庄司辰三郎・鈴木仁右工門・庄司兵左工門。

【東海山寶泉寺】松島村磯崎。本尊、正觀世音菩薩。本山、明峰派高城瀧澤寺順佐和尚、元龜元年九月入寺開山。

伽藍。本堂間口六間三尺奥行四間。境内百六十六坪。檀徒、九十戸。

住職、內海宏雄。檀徒總代、佐々木利藏・千葉金右工門・內海惣三郎・石田藏之助。

【由緒沿革】開山の名號及歲月一ならず。封內風土記。鹽松勝譜に、永祿五年僧桂庵なりさ、又明治十二年調査の明細書・編纂史料に天正年中志順なりさ、今は姑らく明治四年住職宕運の調書に據る。

【松林山瀧澤寺】松島村高城本鄉字明神。本尊、十一面觀世音菩薩。本山、太源派仙臺大林寺二世家屋洞仙(山)和尚、天

文二十二年正月入寺開山。

伽藍。本堂間口六間奥行五間、庫裏間口九間三尺奥行五間。境内二千五百五十坪、境外所有耕地七反九畝十六歩。檀徒七十戸。

住職、淺野良關● 檀徒總代、鈴木駒之助● 阿部廣太● 大山幸治郎● 小幡貞之進● 菊地寅治● 門間善五郎。

【幡谷山德藏寺】 松島村幡谷字上幡谷。本尊、地藏菩薩。本山、太源派仙臺妙心院二世生室長寅尚和、正保二年九月入寺開山。赤井筑後開基。

伽藍。本堂六間四面。境内二百七十六坪。檀徒、二十一戸。(編云、寺院明細帳に據る)

【小谷山西光院】 松島村幡谷字小萱。本尊、阿彌陀如來。本山太源派黒川郡大松澤長禪寺心岩祖胖和尚、應永二年四月入寺開山。

伽藍。堂宇六間四面。境内三百二十七坪、境外所有耕地山林計七反二畝四歩。檀徒七十戸。

住職、千田大伸。檀徒總代、大友久治● 戸谷李平● 赤間彌兵衛● 赤間吉藏● 丹野養之進● 阿部養之進● 北條德三郎。

二、臨濟宗

【無量山願成寺】 鹽竈町字土城入十七番地。本尊、正觀世音菩薩。本山關山派瑞巖寺七世靈岩和尚。

伽藍。本堂兼庫裏、間口六間奥行四間。境内三百二十坪、境外所有地耕地原野計二町四反七畝十六歩。檀徒、二百戸

住職、鈴木惠人。檀徒總代、菊地平吉● 菊地滝太郎● 遊佐壽助● 鈴木庄治郎● 佐藤久吉● 三梠直治● 柴原益治● 東海林祐五郎● 今野忠七● 市川次郎。

【由緒沿革】 寛永十五年八月十日雲居和尚入寺、享保九年瑞岩寺中興天嶺和尚の徒弟法谷和尚なり、記錄什寶擧げて、慶應二年鹽竈町大火のため燒失せり。

【松岩山東國寺】 鹽竈町字尾崎。本尊、藥師如來。本山、關山派瑞岩寺大林茂和尚。享保九年建立、翌十年三月十日入寺開山。

伽藍。堂宇間口六間奥行二間。境内二反六畝九歩、境外所有耕地原野計一町一反五畝廿三歩。檀徒、百四十五戸。

住職、千坂秀峯。檀徒總代、佐浦重次郎● 小松壽右工門● 中野忠治● 阿部龜治● 鈴木久作● 鈴木圓七● 鈴木祐次● 安倍少三郎● 崎野千代吉● 鹽佐元助。

【由緒沿革】 傳に本尊は行基菩薩三禮一刀の刻なりと、絹本涅槃像の一軸は、曲江の筆なり。

【甘露山慈雲寺】 鹽竈町字小山。本尊、如意輪觀世音菩薩。本山、瑞岩寺百十六世牧舟禪慧和尚明曆二年三月開山。

伽藍。本堂間口七間奥行四間半、庫裏間口四間奥行二間半。境内一反四畝七歩。境外所有耕地三畝廿四歩。檀徒、八十五戸。

住職、工藤祐興。檀徒總代、橫田善兵衛● 柴田末松● 淺野八三郎。

【乾德山永安寺】 根白石村福岡字照岡。本尊、釋迦如來。本山、瑞岩寺九十九世雲居希膺和尚、明曆二年二月開山。

伽藍。本堂間口三間奥行二間、庫裏間口四間奥行二間、境内五反六畝十歩。檀徒、四十八戸。

住職、大矢敬宗。檀徒總代、新田久藏● 平康之助● 鎌田幸治郎。

【由緒沿革】 此の地一帶を村民永安寺山と稱す。臨濟宗山城國花園妙心寺の末寺にして後西院の明歷三年圓滿國師雲居和尚の開山なり。本寺は舊青葉城より龍の口の間道を經て廣瀨村蕃山を過ぎ更らに大澤村の間道より當山に達するものにして伊達家累代の忍所と傳へらる。維新以前までは寺格も一門に列せられしが、今は殘閣破瓦を存するのみ。西方約二丁ばかりに小丘あり雲居和尚の座禪所と稱す。之れに登りて東視すれば仙臺平野より遠く太平洋の滄浪を見渡し得べく、西顧すれば魏峨たる泉が丘鼻先に迫りて眺望佳なり。

【鳳赤山西光寺】　高砂村福室字松堂。本尊、正觀世音菩薩。本山、建長寺派靈光知玉和尙、正平元年入寺開山、關山派瑞巖寺百三世通玄法達和尙、寶永元年三月廿五日中興開山。

伽藍、堂宇間口六間奥行五間半。境内千五百八坪、境外所有耕地八反七畝二十九歩。檀徒、百六十戸。

住職、三浦希玄。檀徒總代、三浦多利藏●遠藤十郎平●渡邊常吉●阿部新吾●遠藤勘四郎●鈴木榮吉●遠藤政治●鈴木熊吉。

【由緒沿革】　正平元年(皇紀二〇〇六)知玉和尙開山翌二年八月二十四日遷化、爾後三百五十年を經由し、寶永元年(皇紀二三六四)三月二十五日瑞巖寺百三世通玄達人寺中興開山となり、享保十年(皇紀二三八五)五月五日瑞巖寺百五世天嶺性空和尙入山法緣を振興せられたり。婦め建長寺派より出でゝ山門を開き、後ち妙心寺派に屬し瑞巖寺の末寺となる。

昭和二年を遡る五百八十二年の昔正平元年は吉野朝時代なり正平の曆號は後村上天皇(南朝)即位の八年にして、光明天皇(北朝)貞和二年なり。此の時に當り他山の記錄多くは北朝の曆號を記るせり、只獨り西光寺のみに限り、南朝曆號即ち正平を記錄せるは吉野朝に於ける史學の研鑽に資する價値ありと謂ふを得べし。況して正平七年刻銘の古碑あり。碑は本縣史蹟調査會の調査項目に題して「正平親王御碑」と云ふ、大正十四年六月十三、二十日調査員鈴木省三報告は、載せて本誌第六篇第一章第五項三にあり爰には略す就て看るべし。

鹽松勝譜。西光寺碑。中野村の南を福室村と爲す。村を南北に分つ。村北に寺あり。鳳赤山西光寺と稱す。寺記に曰く。正平二年閏四月。靈光知玉和尙の開基にて。鎌倉建長寺に隷す。後敷世燈外祖燈和尙に至り。更に京師妙心派と爲る。寺中に古碑あり。題して曰く。正平七年三月十八日。土人誤て相馬將門の墓と爲す。案ずるに。正平は南朝後村上帝の年號にして。七年は北朝後光嚴帝。即位文和元年に當れり。古朱雀帝。承平中。逆臣將門自ら平親王と稱し。而して此碑も亦た平親王の墓にして。年號正平國音承平と同じ。故に土人混合して是の譯傳を爲せりと。余疑ふ。是れ南朝後醍醐帝の諸皇子。護良親王等の墓碑にて。藤房の如き遁世の後。此寺に在り諸皇子の冥福を爲す者ならん。開山靈光知玉。日岫知光。單瑞祖傳。德岩祖閏等の傳は。追考を俟つ。夢窓錄編者に僧知光あり。碑高五尺餘横三尺餘。

【中野山誓渡寺】　高砂村中野字阿彌陀堂。本尊、觀世音菩薩。本山、關山派松島瑞巖寺百五世天嶺性空和尙、享保十年五月五日入寺開山。

伽藍。本堂間口七間産行四間、庫裏間口八間奥行四間。境内二百九十一坪、境外所有耕地一丁二反八畝二十五歩。

住職、鎌田智勝。檀徒總代、高橋清左工門●鄉家彌右工門●加藤庄之助●佐藤作太郎●小幡貞右工門●小幡清八●屋代大三郎●鈴木源七●今野倉吉。

【由緒沿革】　明治四年住職鎌田東陵の進達書に、天嶺和尙享保十三年八月十日入寺と記せり。今は同十二年同師進達書に據り前記せり。同書に、海翁嶽和尙正德元年七月十日示寂の記あり、されば天嶺和尙或は中興開山なる歟。

【三島山長養寺】　七ヶ濱眞浦田濱。本尊、正觀世音菩薩。本山、關山派松島瑞巖寺圓福海安和尙、慶長十七年(一本に十年又十六年)三月入寺開山。

伽藍。庫裏間口六間奥行四間。境内五百二十坪、境外所有耕地一丁三反一畝一歩。檀徒、九十八戸。

住職、萬山禪教。檀徒總代、渡邊周松●渡邊長八●齋藤金兵衛●渡邊文吉●和泉吉治。

【花淵山同性寺】　七ヶ濱村花淵濱。本尊、觀世音菩薩。本山、關山松島瑞巖寺九十九世大悲圓滿國師、寬永十三年八月八日入寺開山。

伽藍、本堂間口七間三尺奥行四間、庫裏間口六間奥行三間。境内三百七十四坪、境外所有耕地山林計一丁三反七畝二十三歩。檀徒、六十七戸。

住職、笹山芳宗。檀徒總代、坂本多利之亟●寺澤今朝吉●鎌田作工門。

【由緒沿革】　本と道昌寺といへども、後に今の同性寺に作る。區の東南にあり雲居禪師の開基創建、正觀音、宮城郡三十三觀音の一なる外に地藏像を安置す。共に僧慈覺の製する所なりと傳ふ。寺中に花淵山と刻せる雲居禪師の篇額あり。又天嶺和尙の筆なり、煤にまみれて字体明らかならざりしが、前住工藤祖碩師之を洗ひて彩色したるなり。此の寺はもと、濱の西なる、富岡にありしを、佛宇荒廢したるを以て此の地に移したるなり。

封内風土記。正觀音● 地藏共弘法大師所造也。正觀音堂、舊在號富岡山地。荒廢之後。安置於此寺。本郡三十三處。巡禮二十二番之札處也。

【竹林山金剛寺】 七ケ濱村吉田濱。本尊、正觀世音菩薩。本山、松島瑞巖寺前名圓福寺鼻祖法身性西禪師十二世海山惠和尚開山。

伽藍、本堂間口八間奥行五間。境内百九十五坪、境外所有者耕地山林計四反三畝二十二歩。檀徒五十戸。

住職、欠。檀徒總代、鈴木寅吉● 赤間寅吉● 小野兵八。

【由緒沿革】 圓福寺十二世海山を祖とす、歲暦定かならざるも概ね吉野朝の後なるべし。傳に、この寺君ケ岡にあり、鷄足山と號し、祝融の災に罹り現在の地に移轉せりと、寺中に扁額を藏し鷄足と刻せり、君ケ岡にありし時の遺物なるべし、因みに云ふ、本尊正觀音は本郡三十三觀音靈場のその一なり。

封内風土記。本尊正觀音舊日作。觀音堂。舊在號君岡地。荒廢之後。安置於此寺。本郡三十三處。巡禮二十三番之札處也。

【海水山華航寺】 七ケ濱村代ケ崎濱。本尊、正觀世音菩薩。本山、關山派松島瑞巖寺九十九世大悲圓滿國師、寬永十三年十二月十五日（一本に寬永十四年又万治二年）入寺開山。

伽藍、本堂間口六間奥行三間三尺、庫裏間口五間奥行三間。境内二百坪。檀徒、六十戸。

住職、赤松勝敬。檀徒總代、佐藤勘吉● 伊藤平之丞● 米喜藏● 相澤留五郎● 相澤萬右工門。

【由緒沿革】 現在の位置、多聞山の南眺望に富む巖上にあり。この寺は古昔達磨島にありて達磨寺と稱せしが、此の地に移してより海運山華航寺といふ。これ達磨大師の葦葉に乘つて海水を渉りたる故事に因みて、名づけしなるべし。

【末松山寶國寺】 多賀城村八幡字與の井。本尊、正觀世音菩薩。本山、關山惠玄禪師八世八派開山鐵牛和尚、文明元年三月十日入寺開山。

伽藍、本堂間口五間奥行三間、庫裏間口六間奥行三間三尺、境内四百十二坪五分、境外所有耕地一丁二反八畝十三歩

檀徒、五十六戸。

住職、加藤隆治。檀徒總代、天童末二● 馬塲軍平● 草川練● 瀧口半四郎。

【由緒沿革】 傳に、本尊の一軀は聖德太子の御作なりと。往古八幡社の傍地に隣祥寺を建つ、八幡の領主天童家の祖正德年間開基となり、精舍を建置し今の山號寺名に改む。

鹽松勝譜。寶國寺不磷寺の西に在り、其創を傳へず、舊隣障寺と稱す。聞老志に曰く。八幡中に寺有り。末松山隣障寺と曰ひ、一を中松寺と曰ふ、八幡村三刹の一。慶長中、藩の太夫天童賴澄の再建にして香花の地と爲す、寬永中。賴澄の子定義父の法諡を取り以て寺號と爲す、今の額に更め僧鐵牛に請ひ、中興の祖と爲す。封内名蹟志に曰ふ。八幡村中寺有り、寶國寺と曰ふ。領内風土記に曰く、寶國寺に遊び壁上を看るに和歌一首を押て曰く。吾爲仁殘志置計武法乃珠數々々造留罪消與登天。之を察するに則女筆なり、寺僧に何人の作なるかを問ふ曰く、小川某の母詠する所と、寺僧嘗て小川氏を訪しさき念珠を遺る。小川氏の母此歌を詠して以て之を返すと云ふ。

【小松山不磷寺】 多賀城村八幡字沖井。本尊、地藏菩薩。本山、圓福開祖九十一世法孫一峰和尚開山、元祿二年普峰鐵公和尚再建中興開山。

伽藍、本堂間口三間奥行二間、庫裏間口六間三尺奥行三間三尺。境内百二十五坪、境外所有耕宅地計三反九畝十八歩

檀徒、三十七戸。

住職、寶國寺兼務（昭和二）。檀徒總代、中山中● 今野虎治● 江口庄六● 菊田德治。

【由緒沿革】 鹽松勝譜。不磷寺其創始及び何教を奉ずるかを詳にせず。相傳へて古刹と爲す今は禪刹たり、僧一峯を以て中興の祖と爲す而も其年月を傳へず、一峯は松島圓福九十一世の住僧なり鄕老曰く。此地蓋三關若あり。一を此寺となし二を隣障寺と曰ひ三を般若寺と曰ふ、世之れを八幡村三刹と稱す、又三寺とも末の松山の下に在るを以て本松● 中松● 末の松を以て之を稱す。而して此寺一峯中興の後改て小松山と云ふ。鄕老又曰く昔一峯松島より此に退隱せるなり、寺已に荒壞して上漏れ下濕ふ、然れども一峯以て心と爲さず、關を閉ちて默座す、數月を經て偶々一僧あり來り訪ひ、和歌の下聯を詠みて曰く。内外奈之仁雨半不理無寺と。一

拳聲に應じて曰く。田螺乃身乃蓋破禮多理有爲乃法と。僧聞て敬服し乃ち隨從して去らず、苦修して緣を募り、相助て再び此寺を營む。

【黃龍山西國寺】　多賀城村笠神字上ノ臺。本尊、釋迦如來。本山、法身二十七世の法孫大林茂和尙開山後ち享保十七年仙林和尙再興して瑞巖寺に隷屬す。

伽藍、本堂間口八間奥行五間三尺、庫裏間口七間奥行三間三尺。境內二百七十六坪。境外所有耕地山林計三丁一反九畝二十八步。檀徒、百三十八戶。

住職、諏訪徹外。檀徒總代、小野清吉・本鄕清治・板橋熊治・板橋勘右工門・鈴木門藏・荒川吉五郎・本鄕富右工門。

【由緒沿革】　鹽松勝譜。笠石の南に在り。地を鶴谷と曰ふ。松島圖編二十七世の僧大林の創建にて、後久しく廢せり。享保辛亥の年。僧仙林と云ふ者再建す。松島瑞巖寺に隷す。

【留谷山向泉院】　多賀城村留ケ谷字中通。本尊、觀世音菩薩。本山、關山派松島瑞巖寺百三世諡勅大照智光禪師通（玄法達）月十日入院開山。

伽藍、本堂間口七間奥行五間、庫裏間口七間奥行三間。境內二百八十五坪、境外所有耕地山林計一丁五反五畝二十二步。檀徒、六十戶。

住職、川崎柏淵。檀徒總代、鈴木喜三郎・鈴木善藏・鈴木源一郎。

【由緒沿革】　鹽松勝譜。向泉院（附掛絲觀音堂）相傳ふ。僧正行基の創建すと、後久く廢せり。正德三年僧象田再興せしと。（巡覽記に曰く。南叟西堂開基。松島瑞巖寺に隷す寺前に觀音堂あり、大士の像も亦行基の製する所。村婦禱を祈り驗多し、乃五色の絲を以て之れを賽す、絲掛りて堂に滿つ、故に掛絲觀音と稱す。）

【大雄山善應寺】　岩切村燕澤字西山。本尊、正觀世音菩薩。本山關山派松島瑞巖寺百三世諡勅大照智光禪師通（玄法達）元祿十年入寺開山。仙臺藩主伊達綱村（肖山公）開基。

伽藍、本堂五間四面、庫裏間口七間三尺奥行五間。境內千三百四十坪。檀徒三十三軒。

住職、星惠泰。檀徒總代、門脇久治・庄司善四郎・吉田節藏・嶺岸彌藏・安達勘七。

【由緒沿革】　綱村卿歸依の僧通玄法達和尙の開山なり。「開山通玄達和尙塔」に詳かなり。塔は寬永元年（皇紀二三六四）第二世天嶺性空和尙の建つる所なり、和尙伊東七十郎の遺子なり。元祿十一年（皇紀二三五八）三月十八日伊東家兩親の、茶湯料として境界に松樹を植えたり。當時の山林上畑伊藤武右工門、御山橫目武田清左衛門は「宮城郡燕澤村御林回分小泉村の內安養寺御林奏繪圖」に調印せり、圖は善應寺書庫に存置し在り抄錄下に。

境松印、伊東氏江天嶺和尙御代兩親茶湯料に上江申達山分仕候其節伐倒候所其松之根相殘海を堀り境松根在之に付此印を以爲亂之節は可相糾者也。

寺傳。本營正觀世音菩薩は慈覺大師の作。往古江刺郡黑石村遙那王山長谷寺に安座する所の本尊なり。伊達綱村公の命を以て、元祿十丁丑年宮城郡燕澤村に伊達美作守の除き有、此地に引移し耳棠山、聖德寺を建立す、元祿十六年閏十月四日大雄山善應寺と名改して、綱村公の牌所となす。開山諱は法達字は通玄、奥州宮城郡松島鈴木氏の子なり、始め七才の時瑞巖寺九十九世諡敕大悲圓滿國師の所に至る、國師の曰く、俗名は何ぞ什の處より來と、童子答、我名は法達姓は鈴木氏の子なりと。童家に歸て自ら父母に出家を乞、父母其志を許す、翌日寺に行て國師に見ゆ、父子の志を告ぐ了に出家す、長ずるに及て宗門の高德たり、大悲圓滿國師二世の孫諡敕大照智光禪師大和尙と賜ふ。伊達家五代吉村公是を請して當寺の開山とす。綱宗公の御位牌所たりし故を以て、藩制時代に在りては、伊達家の足むる寺格を有し、開山門下通玄派と唱ふる寺院の輪番地にして、而かも其の法源なりき。

鹽松勝譜。善應寺。元祿中松島瑞巖僧通玄の開建する所なり、宗は臨濟禪なり京師花園妙心寺派下なり、初め甘棠山聖德寺と號す正德中藩公住僧天嶺に命じて。雄山公の神位を安じ香花を奉ず。因て今額に改む。吾妻氏の話に。燕澤善應寺佛殿は雄公品川の御殿を舟致して建たるなり、故に尋常の普請にあらず、柱樞等も皆四方面なり、且佛殿の障子扇面等は、みな雄公の畵なりと。封內風土記。大雄山善應寺。臨濟宗城州花園妙心寺末寺。傳云。東山帝元祿中。移建寺本州江刺郡黑石邑天台宗長谷寺之遺號）通玄和尙開山。初號甘棠山聖德寺。中御門帝正德中。爲雄山君牌寺。改號。天嶺和尙中興。

開山通玄達和尙塔。奧州宮城郡燕澤甘棠山聖德禪寺開山通玄達老和尙塔銘。

寶永改元仲夏松島門弟子。大梅禪峯永安湛堂紹隆子淳安國恒一等以瑞巖本師玄老和尙全身皈塔。仙城東燕澤山徙創開地也。仍不肖豫住持性空□爲廟堂鼎建。□堵廼序廼銘。和尙法諱法達號通玄。且以幻々齋自稱。父紀州鈴木氏母濃州蜂屋。寬永十二乙亥歲九月十三日生於本州松島民間。師七歲父命從雲居和尙出家。瑞巖師天資惠敏夙有道識。初入寺僧戲問曰。子名奚云。師曰稱法達。雲居異其語。則諱法達正保三年雲居再住花園。師此年十二。怖鹿々獨瑞巖。趨富山從事洞水和尙。師十八歲辭洞水於瑞巖。遊方往而□錫尾州北禪難波潭月二老聚會耆年皆爲之□下矣。明曆元年春往富田普門禮拜黃檗隱元之來朝。明年師病目已自誓誓三寶曰。若賜冥助開兩眼修道□不□其志醫藥忽有効驗。至秋皈國見雲居祖翁。祖曰聞子已目瞽今如斯。蓋治心保身命者。克隆道業者也。且喜我有法孫便成聯之語云。何□慚婆竭老龍子有龍孫。万治巳亥雲居戢化。明年師御島構松吟庵。寓止四年。晝每課金剛經。夜登山門禪堂習定。或一夏爲□業□海。而□懺八□□千塔。且鍊頂熵沉□精勤苦。日夜求證道。師平生看趙州□字。歲暮除夜□意我。明朝三十先佛成道年也。我何人乎畫。玆夜可決定□工夫□成一□至五更。忽聞於松風颯然。款小怒恍癈疑團之所言古人不欺我。從此護持正法念不退轉。實寬文癸卯歲也。明年得法瑞巖。此秋國老奧山大學新立保福延師爲二世。居三年丙午春捨寺。又遊方寓鎌倉興禪寺。入夏相見於鐵牛禪師。淹留至秋。其冬據黃檗于木庵和尙結制一冬不間話。明春座元于妙心從時。厥後見大愚和尙於播州。遊書寫山登勝尾　夏遠林房。夏後赴長崎途中。謁即非和尙于廣壽山。尋入長崎春德寺。訪金嶺禪師。明年春又發艇出京都。下行鎌倉時秋皈仙臺。明年己酉洞水受花園□住之□□師爲侍衣。又翌年七月退妙心皈松島。此冬洞水退去圓通。欲師□□□□麟師聞之。自至官府固辭不受乃已。寬文辛亥春見相崎故安國之廢寺□□□□乎。此灰頭土面一生。將以與草木俱朽矣。此冬臘月洞水示寂。未化前洞水書□□付師。末孫云元角。非相龜毛何有眞。勿言無骨髓全達禪人。其授受不虛可見。延寶四年闢安國舊址。修飾佛像等。立佛殿丈室庫院備兼。交鳴淸規再起。宛然回三百年來之古林之春。是故此寺今日請召師爲中興第二世。八年庚申春師受　太守綱村公命移照岡永安。居九年元祿元年又稟請遷松島陽德。壬申春依。中將公勸請稟　勅再住妙心開堂演法建□水走盤珪。諸老諧言足照映叢林也。中將君欣師珠勝。贈黃金二千金賜貫花　篇。裝師行色。繇此師道顯著。十年丁丑春　中將公賜當山寺基十九万二千間。膏腴地五十□領。請師爲開山第一祖。此年臘月朔旦陽德一火□巳卯冬退陽德皈燕山。明年冬　中將公睹大梅虛席。命師兼帶彼山。此冬兼住大梅修補影堂並新禪堂。明春三月　太守入山請開堂。壬午秋性空造當山大寶殿。受君命請師大梅開堂。□□中將公臨法莚諸山僉鳩。一時鳴山川事詳燕山開堂記。此冬又　中將公欵待師於少林弟宅。時々枉　駕叩法門。已嘗師之受　中將君信嚮廿載來。苟適絕等倫者

也可觀然、元祿十六癸未冬十一月　念五日。師七旬老病覃最後。受今太守少將公堅請不可止。主瑞巖虛席日夜共衆徒孳々矣。而自言我若一日住此山雖一日要行雲居洞水。一日法不然雖千年常住山僧居山不好也。某甲等聞而無所加言。明年五月二十三日四日先終他時所人請之。秉炬法語並佛名等數十幅書々。一々應其求。廿四日曉間。富山万古天麟定岳二禪師、師來謁語笑如平時。取扁忽書槃若二十、空眎客取一扇書古古偈一篇與侍子、須斯自以手支額瞑目伏席上。堪堂在傍驚立□就察則既才鼻息通而已。明且念五日辰刻右脇溘然化去。實寶永改元也。師平日健身嫌人之褫□裰。臨終而不脫衣。可謂遂平日。世壽七十僧臘五十五。葬于燕山之東岡上塔焉。師蓋已有去世。意前年秋抄寓大梅日。手錄天童東岩淨日禪師臨終垂誡一紙。命法弟湛堂折簡某甲曰。我滅後可隨此遺屬違我志勿徇世禮。師嘗蒙洞水命所移住之處四所。厥後稟　太守君屈譜所歷住之山七所。而衣鉢淨瓶隨身之外不知所携國人所察也。又師於人平生甚謙下處已務素儉。且到坐持叢林法度甚嚴。故與時寡合學人難、親附。徒弟皆言。水淨魚下栖、是以稱難。但君主士太夫。重其修潔尊其名無不景仰。亦一時曰東海禪精。師居常誡某甲等曰。吾無力以道德惠於物。戒德無可信見解不足觀。福緣又缺矣。奚不愧先人乎也。只告二三子。苟忍之枉理肆欲且利己損人非出家兒。宜覺破世緣厭離妄想。日夜勵菩提心齒老力盡就盡。益精進而等夕死可也。不然雖百歲奈爲。師爲人極嚴正皆爲法以身先之。以天空言言通不害人。某甲幼仲時在永安。在師膝下九年。遊方後往來師所十三年。大暨知師本至。故書以示燕山門徒。敢爲諸方非擧之也。塔曰雞足之塔者　中將公先此丁丑年指塔基賜。今名故書以扁之且作塔銘銘曰。

青石斲成。爲誰名字。雲居之孫。洞水之嗣。不通常情。不知仁義。惡辣之概。鴆毒不意。膽大口張。佛祖罵詈。電卷雷走。說禪一戲。再住花園。人天福利。長創燕山。子係安倚。七受君請。歷主院寺。暮入瑞巖。半夏止事。鬧々忽々。水月自賁。死耶生耶具眼者視。通玄峯頭。匪人間地。滿目青山。古今無二。

寶永元年甲申秋七月佛歡喜日當山第二代嗣法小師天嶺性空謹銘。當山受戒弟子仙城下。的翁了端居士立之。

【龜島山天祥寺】　利府村加瀨字天行。本尊、觀世音菩薩。本山、關山派松島瑞巖寺中興開山大悲圓滿國師、寬永十三年八月二十一日入寺開山。

伽藍。本堂間口八間三尺奧行八間、庫裏間口七間三尺奧行三間三尺。境內四百四十九坪、境外所有耕地山林計一丁四

反二畝十一歩。

住職、新田孝學。檀徒總代、高橋利右工門・水間福之助・水間善治・佐藤四郎吉・鈴木夏太郎・宮城熊五郎。

【由緒沿革】境内に九尺四面の觀音堂あり、尊像は堪慶の傑作にして、從四位左近將監藤家景守護の佛なりしと。山門備付の過去を閲するに留主家四公の日牌に、家景公建保三（皇紀一八七五）乙亥三月十二日。家廣公文永九（皇紀一九三二）壬申七月八日。政景公慶長十二（皇紀二二六七）丁未二月三日。宗利公寛永十五（皇紀二二九八）戊寅八月十五日と錄す。寺傳、利府館城主從四位伊澤四郎左近將監藤原家景承元二年四月此地に一寺を創し、守本尊正觀音堪慶の作と、所持の佛舍利とを安置して、天台宗龜島太白山天祥加灘寺と稱しき。家景十七世の孫武藏守留守宗利寛永八年奥の水澤に移され、寺祿を放たれてより殿堂自然に破滅して中絶したりしも、延寶二年古内造酒之輔母某の首唱に依り、村民と力を協せて再建し大和尚を以て中興開山となし龜島山天祥寺と改稱せり。同寺奉安の左近將監家景の位牌表面。損缺。加灘寺殿前從五位瑞山雲公大居士神儀裏面。建保三乙亥年三月十二日。同武藏守宗利位牌表面捐館天祥寺殿故武州桂岩昌公大居士　神儀裏面寛永十五戊寅年三月十五日。鹽松勝譜。天祥寺。加瀬湖の北にあり。地を龜島と名つく因て山號と爲す、是れ前湖に龜島あり故に名を取るなり。舊增長寺と稱す、家景卒し此に埋葬し更に加灘「灘一作瀨」寺と稱す。後政景上野介其長子宗利「武藏守」を葬り又天祥寺と改む。伊澤氏亡ふるに及んで寺も亦廢す。國初「一書曰寛永中再興」松島瑞巖僧聯外なるもの再建雲居禪師を請ひて開祖と爲す。相傳ふ寺再建已前今の地而して巨刹たり。山門金剛神像を置く、「像首今猶ほ藏二觀音堂中一」傍に五重の浮屠あり、造構甚だ麗しと云ふ、今寺前觀音堂あり。承元二年。家景の建る所、堂中佛工丹渓作る所の大士の像及佛舍利一顆を安す、共に家景の護持する所なりと云ふ。堂下梅樹あり樹下小池あり是れを龜井の泉と爲す、然れども舊堂及び泉實に舊寺跡古井戸にあり、今寺移建の後新に鑿ちて名を襲ふ者。

【八幡山揚岐寺】利府村加瀬字西森。本尊、地藏菩薩。本山、關山派松島瑞巖寺中興開祖大悲圓滿國師、（一書に圓福第一座仲山琳公坐元）寛永十五年八月二十一日（一書に明曆又寶永）入寺開山、寶永六年興室妙盛禪尼開基。伽藍、堂宇間口四間半奥行三間。境内千二百坪、境外所有耕地五反六畝十四歩。檀徒、八十五戸。

住職、眞壁東敬。檀徒總代、高橋清六・菅原喜五郎・角田清五郎・星德之助・佐々木政治・木村軍治・伊藤肋右工門・伊藤長城。

【青龍山瑞巖寺】松島村元松島字町内。本尊、胡銅聖觀世音菩薩。開山、第一祖法心性西禪師、正元元年十一月入寺、第二祖開山建長寺大覺禪師、瑞巖寺中興開山關山惠玄禪師十四世法孫大悲圓滿國師雲居希膺和尚、寛永十三年八月二十一日入寺。

【法燈】開山、法身性西禪師。徑山無準和尚法子。二世、大覺禪師唐僧。三世、義海和尚。四世、雄覺和尚（唐僧）。五世、智覺禪師（唐僧）。六世、曉滴禪師（唐僧）。七世、靈巖和尚。八世、千峯立和尚。九世、獨照和尚。十世、明極俊和尚（唐僧）。十一世、西溪基和尚。十二世、海山惠和尚。十三世、大高和尚。十四世、古月照和尚。十五世、龍門和尚。十六世、椿谷和尚。十七世、默翁和尚。十八世、純天和尚。十九世、廉溪芳夫和尚。二十世、寶山和尚。二十一世、泱翁和尚。二十二世、高岳原和尚。二十三世、文溪郁和尚。二十四世、機外鑑和尚。二十五世、天山和尚。二十六世、草堂和尚。二十九世、歷山和尚。三十世、藤林和尚。三十一世、大室和尚。三十二世、海翁和尚。三十三世、方遠和尚。三十四世、大雲和尚。三十五世、芳林和尚。三十六世、雪山和尚。三十七世、東岩和尚。三十八世、天雅和尚。三十九世、寰中和尚。四十世、慶堂和尚。四十一世、雪符和尚。四十二世、雪心和尚。四十三世、笑堂和尚。四十四世、自澗和尚。四十五世、不昧果和尚。四十六世、笠源和尚。四十七世、高岳和尚。四十八世、大淳和尚。四十九世、天翁與鑑和尚。五十世、謙堂和尚。五十一世、心宗和尚。五十二世、實存和尚。五十三世、秋江和尚。五十四世、方仲和尚。五十五世、性庵和尚。五十六世、茂林和尚。五十七世、古澗和尚。五十八世、實溪和尚。五十九世、玉崖和尚。六十世、天祥和尚。六十一世、建仲和尚。六十二世、陽中和尚。六十三世、英中和尚。六十四世、定法和尚。六十五世、徹宗和尚。六十六世、東岩和尚。六十七世、章山和尚。六十八世、林翁和尚。六十九世、郁叟和尚。七十世、金室和尚。七十一世、天祿和尚。七十二世、梅天和尚。七十三世、桂和尚。七十六世、蘭州和尚。七十七世、雪山和尚。七十八世、心月和尚。七十九世、別天和尚。八十世、廣天和尚。八十一世、桃雲和尚。八十二世、光岳和尚。八十三世、雪堂和尚。八十四世、笑峯和尚。八十五世、明室和尚。八十六世、天光和尚。八十七世、如山和尚。八十八世普天和尚。八十九世、月嶺和尚。九十世、融岳和尚。九十一世、一峯和尚。九十二世、義山和尚。九十三世、實堂和尚。九十四

世、石門宗硬和尚。九十五世、陽岩純和尚。九十六世、海蠡陸和尚。九十七世、月叟良和尚。九十八世、碧堂崔和尚。九十九世、中興雲居希膺和尚、謚賜大悲圓滿國師（法脉關山國師より七世東海開祖悟溪宗頓禪師より六世一宙東默禪師法子）百世、洞水東初和尚。百一世、鵬雲東摶和尚。百二世、大嶺義猷和尚。百三世、通玄法達和尚。百四世、夢庵如幻和尚。百五世、天嶺性空和尚。百六世、石鹽甫韶和尚。百七世、如東億百和尚。百八世、白庭東梨和尚。百九世、大嶺通喆和尚。百十世、曹源祖水和尚。百十一世、文溪正敎和尚。百十二世、湛月玄永和尚。百十三世、叔堂宗甫和尚。百十四世、丹源文叔和尚。百十五世、東卵瑞杯和尚。百十六世、牧丹禪慧和尚。百十七世、中方明哉和尚。百十八世、旭元智研和尚。百十九世、由道宗迪和尚。百二十世、湛道祖參和尚。百二十一世、懿庵宗瑾和尚。百二十二世、大陽東潮和尚。百二十三世、雪州禪瑞和尚。百二十四世、劉州全忠和尚。百二十五世、薩水宗箴和尚。百二十六世、盤龍禪礎和尚。（昭和二年八月現住）

【特別保護建造物】 本堂間口二十五間奥行十八間、御中門二間四面、中門二間四面、明治三十三年四月七日指定。庫裏間口十四間奥行七間、廊下間口十六間奥行三間、明治三十六年四月十五日指定。

【其他建造物】 書院間口五間奥行三間、玄關間口九間奥行三間、大門間口八間奥行三間、土藏間口八間奥行三間、籃樓堂二間四面。

【境内外】 境内四千八百坪、境外所有耕地山林計七町八畝二十九歩。

【住職及檀徒總代】 住職松原禪礎（盤龍）總代藤澤幾之輔・鹿又武三郎・大宮司雅之助・永野榮助・坂元藏之允・中村綱吉。

【寶物什器】（秩父高松兩皇子殿下へ供覽瑞巖寺什寶下調大正五年七月九日鈴木省三）

輻軸の部 （禪師號）宣下文 仙洞法皇 一。承應三年當寺中興第一世雲居へ慈光不昧禪師ゟ宣下の御綸旨。（國師號）宣下文 後西院天皇 一。享保十九年雲居へ大悲圓應國師ゟ宣下の御綸旨。（觀音像）林丘内親王 一。（佛舍利寄進狀）二位禪尼政子、政子見佛へ贈る所の舍利添狀、（觀音像）牧溪。（彌陀像）基心。（出山釋迦）周文。（彌橋騎驢圖）一休畫並贊。（法心像）不詳。（涅槃像）狩野元信。（五百羅漢）月橋、（衣文）法華經の文字を以て之を畫く。（瑞巖寺落成の歌）伊達政宗慶長十四年當時工事落成の時に之を祝したる和歌。（富士見の西行）伊達綱宗一。（偈）雲居。（山水圖）宮本武左志。（釋迦說法圖）不詳。

【器什の部】（毘沙門像）慈覺一點。本像左右後列の位牌は、政宗へ殉死の輩二十人内青木忠五郎の妻は其夫に殉す。前列は忠宗（二代）殉死の輩十六人内古内主膳家來三人田中會通家來一人は其主に殉す。（聖德太子御像）古代瓦師小平治。（千手觀音像）不詳 東福門院の作らしめ給へる六千躰の一なり、材は御所内の柳の木と傳ふ。（翁面）春日 一點。當寺天台宗なりし時山王神へ神樂奉納に用ゐしものにして、翁鳥へ飛去りし奇瑞ありと。（能面）不詳 十八點。當寺天台宗の時に用ゐしものにて何れも正和年間の物なり。（佛舍利水晶塔）二位禪尼政子 一顆。政子の添狀あり、初め二粒ありしも、寛永年間大旱の時、雲居其一粒を五大堂下の海に投じて大雨降りしと傳ふ、故に一粒を存す。（柱杖並金毛拂子）不詳 各一。法心が用えしものにて、杖は唐木なり、拂子は佛鑑より法心へ授けたるもの。（胡銅觀音像）天竺傳來 一軀。當寺の本尊なり。（防火鈴）支那傳來 一。唐僧覺滿堂住寺の頃、唐の徑山寺に火災あるを知り、庭石に水を注ぐこと半日、鎭火の呪文を唱へたり。後徑山寺より鎭火の謝禮として贈り越したるもの、毎年大晦日の夜に、瑞巖寺の僧之を振り鳴らし、松島區内を廻り防火の禁厭をなすを例とす。高一尺徑五寸。（高麗燒茶碗）不詳一。文祿年間政宗朝鮮より、凱旋の時持歸りたり。（茶碗）不詳一。銘瓔珞と云ひ、政宗朝鮮より持歸品。（古來硝子燭臺）不詳一。羅馬傳來にて政宗の用品なり。（蜀錦袈裟）天麟院尼。天麟院は、政宗長女にして德川上總介忠輝妻、名を五郎八姫と云ふ。（一刀萬象印譜）池永道雲 四。高玄岱林鑿宇等の序あり。（一硯）不詳。紫潭祥雲の銘あり、若州小濱酒井修理大夫忠直の寄付なり。（鳥水晶印）不詳。印文、九如保定五福宮用とあり、伊藤博文より當寺先住眞璧大陽に贈るもの。

【瑞巖寺塔頭】 陽德院・天麟院・海無量寺・圓通院・龍月院・傳曲庵・法雲庵・五葉庵・松吟庵・聯芳庵・萬松庵・圓同院・得住庵・護國院・大光庵・紹隆庵・江月庵・寶珠庵・法輪庵・青龍庵・心月庵。

松島諸勝記。（編註享保元年瑞巖百四世夢庵如幻著）瑞巖寺。古者曰青龍山圓福寺。鎌倉副元帥平時賴治政之間。微服潛行巡按諸州。遷逅法身禪師於巖窟寥園處。欽厥道德鼎建禪刹。即圓福寺是也。因推師以爲開山第一祖。後請建長大覺禪師擬第二開山。由是屬鎌倉派下。嘗慚建長圓覺兩刹選擧。而名緇英衲接武居者九十餘員。松島住持簿名存實亡耳。然歲月夐遷風雨侵凌、或罹舞馬之災佛閣僧廬悉皆寥廢。滿山徒衆索居岩間。蜂房蟻穴者夥矣。更無寺產而各業世務。丁是時。伊達黃門政宗藤君。慶長七年壬寅。相攸仙臺宏構城樓。北卜神栖築八幡宮。東興梵刹建藥師殿。雅不忘鷲嶺顧命。最歸宗佛心宗。偶遊此地吟弄形勝。歡美靡已。尋環山中遍探靈跡。睠圓福甚褒廢。忽起恢復之志。政宗君手把繩頭區畫地圖。龍天有感伽藍重興之秋也。妙心派下陽巖純和尚、方領住持事

實慶長九年甲辰秋八月十五日也。已而政宗君命臣中村周防藤原宗吉臣鹿野甚右衛門藤原重。專監護造事。於是。掄長材巨木。而遠自紀州熊野山輸來。從此鳩良工於南北二京者。總百三十餘人。擢梅村日向藤原吉次。以充郡料匠。其殿堂造構悉具體。南築大殿。更爲齋廚。繚設長廊門廡塀垣翼如爲序。加旃。伐鐘之樓考鼓之閣。凡叢林所宜有者。靡弗備足也。慶長十三年戊申。陽嚴和尚改且偈。有淨慈移得山門境。方丈花開五百間之句。同年十一日殿已遷化。雖然虛席有上梁之慶。實慶長十四年三月二十六日也。黃門君光貫臨筵。悅溢眉宇。乃賦一首倭歌。其歌曰。松島乃、松乃齡毛、此寺乃、須臺佐加惠南無、年者布留共。賀新寺之有永。且以紅白梅二株。下命植殿前。今猶所存而皆擬召公甘棠遺文耳。蓋殿之規模宏博。六經寒懷輪奐一新焉。縱於十四間一尺。橫於二十一間四尺。良匠妙工屈力殫慮。寔干盛大寶構也。障壁彩飾塗金間碧。畫工百餘人最極妙手。光影相映如帝綱珠。瑣窓影圖金輔玉鏤。爛絢眩眸不是筆舌之所及也。由是。遠近接踵瞻觀驚歎者竟無虛日。寔爲關左禪刹之冠也。虎哉乙和尚。以蠟德共郡。爲國所推重。奉命爲記揭之殿裏。併銘於樓鐘。遂加雅號。曰松島青龍山瑞巖圓滿寺。籍屬京兆妙心寺。方玆之時。東方禪林未秀最乏英傑。而倡關山道者猶寡焉。故缺主持人。於是。虎翁謂通書於妙心寺裡智勝院單傳。和尚曰。使擧其一人領松島新寺。繇玆。妙心耆宿胥議。選遴諸方名德。海晏陸和尚一時之英髦。住越前法泉寺。膺其峻擢而來。乃慶長十四年六月朔日開堂演法。却後四年壬子春二月十二日忽入無聲三昧。自爾缺住已閱五年。元和二年丙辰冬十一月十五日叟良和尚。稟官命視篆。以寬永元年甲子冬十二月朔日歛化。同年碧堂崔公來而補席。丙寅冬十月二十日歸寂。厥後虛席已十有一年。繇是禪規下衰宗綱已墜矣。于時。雲居膺祖翁僉謂。是希世曇華也。葆光於攝西勝尾山遠林房。足不蹈塵寰形迹邈如。而雷同夏夷道聲藉甚。縱覓若而人於異域。奚獲其彷彿耶。黃門君聞而大喜。乃馳使勝尾曰。東方佛法陵遲聊乏度生人。師豈無意濟世乎。所望速來而住松島新寺也。居翁答曰。不敢違賢意。吾則有生涯長臥煙霞曝骨岩根。豈受榮請苟忘素抱乎。黃門君感其志操愈益欽慕不輟。復重諭初首座（後稱洞水）示遷志。初公含命顧足徑躋洛之法山。依賴寧傳和尚。傳翁興初公入勝嶽區々縱叟曰。惟龍天推轂之秋也。嘗聞。政君護法權度。而頗誠於吾心宗者。回翁如不起宗門不幸正是斯時也。翁安不念之耶。居翁弗獲已領諾焉。初公却回說其顛末。黃門君歡喜無量。寬永十三年丙子夏五月黃門君染痾。命至大漸有遺訓。囑令嗣忠宗君。以詳請翁之事。暨二十四日遂薨。而嗣君踐先考之言。具禮招要焉。徃町元清奉公命而赴中路迎護焉。滿城貴賤魏足郊望。翁自携杖笠徒步徑戾松島。入傳曲庵而解行纏。實丙子秋八月十日。涓二十一日之吉祝國開堂。萬衆懺呼悉輔道化於是。鐘鼓魚板一時改響。二時禪坐三時課誦。凡百叢規整肅森嚴。諸方叢社指爲法窟。聞風禮謁者如渴驥赴泉。輪蹄填門士庶成市或得一言之益。不啻千金之重如飲甘露醍醐矣。忠宗君歸嚮切當。時々以公務之暇。屢爲法喜之交。於玆。欲剃官田而永爲寺產。因興祖翁識焉。翁慮後之居者裕而疑惰。素不欲產多。故捨二十餘貫以充齋粥。特擢爲奉宗廟之官寺。且附山林江海便於受用。封定疆界四至一里餘不縱弋釣。山門揭牌禁葷酒婦女妄入結界。五湖雲衲麕集。由是。常住狹窄衆棲巖窟。或患濕瘴而有屹乎弗遷焉者。大守聞之下命有司。經營數間寮舍以安清衆。自再參徒倍充溢衆糧不賙足。翁自誘徒衆分衛村里。有司以達公聽。重捐官租五十石以贍衆會矣。翁住山間百廢俱興。徒門棊布于院翼從。凡潛行密用不遑備載焉。嗣法尸山者洞水初和尚也。以慶安元年戊子八月二十四日行入寺儀範。而不墜翁之宗綱。可謂克繼箕裘也。寬文元年和尚興諸老胥議。而以雲老人功業之公聽。公命以樹中興牌。重設道像焉先是。承應元年忠宗君。命京師良工模彫黃門遺像。以安佛殿後祝爲護伽藍神。威靈烜赫一瞻畏縮。常密鎖寶扉以秘其德。每歲五月二十四日揭帳帷而圍山清衆。轉大般若修大齋會矣。聖親自在銅像一軀。是日國密宗始祖弘法大師所造。而圓福舊所供養也。而在殿裏今所安手手大悲像者。保土原氏觀林禪尼所寄也。開山法身祖像者。雲居翁所設也。相傳。佛工自鎌倉來刻焉。按昔者圓福滌篆諸老曾卓小庵以爲終焉之地。慶長十五年瑞巖造功大成。而後徙列境內翼從左右。曰法雲。曰青松。曰大光。曰圓同。曰得住。曰龍月。曰江月。曰寶珠。曰護國。曰傳曲。曰萬松。曰紹隆。後加聯芳凡爲十三塔頭。寬永年間賜附租七十餘石每庵分配焉。擧法雲青松以爲本庵。蓋法雲開基空巖慧和尚。號覺滿禪師。智德圓備偏稱道譽。寧一山禪師讚其眞曰。超然氣宇不群。蓋然和照如春。早年誤飲蘭溪水。老去自看松島雲。婆和中方便。談管裡驗人。强把虛空描瀝。何曾的是渠眞。如何是渠新智海機先著眼筋。右松島圓福空巖慧禪師肖像。小師智海求諧。嘉元癸卯秋末。圓覺一山一寧。其像讚現今秘置于法雲也。青松開基靈巖照禪師。撰八景於松島。自以題詩。本朝高僧傳。載照師而欠松島住山事跡矣。本朝百十二主後西院。初在潛邸有故赴東都。而後雖髮染衣微行至松島。沙彌一人從焉。入瑞巖奧室。而留宿可三四日。合寺衆僧無知其貴者。然其容貌不凡。以故待響高高氣颯矣。余雅聞古老語。而未詳何等人也住洛西正法山日。親耳龍華主無着忠公之談。始知明曆帝也。因瑞巖記中載焉。

松島諸勝記附言。（享保二年丁酉仲秋桐江釣叟、劣孫懸休述）又有謂天台記者。此記也。曩日慈覺大師松島艸創之後。台徒繼席而居凡四百餘箱。有故爲平元帥時賴敗亡。當此時。台徒覺正者。紀厥顛末之一軸也。邑之田戶獲之秘藏尚矣。是以恨老祖曾不見之。若諸勝記。特因古老之言編已。天台記近納瑞巖之寶庫。休併閱二說。老祖所記少有遷。由是。休不憚不敏扳出舊記之言。係于末焉欲使後人不誤事實也。又老祖不載松島之舊名。休復因初大師三朝傳之說。加之而漫附言焉。

天台記。人王五十三代淳和天皇御宇。天長戊申五年。慈覺大師奉勅宣。自護江州比叡山山王七社大權現之神輿。遙下於松島。祖無相窟曰。號山曰青龍。目寺曰圓福爲時賴始之

天台記。天長戊申五年慈覺大師來而建立。寫四箇本寺延曆寺。而號延福寺。學震旦四明。而名青龍山。云々。

祖復曰。慈覺大師來而開此山居焉。其徒相繼而僧坊不一百所。成蹙栖穴處。

天台記。三千大衆此地七郡也。(謂寺領七郡乎)人王六十四世圓融天王御宇。叡山東谷寂定坊圓心。奉勅來而住延福。時佛宇僧坊悉廢壞。仍上京以清文朝臣。奏聞延福修造之事。時之關白基仁卿。貪議於公卿命信濃茂助。延福再建成。天延乙亥三年也。云々。天長地久御願所。延福寺慈覺二十三世律淨房沃印覺心。人王六十六世一條院御宇。正曆壬辰三年。上京遷書寫山云々。人王七十三世堀川院御宇。永長丙子元年賴圓願主住圓福。(延字到比時換圓乎)慈覺二十六世慶秀。文治丙午二年示寂。弟子住吉崎房順說繼席。其夏陸奥守秀衡死。嫡子泰衡爲父奢附栗原郡。爲順說一階僧正。同已酉五年自賴朝公。下義經咒咀之御敎書。三千大衆寄會於鷲尾明神拜殿。調伏義經。爲勳賞給賀州繼部絹八千疋。云々。人王八十八世後深草院御宇。寶治戊申二年四月十四日。山王七社大權現祭禮執行。三千衆徒於法師崎奏舞樂。此時相模平元師時賴微服潛行來而見之讀稱焉。普賢堂閻圓怒將殺害時賴。家多浦禪餘坊象鼻崎賀泉坊安養崎一流坊等。都合十餘人馳集而加害。爰龜崎坊良泉因山王大師祭禮禁殺生。時賴幸免虎口去。(時賴惡衆徒之無道意發發于玆矣)時賴歸相模。授三浦小次郎儀成一千之兵。儀成直來而圍圓福。溺願主儀仁左遷佐土國。三千大衆悉滅亡也。正元己未元年法身和尙住圓福。云々。自天長戊申五年。到正元己未凡四百三十二年也。(松島之近隣村村。多坊名之舊趾。窟三千坊極圓寂然檐而居焉。盖本邦諸舞曲調。親着假以爲百戲者。謂之散樂。昔者富山鎭守山王祭會。合民必講散樂。每歲擇能伎者充之。其首魁所着者。謂之翁面。即是神面也。祭儀圀則種々假。韜襠而藏諸里長之舍。

松島蒙來。大和監守。大和尾州熱田神社。大宮司稱大和守。北條執權擅爲圓福寺監。蓋台徒逐謫之餘。不保無加危害於寺房。故擧大和監護之。大和勇而智得無事云。大和以大宮司爲氏士着松島。本支稱大宮司者。皆其後裔也。

同。明曆徵行。夢庵住瑞巖寺也。有行脚僧隨一侍僧。來宿本堂者兩三夜。不知其爲何人。只見言語擧止風貌不凡耳。後住妙心寺。及聞龍華無着所語。始知。明曆法皇。乃後西院天皇陛下是也。

同。壽璋逃世。壽璋尼。仙臺藩公族藤田但馬宗和女名鑑。宗和宗嘉相尋而歿。次女亦夭。至玆。深嘆人生之無常。爲尼結庵曰法性院。苦修梵行以終焉。庵址有老松。與梅檀二樹託生石上。根株蟠錯盤屈。其狀甚奇。

曰三衰松。如衰尼貞淑之操者。曉翠鬱々。

【陽德院】松島村元松島字町內。本尊、釋迦文珠普賢三尊佛。本山。妙心寺直末瑞巖寺塔頭大悲圓滿國師、慶安三年二月二十四日入寺開山、伊達忠宗開基。

伽藍、堂宇間口九間奥行六間三尺。境內四千五百八步。

住職、松原禪嵓。檀徒總代、內海源吉●久保環●今野鶴吉。

【由緒沿革】陽德院は伊達忠宗の母堂追福の爲め創造にして瑞巖寺塔頭の一なり。藁祖貞山公夫人田村氏愛姬の靈廟にして萬治二年寶永殿を構造し、殿中田村夫人の護持佛阿彌陀の尊像及び夫人の影像を安置す、即ち現在の堂宇此れなり。夫人在世の德操及び三歸依の淨行は世の周く知る所なり。引書下記の如し。

松島諸勝記。陽德院者。忠宗君所營創。迺是母公植福道場也。母公者坂諫議田村丸遠齋。右京兆靑顯女。黃門政宗君夫人。儀容端麗婦德明順。雅崇佛乘頗心我宗。黃門薨後。依雲居祖祖翁不得已。下第二義說老波禪。更著往生要歌一百八首。以指授入理之捷徑。夫人聞之如飮醍醐。倍生淨信待遇孔篤。遂師祖翁爲尼。號曰庵壽昌。自披法服日誦經咒。慶安二年己丑。忠宗君臨筵隨喜。相尊捨田圀十五貫。永充僧糧。會。忠宗君臨筵隨喜。相尊捨田圀十五貫。永充僧糧。蓋万丈之宏造。頗崇像於瑞巖也。殿中設釋迦文珠普賢之三聖像。俾洞水初老行開光佛事。雄辯奇語吐演淸雅。合會聾聽靡弗感稱。且設祖翁像於堂上與尼君牌位對立。及永應元年壬辰。尼君請祖翁於江府。屢詢法要。翁節于深川。尼君罹病自冬至春。翁時々來問。至其屬 猶請巖中。虔伸供養。癸巳春正月二十四日淑靈往西。以二十八日櫬發江府。翁亦乘輿爲之先導。已歷十二日達于松島。二十四日遂于松島。翁泣院門下輿。徒步送去。取路於大澤徑還綱木掩禪扉。三請而不出。只羣掩壙法語。命院主禪山長老、代爲之導師。殯葬院後小嶺。萬治二年己亥築廟、曰薈華殿。造構甚奇麗。內金之且書之。銅瓦金榱煥然照映林間。像尼君容貿。置諸中壇。院主鵬雲預點眼安座事。殿內安彌陀尊軀。尼君所奉而栴容殊妙。實非人工所作也。永應三年天麟尼君值母公壽昌尼大姉大祥忌之辰。鑄一口新鍾。以送薦冥福。洞水和尙爲之銘。然后鍾斷矚其聲不遠發也。延寶五年丁巳尼大姉二十七周忌、刺史綱村卿革鑄一大鍾、而掛于境內。現住大領祉老兄用舊銘以彫刻焉。元祿十年丁丑十二月朔晨。院宇爲祝融惡爲煨燼。釋迦三大士及祖像靈牌等幸免也。唯薈華殿巍然。如魯之靈光。於是。先大守中將君。假設小堂遷於牌位。又構小舍以栖僧侶。辛巳冬十二月十二日。山僧稟命領院。涓十七日之吉。移錫于玆。明年壬午秋八月。中將命老臣遣監造使。嚴淨舊趾再建丈室。經百

餘日落成。厨庫書院等山僧自營焉。以癸未正月二十四日。恭伸供養。雖未復輪奐諸構尤好。繼之常住凡器用。所宜有者皆備。

松島諸勝記、天麟院者。全祥尼君剏爲菩提依處。雖蕞爾禪刹諸構盡美矣。尼君者政宗君長女。嘗于越後少將源忠輝卿。卿乃東照神君之令子。既寡弱冠智謀過人。慈悍勇俠怙勢不法。得罪神君。而竄謫于信州諏訪。於是。女君歸仙臺而宅于城中。謂之西館。素薄世情奉佛崇法。最聞不昧禪師提誨。妄繇乍披如獲指南車。最鑽仰親炙宛如事父母。加旃。時々招諸老於西館。以供淨膳。且曰。妾聞女人障重難得佛果。苟非假佗力。爭何得脫哉。願諸師其加意。其言堅誠。不抱一毫浮心。或親裁鉢伽黎。而藏之諸刹。承應三年甲午冬。命山口氏重如。興營富山觀音堂。此等衆善不可勝言。特委洞水祖翁。明禪門要旨。遂除粧飾爲尼。自爾以來殘行清修。最誦法華以爲日課。萬治元年戊戌。營創當院。請水翁爲第一世。更開香田十三貫。永賜香厨。寬文元年辛丑五月八日。尼君以疾終焉。定遺屍於院后閑地。水翁爲之導師却後癸卯之年。先太守綱村君。構靈堂設彫像。水翁書額曰定照。莊嚴畢備矣。延寶七年己未之春院主黃河清公。拾資鑄鳧鐘。自爲之銘。官賜六十金。迺架樓掛焉。丈室釋迦大像者。清公使東都佛工刻焉。安置所奉大悲菩薩於其像前。聞祖像命鎌倉佛工刻者也。

【圓通院】 松島字町内。本尊、聖觀世音。瑞巖寺百世大機圓應禪師洞水東初和尚。正保二年九月二十五日入寺開山、伊達綱宗開基。

住職、松原禪礎。檀徒總代、戸田福松・及川新治・菊地善三郎。

【由緒沿革】 伊達政宗長孫光宗、正保二年三月七日出府、六月病に罹り九月五日病大に漸む。曾て殉死を誡めて曰く「獨生獨死本來空に歸るこ聞く、二世の供こ云は謂れなきことなり、汝等必ず殉死する勿れ」こ八日終に卒す年十九、法名要山關公、圓通院こ號す。殉するもの渡邊重俊・氏家重加・中塚茂視・中川友吉・加藤彌右衛門・郡山善之亟・佐々木名右衛門七名。

鹽松勝譜。圓通院。瑞巖寺南に在り院は要山公の爲めに之れを建て、洞水を以て開祖こ爲す。蓋し關公は、義山公の宗子諱は光宗卒年僅かに十九、廟を院後に建て遺像を置く像は衣冠白馬に騎る、八幡姿に擬するなり。殉死の臣八人、其像の左右に配列し、八金剛神に擬す、廟下大悲亭あり、亭は舊關公の東都藩邸にあるの日納涼の亭に係るもの舟致して此に建て今名に更む。

【福聚山海無量寺】 松島村元松島字大澤。本尊、千手觀世音菩薩。本山、瑞巖寺百一世妙道盧玄禪師鵬雲東搏和尚、元祿二年開山、伊達綱村開基。

伽藍、堂宇間口三間三尺奥行二間三尺。境内九百五十坪。

住職、松原禪礎。檀徒總代、千葉要治郎・若松襲吉・白石廣造。

【由緒沿革】 始め雲居和尚開始し、大澤山慈光院こ號し、後ち鵬雲和尚之れを修造して退隱の地こ爲す。昔山公命じて山號寺名を改む。

封内風土記。福聚山海無量寺。在號大澤地。臨濟宗。初號大澤山慈光院。雲居和尚開基。而寄附給米五口。其後鵬雲和尚經營之。爲退隱之設。當家二十世昔山君。嘗來于此。命鵬雲和尚曰。雲居和尚所開之地所々多。此地當爲和尚開山。乃改號福聚山海無量寺。寄附五十石之地。是以。移慈光院于梅浦改號一座庵。

鹽松勝譜。海無量寺。夢庵松島記に曰く。安ずる所の千手大悲像。東福門院皇太后觀音を信ず、宮庭池畔の柳老大枝葉叡覽を碍ふ旨あり之れを伐る、其夜三侍女同しく夢む、偉人來告て曰く、柳樹を伐り觀音像を作れば、則宮中災を攘ひ福を增さんこ、三女同時之を自ず。太后觀聚途に良工に命じ、大小像六千體を造らしむ貞公の女天麟尼之を聞き、近衛藤公に懇求す公之を奏し、因て賜ふ所なり。寬文辛丑の夏、尼公病革るに暨ひ之を貽る、牛師鵬雲後に玆山繼ず。余因て申者の言を聞く此の如し。

游海無量寺記。佐子嚴。陽沙灣。在飛雁峯以南。鄉俗呼大澤。有精舍。曰海無量寺。幽閒淫閣可愛之地。而古人所謂寺遠無僧來。山深宜過稀自然計會焉。其行也。棹扁舟繫柳陰。而步水汀。行々分蒙密。過幽溪。細石磊落。芦荻蕭瑟。其境殆類曲徑通幽處之意稍登回磴而入于深松投寺院。而興僧話舊。坐久而海月昇松梢。江風度峯頭。張精所謂。秋山無雲復無風。溪頭見月出深松者。宛然自來。夜闌更老。取輕舟短棹于寒江。時秋夜沈々萬頃空。四顧寥々歸路遠。月色嬋娟落江波。清影玲瓏沈海底。高興無窮吟心窈窕。幽趣今猶不忘。仍記之且以證地理。登海無量寺。釋古梁。梵宇春山上。躋攀第幾禪。靈鷲聞命々。法網人玄玄。冥觀依淪日。妙譚湯涌泉。欲裁塵外賞。授簡愧言詮。

【法雲庵】 松島町内園。本尊、觀音菩薩。開山、圓福寺六世覺滿禪師、正元元年十一月二十八日入寺開山。

住職、松原禪礎。檀徒總代、鈴木峰吉・坂本儀三郎・松田留藏。

【傳曲庵】 松島瑞巖寺境内。本尊、如意輪觀世音。開山。禪師雲居希應和尚、寬永十七年八月十五日入寺開山。

住職、松原禪礎。檀徒總代、奥田榮治郎・本村卯兵衛・大宮司長治。

【由緒沿革】當庵は瑞巖寺役僧の宿坊なり、故に明治十四年の調書に「慶長十二年丁未三月五日建立」と錄せり、上記の寶永曆號は明治四年の調書に據る。惟ふに慶長年中瑞巖寺伽藍當時役僧の庵主せしも、雲居和尚により完全したるが故に姑く明治四年記を採摘す。

【松吟庵】松島御島。本尊、藥師如來。開山、見佛上人建永元年七月入寺。

住職、松原禪礎。檀徒總代、大宮可善治・松樹伊愼・大宮司運藏。

【由緒沿革】建永元丙寅年（皇紀一八九九）七月創立、宗祖見佛上人入庵、以後住職歲月詳かならず。明治四年大阪軒町橋國分源七次男宗環入庵。

【仁岫山長慶寺】松島村高木字小森。本尊、阿彌陀如來。本山、關山派松島瑞巖寺中興開山大悲圓滿國師、寛永十五年八月十日入寺開山。

伽藍、本堂間口六間奥行四間、庫裏間口五間奥行三間、境内八百九十八坪、境外所有耕地山林計一丁四反八畝十五歩檀徒、百五十戸。

住職、伊達東泰。檀徒總代、赤間菊治・赤間吉治部・小島廣右衛門・雫石運五郎・笹城戸勇之進。

【春富山大仰寺】松島村手樽字富山。本尊、千手觀世音菩薩。本山、關山派瑞巖寺百世大機圓應禪師洞水東初和尚、承應三年二月二日入寺開山。

伽藍、本堂間口六間三尺奥行四間三尺、庫裏間口十間奥行五間三尺、觀音堂三間四面、仁王門間口三間奥行二間一尺鐘樓堂九尺四面、御成門・通用門・文庫各一棟。境内四千六百五十六坪。檀徒、二十五戸。

住職、稻富洞雲。檀徒總代、後藤健助・土井富治・櫻井勝治・菅原廣平・土井貞吉。

【由緒沿革】富山大仰寺は明治九年六月二十日、明治大帝の足跡を印せられ妙勝觀の一室に入御し給ゐし芳蹤の靈地なり。昭和二年を溯る一千九十七年、延曆二十年坂上田村麿利仁國家の安泰を祈誓し、護持せる千手觀音菩薩尊像一軀を安置す、富山觀音と仰ぎ、箟嶽・牧山と併び稱して奥州の三觀音と云ふ。寺中に乘像を安じ即ち田村將軍馬上戎裝の像なり、又將軍常用の古器を藏す堂を護持する精舍を松下庵と云ふ、その建設の年月は元明五年の火災に古記舊書擧げて烏有に歸し搜索に由なし、然れども藩祖政宗第一息女五郎八姫の信仰により、富山觀音の堂宇を修造し、精舍を献立して春富山大仰寺と冠稱するに至りし沿革は先哲著はす所の諸書並に、明治十三年住僧玉水師の由緒書に審かなり。

封内風土記。富山大仰寺。臨濟宗本郡松島瑞巖寺末寺。靈元帝寛文中。圓應師洞水和尚開山。義山君寄附五十四石餘之地。觀音堂傳云。本尊坂上田村麿護持佛。而桓武帝延曆中。奉勅征伐東夷。誅賊首凱旋時所創建也。

名跡志曰。去松島東北十里餘。近境之高嶺也。上有大悲閣。平城帝大同年中。田村麿建三觀音堂。牧山。箟嶽。玆地是也。斯地也特鍾東南之佳美于寺前。盡壯觀也。南極桂島。北大塚。宮戸浮于東瀛之微茫。松島聳于西峰之木末。此間脩洲之臥波間也。引素紈而浩々。群島之横海上也。疊碧螺而點々。篆烟之靉靆者。燒藻鹽也。急雪之崩騰者。邀江風也。漁舟之分綠洋。忽生ノヘ之字勢。布帆之接碧天。更竭隱見之目力。加之洲渚之動石。鷗之集也。林梢之點星。鷺之棲也。無邊之幽致凝于吟眸。其富有佳美甲天下。故名曰富有嶺。

鹽松勝譜。富山。松島を距る十二里寅の方に在り。相傳ふ。西望或は時に富嶽を雲間千余里の外に見る、因て名と爲すと或は曰ふ勝に富むを謂ふなりと、所謂鹽松環海四山の一是なり。山麓農家八九簇を爲す。山下より麓に至る磴道數百盤、喬杉老檜晝猶晦し巓に大悲閣あり相傳ふ。大同中。阪將軍東征の日觀音三像を以て之を三勝所に置く世稱する所の三觀音。所謂牧山・箟嶽・此地是なり。或は曰ふ。阪將軍賊首大竹丸なる者を誅し其頭を埋め閣を其の上に建てしと、閣中又院將軍の塑像を置く、像は戎服馬に騎る是未だ何人の置く所なるを詳にせず。夢庵松島記に曰く。承應甲午天麟尼君。富山觀音堂を興營す閣の四面は樹木蔭蔽見る所なし閣後路あり當に小野驛石港諸境に出づべし、閣前下る數歩磴の東側に門あり扁して大仰寺と曰ふ、巡覽記に曰く。額あり富山大仰寺と曰ふ、高泉筆。寺は寛文中松島瑞巖の僧洞水老後隱棲を創する處たり世或は僧雲居の創建と謂ふは誤れり。寺前庭上南面俯臨すれば、所謂松島の勝全く富山に在るものなり。乃ち庭の觀る所鹽松環海合抱の中に在り、左肩に當る者は寺後の山樹遮蔽意を

以て之れを度れば則ち應さに石港より金華に至るべきの地なり。肘に當る境は、則ち白練の洲圓灘の山以て宮戸の諸島に至るべし。南折指頭に及ぶ者は寒風澤・鍬納島・桂島諸區と爲す。右肩は則ち高水驛・石磯。肝衡は則ち松島、而して鹽浦は則ち伏して見えず。肘より次第して指頭に至る、則ち嶼ヶ崎なり、吉田なり鼻節なり遠くして松浦・水門の諸濱益遠くして相馬岩城の諸山なり。其近くして頤下に列するを手樽と爲し、名古目と爲し箕浦と爲し古浦灣崎と爲す。凸凹たる汀渚にして環海の中に犬牙し島嶼錯峙舟船呼ぶ可し。夫の四時變幻晴雨轉換怒風笑烟の趣に至りては、即ち言語の能く及ぶ所に非らざるなり故に其景に題して妙勝と曰ふ。嘗て之を寺主に聞く曰く。天氣青朗日曜淵に逼るの時偶々富岳を鹽浦と嶼崎との間に見る千餘里の外一點の青色烟の如しと云ふ遊ぶ者初めて巓に登る矚る所なし以て世の勝を言ふものゝ妄と爲す。後ち寺に入りて絕勝に俯す頓に仙境に至るが若し憮然自失す。寺の側に小庵あり松下庵と曰ふ乃ち洞水壯年四方に遊びて歸る福浦島に居る四年後ち此に遁れ草庵を營む居る十年後ち起ちて瑞巖を掌る。老後大仰寺を創す夢庵松島記に曰く。洞水十年歸らざるの誓を發す潜に富山に入る廬を結びて屏居紅塵を踐まず白雲に長臥し水懷雪慮孰れか其の趣きを知らんや。封内風土記に曰く。昔山公嘗て富山に遊ぶ。洞水の草庵を訪ふ乃ち和歌を賦して之を與ふ曰く。

海山の眺もよきや柴の戸のさすがに高き松の下庵。

洞水酬ふ曰く。海山のあかぬ眺を忘れずば復來ん折を松の下庵。後僧西山修營して居る、昔山公嘗て西山と某の日を約して駕を枉ぐ庵を訪ふの期に至り公他故あり因りて期を延ばすの命あり。西山曰く。僧として違ふは何んぞや夫れ僧の世に住むや石上の坐樹下の宿奚ぞ明日を待たん因りて國風を賦して曰く。

花も實も明日白雲の浮身にて何重ねてと松の下庵。

又一首を賦し庵扉に題して曰く。

あくかれて我は出ぬる柴の戸に月こそ我に入り代りぬれ。

即ち出でゝ京師に之く。西山和歌を善くす朝紳爭ひて交接す。又西山松下庵に在るの日詠する歌とて。

露の身の有か無かの置ところそれにも風のさはる世の中。

送奥僧大潮東歸。物茂卿。聞君歸去興雲遊。風雨蕭々五月秋。爲問富春山下客。只今猶自着羊裘。

富山。田省吾。擔（擔一作提）瓢尋訪海門東。董鬘鬖々如御風。渺々水天帆鳥外。雲房烟舍一望中。

同。紀德民。白雲高蹈梵王樓。萬點晴分松島秋。初信奏皇遙問藥。大東元自有瀛洲。

上富山。倉成奚。窮搜恐有遺。狂走如無及。捨舟上富山。千島遙相揖。

同望金華。同。千山爭泛海波間。山盡雲烟又泛山。山吐金華搖海日。霞標閃出玉容顏。

登富山。釋古梁。松洲興盡未云歸。更上富山俯翠微。列嵌蒼茫籠宿霧。春潮蕩渺盪明暉。數帆接影霞間出。群島如塵鏡裡飛。清世無人踏東海。臨風絕頂振征衣。

登富山。半井行藏。扁舟乞去興飛乘。步上富春懷子陵。起水鳥如千里霧。還山人似六朝僧。灣前鳳利歸雲覆。天外金華瑞氣凝。向夕風波搖島嶼。或疑白石作羊興。

富山峯。同。日落山頭烟霧披。遙看松島聚灣陲。水雲出沒三千點。疑是仙人圍奕棋。

水月井。太仰寺門下數步の磴側に在り水甘冽大旱綆汲匱しからず富春叟富山に遊ぶの記に曰く。井あり圓徑六七尺澂清。鬚眉を鑑すべし、老藤相繼り蜿蜒す井上に離ること一丈餘、土人相傳ふ。水月大士淨瓶中流し渴く所の處、井を距る十步乃ち寺門なり。松崎燦室遊東陬錄に曰く。阪道急峻小半里。渴極つて井を得、汲て飲む甘冽なり。餘戲て雲居井と曰ふ。

【靈龜山松林庵】浦戸村寒風澤字愛宕。本尊、釋迦牟尼如來。本山、松島瑞巖寺百世大機圓應禪師、寛文十二年十月三日入寺開山。

伽藍、本堂間口六間三尺奥行四間三尺、庫裏間口五間三尺奥行四間。境内百七十五坪、境外所有耕地一畝十三步。檀徒、九十戸。

住職、眞壁敬雄。檀徒總代、島津庄作・中野惣五郎・鄉古喜作。

【由緒沿革】現在の伽藍堂宇は、享保十八年二月の建設、後ち六十餘年を經て、享和年間に改修したるものなりしと。

三、淨土宗

【奥監山雲上寺】鹽竈町字小山。本尊、彌陀・勢至・觀音三體。本山、名越派仙臺成覺寺天蓮社良袋和尚、元和元年（明

細帳に二年）八月十五日入寺開山。

伽藍、本堂間口七間奥行六間、庫裏間口九間奥行五間。境内一反二畝二十歩、境外所有耕地一反三畝十四歩。檀徒二百五十戸。

住職、東海林良應。檀徒總代、太田興八郎・佐藤豐吉・中村福七・鈴木忠助・佐藤玉吉・三浦源治郎・鈴木音治。

【由緒沿革】雲上寺は今の山寺園に安置せり、正德六年の火災と、後又鹽竈神廟の改造とに因り現在の地に移轉せり。寺中に什寶を藏む、曲江の筆涅槃像の一軸此れなり。

【極樂山西方寺】大澤村大倉字定義。本尊、阿彌陀如來（畵像身丈二尺八歩立像）。本山、名越派安樂寺觀蓮社良念上人享保二年二月開山。

伽藍、堂宇間口五間奥行二間三尺。境内千二百坪、境外所有耕地六反三畝十歩。檀徒、五十七戸

住職、大江田博璘。檀徒總代、早坂清三郎・早坂今朝之亟・石垣長左衛門・新國賀門・早坂庄松。

【由緒沿革】明細取調書。往古安元の度支那育王山徑山寺より平重盛へ贈進し重盛信仰す。治承二年一族筑後守自能へ給ふ。元暦の亂平氏の勢ひ廢傾に及ぶ、貞能彼の彌陀像を携へ東奥に遁れ、幽澗の地を擇み山中に潜む。今世に到り即ち宮城郡大倉村なり、建久九年七月七日貞能薨す。從臣墳上に竪二間横五間の堂字を造營して、件の彌陀像を安置して本尊とす。寺は寶永三年正月建立して極樂山西方寺に號す。（參照本章第二節第一項定義如來）

【海緣山淨土寺】七鄕村荒濱字西。本尊、阿彌陀如來。本山、名越派磐城國矢ノ目如來寺善的和尙、寬永二年三月十四日開山。

伽藍、本堂間口六間奥行五間三尺。境内六百十五坪、境外所有耕宅地計四反二畝十五歩。檀徒、三百五十九戸。

住職、中澤壽慶。檀徒總代、佐藤襲吉・佐藤善七・渡邊門太郎・佐藤喜平・中島金六・松木壽・末永末吉・鈴木丑藏・菊地巳之助

【由緒沿革】寬永年間行脚の僧善的來り住す、越中大學・但馬掃部・土佐重郎右衛門の三名歸依し、三人協商して本尊一軀を寄進す。安永年間風土記書上由緒審かなり載錄下の如し。

宮城郡國分荒濱。淨土宗、海緣山、淨土寺。

一開山之事。當處は元龜の初より天正文祿の頃迄民家茂無之候處慶長元和の頃當國御太守政宗公御時代戰國の餘族遠國より當地へ遁來、百姓と罷成候其節越中大學、但馬掃部・土佐十郎右衛門と申者何も富家付此者共に申合せ爲二世安樂の爲め庵室を建立仕、修行聖者を庵主と仕右之者共施主相續仕候處、寬永年中善的和尙行脚僧にて當地へ被下候を庵主に相賴み翌年奥州岩ヶ崎郡矢目松峰山如來寺より檀家之者共罷越大會山攝受院淨土寺の右三號を相受申候、其後、元祿十七年第五世善哲和尙の時、山號海緣山と相改め申候仍而善的和尙を開山と仕候處、寬永年中より文政年中迄二百年計に相成候事。

【海見山照德寺】高砂村岡田字新濱。本尊、阿彌陀如來。本山、名越派仙臺成覺寺了譽相惠淨應和尙、文祿元年入寺開山。

伽藍、堂宇五間四面、境内千百五十七坪。

住職、中澤壽慶。檀徒總代、村上興左衛門・平山長藏・瀨戸茂左衛門・平山六右衛門・瀨戸剛治・瀨戸茂三郎。

【由緒沿革】開山、堅蓮社了譽相惠和尙、文祿元年之度開山、所謂本山成覺寺三代目長蓮社本譽念阿惠應和尙之弟子。寬文八年十月二十四日示寂、其後本山成覺寺に而兼務明治五壬申歲宮城縣下名取郡坪沼村寶禪寺より壽玄轉住。傳へ云ふ。海見山の號は藩祖伊達政宗公の名けしものなりと政宗公野狩に出でられしとき此の寺院へ御休憩あられ海洋を望見し此山號をたまはりしものなり。

【金剛山圓城寺】利府村本鄕字大町。本尊、阿彌陀如來。本山、名越派磐城專稱寺岌辨和尙、元龜二年四月八日入寺開山。

伽藍、本堂七間四面。境内五百五十二坪。檀徒四十六戸。

住職、長龍寺兼務。檀徒總代、小幡清松・小幡德之助・小幡德右衛門・大泉重五郎・板橋千代之助・阿部與惣兵衛・鈴木喜助・引

地發記・大槻善左衛門・鈴木勇藏。

【由緒沿革】封内風土記。傳云。正親町帝。元龜二年。岌辨和尚開山。順陀和尚中興。不詳其年月。邦君寄附三十六石餘之地。風土記に「岌」他皆「岌」に書せり。岌は會の古文なりされば、岌の字正しかるべしと惟はる。

金剛山圓城寺。同寺は淨土宗にして利府村利府に在り、順陀上人の創立せし寺なりしが、割據國士の干戈の影響により一時荒廢に歸せしも、天正年間藩祖政宗公の再興に係れり、當時持職良廓和尚も其旨意に從ひ、地藏堂及び鐘樓を建設し、元和二年十月藩祖公當地に御鷹野の御催しあり、其歸途時雨に遇ひ同寺に憩ふ、其時良將和尚と種々の問答をなせり。

藩祖公曰、和尚二眼我れ一眼。和尚曰、天に星萬滿あれと、唯だ月一點の光。

從者等は暫時獲鴫を調理し公和尚に勸む、和尚固辭して食はず、公之を許して强いて食はしむ。

藩祖公曰、和尚吸物は如何ん。和尚曰、鴫は羽音をなして原に飛び込む。

公和尚の博識を賞し寺領三十六貫文を賜はんとす、僧曰く緇徒は一世にして子孫を繼續するものにあらず敢て高祿を欲せず、唯だ空腹を凌ぐを足ると、僅かに三貫十四文を領せり。公愈々感服して御朱印を賜ふ。天明年間出火のため寶什其他燒失せしも、今猶三四葉の御朱印を存せり。其當時の本堂は横九間間口七間、庫裡は十一間間口五間。

利府圓城寺領寫。貞山公元和二年當地に御鷹野に被爲出、圓城寺に御一泊被遊、住職良將和尚右法之挨拶被申上候段、御機嫌に入同年中島監物御取次を以、寺領三貫十四文被下置其以後節々御鷹野之砌爲御成。

寛永十年寺内に御假居被相定、義山公御黑印、寛永二十一年に都合三貫六百十四文に割出頂戴仕寛文元年、御當代御黑印頂戴仕、良將より拙僧三代頂戴仕候、以上

延寶八年四月十三日　　宮城郡利府　圓　城　寺

同寺に藩祖政宗公の位牌在り、公の英靈を弔はんため御逝去の當時建設せし燈籠高さ七尺六角形古代式にして表面には御紋章を彫刻せり。藩祖公大崎六郡を討たんと欲す、陣營を利府圓城寺に置きて戰略を議り、今に寺内には議士間方丈間の名存せり。

獨眼誌伊達政宗冊子天正十八年條。十六日岩手澤蜂起して諸邑之響應し、木村時貞圍む、時宗其臣成合平在と突戰せしも亂民愈々加はり、勢日に猖獗、加之麁きに來謝せし大崎氏の門族、高泉隆景眞山繼重氏家總左、及び蔦西氏の遺臣、黑澤義任等皆叛き臣僕悉く慘害に遇ひ、時貞の命亦た旦夕に逼りぬ。此時淺野長政等白川に在り、報を得て大に驚き淺野長勝を米澤に遣し、政宗に命じ

て氏鄕と共に赴援せしむ、政宗乃ち二十三日を以て先隊を進め、二十六日旗下を率て程に上り、翌十一月五日利府に抵り、同十日黑川下草に陣す、十三日に至り氏鄕の軍宮城郡松森に次し、十四日下草に來り戰略を議し、十六日を以て兵を大崎に進めんと約す、是に至りて時貞等始めて蘇生の思をなせり。云云。

【光明山長龍寺】利府村本鄕字大町。本尊、阿彌陀如來。本山、名越派圓城寺順連社良本上人利白和尚、慶安三年九月七日（一書に元和年中）入寺開山。

伽藍、本堂間口五間三尺奥行五間。境内百九十四坪。檀徒、七十五戸。

住職、那須祐岩。檀徒總代、丹野市右衛門・丹野林左衛門・櫻井今朝治・佐々木久三郎・川村喜右衛門・相澤林作・丹野長吉。

【由緒沿革】境内に安永二年七月七日當地の阿部三良治、二間四面の堂宇を建立して三十三觀音菩薩の尊像を安置す。又寛文二年三月十七日加瀨の佐々木音吉、一間四面の堂宇を建立して不動尊を安置す、又元文二年十一月十五日當時七世海音和尚五尺四面の堂宇を建立して辨財尊天を安置せり。

【弘寶山歸命院】松島村高城本鄕。本尊、藥師如來。本山、名越派利府圓城寺三世岌意上人、天文十五年九月九日入寺開山。

伽藍、本堂間口七間奥行三間三尺。境内八百四坪、境外所有耕地九畝五歩。檀徒、九十戸。

住職、高橋晴雲。檀徒總代、佐藤一學・菅野九左衛門・櫻井熊吉・桝谷八兵衛。

【由緒沿革】鹽松勝譜。歸命院。高城驛西山上に在るなり。石磴百餘盤りて嶺に達す。傳へ曰ふ、國初藩の功臣山岡志摩なる者の創建する所なりと、志摩曾て上杉氏に事ふ、後ち去りて貞山公に事ひて屢々功あり、田祿を此左右に賜ふ、因りて蛇崎を以て居舘と爲す。又別に小庵を此山上に營み暇あれば常に來りて佛を念じ齋を持す、後ち利府驛圓城寺僧岌意を請ひて開祖と爲す、命けて歸命院と曰ふ。山を弘法と號す。世に傳ふ慶長甲寅冬、大阪の役志摩貞公に從ひて軍中に在り、使して神祖に謁す、神祖見て其齡を問ふ曰く七十五神祖曰く、我が軍三十萬、我齡最も高し。（神祖時年七十三。）而して亦た我が上なる者ある乎と、乃ち左右に命じて殘を賜ふ、志摩之が八椀を食ふ、神祖之を健とす。乃ち騎馬を試む、則ち超乘絕塵折旋度に當る、神祖曰く、矍鑠乎壯士なりと

則ち御服を脱して之に賜ふ、軍中以て榮とす。初め志摩の眞公に仕ふるや世錄を辭す曰く。臣自ら臣の功勞に食す、子孫宜く子孫の功勞に食すべきなりと故に其子孫微なり。而して孔雀外套幟章の屬、今尙ほ其家に傳ふと云ふ。寺前の闕跡之を石磯・稻荷山・殿崎等に比すれば見る所益々邇然、環海東北一瞬に在り、而して目下に則ち高城驛路往來人物陸續斷えざる蟻の如し、其最奇なる者則ち鹽場と爲す、鑑烟縷々裊々風に隨ひて搖曳す、古人の國風詠ずる所愾ふ可きなり。寺尤も宜く涼を納るべし、九夏三伏衣を袷せざれば則ち纊を挾す、而して冬月亦寒に堪え、特に景勝の美のみならざるなり。寒暖體に適す養生の福地なりと謂ふべきなり伊達家舊臣傳曰。山岡志摩重長。姓藤原。初稱成田總右衛門。後由君命改山岡志摩。賜采地三百貫命國老。寬永三年閏四月沒。其子隼人長勝襲其嗣。十八世忠宗君之時。寬永十八年九月。長勝子志摩泰長死而無嗣。家亡。單甲陣羽織なり戒庵漫筆並に文藻行潦武備之部に出づ。

四、眞宗

【藏澤山德源寺】 大澤村字澤字谷地。本尊、阿彌陀如來。本山、西本願寺派道壽和尙開山（年月不詳）伽藍、本堂間口六間奥行五間、庫裏間口六間三尺奥行五間、境内三百四十一坪、境外所有耕地八畝一步。檀徒、百二十戶。

住職、菅原俊了。檀徒總代、早坂源三郎・佐藤甚左衛門・庄子萬藏・千田榮治・庄子忠四郎・庄子善左衛門。

【由緒沿革】 德源寺は字澤字谷地にあり眞宗と稱し維新前より肉食妻帶の宗にして檀家七十餘戶を有し現今の住職を菅原俊了と云ふ學識あるを以て敎育を補佐し現今村治に軼掌裨益すること多し。

【無量會山善正寺】 七北田村市名坂字善正園。本尊、彌陀如來。本山、西本願寺派如上人法弟圓海、元龜元年十月十二日（別本十五日）。

伽藍、本堂七間四面、庫裏間口七間奥行四間三尺。境内六百八十九坪。檀徒、百四十戶。

住職、足利圓峻。檀徒總代、伊藤留藏・櫻井小圓太・阿部襲吉。（他村四名）

【由緒沿革】 明治十二年十月十日足利圓諦の調書左に。

由緒。當寺開基圓海は常陸國松原の産、俗姓は足利尊氏將軍十一世義澄の三男足利左衛門尉義明の嫡男なり。出家して後松島の靈蹟を一見の爲當國に下り、宮城郡國分七北田に住居、夫れより眞宗に歸依し奉り、天正十年顯如上人御弟子と成り、法名圓海と賜る其後良如上人御代に善正寺と寺號を賜る。

【歸命山淨滿寺】 七北田村七北田字町。本尊、阿彌陀如來。本山、東本願寺敎如上人法弟長念、慶長元年八月十二日開山。

伽藍、本堂五間四面、庫裏間口五間奥行三間。境内百八十坪。檀徒、四十五戶。

住職、大友長喜。檀徒總代、庄司德右衛門・高橋今朝松・高橋善三郎・黑川久吉・柴田作造・本鄕長吉。

【由緒沿革】 歸命山淨滿寺と稱し眞宗大谷派に屬し現在の地に創立以來今に至る三百五十年餘にして本尊阿彌陀佛の立像は鎌倉形又は鎌倉佛と稱し今は得難き鎌倉時代の作なりと云ふ現在舊記は時代の變遷に依り存せざるも今は他に轉したるも明治初年まで安倍貞任の後裔一族が當寺の檀徒たりしを以て見るも遠く鎌倉時代に因りあるかを推するに足る。

【佛光山西照寺】 根白石村實澤字壹本橋。本尊、阿彌陀如來。本山、東本願寺大谷派長澤上人、延寶五年二月十五日開山伽藍、本堂、間口五間奥行四間、庫裏間口三間半奥行四間半。境間百六十坪、境外耕地山林一反八畝廿七步。檀徒、三十戶。

住職、星惠成。檀徒總代、川島富五郎・早坂襲藏・伊藤今朝五郎・佐々木政治。

【由緒沿革】 延寶五年當寺創建せしは、仙臺市新寺小路正樂寺境内なりしも、信徒の望みにより明治三十五年九月二十一日移轉の出願を當局に提出し、翌三十六年九月七日當局の許可を得たりき。公許以前に、庫裏は同三十一年十月十日、本堂は同三十三年八月十五日に建築の工事は竣功せり。

【眞光山專能寺】 高砂村蒲生三十一番地。本尊、阿彌陀如來。本山、本派顯如上人弟子榮覺上人、天正十九年三月開山

伽藍、本堂七間四面、庫裏（不詳）境内宅地一反一畝二歩。檀徒、百五十二戸。
住職、足利寛了。檀徒總代、遠藤音右衛門・遠藤秀吾・阿部新吉・庄司長治・鈴木久三郎・鈴木長三郎・菅野太右衛門・嶺岸權之助・菅野佐吉。

【弘誓山願立寺】 松島村磯崎字割波。本尊、阿彌陀如來、本山、東派仙臺正樂寺宣如上人法弟了祐、寛永二年三月十五日開山。
伽藍、本堂六間四面、庫裏間口七間奥行四間、境内千二百二十七坪、境外所有排宅地山林計一丁二反六畝九歩。檀徒四十五戸。
住職、磯崎護。檀徒總代、内海德藏・澁谷善之助・赤間壽喜治。
【由緒沿革】 開創の曆號詳かならず、上記は明治四年住僧得雄の調書に基きたりしも、同十二年の調書に因れば、開祖了祐は承應二年三月五日宣如法主に歸依し僧となり、一字を磯崎に建立し、二代玄逢に至り一如法主より本尊並に寺號を賜はれりと。

五、天　台　宗

【鷲倉山松岩寺】 根白石村福岡字小山。本尊、不前明王。本山、天台宗園城寺。
伽藍、本堂間口五間三尺奥行三間三尺、座敷間口六間三尺奥行三間三尺。境内一丁八反二歩。檀徒、二十八戸。
住職、石川宥元。檀徒總代、早坂勝三郎・石川慶助・石川長次郎。
【由緒沿革】 養老二年日輪坊の開山にして彌勒院と稱し、鷲倉山の別當職を司り、福岡・田中・小角の守事にして、准年行司と稱す。往昔火災に罹り古牒佛器皆燒失のため開山の名稱及び歳月詳かならず。傳へて貞享年中彌勒院を松岩寺に改めたりと。

六、眞　言　宗

【地德山大門寺】 廣瀨村下愛子字町裏。本尊、不動明王。本山、龍寶寺開山年月不詳。
伽藍、本堂間口七間奥行五間三尺、庫裏間口七間奥行四間。境内四百七十八坪。檀徒、五十二戸。
住職、熊谷雄源。檀徒總代、庄子彌三郎・小松多利吉・加藤忠三郎・庄子甚助。
【由緒沿革】 開山の歳月定かならざるも、明細帳に、寛永元年十月慈觀和尚入山して中興開山となる。鄉土誌に、元龜二年權律師宥識法印の中興なりと。

七、黄　檗　宗

【開元山萬壽寺】 原町小田原高松。本尊、正觀音。萬福寺の塔頭、元祿十二年、九月月耕和尚開山。
伽藍、本堂庫裏兼間口十間奥行五間。境内二百七十四坪、境外所有耕地三反七畝廿七歩。
住職、岡田圓成。檀徒總代、後藤利三郎・山本養治・山本三五郎。
【由緒沿革】 此の邊一帶の地名を高松園と云ふ、寺は元祿九年（又十年）肯山公之を創建し、僧月耕を開山とす。公の夫人萬壽寺殿淨見大姉（丹後守稻葉侯の女）の靈屋なり。境内子院十ヶ院あり、其の一を三昧院と云ふ、月耕の塔堂なり、靈松院・大殊院・吟松院・部陽院・甘露院・遍照院・棲雲院・大通院・三毬院を始め、其の外高堂樓閣多く莊嚴を盡せしが、明治二年靈像を瑞鳳廟に遷し、今は皆廢墟となる、殘るは三昧院の堂宇のみ。又政宗五世の孫吉村、養母稻葉氏仙姫のため萬壽寺の開基となる、稻葉氏は綱村の夫人なり、寶永三年七月四日薨し高松に葬る、即ち萬壽寺は稻氏夫人の靈廟なり、明治二年祭儀を神式に改む、靈像を瑞鳳寺に、奉遷す。寺中に夫人並に八世の孫齋村公の神儀永慶院殿桂山圓榮大居士を安置す。
東漸史稿。寶永三年七月四日逝す、年四十八、法諡して「萬壽寺殿實蓮淨晃尼大姉」と云ふ、仙臺高松に葬む、寺を建て、開元山萬壽寺と云ふ。

【大日堂】大日如來。原町苦竹字新田。堂宇。
緣起傳說。元弘二年（皇紀一九九二）の建立なりと。
風土記書上。上石碑に大日二字梵字有之、元弘二年建立と有之、舊所筆者相知不申候事。別當南目村本山派修驗清光院。

【觀音堂】千手觀音（座像銅佛）正觀音勢至菩薩（左右脇佛立像銅佛）原町南目。堂宇三間四面。境内四百五十四坪。
緣起傳說。昭和二年を距る二百七十三年、明曆元年の創建なり。明治十二年七月、管理者仙臺仙岳院梅小路亮湛の調査書及び引用書を載錄する左に。
觀音堂。南目區内にあり天台宗にして觀音菩薩を祭る元は黒川郡夫澤村に安置したりしに堂宇朽廢して本尊土中に埋まる加藤元應なるもの是を掘り起して慶安二年三月今の所に堂宇を建てゝ移し落髮して住職となりたり明治三年四月元榮なるもの寺名を廢して神社となし佛體等を賣却したり其後神職放免となりて寺堂を存するのみなりしが十二年仙臺仙岳院住職梅小路亮湛町内信徒と謀りて元の名に改めたり。
封内風土記。南ノ目邑、觀音堂。本尊千手觀音。正觀音。勢至。毘首羯摩所造也。傳云後光明帝。慶安二年三月十七日夜。仙臺府下北八番町先驅步卒將。白根澤喜兵衛與ゝ次郎七者。（靈元帝延寶八年。爲與長。稱加藤作右衛門）夢中有此三尊在本郡七北田邑大澤山中之佛託。翌日入彼山中。探索而獲之以歸。安置于其家。終憚安置靈佛於俗家。其弟修驗清光院永證。後西帝明曆元年。永證請之公廳賜地。造營堂宇。安置之。永證爲別當。號慈眼山清光院。

【彌勒堂】彌勒菩薩。廣瀨村下愛子彌勒寺境内。堂宇二間四面。
傳。尊像は運慶の作、堂宇飛彈工匠の作、堂側あり、刻して「元亨四年（皇紀一九八四）甲子二月二十五日遺弟圓默爲師立石と。

【太子堂】聖德太子。同村下愛子安養寺境内。堂宇二間四面。

【觀音堂】同寺境内。堂宇一間四面。

【不動堂】不動明王。同村下愛子字番山。堂宇間口二間奥行一間。境内三百六坪。

【觀音堂】子安觀音。同村下愛子字觀音。堂宇二間四面。境内八十八坪。
傳。尊像、定澄作。文治三年（皇紀一八四七）九月吉祥日、子安觀音との記あり。
封内風土記。子愛觀音堂、不詳何時創建、傳曰、本尊定澄作、前佛正觀音。不詳何人所作。記曰。文治三年九日吉祥日。後光之後記子愛觀音。

【毘沙門堂】同村下愛子字町裏。堂宇九尺四面。
傳。尊像運慶の作、元龜二年の創建なりしと。

【鳳鳴瀧不動堂】同村作並字朴目木。堂宇間口四間四尺奥行二間。境内百六十坪。
緣記傳說。往昔有羽の仙客遠び來を奏して瀑布を臨む、故に鳳鳴瀧と云ひしとぞ。

【定義如來】阿彌陀如來。大澤村大倉字定義。
緣起傳說。平重盛南宋孝宗帝の世、育王山徑山寺佛照禪師に黄金を献じて逆修を營む、禪師深く重盛三歸の志を賞し、贈るに蓮糸葛陀羅の彌陀尊像一軸を以てす。治承三年（皇紀一八三九）重盛薨ず、その臣平貞能遺命を奉じ、一軸を護持して胤を東奥に避け地を人跡稀なる奥羽分水の山麓にトして安德天皇を初めとし、重盛等の冥福を祈る。建久九年（皇紀一八五八）七月七日貞能家臣に遺命して西往す。昭和二年を距る實に七百三十年なり。家臣命を奉じ墓上に藍塔を建て且一軸の尊像を安置し本尊と爲す。爾來五百七年の歲月を經閱し、貞能從臣の後裔早坂源兵衛、淨土の妙行超世の直路を發願し、觀蓮社良念と稱し、寛永三年正月梵字を建立し、極樂山西方寺と號し、定義如來を守護す。定義如來の尊像遠邇に轟傳し、周ねく世人の知る所なり敢て贅せず。
傳記。抑も當寺に安置せる阿彌陀如來の由來を尋ぬるに、小松内大臣平の重盛公深く佛教に歸依し、唐の育王山徑山寺に黄金三千兩を寄附し、後世善根の資とせり。佛照德光禪師大に公の篤志を感じ、法照禪師より傳來の蓮糸憂陀羅の靈軸を送献せり、公大に

喜び尊崇せる年あり。治承三年の秋公病に罹り起能はざるを知り、老臣肥後守平貞能を召し尊像を授興し、公死水の菩提を吊ふべきを以てせり。治承四年木曾義仲の變あるや、時世の爲すべからざるを察し、且重盛公の墳墓の馬蹄に蹂躙せらるゝを憂ひ、之を發きて骨を收め高野山に藏し　宗盛公に從て一意臣節を盡すこと雖ども、特なるかな平氏も遂に壇の浦に沈滅するの非道に至りぬ玆に至りて翻然意を決し重盛公の遺命を奉じ、尊像を護持し常陸に隱れ、剃髮し肥後入道と稱し、世と遠ざかり來りしも、幾許もなくして忠光、景清等の亂あり、故に平氏の餘薛を求むること急激なりければ、貞能公尊像を守護し從臣を將ゐ、東奥に遁れ跡を深山幽谷に潜め、居をトして邸宅を構ふ、之れ即ち今の大倉定義の地の起りにして、定義は貞能と國音同音なる故を以て、地名及如來を號して定義と云ふ所以なり。貞能卿居を玆に構てより、益世と遠ざかり、安德天皇及重盛公の冥福を祈るを以て勤とせり臨終の際從臣に遺命して曰く、吾が死後墳墓の上に小堂を建て、彌陀の尊像を安置し後世に傳へよと、言終りて冥せりと、之れ實に建久九年七月七日なりき。從臣其遺命を奉じて墓上に一堂を建て、如來の尊像を安置せり、現今の堂宇即ち是れなり。而して斧一挺の作なりと、其古致大に見るべきものなり。爾來從臣各所に轉在し生活をなせしが、其子孫連綿として繁殖し、地を拓き居を構へ一部落を作しと雖ども世と相染まず、青下、矢籠、白木等即ち是れなり。星移り世變り戸口日々滋く漸く世と交通するに至り定義如來の靈名四方に喧傳し、之を渴仰し參詣の子女益多きを加ふ、從臣の後裔早坂源兵衛なるもの、享保年中發心剃髮して僧となる、之即良念開山第一世なり、極樂山西方寺を創立して、如來の別當となる、時維寶永三年正月なり。

大日本史。平貞能。筑後守家貞の子なり。治承四年菊地高直等兵を起して源賴朝に應ず、貞能肥後に赴き九國の兵を發して高直を攻む。城兵固守す貞能其の拔く可からざるを計り、合圖して之を守り險要を扼して糧道を絕つ、高直食盡きて降る、原田臼杵戸次等相踵て欵を納る、既にして振旅して京師に還る。時に京師流言す、多田行綱兵を以て川尻を塞ぐと、貞能騎兵五百に將として往きて之を擊つ、事の妄なるを聞て還る、路宗盛の帝を奉じて西に奔るに遇ふ、貞能馬を叩て諫む、宗盛聽かずと、乃ち京師に還り重盛の墓に詣りて感膽時を移し、墓を發いて骨を收め之を高野山に藏め、又宗盛に福原に從ふ。其の太宰府に在るに及びて緒方惟能兵を發して來り攻む、宗盛貞能を遣し兵に將として之を禦がしむ利あらずして退く。後逃亡して髮を剃り名を以典と改め、宇津宮朝綱に因て死を免れんことを鎌倉に請ふ許さる。肥後入道と稱す。

百練抄。文治元年三月二十四日、長門門司關爲源軍、平氏悉被責落了。前帝外祖母二品奉抱幼主(安德天皇なり)投海中去云四月二十五日戊寅戌刻、神鏡璽、自鳥羽入御座朝所(篇卷の七、十五丁)源平盛衰記卷三十二。主上(安德天皇)は外家の惡徒にひかれて、花のみやこを出て西海の波の上にたゞよひおはしますらん事を、法皇(後白河天皇)御心ぐるしくおぼしめして、かへり上奉るべきよし、平大納言時忠のもとへ院宣を下さるゝといへども、平家これを惜み奉りゆるし參らせざりければ、力及ばせ給はずしてさらば新帝をいはひ奉るべしとて、院の殿上にて公卿詮議あり。(皇卷五、十三丁)

定義之碑。　伊達從四位篆額　岡千仞撰文　巖谷一六書。

余曾謂神佛不虛靈。必有忠義魂魄爲之馮依。而後靈矣。徵之吾鄕大倉定義彌陀。愈知其果然也。案寺記平氏之亡。平貞能潛匿四方。遂來東奥。以是地山谷幽深。興人間阻絕開田數頃。以自給。及其卒。六從者悲痛建祠墳上。以奉內府所得乎欣山寺彌陀畫像。蓋貞能爲內府所信任以是像爲遺物未曾離左右云。又曰。大倉大人君也從者君事貞能不敢斥言。故用拆字法。稱曰大倉。遂命其地而其冠彌陀。以定義二字者。以定義與貞能同訓者。貞能村于此不興世相通問。及天正年伊達氏城于今仙臺。谷山日開。人戸日殖而定義彌陀爲地方士女所渴仰禮讃。其名稍々著于四方矣。嗟乎。貞能論宗盛西奔不可。固知其不可興爲也而猶追之福原。潰于一谷。覆于屋島。潜于檀浦。流離顚沛。誓不二其節。而及族黨死亡無遺。遂遁遐僻。拙蹤深山窮谷。不興人境相往來。此亦夷齊求仁而得仁。復何恨者矣。宜其忠魂義魄。托靈神佛靈應日愈新也。掌祀事者。曰西方寺。住僧大江田祐圓。請余刻石以所傳。顧有異蹟。而無文以表之操觚者之懈也、乃不辭而記之。

重野安繹曰　自貞能盡臣節處着筆能占得地步

安西覺順曰　史稱貞能隱于常陸吾鄕眞有稱小松村傳爲貞能葬小松內府遺骨所余少時數遊于此今及東奥定義年來疑團釋然快甚矣因爲好史家附記于此。

【白藤觀音堂】　根白石村小角字上在家。堂宇九尺四面。境內六十四坪。信徒十一人。養者白藤の枝芽細根を競ひ需めて呪咀の實驗に供ふ。

【觀音堂】　同村根白石字館下。堂宇間口三間奥行二間三尺。

【阿彌陀堂】　同村實澤字六道。堂宇間口二間奥行一間三尺。

【川崎阿彌陀堂】　同村福岡字川崎。

緣起傳說。仁治年間羽前國西村山郡慈恩寺村慈恩寺の住持覺長和尙阿彌陀を信じ、西京の住人安阿彌快慶に依賴して彫刻せしもの

にして、佛體は立派なるものなり。

【太白山觀音堂】 同村。

緣起傳說。往古田村將軍東征の時太白號なる駿馬あり、一夜毒草を食みて此の地に死したり。仍りて里人此地に小祠を建て以て馬靈を祭る、號して太白山觀世音と云ふ。一說には源右府の馬なりとも云ふ。源右府の馬に太白號なし故に爰には田村麿の說を取る

【三居澤不動堂】 不動明王。七北田村荒巻字三居澤。堂宇間口六尺奥行四尺。境内二百二十坪。信徒六十九人。

【鳥瀧不動堂】 不動明王。同村字中山。堂宇間口二間三尺奥行一間三尺。境内八十二坪。信徒百五十人。

【文珠堂】 同村荒巻に安置す。

封内風土記。文珠堂。傳云本尊嘗八兵衛護持佛。而後水尾帝寛永三年三月。八兵衛所創建也。中御門帝享保元年七月。獅山君造營堂宇。寄附修補料二十石之地。

【不動堂】 不動明王。七郷村荒井字押口。堂宇三間四面。境内百十三坪。

緣起傳說。建置の歲月審かならず、梁牒によりて寬政以前なりしを知るに足る。「寬政四壬子年再造立」又「嘉永二戊酉年再造立」の記あり。

【子安地藏堂】 高砂村岡田字新濱照德寺境内。堂宇九尺四面。

緣起傳說。文祿五年九月二十日開山淨應上人の建立なりと。

【觀音堂】 準抵觀音。同村蒲生字竹の内。堂宇間口三間奥行二間。境内二百三十坪。信徒二十五人。

【深山觀音堂】 正觀音・十一面觀音・千手觀音。同村福室字砂原。堂宇二間四面。信徒九十人。

【四野山觀音堂】 十一面觀音。堂宇間口三間奥行二間。境内二百四十四坪。信徒八十人。

緣起傳說。天平寶字年中建立其後大破に及文治年中再建享保年中建換右以來明治元年同郡同村人民建換之。

【高見堂】 聖觀音。同村中野字明神。堂宇三尺四面。境内十八歩。

緣起傳說。明治十二年九月管理者誓波寺鎌田東陵の調書な轉載する左に。

宮城三十三番の札所にして寬曆八年十一月十八日安置施主不詳作者も又不詳宇宿在家組中にて尊崇し原と同國同郡田子村四王山不動院の別當の由何の頃よりか不動院を別當離斷し、當今同村誓波寺に屬し、堂宇家作所境内共宇神明園五十番地屋舖の内に安置仕候以上。

【毘沙門堂】 毘沙門天。七ケ濱村字代ケ崎。堂宇二間四面。籠堂間口五間奥行二間三尺。境内五百坪。信徒八十人。

緣起及傳說。毘沙門天の尊像一軀は、魚網に繰りて海中より出づ、萬治年間當濱の伊藤與右衛門及び里人之を齊會す。瑞巖百五世天嶺和尚「多聞天」の三字を書す、現在の扁額此れなり。

【笠岩堂】 笠岩權現。同村字東宮。堂宇三尺四面。境内六坪。信徒三十人。

緣起及傳說。創建勸請の歲月詳ならざりしも、二月八日の緣日には報賽者遠近より集ひ來るもの多かりき。

【辨天堂】 同村湊濱。堂宇間口七尺奥行三尺。境内六十坪。信徒二十人。

緣起傳說。鹽松勝譜。水門濱（附天女島）青松濱西南二里許に在り。水門一に湊に作る。漁家四十戸在り。地名水門と稱するのは、舊冠川・市川・玉川相合して、此に至り海に入るなり。國初水利を以て之れを西南數里に移して、蒲生濱に到りて海に入る水門の名虛しく存するのみ濱西背に湖在り、古川と云ひ、前川と云ひ、細川と云ふ。長さ里餘、西北及び藥王廟の前、之れは舊時海口の跡にして、緒して湖となるものなり、湖岸一島在り、天女と名づく、舊と湖の中央に在り、今陸に接し漁家背より上る、三面絕壁危峻上に妙音天女祠を置く、祠前の瞰眺尤も佳なり。湖の西南一巨石在り、臥石と云ふ、余未だ之れを見ず。

【辨天堂】 同村松ケ濱養松院境内。堂宇二尺八寸四面。

【藥師堂】 同 同 濱

緣起傳說。鹽松勝譜。元祿延命寺中興開山鐵牛法印の建立にして、「藥師堂」の扁額は佐々木文山の筆と云ふ。編者案ずるに、扉を

排して親しく參拜の機會に遭遇せざるも、佛像を岩窟に彫すとあれば、岩窟佛にはあらざる乎、果して豫想の如くならしめば、史蹟として世に現はるの時あらん。時人稱して曉の藥師と云。

鹽松勝譜。水門藥王廟。水門濱西北の山足にあり、廟前湖に臨み、藥王及び十二神の像を置く。相傳ふ僧正行基の製する所、舊之れを廟側窟中に安す、村民廟を建てゝ之れを移す、而して窟猶ほ存す、側に寺あり、密宗自在院と云ふ、香火を掌る、毎歳四月八日を祭日となす、鄕民陸續として到り、更互市をなし、耒・耜・簑・笠・箕・篩・蠶臺。其他農桑の具あらざるなし、往來紛錯喧呼聚散蚊の如し、辨識すべからず。

封内風土記。湊濱。藥師堂。傳云本尊慈覺大師所造。而文德帝仁壽二年（皇紀一五一二）大師草創也。

【觀音堂】十一面觀音。多賀城村八幡。堂宇三尺四面境内十六坪。信徒八十人。

緣起及傳說。宮城三十三觀音の札所、十六番。

【地藏堂】同村八幡沖ノ井寶國寺境内。堂宇間口九尺奥行四尺。

【觀音堂】同村浮島法性院境内。堂宇二間四面。

【藥師堂】夜中の藥師如來。岩切村岩切東光寺境内。堂宇間口五間三尺奥行一間三尺。

緣起傳說。如來の尊像は傳えて慈覺大師の彫なりと。

【地藏堂】岩切地藏。同寺境内。堂宇一間三尺四面。緣起傳說前記の如し。

【菅谷不動尊】利府村菅谷字瀧の澤。堂宇間口五間三尺奥行三間。境内十七坪。

緣起及傳說。由來。慶長年間道安寺四代の住持珉山素嶺禪師の現地所に於て不動尊の石像を發見せしかば其所に安置して禮拜せり其の後正德元年同寺第十二代の住持峯覺禪師、靈夢によりて山腹を發掘せしめしに、陶器の破片及び黃金の不動尊像（行基の作一寸二分）並に刀劍竹筒に入れあり紺紙に金泥にて書きたる經文の殘片とを得ていたく感じ、直に有志を募りて堂宇を建立せしめ、該像を安置せしがそれよる信仰の徒聞き傳へ參詣者絶ゆることなしと。（道安寺の現住持吉田俊一郎氏談）

鹽松勝譜。不動明王祠。菅谷西南山足に在り、小瀑あり。瀑下小祠を置く。近歳靈應あり、禱祈者蠲へず、瀑背山上洞穴多し、舊土を以て之を封す、六七年前、土人之を掘り、陶器刀劍の類を得たり。或曰く、昔留主氏の家臣、死者を埋むの地なり。諸器今山下道安寺に藏す。寺は曹洞禪雪橋大積創建なり。

【子安觀音堂】同村菅谷字產野原。堂宇間口二間三尺奥行一間三尺。境内八十一坪。

緣記傳說。田村將軍の守本尊なりと。

【聖德太子堂】同村森鄕公園地。

緣記傳說。龍藏寺にありしも同寺荒廢となる、丹野與市等の有志者胥咨りて、玆處に勸請せり。

【觀音堂】同村加瀨天祥寺境内。堂宇九尺四面。

緣起傳說。尊像木佛は湛慶の作、左近將監留主家景の護持佛なり。

【觀音堂】三十三觀音。同村利府長龍寺境内。堂宇二間四面。

緣起傳說。安永二年七月七日、利府本鄕阿部三良治の創建。

【不動明王堂】同寺境内。堂宇間口七尺奥行六尺。

緣起傳說。寬文二年三月十七日、加瀨佐々木音の創建。

【辨天堂】同寺境内。堂宇五尺四面。

緣起傳說。元文二年十一月十五日、天祥寺七世海音和尚建立。

【地藏堂】同村利府本鄕字大町。堂宇間口二間奥行一間。境内十五步。信徒五十人。

緣起傳說。此地は往昔淨淸庵と云寺なり、文龜元年三月二十四日此寺中に村中協力を以て堂宇を創立地藏尊を安置し、其後淨淸庵は慶長年中圓城寺へ合併、堂宇は引續き村中信仰と云傳へり。

【藥師堂】 同村赤沼字須賀。堂宇九尺四面。境内七十二坪。信徒四十五人。
緣起傳說。當村櫻井永三郎先祖、繼殿之助なる者士中より掘起たるに付同人堂舍を建築し當處に安置す。

【觀音堂】 同村手樽區。元手樽に正觀世音菩薩を安置す、堂宇七尺四面の伽藍造なり。
古老の言に曰く、永祿元年閏三月十八日、日向の落人某なるもの來り、清兵衛なるもの、家に寄寓し、携帶する所の觀音像を日夕禮拜して怠ることなく、且つ其靈驗を云云すと本人死後地方の者觀音像を現在の地に移祀して安產の守護佛となす、爾來祭事怠らずといふ、猶堂內觀音尊像箱の開き蓋に略緣起を記せるものあり。
略緣起。奥州宮城郡高城鄉手樽邑。鎭守正觀世音菩薩。慈覺大師之作。坐像持蓮長八寸五分。後光蓮坐岩臺共合二尺。堂壹葺方六尺。百姓五良兵衛地巖上南面也。往昔安置由緣無知之者。明曆三年。我祖茂文加賜祿于此地。享保元年尊像再興。今又安永九年庚子。本修理及堂宇。寄附米十五文。每年緣日三月十八月九月十八日不怠祭。伏聞尊像靈驗不應當言語。就中奉新產婦平穩。當邑自古至今無難產者。遠近婦女來禱悉有應。明和年中大旱魃祈雨諸山數日無驗。五良兵衛誘邑民。抱尊像入海中禮拜恭敬。即時大雨。又安永七年五月干魃不能植苗。村民來告奉捧祈文念尊像誦普門品。七日祷日。郡邑至大雨。某所領田畝大實。近鄉感此奇異爾來假使雖有天災。祈尊像。則知無不救。故氏心安而崇敬倍加。其他靈妙不可勝記。少其一二以傳後世。敬白。
安永九年庚子七月七日
地頭中塚氏藤原茂實謹記

【觀音堂】 松島村松島字町內にあり、觀世音を本尊とす。堂宇二間四面。境內百三十坪。紅蓮尼の住みし所なり。

【大日堂】 同村高城字明神園にあり、大日如來を安置す。堂宇間口四尺奥行三尺。

【不動堂】 同村高城本鄉字白坂にあり、不動尊を安置す。堂宇間口二間奥行二間。

【不動堂】 同村磯崎字待井にあり、本尊は不動明王なり。

【不動堂】 同村手樽字左坂にあり、堂宇一尺四面。

【虛空藏堂】 同村北小泉藤の卷にあり、堂宇三尺四面。

【彌勒堂】 同村竹谷字新立にあり、彌勒佛を安置す。堂宇九尺四面。境內百十二坪。

【觀音堂】 同村幡谷字小萱にあり、正觀世音を安置す。堂宇九尺四面。永正年中大友外記之を建立せしも天明年中燒失し今の堂は再建にかゝる外記は本村傳吉の祖先なり。

【藥師堂】 同村北小泉字朴島にあり、藥師如來を安置す。堂宇二間四面、境內二百五十二坪。

【阿彌陀堂】 同村根廻字蒜澤にあり、阿彌陀如來を安置す。

【觀音堂】 同村根廻字桐田にあり、正觀世音を安置す。堂宇間口三間奥行二間三尺。

【觀音堂】 千手觀音。浦戸村野々島毛無崎。堂宇間口二間、東南遙かに太平洋を望み、船入島鷹島鳥ノ子島等の島嶼眼中に映じ、風光頗る佳なり。堂中の本尊は一寸八分の圓浮檀金と稱す、內海長者が牡鹿郡綱地濱に得て、元祿九年此の地は堂宇を創建せしものなりといふ。

【觀音堂】 正觀音。同村寒風澤字中月山。堂宇一間四面、信徒四百八十人。
緣起及傳說。本尊は行基の作なり、元風數と稱する北方丘上にありしを海嘯後現在の所に移轉し、寶永五年堂宇を改築すると同時に佛體を修覆し鐘樓堂等を增築して完全なる堂宇となりしが、年を經るに及びて、堂塔朽廢し、自然廢堂となりしを以て、明治三十三年本尊を松林庵に勸請せり。

第三章 教會

第一節 宗教諸會

天理教多賀城支教會。明治二十九年一月廿九日創立、主事者佐藤與市。

市川區に仙臺天理分教會の多賀城支教會あり宏壯なる教會堂なり創立は明治二十九年一月にして信徒五百戸を有し、中本村内のもの七十餘戸に過ぎず大祭は春秋二回にして四月十日十月十日に執行す毎月十日には次祭を行ふ。

鹽竈バプテスト教會沿革。

明治十七年米國宣教師ジョンス氏夫妻鹽竈に來り傳道を開始す。明治十九年鹽竈小學校英語教師たりし中島力三郎氏ジョンス師の傳道を助く。最初西町に在りし太田屋旅舘の店頭を借受けこゝに於て集會を爲せり。

翌二十年西町三浦建太郎氏方に於て集會をなし石川齊治氏・沼倉豐治氏求道せり。

明治二十一年佐藤三次氏方に集會所を移し三月二十九日仙臺廣瀬川に於て石川・沼倉兩氏受浸せり之鹽竈に於ける最初の信者なり

同年集會を石川齊治氏方に移し、初めて日曜學校を開き教師として奥山もと子ブラォン氏等來れり。是より後武田龜吉・菊地安美氏等仙臺より出張傳道せり。

明治三十年宣教師ジョンス氏の手より仙臺教會の管轄となり日曜學校は始終尚絅女學校の援助に依れり。又婦人傳道師として内田はま・佐藤たつ氏等來鹽しミード・プゼル兩氏も應援せり。明治四十年仙臺教會の手を離れ更にミッション所屬の講義所となれり。

當時東北學院神學生たりし太田大次郎氏毎週出張傳道せり。明治四十三年講義所を二井町に移す、即ち曾根長治氏の名義により借家せしなり。

明治四十四年十一月渡邊傳道師來任。

明治四十四年二月初めて教會組織となす。翌四十五年渡邊牧師休職。

大正二年一月ジョンス氏去りロツス宣教師の管轄となる、大正三年澤野牧師・渡邊牧師相續いで來任せしが辭し同年九月高橋輝明氏を迎ふ。大正十一年四月會堂建設し尚絅女學校アレン氏は幼稚園を創立す。

大正十三年十一月高橋牧師轉じ大年十四年四月嘉手納良弼來任す、大正十五年五月ミッションを離れてこゝに自給獨立教會とはなれり。昭和二年三月二十三日會堂顚燒す、よつて同年八月起工し十二月落成の豫定にて新會堂目下再築中なり。

第九篇　町村處誌

第一章　沿革

第一節　町村別

第一項　原町

【地勢】町の西北部は、稍高臺をなし臺原に連り東方に延びて、小田原の丘陵をなし、中央市街部の高地と相對し、其の間は平地にして田圃開け藤川其の中央を流る。平地の西南隅に清水沼北部の丘陵に接して與平堤あり、何れも當町の灌漑に便す。市街高地の東南部も亦一帶の平地にして田圃相連り、西南隅に宮城野あり。

【里程】原町役場より、仙臺市二十五丁、名取郡長町一里二十六丁、七北田村二里二十五丁。

【沿革】平安朝時代に在りては「原の里」と稱せしことありしと。鎌倉時代の初期、現今の原町は宮城郷の疆域に編入し、莊園制度の起ると共に國分莊の稱號出現し、播へて明治の維新に及べり。東鏡。文治六年の條に、「陸奥宮城郷の」郷名あり。而して郷内の部落は、日本地理志料に、仙臺・川内・南目・苦竹・原・小田原・小鶴・燕澤・鶴谷・北根・荒牧。

文治五年源頼朝大軍を師ゐて、藤原泰衡を亡ぼし奥羽の兩國を蕩平し、その臣千葉常胤の五男五郎胤道、宮城郡國分

莊を領せし以後國分の莊號を冠して國分氏と稱し、國分莊三十二邑を保有す。封内風土記に。

作並● 上下愛子● 熊根● 郷六● 芋澤● 大倉● 福岡● 朴澤● 根白石● 田中● 小角● 實澤● 野● 上谷刈● 古内● 荒巻● 七北田● 市名坂● 松森● 鶴谷● 小田原● 苦竹● 南目● 小泉● 霞目● 長喜城● 蒲町● 伊在● 六丁目● 荒井● 荒濱。

天正十八年國分盛重亡びて後ち、上記の國分莊三十三邑は伊達政宗の領土に歸す。慶長八年政宗治府を岩出山城より仙臺城に移すに先たち、宿驛騎遞の制を定むに方り、苦竹● 南目の二邑を合せ稱して、原町驛と稱し、驛遞の要路に充つ、時人稱して治府の東門と稱ふ。

【大小區別】 明治四年四月大小區の制を布く、國分莊● 宮城郡● 高城鄉を第二大區と稱し、十三小區に改め、小四區小田原● 小五區南目● 苦竹と爲す。

同九年十二月區域變更の令あり、小田原● 南目● 苦竹を小九區に編入し、區務所を原町驛に置く。

明治十一年七月大小區の制を改めて區町村編制の法を布き、戸長を公選して村治に當らしむ。此時南目の一部は仙臺區に編入し、後ち同十四年四月復び南目に編入せられたり。同十八年戸長公選を廢して知事の任免する所となる。時人稱して官選戸長と云ふ、官選戸長によりて町村制實施の事務を執行す。當時の戸長左の如し。

南目村外二ヶ村戸長佐藤信。

【町村制】 明治二十二年四月一日町村制を實施す。是より先き同年二月九日縣令第八號により小田原村の内字小野田● 杉山。南目村の内字柳澤● 二軒茶屋を仙臺區に、又仙臺區北六番丁の内土地二畝十三歩を原町に編入すると同時に、市町村一覽表を發布す。

市町村名	舊町村名

原　町　南目村● 苦竹村● 小田原村● 仙臺區北六番丁の内。

鹽松勝譜。原驛。案内里西内二里餘にあり、舊玉田末野原と云ふ。國初驛を置き原巻と稱す、是れを仙臺治府東門と爲す。驛の東口岐あり、東は福田坊、田子村を經て、鐘里に出で、末の松山と八幡神祠の間に出でゝ鹽浦に至る、土人之れを八幡路と云ふ。遊者鹽竈を後にして、沖の井、玉川等の諸區を先きにするの道は、此岐に由るなり。驛西を鄽蹟岡と爲し、東南を宮城野と爲し、木の下藥玉廟、國分尼寺等の諸區と爲す。

此篇載する所、實は松島勝景の贅旒。然れども勝を探り蹟を按ずるの客は、往來必ず經過の地にして、徒過閑行する豈惜むべからざらん哉。

【管理者】 歷任町長。山形吉助● 永野榮助● 板橋金三郎● 佐藤信● 長谷泰之● 伊藤近春（以上戸長）

岩井庄吉● 蜂屋喜十郎（明治二一、一二、一五）。木皿松右衛門（同二三、一一）。高澤平四郎（同二九、一二）。佐々德之助（同三三、三）。庄司兵衛（同三七、三）。佐々木德之助（同四一、一）。木皿松右衛門（同四三、九）。菊地幸三郎（大正三、九）（重）。永野榮助（同七、九）。佐々木德之助（同一一、九）（重、現）

歷任助役。蜂谷喜十郎● 庄司清右衛門● 菅野權右衛門● 菊地幸三郎● 鈴木利助● 渡邊榮藏● 齋藤榮太夫● 渡邊榮助（重、現）

歷任收入役。木皿松右衛門● 庄司惣之丞● 菅野權右衛門● 庄司清右衛門● 渡邊榮藏● 遠藤榮三郎（現）

現任區長。南目一區庄司稻吉● 二區菅野喜右衛門● 齋藤八三郎● 苦竹一區渡邊美代治● 二區佐藤万藏● 三區初田八十八● 四區柴田勇助● 小田原一區菅原長太郎● 二區淺野金次郎。

第二項　鹽竈町

【地勢】 西北南の三方は山を繞らし、殊に西北利府村との境界は一帶の丘陵相連り、西南多賀城村に接したる所にも二三の丘陵あり。東方海に面したる一方は、右に七ヶ濱村字東宮濱要害濱及び代が崎の諸濱に接し、斜に七ヶ濱村字馬放島及び浦戸村字桂島● 寒風澤● 野々島● 朴島並に、桃生郡宮戸の諸島に對し。左は本町の吉津及び利府村字須賀● 濱田の三濱に隣り一大灣を成す、之れを鹽竈灣又は千賀の浦と稱す。

【里程】 鹽竈町役場起點。多賀城●岩切村を經て原町に至る三里十八丁、鐵路九哩三。七ケ濱村一里十九町、浦戸村八海里七、利府村二十八丁、多賀城村三十二丁。

【沿革】 宮城三十二邑の一なり。殘篇風土記に謂ふ「磐城柵にして、國郡沿革考に、磐城方廢して今の鹽竈地方蓋是なり、と記せり。

封內風土記。鹽竈邑。戶口凡四百三十一。此地燒藻鹽。有市店而驛也。有號吉津地。邑民等感服青山君恩惠之渥。每歲正月二十日六月二十日。獻造花於寮廟。

古來より鄉土に傳唱せる諸說を概述すれば。

太古天孫の降臨し給ふや、經津主●武甕槌の二神先づ降りて、豐葦原中國を平定し給ひ、鹽土翁を嚮導として此の地に來りて留り、海潮を煮て食鹽を製することを教へ給ふ。其盛德大業彼の耒耜を作り耕耘を奬むるものと同く、山田の大宮に鎭座ましまぜる豐受太神にも次ぐべき神德なり。本町は斯の如く人生必須の食鹽を產するを以て人民集合し、多賀城府の代には香津千軒と稱し殷盛を極む、伊達氏の治に歸し更に發展の方針を以て貞享二年青山公は特令八條を下し、鹽竈一切の租稅を每戶の邑民に賜ひ、每歲二百五十金を賑はし、七、八月の間馬市を開き、三月七日、演劇相撲戲場を開しめ沿海船隻の出入は盡く鹽竈津口に由らしむ。又邑民新墾の田野及び百般の營業は一切の租稅を免じ、例年六回市を開きて販賣せしめ以て人口の增殖を計られたり。當時邑民僅に百二十戶なりしが、令下りて幾許もなく增加せしこと六百戶、猶年に月に繁榮を加ふ。

明治四年大小區の制を布く、本町及び浮島●留ケ谷の三ケ村を小九區に編入し、後ち九年本町村九ケ村二濱小十二區を編入して區務所を本町に置く。

大小區の制度を廢止し、本町及び今の浦戸村の四濱の聯合役場を本町に設置す。戶長選任法の改正あり、明治十八年宮城縣第三回年報告に。

鹽竈村外四ケ戶長菊地雄治。

【町村制】 明治二十二年二月九日縣令第八號を以て區域及名稱を發布す。

町村名　鹽竈町。舊町村名　鹽竈村。

本町特に大字の區畫を設定することなく、只小字のみを存置せり。

即ち尾島●藤倉●泉澤●杉ノ入表●杉ノ入裏●赤濱●長澤●庚申塚●石田●神ノ前●中新田●千賀ノ浦●町●花立●二又●小松崎●小山●權現堂●大日向●越ノ浦●石堂●野田●一森山●辰ノ口●臺●母子澤●袖野●一ノ澤●門前●伊保石●香津俊樂●榛澤●土城入●清水澤●西澤●山ノ寺●作田●江尻の三十九に制定而して、野田に、野田ノ玉川、母子澤に母子石、藤倉に藤倉舘址、香津に香津千軒址ありて何れも古蹟の故事によりて其名起れり。

【行政區】 行政區劃を設定して各區に區長及代理者を配置す。町●吉津●玉川●石堂●網尻の五部落に分つ、町を赤坂●杉坂●西町●二井町●新町●門前●新河岸●本町●釜ノ前●中宿●南町●船戶●寺ノ下●海岸通停車場前●二軒茶屋●宮町●女郎山●埋坪●旭町●御山●白坂等の數町に區分せり。

【管理者】 歷任町長。菊地雄治（明治九、五就任）。關谷流（同二三、四）。水間豐稻（同二三、一〇）。根本四郎平（同四四、六、二九）。菊地忠吉（大止七、三、二七）。佐藤靜治（同二二、七、二二）。今村治三郎（同一四、一一、二一現）。

歷任助役。內海金兵衛●板宮元吉●熊谷久七●芳賀弘道●荻原平三郎（大正一〇、九、二四）。境伊勢治郎（同一〇、一一、三〇）。三浦源治郎（同一三、四、一八）。善積精一郎（同一四、一一、二一現）

歷任收入役。吉田文三郎●鬼木市右衛門●渡邊儀平●石森千秋●小野清吉（明治四四、一〇、一二）。藤勝三（大正一〇、一二、二七）。菊地金五郎（同一五、五、六現）。

現任區長。石堂區長大宮卯三郎●赤坂區長欠員●泉澤區長加藤政藏●西町區長阿部與藏●二井町區長伊藤文治●新町區長松本喜太郎●釜前區長鈴木伊四郎●本町區長阿部千太郎●南町區長中野忠治●香津町區長鄉古倉之助●佐浦町區長佐藤庄藏●勝部町區長境清之助●船戶區長佐藤清藏●東町區長岡部法咸●河岸前區長本村忠太郎●宮町區長高橋新五郎●宮町北區長小山長三郎●北濱町第

一區長名取勝右衛門●北濱町第二區長齋藤房治●吉津區長小野松右衛門。

第三項　廣瀨村

【地勢】東西に長く、恰も弓狀形を成せり、南北に短かく廣き所にして尙ほ一里に過ぎず。而して西部大字作並●熊根地方は高峻にして山岳起伏し、東部大字上愛子●下愛子は平坦にして原野田圃多しとす。

【里程】廣瀨村役場(愛子)起點、熊ヶ根三里十七丁、作並五里五丁、湯本五里十九丁、關山八里七丁。

【沿革】鎌倉時代に千葉五郎胤道國分莊三十二邑を領す、仍りて改めて國分を氏とす。後裔國分盛重亡ぶ、庶子盛政鄕六を領地とし藩祖政宗に仕へ鄕六を氏とす。國分の家臣馬塲筑前●萱塲丹後、各葛岡●熊根の館に居る。政宗國分莊を領するに方り、寛永元年(皇紀二二八四)馬塲藏人は作並に於て田畑十三貫文、森田李右衛門は愛子に於て二十四貫を領し、土地人民の統御す。寛永十九年領內檢地の擧あり、當時既に各村に肝入を配置す、現時の町村長に該當す、上下愛子及熊根の肝入史乘詳かならざるも、作波(今の作並)村田八貫四百七十九文即ち七丁九畝三歩、又畑十六貫六百九文即ち六十四丁一反八歩を算す。此の時に方り檢地に參與する肝入氏名左に。

作波村肝入久右衛門●鄕六村肝入九郎左衛門。

明治初年仙臺藩知事を置く、一村一名の村取扱役を新置す。其の村名及び氏名左に。

鄕六村札庄吉。上下愛子村庄子今朝藏。熊根早坂小兵衛。作並村奥山伊三郎。

同六年第二大區に屬し、今の本村及大澤舊六ヶ村を合して第一小區に編入し、區務所を愛子に置き、庄子今朝藏小一區の戶長に任ぜらる。同九年大小區の編制を改革し、本郡西部の村落十八ヶ村を合せて、小十四區に編入し、區務所を本郡大區區務所に併置す。

同十一年區制を廢し町村を聯合して一の戶長を公選す。時人民選戶長と稱す。鄕六●上下愛子戶長石垣彥太郎、熊根作並戶長奥山啓司當選職に就く。同十七年公選を廢して地方長官の特選となる。此の時今の大澤村舊二ヶ村を聯合して戶長を置く、即ち七ヶ村(上下愛子を一ヶ村とす)聯合戶長櫻田景義特選せらる、景義辭し大槻安廣後を繼ぎ、町村制實施の曉に及ぶ。明治十八年宮城縣第三回年報を轉載する左に。

鄕六外六ヶ村戶長大槻安廣。

【町村制】明治二十二年四月一日町村制を實施す、鄕六●上愛子●下愛子●熊根●作並の五ヶ村を合せて廣瀨村と稱し役場を愛子に置く。縣令第八號を以て其區域及名稱を公布す。

町村名、廣瀨村。舊村名、鄕六村●上愛子村●下愛子村●熊ヶ根付●作並村。名取郡長袋村字白澤及道半之內。

此のとき、行政區劃を設定して、鄕六●栗生●下町●上町●二軒在家●倉內●赤生木●熊根●作並の九區に分ち區長及び代理者を置く。

【管理者】歷任村長、庄司三之助(明治二二就職)。石垣彥太郎(同二五同)。庄子寅五郎(同二八同)。森田多藏(同四〇同大正四重)。岩松友之助。高橋興一。

歷任助役。庄子寅五郎(明治二二就職)。奥山啓司(同二三同)。槻田清藏(同二四同)。佐山九左衛門(同二八同)。早坂長左衛門(同二九同)。佐藤慶吉(同三三同)。庄司三之助(同三四同)。大岩平太郎(大正元年同)。佐藤儀藏●西澤清十郎●庄子伊名藏●庄子逸郎。

歷任收入役。庄子丑之助(明治二二就職)。庄子治作(同三三同)。大岩平太郎(同三七同)。佐藤平十郎(大正元同)。庄子逸郎。

現任區長。鄕六區菅原新三郎●栗生區長澤口寬藏●下町區庄子彌三郎●上町區庄子勘吾●倉內區庄子長吉●二軒在家區庄子平治●大針區早坂今朝吉●赤生木區高橋勘三郎●熊ヶ根區相澤源治●作並區槻田清三郎。

【地勢】　山系地帶なれば平坦少く丘陵多し、殊に西南山形縣に接する所は、群山重疊して耕耘に適せず、東南地方廣瀬川に沿ひたる地帶にして、急坂をなし水面より高きこと五六尺乃至數丈に及ぶ、但し大倉川芋澤川の沿岸に稍狹き平地あるのみ、東西に長く南北に短し。大倉の中央を貫流せる大倉川は自から地勢を構成して兩斷せられ、北を日向側（ひなたがは）南を西風側（ならいがは）と稱す。

【里程】　大澤村役場（芋澤）起點、仙臺市を經て原町に至る三里十七丁、大倉二里十四丁、定義温泉四里十六丁、廣瀬村二里八丁。

【沿革】　藩制時代は、大倉・上川前・上區の三ヶ所に肝入を置くその配下に手代と稱するものあり、村内の事務を執行す、事務所は肝入の自宅に設置せるは當時の慣例なりき。明治の初年肝入の名稱を村扱に改む、同三年四月村扱の名稱を改めて戸長と云ふ。同六年大小區制を布く、此時本村は今の廣瀬村と共に小一區に編入す。同九年區制の改正あり小十四區に編制す。

同十一年大小區の制度を廢止して、郡區町村制度を布く。民選戸長より官選戸長に至る聯合役場の構成に關しては、前記の廣瀬村と一なり。

大澤村誌。王政維新前は宮城郡國分芋澤村と稱す一個村なり。肝入（今の村長）佐藤吉之助（上川前區の人）手代（今の書記）佐藤重五郎（上川前の人）事務を肝入の宅にて總て取扱ひたり、村民を小咏と言ひ、區長を組頭と稱す、監督大肝入（今の郡長）武田齊治（宮城郡原町の人）

明治元年八月維新となり、肝入を村扱と改名す、同三年四月肝入佐藤吉之助依願退職、同年同月安達源四郎戸長拜命（村長の

ン）書記大内藤一郎（大竹區の人）同八年四月戸長安達源四郎退職（上區の人）同年四月佐藤貞吉（中區の人）戸長拜命し書記大内藤一郎、同十三年三月まで從前の如く戸長宅に於て諸般の事務を執務す。同十三年三月より鄉六・芋澤・大倉・作並・熊ヶ根・上愛子・下愛子の七ヶ村合併して、宮城郡鄉六村外六ヶ村戸長役場と稱し役場を下愛子村に置き、戸長大槻安廣（上川前の人）書記各一村より一名づゝ出でて、庶務諸般の事務を執り戸長之れを管理す。斯くすること殆んど十年間、宮城郡役所及宮城縣廳の監督を受け、同二十二年町村制度發布に際し芋澤大倉の二村を合併して大澤村となり、同年同月大澤村役場を村の中央、下川前區小字赤阪に設置す、時の村長大内藤一郎（大竹區の人）助役結城忠右衛門（大倉の人）收入役石垣長左衛門（大倉の人）書記四名東海林儀兵衛・菅原俊乘・石井田愛三・奥山多仲なり、使丁奥田東七役場の敷地を寄附し、同二十三年四月役場を新築す。

【町村制】　明治二十二年二年九日縣令第八號により、區域及名稱を更正して、芋澤村・大倉村二村を合併して自治の區域を編制し、同年八月大澤村役場を、芋澤下川前區小字赤坂に新設し、行政區域を分ちて十三區と爲す、舊村大倉に日向・白木・定義・下倉・大手門、又舊芋澤に吉成・大竹・上・中・下・原・上川前・下川前これなり、更らに各區につき詳述する左の如し。

日向區は箭籠・上下切拂の部落より成る。白木區は新田・菖蒲・白木の部落より成る。定義區は定義・瀧ノ上・若林・栗生の部落より成る。下倉區は下倉・小原・大原の三部落より成る。上區は日澤・奥武士・汁垂澤・中居平・明神等の部落より成る。大手門區は大豆澤・大手門・青下の部落より成る。下區は谷地・鍛冶屋・叶澤宿の部落より成る。原區は銅屋原・邊田・向寺等の部落より成る。大竹區は大竹新田渠生澤等より成る。吉成區は御供・鹽の澤・櫨現森の部落より成る。上川前區は苦地・畑前・柿崎・伊勢原・草本鄉等の諸部落より成る。下川前區は赤坂・中山・大堀・大勝・草本鄉等の諸部落より成る。

【管理者】　歷任村長。村長大内藤一郎（明治二二、五、就職）。石垣太利衛（同四〇、三、一九同）。今野庄藏（大正一一、八、一一同）。關庸次（同一二、一、九同）。石垣太利衛（昭和二、六、二四現任）。

歷任助役。結城忠右衛門（明治二二、五、一就職）。東海林儀兵衛（同三八、六、二〇同）。東海林儀左衛門（大正一二、一〇、二同）。庄司松右衛門（同一二、一〇、二同）。

歷任收入役。奥山多仲・佐藤今朝之助・菅澤半左衛門（大正七、八、二六就職）。庄子喜藏（同一三、九、八同）。
現任區長。日向區庄司茂右衛門・定義區早坂兵藏・白木區石田藤之助・大手門區早坂長三郎・上區安達清之助・中區千田庄左衛門・
下區庄子萬藏・原區佐藤甚左衛門・大竹區大内半助・吉成區渋谷儀兵衛・上川前區佐藤權二郎・下川前區庄子忠四郎。

第五項　根白石村

【地勢】西部及び北部は、泉ヶ岳を始めとし寶森・屏風が岳・荒薙山等の諸山、恰も大小の榮螺を倒まにしたるが如く園繞し東南は一帶の台丘を負ひ、其の間田圃相連り、中央に六百町歩の耕地を有し、地味肥沃乾濕宜しきを得、東方僅かに開けて田圃點綴して七北田村に接す。（參照口繪）

名跡志。山岳形勢跨府城西北。峻極與刈田高岳相低昂。巖々甲國府。群山圍繞。曰之萱原嶽。又曰泉岳。相傳。往昔賴朝卿東征時過山下河邊。有白石。倚此休焉。以賞戰功。土人呼其地。稱判在家。所以興感狀印璽于此也。自是後人。呼爲白石。徃時之巨石今已亡。

【里程】根白石村役場（根白石）起點、仙臺市を經て原町に至る四里一丁、黒川郡宮床村三里二十丁、定義二里二十丁、大澤村三里二十丁。

【沿革】往昔の事は漠として知るに由なし、傳ふる所に據れば、「茅野平」と稱する地帶なりしと。平安朝の末期藤原三代の隆盛時代にありては、山道の衝路にして、堂所・番堂山又は判在家等の地名により、先住民族の棲生蕃殖の遺趾を擧證するに足る。鎌倉以還國分盛重此の地を領し、國分莊に屬す。國分亡びて藩祖政宗の領土に歸するや、歴世藩主の直轄にして明治の維新に至るまで敢て讒らざりき。

維新の始め藩制の改廢と共に、肝入の稱號は村扱に變じ、更らに戸長の名稱起り、更らに大小區制を布くに當り、明治六年本郡第二大區の所轄に屬し、小角・根白石・福岡・朴澤・西田中の五ヶ村を一團として小二區に編入し、同九年區制を變更し、今の廣瀬・大澤の二ヶ村及び七北田村の部分を合せて十八ヶ村を結び、小十四區に編入せられたり。同十一年區制を廢して町村編制法を布く。此の時に當り、戸長を公選す、同十七年七月根白石村外五ヶ村聯合戸長に改む。戸長の任免は地方長官の權限に屬す。役場を根白石村字町東沼田三右衛門宅に置く。

任宮城郡根白石村福岡村朴澤村小角村西田中村實澤村戸長準十六等官月俸金拾圓。明治十七年七月九日。櫻田景敬

【村名起因】源賴朝文治年中東征の時、黒川郡七つ森、卷狩の際、一の大なる白鹿を追ふて宮城郡萱野平に至る、賴朝の臣和田義盛川邊に至りて之れを射る白鹿斃かず、次に畠山重忠之を射る、中るとも雖も又動かず、諸人之れを不思議とす、近付き之を見れば白鹿に非らずして一の根白き大石なりしかば、朝臣源右府命名して、之の里を根白石と呼ばしめたり、鄉人之れを神に祭り小祠を建つ。（今は根白石區字判在家の中央にあれども土中に沈みて見えず。）（參照口繪）

【傳記】往古本村一帶の地を萱平野と稱せり。此の地に數十代住みし夫婦の殿夷ありき、男を大菅谷、女を佐賀野と稱し、容姿美にして老ひて尚壯者の如し、常に此地の開けたる樣を語りて三百年以前のことに及べり。文武天皇の慶雲三年定慧上人此の萱野平を過ぐ、大菅谷の庵に宿る、夫婦のもの一の石塊を捧げて上人の鑑定を乞へり、上人奇とし綿細に之を見るに銅鐵なりしかば、夫婦のものに命じて採掘せしめ、京に持ち還りて打小鐘を造るに其の音美妙にして七夜の間鳴り響けりと。依て銅鐵を採掘せし地を稱して銅谷と云ひ、今も銅谷といひて戸數三戸あり（根白石區にあり）夫婦の住宅のありし地を銅所（今の萱所戸數六戸）と稱せりとぞ。其當時萱野平の地名には東を猿澤谷、西を萱刈場、北は一の丘と稱し其他實澤（今の朴澤）婦兒岡（今の福岡）上臺中（今の西田中區上田中）等あり、僅かに二十餘戸に過ぎず。源右府時代に至りて山下りて足利義詮の代に至りて國分家の領となり、初めて朴澤・福岡・根白石・西田中・小岳（今の小角）・山邑（今の實澤）の六箇區に分れ、宮城郡國分何々と稱せり。此の時既に戸數百八十戸ありしと。其後國分重廣伊達政宗公に滅さる、政宗公の慶長三年の調査によれば、根白石四十三戸、福岡三十四戸、朴澤二十九戸、小角十七戸、西田中二十四戸、山村二十七戸、上谷刈四十戸にして國

分家時代に比して三十餘戸の增加を見るのみ。其後青山公時代に至りて僅かに二十餘戸を增したるのみ。天明年間には根白石八十三戸、福岡五十六戸、朴澤四十三戸、小岳二十七戸、西田中四十戸、山邑七十三戸なりきと。維新後に至りて宮城郡根白石村、宮城郡福岡村と改稱せられたれども國分の名殘を襲用し宮城郡國分何々村と稱せり。

【町村制】 明治二十二年四月一日町村制實施さる。此の年三月九日縣令第八號を以て、區域及び名稱を縣内に頒布す。町村名、泉嶽村。舊町村名、根白石村・福岡村・西田中村・朴澤村・小角村・實澤村。

同二十七年役場を現在の地に建置し、同三十年九月七日泉嶽村を根白石村に改む。縣告示第一三四號を以て村名改正の件を告示す。

【管理者】 歷任村長。櫻田景敬（明治二二、四、二三）。朴澤基治（同二三、五、一五）。太田豐吉（同三一、一〇、一二）。熊谷庄五郎（同三八、八、一九）。樋渡幸三郎（大正元、七、三一）。白石文九郎（同九、八、二〇）。馬場直正（同一三、九、一三現）。歷任助役。鷲尾晉平（明治二三、五、一五）。鷲尾榮治郎（同四二、八、一六）。永澤庄太郎（大正一一、七、七）。櫻田盛（昭和二二、三、二二現）歷任收入役。石川廣美（明治二二、四）。庄司榮七（同二三、五、一五）。官澤今朝五郎・荒木忠治（同一二、三、一四現）。現任區長。實澤區赤間清吉・小角區伊藤久治郎・根白石區宮澤權左衛門・西田中區針生勘之亟・福岡區倉片俗治・朴澤區早坂吉之助。

第六項 七北田村

【地勢】 地勢次第に東より西に高く、北部に廣く南部に狹く、其狀不規則なる南北に長き多邊形をなせり。冠川即ち七北田川の水流は、本村の稍や中央を西より東に面して二里十丁を通じ、廣瀨川は本村の南部を流ること僅かに二十丁。而して七北田川の兩岸には、幅數丁に亘る小平野、西より東に續いて岩切村境に近づき次第にその廣さを增す。其の小平野の南北は小巒相續き山地は全村二分の一を占む。

【里程】 七北田村役場起點、仙臺市を經て原町に至る二里廿五丁、仙臺市二里、根白石村二里十七丁、黑川郡富谷村二里十九丁。

【沿革】 七北田外六ヶの舊村部落は、宮城三十二ヶ村のその一なり。慶長八年藩祖政宗、治府を岩出山城より仙臺城に移すに當り、七北田村市名坂村を合せて宿驛とし、仙臺藩以北の候伯諸公參觀交代の重要道路となせり。明治四年大小區の制を布く、同七年區劃更正の擧あり、松森・七北田・市名坂・野村・上谷刈・古内・實澤の七ヶ村を合せて小三區に編入す、（北根は小四區）同九年管轄區域を擴張し十八ヶ村を小十四區に編入し小區の區務所を宮城大區務所に併合す。（松森小十一區、荒巻・北根小九區）。同十一年大小區の制を廢止して郡區の編制を行ふに方の町村の分割行はる。初め公選戸長たりしも、後ち官選戸長に改めて町村制實施の曉に及ぶ。明治十八年宮城縣第三回年報に左記の如く載錄せり。

七北田村外七ケ村戸長守屋成憲

【町村制】 上記の官選戸長に因り、明治二十二年四月一日より實施の準備として區域を協定せり。荒巻村の内字山上清水・瀧前・宮裏・上郡山・中ノ澤部落は、仙臺市に編入せられて後ち明治二十二年二月九日、縣令第八號區域名稱更正を發布す。

町村名、七北田村。舊村名、上谷刈村・古内村・野村・七北田村・市名坂村・松森村・北根村・荒巻村。

自治行政の區域を制定して八區とす。即ち七北田區（市街部より山寺附近）市名坂區（市街地）松森區（市名坂の一部と舊松森村）野村區（七北田區の西部、上谷刈冠川の北岸部と舊野村）上谷刈區（上刈谷冠川の南岸部と舊古内村）八乙女區（七北田川向と松森の冠川南岸部）大澤區（七北田區の北部）荒巻區（荒巻と北根部）

【管理者】歷任村長。守屋成憲、自明治二二、四。。岡貫一郎（同二二、一〇）。犬飼清長（同二九、四）。遠藤永次郎（同三三、一一）。馬場太郎兵衛（同大正六、一一）。嶽岸新七（同一五、四現任）。佐藤哲之助（同二四、三）。遠藤永次郎（同二九、九）。佐々鶴之進（同三三、一二）。櫻井善九郎（同三九、八）。加藤一治（同四二、三）。馬場太郎兵衛（同四五、四）。嶽岸新七（大正九、四）。櫻井小四太（同一二、一一）。寺島三之助（昭和二、七、現任）。宮城久九郎（同四、一一）。嶽岸新七（大正九、四）。櫻井小四太（同一二、一一）。寺島三之助（昭和二、七、現任）。宮城久九郎（同四、一一）。嶽岸新七（大正九、四）。櫻井小四太（同一二、一一）。寺島三之助（昭和二、七、現任區長。七北田區北村義右衛門・市名坂區桂島忠四郎・松森區齋藤勘之助・大澤區笹羅久藏・野村區若生長藏・上谷刈區佐々木伊左衛門・八乙女區針生清治・荒巻區庄子重三郎。

【風土記書出】國分根通七北田村肝煎仲四郎。一、村名に付由來。賴朝公奥州御陣之時國分上谷刈村南之山上に物見之城を御築被成畠山莊司重忠を被指置候其節米穀爲運送之道を造驛場を被相立候。此則七北田驛之初に御座候由申傳候、其後石堂爲退治之大崎御先祖様御下向被成石堂亡滅以來大崎様御下知に而上谷刈村野村之兩村之地を驛場と仕七北田村と名付申候此所當時野村分に而唯今に本七北田と申來候、上谷刈村・野村・古内村・小角村・根白石村・朴澤村・福岡村・右七ヶ村之東南之隅に田丁在之七つ之村々を北に見候と申意を以七北田村と稱候由申傳候元和年中本七北田より當所へ驛場被相廻候事。

第七項　七郷村

【地勢】全村平坦にして一の丘阜なし、七郷堀の流れに賴りて、灌漑頗る便なり。隨つて村内凹地多く池沼各所に散在す。

【里程】七郷村役塲（荒井）起點、長町一里十三丁、六郷村二里、高砂村一里一丁。

【沿革】本村を構成せる舊八ヶ村は、國分莊に屬し明治維新に至るまで變更なかりき。郡村の稱號を廢して大小區の新政を布くに方り、第二大區小六區に編入し、大小區の編制を更正に際會し、六丁目・伊在・蒲町・長喜城・南小泉・霞目の舊六ヶ村は小九區に編入し原ノ町驛區務所に屬し、又荒濱・荒井の舊二ヶ村は小十區に編入し、蒲生村區務所の所轄となる。

明治十一年大小區の制度廢れて、郡區町村編制法起るに及び、聯合戸長を置くに方り、南小泉・六丁目・霞目・伊在長喜城・蒲生の舊六ヶ村を聯合し戸長役塲を置き、又荒井・荒濱の舊二ヶ村聯合して戸長役塲を置き、布いて町村制實施の曉に及ぶ。明治十八年宮城縣第三回年報は左の如く掲載せり。

南小泉村外五ヶ村戸長、遠藤作兵衛。荒井村外一ヶ村戸長遠藤作兵衛。

【町村制】明治二十二年四月一日は町村制實施の紀元第一日なり。此より先き、南小泉村の内字八軒小路・行人塚・五ツ谷・桃原院東・鍛冶屋敷・廣瀬川橋下の地帶は仙臺市に分轄せり。その年二月九日縣令第九號左の如く、區域及名稱を公布せられたり。茲に於て二ヶ所の聯合戸長役塲所轄の舊八ヶ村を集めて一の自治行政區劃と爲し、役塲を荒井に設置す。村名の由來は主に七郷堰の稱號を村名に冠せり。縣令第九號の法文を摘載する下に。

町村名、七郷村。舊村名、南小泉村・蒲町村・霞目村・伊在村・六丁目村・長喜城村・荒井村・荒濱。

行政區域は舊村名を持續し八區とす。即ち、南小泉區・蒲町區・伊在區・霞目區・長喜城區・六丁目區・荒井區・荒濱區此れなり。因みに荒濱區の草創開始の起源を略叙すれば。

今を距る三百年以前は荒寥不毛の砂漠なりき。慶長元和の頃、戰國の余黨、越中大學、但馬掃部・土佐十郎右衛門等、相携へ難を此地に遯げ、農耕を事とし網罟を營み僅に一部落をなすに過ぎざりき。爾來幾星霜移民漸く相集り、子孫繼承し以て今日あるを致せり。沿海波濤高く舟楫の便宜しからざるも、住民勇悍の氣風克く事に耐へ漁利少なからず、農夫の勤勉耕耘の業亦年と共に改まる。明治十七年貞山運河掘鑿の擧ありて、更に灌漑の便開け田圃六十余町を得、且之により舊來の町割改善せられ今日に至れり。

【管理者】歷任村長。遠藤作兵衛・笹木新次郎・阿部五郎治・加藤音吉・堀江善三郎・山本貢成・宇津志新吾・板橋源助・萱場利

兵衛・庄子市右衛門・沼田五郎七（以上就任年月不詳）。加藤武之助（明治四三、三、一二）。庄子敬事郎（同四四、三、一六）。庄子常松（大正四、三、一七。加藤武之助（同八、四、七）。大泉橲太郎（昭和二、五、一現）。

歴任助役。明治四十二年前不詳。末永善治（明治四二、八、九）。高橋敬喜（大正六、一一、三）。佐藤善七（同一二、一二、一）。阿部襲吉（同一五、八、七現）。

歴任收入役。明治四十一年前不詳。鵜見郡策（明治四一、五、一〇）。堀江長松（同四三、八、二六）。佐藤善七（大正一五、七、二九現）。

現任區長。南小泉村上襲五郎・鍛冶谷數門間九左衛門・蒲町八島幸之助・藤田伊藤寅之助・荒井上萱塲富次郎・荒井下松元新四郎・六丁目阿部音吉・荒濱西佐藤喜平・荒濱東末永新吉・霞目小島三之丞・笹屋數今野耕作・鳥喜城大泉圓治郎・松原佐藤市右衛門。

第八項　高砂村

【地勢】平坦にして一の高邱なく、全村擧げて殆んど耕土たり。東部の地帶に松樹を密植し南東の暴風を防ぎ、七北田川及び平渡戸川は、本村の中央を貫流し蒲生に至りて海に注ぐ。

【里程】高砂村役塲（福室）起點、原町一里十六丁、七ヶ濱三里二丁、多賀城村三十五丁。

【沿革】宮城三十二邑の一なり。明治四年大小區の制を布く、福室・中野・岡田・蒲生の舊四ヶ村は第二大區小七區に又田子の舊一ヶ村は小十區に編入せり。同九年大小區の區域を變更し、小十區區務所を蒲生に置き、福室・中野・岡田・田子・蒲生及び荒井・荒濱を所轄とし田子を小十一區に編入して區務所を岩切に置く、同十一年大小區を廢して從來襲稱の町村とす。此時蒲生・中野の二ヶ村獨立して戸長役塲を置く、田子・福室・岡田の三ヶ村を聯合して一の戸長役場を置き、戸長を公選す。加藤壬吉・佐藤松之亟戸長たり。同十七年戸長の公選を廢して知事之を任免す。此時蒲生・中野聯合役場、田子・福室・岡田聯合各戸長を配置す。辭令左の如し。

任宮城郡蒲生村中野村戸長。準十六等官月俸金十圓。

志賀長松

任宮坂郡田子村福室村岡田村戸長。準十六等官月俸金十圓。

菊田潔

【町村制】明治二十二年二月九日縣令第九號を發布し、區域及び名稱を示せり。町村制實施以前に係る二ヶの聯合村を併合して本村を構成し、同廿八年建坪四十九坪五合の民家を購入して、本村役塲を福田町上區に置く。縣令第九號の法文左に。

町村名、高砂村。舊村名、田子・福室・岡田・中野・蒲生・本村構成と共に行政區を分ちて十七と爲す。

【管理者】歴任村長。菊田潔・畠中知時・三浦幸四郎・横尾源六郎・行方伊平太・花淵源吉・小野金藏・遠藤音右衛門（現）

歴任助役。畠中知時・澤田精・花淵源吉・佐藤門之助・橋本安次・遠藤音右衛門・加藤菊治・佐藤作太郎（現）

歴任收入役。大泉清右衛門・菅野信七・大友甚内・佐藤善太郎・三浦長治・澤田精・小野德右衛門・支倉癸造（現）

現任區長。上田子區佐藤久作・横丁區手塚龜次郎・福田上區守谷運藏・福田下區佐藤平太郎・南福室區淺野竹松・北福室區相原專右衛門・上岡田區鈴木久四郎・下岡田區安達平太郎・新濱區平山幸藏・南蒲生區吉田源太夫・和田區佐藤勇治・蒲生町區鈴木德平中野甲區小幡林兵衛・中野乙區小幡喜太郎・中野丙區鈴木喜兵衛・中野乙區笹谷八郎治・中野戊區阿部大五郎。

第九項　七ヶ濱村

【地勢】村の中央に數十の丘陵起伏し、其の間細少の澤谷を爲し、水田陸田こゝに散在す。岡陵概ね不毛の地なり、陸田多くは丘の腹背を拓けり。海岸は諸々絶壁を成せども、其の間白砂青松の地亦少からず。

【里程】七ヶ濱村役塲（菖蒲田）起點、高砂村を經て原町に至る四里十八丁、鐵路九哩三、浦戸村寒風澤四海里二。

【沿革】宮城三十二邑の一なり。然れども鹽竈村の所屬にして、今の七ヶ濱村浦戸村は恰かも附庸地視せらし跡あり。明治四年從來呼稱の地名を廢して、行政區域を定むるに總べて大小區の名を冠す。そのとき今の七ヶ濱村は本郡第二區小十二區に編入せられたり。その公示に「小十二區、鹽竈村の內、松ケ湊濱・菖蒲田濱・花淵淵・代ケ崎・東宮濱・

吉田濱・桂島・石濱・寒風澤・野々島、合十一濱」を擧げたり。同九年小區を擴張し、小十二區々務所を鹽竈村に設置するに際し、九ヶ村二島二濱を編入地とせり、その時只だ鹽竈村を記して、今の七ヶ濱を列記せざりき。同九年十二月太政官達第一一七號を以て、浦役場設置の令を布く、而して設置の位置地名を明示せられたり。左記の如し。

蒲生村、鹽竈村・七ヶ濱・松島村・手樽村・田子村・高城本鄉・寒風澤濱・下馬村・荒濱・中野村。

鹽竈村の附庸地視せられたる七ヶ濱の名稱は、浦役場の位置地名により、公籍に登錄し爾來七ヶ濱の稱號となる。故に同十七年七月七日官選戶長を任命せしときの辭令に。

任宮城郡七ヶ濱戶長。準十二等官月俸十八圓。七月七日。

仙臺區書記　猪狩　章

【町村制】明治二十二年二月九日縣令第八號、區域及び名稱更正の件を發表す。

町村名、七濱村。舊村名、七濱。

大正四年四月菖蒲田濱字橋元に、七濱村役塲を新築す、建坪附屬を合して五十六坪を算し、其の工費總額金一千七百七十圓なりき。其以前にありては或は寺院、或は民屋を使用したることありき。町村制實施に伴ひ、行政區を分けて湊・松ヶ濱・菖蒲田・花淵・東宮・吉田・代ヶ崎の舊七ヶ濱を十區に分區して松ヶ濱・菖蒲田を各二區に分ち其他の五ヶ濱を各一區となす。

【管理者】歷任村長。三島善太郎（明治二二、四、二六）。星源之助（同二三、二、二八）。佐藤卯右衛門（同二四、四、七）。齋藤要吉（同二七、一、一七）。星孫右衛門（同二八、七、二九）。渡邊儀平（同二九、一〇、一〇）。和泉幸吉（同三三、三、八）。齋藤要吉（同三七、六、二二）。鈴木庄兵衛（同三八、一二、一一）。三島善太郎（同三九、一、一八）。加藤清右衛門（同三八、四、二五）。齋藤要吉（同三七、七、二）。齋藤又右衛門（同四五、一、七）。伊丹榮三郎（同四三、四、八）。文屋丁五郎（大正三、四、二四）。三浦德治郎（同八、一一、一八）。鎌田作右衛門（同一二、一一、一八）。赤間寅吉（同一四、五、二五現）。

歷任助役。渡邊儀平（明治二二、四、二六）。三島善太郎（同二四、一、二一）。岩本甚助（同二五、一、二二）。渡邊儀平（二八、三、三〇）。伊藤龜吉（同三〇、一〇、一一）。鈴木庄兵衛（同三三、三、八）。佐藤兵藏（同三四、九、一〇）。加藤清右衛門（同三七、九、二七）。三浦德治郎（同三九、五、三一）。太宰藤治（同四四、七、四）。三浦德治郎（同四四、七、四現）。

同一三、三、一〇現）。

歷任收入役。佐藤卯右衛門（明治二二、四、二八）。渡邊政治（同二四、八、三一）。渡邊久三郎（同二七、二、二四）。加藤清右衛門（同二八、四、六）。渡邊利藏（同三一、九、一五）。星松次郎（同三七、四、七）。齋藤又右衛門（同三七、一一、四）。渡邊善藏（不詳）。星喜代太郎（同四二、四、二四）。白土清吾（同四四、一二、一九）。渡邊長助（同六、七、二七）。鈴木寅之助（同九、二、三）。佐藤孫四郎（同一一、一〇現）。

現任區長。第一區湊大町京助・第二區松ヶ濱鈴木貞藏・第三區松ヶ濱鈴木藤吉・第四區菖蒲田星勇之助・第五區菖蒲田和泉啓治・第六區花淵三島善之助・第七區吉田小野兵八・第八區代ヶ崎相澤萬右衛門・第九區東宮星三之助・第十區要害佐藤興藏。

第十項　多賀城村

【地勢】古宮城野と稱したりし、平野の內に在るが故に絕えて山あることなし。只僅に北部より東部に連亘せる一帶の丘陵あるのみ、地は概ね肥沃の耕土にして、總面積の約七割を占む。東北の一角松島灣に突出して天滿崎をなし、近く葉島あり他に鬼頭崎・鶴ヶ崎・梅ヶ崎等ありて、其間に廣口浦・天滿浦・梅ヶ浦あり共に松島の一部を成す。

【里程】多賀城村役塲（高崎）起點。岩切村を經て原町に至る二里廿三丁、鐵路五哩、岩切村三十二丁、利府村一里十六丁。

【沿革】本村は浮島・市川・高橋・高崎・新田・山王・南宮・留谷・八幡・大代・笠神・下馬・東田中の舊十三ヶ村を以て多賀城村を組織す。共に皆宮城三十二邑の各々その一なり。明治四年從來稱呼の郡村を廢して、大小區の制を布く

に當り八幡外數村は小八區、又浮島等は小九區、市川等は小十一區に編入せらる。後ち舊村を併合して區務所の管轄を擴張せんがため小區の編成を改む、市川●高橋●新田●山王●南宮は十一區に、又浮島●高崎●留谷●八幡●大代●笠神●下馬●東田中は十二區に編入し、小十一區の區務所を岩切に、小十二區の區務所を鹽竈に設立す。同十一年大小區の制度を廢して郡區町村編成法施行に當り、聯合役場を置き戸長の公選行はる、此時下馬村外六ヶ村、南宮村外五ヶ村に分割戸長の事務を執行せり。同十七年聯合村の戸長任命は地方長官之を執行し、序いで聯合村の分合行はる。七月九日附地方長官の辭書左に。

任宮城郡南宮村市川村山王村高橋村新田村八幡村高崎村下馬村笠神村大代村東田中村浮島村留ヶ谷村戸長。準十六等官月俸金十圓

後藤銀右衛門

前記の後藤銀右工門その職を退く、後任眞山峻その職に就き、町村制實施の曉に至りて罷む。明治十八年宮城縣第三回年報は左記の如く報ぜり。

南宮村外十二ヶ村戸長眞山峻。

【町村制】 明治十七年聯合戸長役場設置の區域を襲踏して、直ちに一村を組織し、名けて多賀城村と號す、蓋し神龜元年此の地に多賀城を置き、東奥拓殖の策源地としてものならん乎。同二十二年二月九日縣令第八號左の如く告せり。

村名、多賀城村。舊町村名、浮島村●市川村●高橋村●高崎村●新田村●山王村●南宮村●留ヶ谷村●八幡村●大代村●笠神村●下馬村●東田中村。

本村に十二區の行政區を設置し、概して東部西部に大別す。新田●高橋●山王●南宮●市川●浮島の六區を西部と云ひ、高崎●東田中●留ヶ谷●下馬●笠神●八幡●大代の七區を東部と云ふ。

【管理者】 歷任村長。後藤銀右衛門（明治二二、四、二四）。志賀庸治（同二四、八、五）。小野善右衛門（同二六、七、二六）。高橋正保（同三〇、四、一五）。菅野捨松（同三四、四、三〇）。志賀庸治（同四〇、七、八）。小野善右衛門（同四四、七、一四）。菅井養吉（大正四、七、二〇）。鎌田猛（同一〇、一〇、一四）。後藤大輔（同一四、二、二六現）。

歷任助役。菅野捨松（明治二二、四、二四）。高橋正保（同二四、二、二五）。菅井養吉（同四四、三、一六）。鎌田猛（大正五、一、一〇）。

歷任收入役。小野善右衛門（明治二二、五、三）。鈴木平左衛門（同二五、四、一九）。今村常貞（同二六、四、二四）。千葉三四郎（同二八、四、一七）。佐藤長右衛門（同三二、四、二一）。阿部善五郎（同三八、五、二四）。伊藤清左衛門（同三九、四、二一）。菅井養吉（同四〇、一〇、一八）。佐藤長吉同（四四、九、一六）。阿部德右衛門（大正三、五、二二）。後藤大輔（同七、一〇、三〇）。伊東清之助（同一〇、一一、二一）。今村積壽（同一四、六、一現）。

現任區長。南宮區長岡崎榮五郎●山王同阿部長助●新田同鎌内和太右衛門●高橋同鈴木榮吉●市川同後藤惣吉●浮島同佐藤藏之助●高崎同松本善松●東田中同赤井清作●留ヶ谷同鈴木竹次郎●下馬同堀内小四郎●笠神同板橋清之丞●大代同松浦儀藏●八幡上同鄉古丑之進●八幡下同草刈鍊●沖同欠員●沖區長代理大塲傳三郎。

第十一項　岩切村

【地勢】 西北の一帶は高地にして山陵起伏し、北に鴻ノ鷁（七北田川）は本村の中央を東流し、河身淺くして舟運の利なしと雖も、樋堰を設置して灌漑に供し、或は水力を利用し工力を補く、唯晩夏初秋の頃河水氾濫して損害を被ることあり。

【里程】 岩切村役塲（岩切）起點、原町一里廿六町、鐵路五哩、黒川郡鶴巣村大亀三里六丁、七北田村一里二十丁、利府村一里六丁。

【沿革】 時代の明瞭を缺くも岩切莊と稱へしことあり、憶ふに留主家の全盛時代の私稱なるべし。宮城三十二邑の内に算入せしはその後の定めなりと惟はる。

陸奥郡鄕考。岩切●今市●神谷澤●南宮●山王●新田●高橋●八幡●留諸邑、岩切莊に屬し其地なり。と

【藩祖政宗治府】岩出山より仙臺に移せし以來承應中兵藤大隅なる者農兵伍長の耕田寺等を經營せし記錄に考ふるに當時已に今市の巷をなせるもの、如し。岩切村と稱せし地名の由來は古昔岩を切り初めし地なるにより起源すと云ひ傳ふ。仙臺を距る二里半石卷に通ずる道路にて、其の沿道に今市あり戸數百二戸、もと伊達氏の幸にて足輕町と稱せり。余目●洞の口●若宮●日向●十文字●入由臺●原新宿●畑中●横町等の小部落を總稱して岩切村と曰ふ。宮城及び國分莊と稱せし時代は、鶴ヶ谷は國分莊に、岩切●小鶴●燕澤は宮城に屬せり。明治四年大小區の制度を布く、鶴ヶ谷は小田原●荒卷●北根の四ヶ村は小四區に、又岩切●小鶴●燕澤●田子の四ヶ村は小十區に編入せり。同七年區劃の改正あり、十三ヶ村を併合して小十一區を構成せり、此に至り、鶴ヶ谷●岩切●小鶴●燕澤及七北田村の松森●多賀城村の南宮●山王●高橋●新田●市川、高砂村の田子、利府村の萱谷を合せて、區務所を岩切村に置く。同十一年郡區町村編成法の發布と共に大小區の制度は消滅せり。翌年聯合戸長役場を置く、爰に至て現在の四ヶ村を聯合して一の役場を設置し民選戸長の制を布く、七月九日永野勇吉任命せらる。

任宮城郡岩切村小鶴村燕澤村鶴ヶ谷村戸長。準十六等官月俸金十圓。　永野勇

【町村制】明治二十二年二月九日、縣令第八號を以て、區域及び名稱を發布す。聯合役場設置の區域を襲踏して、岩切村と稱し役場を今市に置く。縣令第八號を摘載する下に。

町村名、岩切村。舊町村名、岩切村●小鶴村●燕澤村●鶴ヶ谷村。

【管理者】歷任村長。永野勇吉（明治二二、四、二七）。今村知成（同二四、五、三〇）。關場源之助（同二五、六、二二）。安久津成清（同二五、九、一七）。兵藤甚四郎（同三二、九、二）。永野勇三郎（同三六、九、二三）。三浦丑太郎（同四〇、一二、六）。大窪嘉吟（同四五、

一、一五）。渡邊彌左衛門（大正六、九、一三）。赤間佐吉（同一〇、一二、二八現）。

歷任助役。今村知成（明治二二、四、二七）。齋藤兵七郎、同二四、六、一三）。中村祥三（同二七、九、二六）。白井德二（同三一、九、二六）佐藤彪吾（同三二、四、一九）。横田安左衛門（同三五、一二、二〇）。佐藤成崇（同三八、六、一九）。佐藤喜之助（同四〇、八、二〇）。日野長之丞（同四二、九、二六）。渡邊彌左衛門（大正四、四、一〇）。赤間佐吉（同六、九、二八）。今村喜平治（同一二、二、二七）。大沼清七（同一四、一二、一六現）。

歷任收入役。兵藤甚四郎（明治二二、五、二）。守屋久太郎（同二五、七、七）。加藤幾松（同二六、一、四）。今野福治（同三六、一一、一〇）。佐藤勇八郎（同二八、一一、二二）。鈴木紋之亟（同二九、四、二二）。鈴木清七（同二九、四、二二）。赤間佐吉（同四四、三、二八）。日野三右衛門（大正六、一一、四）。赤間和助（同七、四、一九）。大沼清七（同一四、一二、一六現）。

現任區長。赤間深之助。永野五郎吉●鈴木清治●鈴木新三郎●永野勘右衛門●幾間文太郎●永野清五郎●荒川義之助●梅津平三郎●佐藤平三郎●佐藤平三郎●柴田忠吉。

第十二項　利府村

【地勢】東西に長く南北に短し、北部及東部は一般に山地にして丘陵起伏し、本村の河川概ね此地に發す。西部は平坦にして耕土多し。

【里程】利府村役場（利府）起點、岩切村を經て原町に至る二里三十二丁、鐵路九哩三、黒川郡村山田一里二十三丁、赤沼一里十八丁。

【沿革】利府村を構成したる萱谷外八ケの舊村は、宮城三十二邑に屬せる各々その一なり。但し加瀬●森鄕●赤沼の舊村は高城本鄕に屬せしことありと、日本地理志料に見えたり。然れども恒久的の編入にはあらざるべし、又舊八ケ村の內に宿驛に屬する加瀬●利府本鄕●森鄕の舊三ケ村には必らず檢斷の役あり多くは肝入を兼攝せしむ、又神谷澤●萱谷●澤乙●春目●赤沼の五ケ村に在りては、單に村肝入のみの存置なりき。資料提供の舊記あり左に。

肝入兼檢斷

時代村名	加瀬村	利府本郷	森郷
天明	佐々木久右衛門	宇佐美惣吉	阿部彦十郎
寛政	同久右衛門	同惣吉	不詳七右衛門
文化	同彌惣右衛門	同彌兵衛	相澤六右衛門
文政	同仁右衛門	同惣吉	不詳仁左衛門
天保	櫻井義平治	同惣吉	不詳權右衛門
嘉永	小幡和助	高橋清六	不詳謙三郎
文久以後	星源吉	同清六	丹野市右衛門 同與市

肝入

時代村名	神谷澤	菅谷	澤乙	春日	赤沼
文政	鈴木善内		鈴木七右衛門	不詳	不詳
天保	同善右衛門	櫻井留兵衛	大友權十郎	同	桂島豐治
嘉永	同善右衛門	同右同人	鈴木勘右衛門	赤間兵藏	同豐治
文久以後	庄司源左衛門	櫻井半右衛門	古山吉右衛門	同同人	不詳

明治四年郡村の稱號を廢して、總て大小區の稱號を公名とせり、赤沼村は小十三區に編入せしも、其他の舊八ヶ村は十一區に編入せり。同七年小區を擴張せしとき、菅谷・澤乙の舊二ヶ村は十一區に編入し、岩切區務所の所轄に隷し、其他の舊七ヶ村は十三區に編入し、利府驛區務所の管轄に屬す。同十一年大小區の制を廢して、郡區町村編成法を布き數村を聯合して戸長役場を置く、此の制度により赤沼村三ヶ村、利府本郷五ヶ村、菅谷村三ヶ村に分裂す。同十七年戸長の任免は地方長官の權限に屬し、且つ聯合區域の變更を施行し、此の時赤沼村は根廻村八ヶ村の聯合役場に編入す。同十七年七月九日知事松平正直左記の辭令を交附す。

任宮城郡利府本郷森郷飯土井村加瀬村春日村菅谷村澤乙村神谷村戸長。準十六等官月俸金拾圓　鈴木金興

任宮城郡根廻村赤沼村櫻渡戸村初原村幡谷村竹谷村手樽村北小泉村戸長。準十六等官月俸金拾圓　菅原利春

【町村制】明治二十二年四月一日町村制實施に際し、町村の分合を協定し、九ヶ村を集合して利府村を建設す。此年二月九日縣令第八號左の如く發表せり摘載下記の如し。

町村名、利府村。舊町村名、菅谷村・澤乙村・加瀬村・飯土井村・利府本郷森郷春日村・赤沼村・神谷澤村。

爰に於て民屋を假り役場と爲し、同二十三年横三間堅八間の木造平屋を小學校の側に建設して、利府村役場と爲す。同三十六年五月一日回祿の災に罹り烏有に歸す。一時民屋を假役場と爲し、同年八月工を起し同三十七年五月竣工を告ぐ。現在の利府村役場之れなり。是より先同十二年丹野與市竹管に倚り用水を利府驛に引入る、住民之れを便とし且德とす。然れども設備完全ならず、大正年中合理的技術により水道の土工を起し、事全く成り生命財産兩ながらの享樂を保有するに至れり。其の概要は「水道碑」に詳記しあり、碑文左に。

利府上水道の碑。利府村長丹野市右衛門篆額。

利府村森郷利府町加瀬の三區古の所謂利府驛は古來良質の水を産せず、故に冬季は河水を飲用したれども、夏期は井水を濾過するか、遠く山手部落より酌み來りて需要に充てたり。時と力とを費すことの多き而已か如何に煩しかりけむ。明治十二年森郷丹野與市氏竹管もて山手より水を區内に導きて郷民の利便を計れり。是ぞ利府上水の嚆矢なる次で町加瀬利府各山手に水源を求めて引水したりしも設備完からざるをもて佐々木佐太郎・高橋熊太郎・丹野龜吉・鈴木重直・千葉幸吉の諸氏三區共同完全の水道を設けん事を首唱し輿論の喚起に勗む大正二年村長宮城熊五郎氏この議を贊し、工費四千二百余圓を投じ土管を用ひて共同の水源を春日寒風澤の地に求めたり、その利便固より從前の比にあらざりしも設備に於て衛生上防火上缺る所ありしを以て更に完全なる上水道を

計畫し、小幡清松・丹野龜吉氏等村長丹野市右衛門氏を佐けて縣に請ひ技師丸山齡治氏に設計を囑し釜石産鐵管を用ひ大正十二年三月工を起し、翌年四月工を竣ふ。その工費二萬四千二百余圓にして内金六千九百三十三圓は縣補助三千八百圓は村一般會計より繰入一千五百圓は鐵道局の負擔に係れり、是に於て多年の宿望たりし利府上水完く成る、茲に利府水道發達の過程を錄して後昆に傳ふ。

大正十三年十月三十一日　櫻井藏治撰並書

【管理者】歴任村長。高橋熊太郎(明治二二、四)。阿部東四部(同二五、一〇)。鈴木勘太郎(同二七、一一)。鈴木慶吉(同三一、三)。宮城熊五郎(同三五、五)。丹野市右衛門(大正三、九)。高橋清六(同一五、一〇現)。

歴任助役。阿部東四郎(明治二二)。山路廣右衛門(同二五、一〇)。伊藤松太郎(同二八、五)。阿部惣右衛門(同三二、五)。鈴木吉五郎(同三五、一)。阿部與惣兵(同三七、三)。小幡清松(大正七、四)。高橋清六(同一一、一〇)。伊藤長城(同一三、六)。高橋養藏(同一五、七、二現)。

歴任收入役。小幡大太郎(明治二二、四)。佐々木佐太郎(同二六、二)。伊藤庄四郎(同二八、三)。櫻井勘之亟(同三〇、三)。宮城熊五郎(同三二、一二)。相澤卯之輔(同三五、五)。鈴木喜代治(同四一、一二)。佐々木德治(同四二、四)。伊藤助右衛門(同四四、四)。大山德治(大正二、八、九)。高橋養藏(同八、七、三一)。大山德治(同一五、七、二現)。

現任區長。神谷澤區鈴木善右衛門・菅谷區伊藤庄七・澤乙區鈴木清太郎・在加瀨區水間善治・町加瀨區小幡德之助・利府區大泉重五郎・森鄉區相澤卯之助・春日區赤間義造・赤沼區桂島豐治郎。

第十三項　松島村

【地勢】西南より斜に東北に延長し、其幅狹少にして宛も半新月を描ける如し。而して丘陵起伏して村内を縱横に分斷し、海岸は岬灣の出入多きを以て其間僅かに狹少なる耕土を見るのみ、從つて土地亦肥沃ならず。漸く僅少の農産を出すを見る。

【里程】松島村役場(高城)起點、岩切・利府村を經て原町に至る六里十七丁、鐵路十四哩九、松島海岸十三丁餘、寒風澤五海里、赤沼二十五丁、元手樽二十四丁、幡谷一里十丁、竹谷一里二十九丁、北小泉一里二十丁、黑川郡味明一里十五丁。

【沿革】松島村を構成せる、松島外舊九ケの鄉村は、高城鄉十三邑の各々その一なり。

高城鄉は元黑川郡大谷鄉八ケ村、桃生郡深谷二十四ケ村、宮戸四ケ濱と合併し、大谷高城と稱せる一部落なり、明治二年さきの大谷高城の稱を廢し、單に宮城郡に單屬せり。同四年大小區の制を布く、七年之れを更正したるも前後共に本村は第二大區小十三區の所屬に制定せられ、區務所を利府村佐々木佐太郎宅内に設け、船越孝里氏戸長たり。現村には石田森正戸長補として村事を司る。同七年區制を廢し各村に村扱を置く。高城に吉田直方、磯崎に石田森正、赤沼に林佐治郎、櫻渡戸に小幡勇吉、初原に櫻井丈吉、根廻に阿部清右衛門、幡谷に大友傳吉、竹谷に菊地庭治、手樽に櫻井忠兵衛、北小泉に櫻井勝治、松島に稻富文吉あり、各其の任に稱ふ。十一年四月大小區制を廢し聯合戸長役場の制を設ふく、幡谷・竹谷聯合役場を幡谷に設け、大友傳吉戸長たり。北小泉・手樽聯合役場を手樽に設け、菅原利春戸長たり。赤沼・櫻渡戸・初原聯合役場を櫻渡戸に設け、小幡勇吉戸長たり。松島は獨立して稻富文吉戸長たり同十七年七月一日に至り右聯合役場を改正して根廻村外七ケ村戸長役場を根廻に設け、菅原利春戸長たり。而して根廻・幡谷・竹谷・北小泉・手樽・初原・櫻渡戸・赤沼の村治を取扱はれたり。又高城本鄉外二ケ村戸長役場を高城に設け、石田森正戸長となり、高城・磯崎・松島の村治を取扱はしむ。

明治十八年宮城縣第三回年報に左記の如く掲載す。

高城本鄉外二ケ村戸長石田森正。根廻村外七ケ村戸長菅原利春。

【町村制】上記の二ケ村聯合戸長により、町村制の基準は設備せられたり。根廻村外八ケ村中に赤沼村あり、このとき離れて利府村に編み入る。明治二十二年二月九日縣令第八號を以て區域及び町村の名稱を公布す、左に。

町村名、松島村。舊町村名、松島村・磯崎村・初原村・高城本鄉櫻渡戶村・根廻村・幡谷村・竹谷村・北小泉村・手樽村。

町村制施行の當時、行政區域を制定し、如法の區長及區長代理者を配置す。その區域内に於ける小字等並に區名を詳記する下の如し。

町村大小地名。松島區。石田澤・早坂・猪原・湯原・三拾刈・清水入・小杉浦・寺下・寺裏・打越・葉山澤・葉山下・愛宕裏・撫下・江添・蓮花澤・鬼膝附・大佐野・間坂、狐ケ岩屋・碇田、山崎・小梨屋・蛇ケ崎・道珍濱・陰ノ濱・東濱・香德浦・垣ノ内・松本崎・普賢堂・仙隨福浦嶋・朝日嶋・町内・浜打濱・霰浦・判官・小石濱・雁金森・櫻岡入・大澤・太田・小松入・高城區。西柳町・迎山水溜・井戸江・動傳・愛宕・根崎・三居山・反町・田中・小森・前田澤・明神下・柿木・笠ケ澤・居網・白坂・石田澤濱・馬場・夏井・井戸下・高山下・歸命院下・城内、磯崎區。磯崎・菱又・待井・溜・長田・濱本戶・釜洞・米澤・馬籠・割波・二ノ矢・白坂・工樋合・蟹松・鷲嶋、手樽區。横須・大澤・宮田・元手樽・五段田・釜澤・鳩澤・茨崎・左坂・孤入・中澤・鳴神・馬立・才ノ神・三浦・七十里・大町・空田・蛇島・牛木・早川・釜地前・長根澤・藏田・柿浦・廣浦・荒田・大日向・早坂・小屋崎・石ケ浦・名籠・梅ケ澤・大濱・駒形・新田・餅田・六合澤・大逢澤・中町・葉ノ木田・堀籠・蛭田・段ノ澤・胡桃・輕地・梅木和田・錢神、北小泉區。長澤・歌ノ入・宮田前・阿彌陀前・赤萩・堂屋・要害・朴澤・瀧ノ入・鴻巢・山神・谷地・芋澤・瀨戶澤・十文字・山崎・渡戶・中谷地・境・蛇穴・台山、竹谷區。鰯沼・萱野・梅木留・沼前・土手外・新田・彌勒堂・町裏・片平・鍋倉澤・猪里澤・丈倉部・小川添・裏輪澤・黒森澤・鴻ノ谷地・二子屋・萱倉・大黒澤・川島・中嶋・谷地・川欠・藤ノ巻・清水前・佐野崎・貝殻塚・後澤・釜ケ澤・中走・關ノ内・内原・大巻・中谷地・保手崎・風越・後谷地・山崎・丸森・大日向・大天湯・馬ケ澤・中才・窪田・川原・蒲・關下・八反田・水溜・中間地・若計・向山、幡谷區。澤乙・鄉清水・大澤・鷲嶋・三本杉・細山崎・大山崎・長方・荒地・三反田・鹿渡・矢筈森・前神・浦ノ澤・島矢ケ澤・捻行・觀音・蝦夷穴・新田・土屋澤・惣利田・小性ガ入・犬萱・瓜原・永根・行下片蓋・行下ノ二・中谷地・品井沼・出石・丸竹・鎌ケ澤・巖・根廻區。矢倉塲・蒜澤・高寺・清水・板ケ澤・小深ケ田・沼田・曲田・千苅田・八幡・地藏泉ケ原・原ケ澤・鄉清水山・桐田・泥・自由澤・長山・後澤・萱刈前澤・一ノ渡・長佐野・田中・人筈・平山、初原區。樋渡・中田・山下・原・根廻・欠田・熊ノ前・圓冨・燒林・黒ケ澤・金井神・的場・宮下・宮ノ入・松本・馬塲・向田・砂押・志戶内・岩清水・樋田・樋ノ澤・初原山。

櫻渡戶區。高清水・大貝口・舘ケ澤・附子ケ澤・紫原・雁ケ澤・濱井塲・向田・三反田・中島・麥田・土井下・四反田・鵜巻・欠ノ下・眞言・下境田・上境田・芦ケ澤・蒲ケ澤。

【管理者】歷任村長。菅原利春（明治二二、四、一）。大友傳九郎（同三三、九、六）。虎川忠之助（同三八、九、五）。大窪金平（大正二、一〇、二四）。大友傳九郎（同一〇、四、八）。阿部廣太（同一一、四、一五）。櫻井四郎右衛門（同一二、八、二九現）。

歷任助役。高橋喜代見（明治二二、四、一）。谷地秀知（同二六、七、一〇）。佐藤一學（同二八、八）。池田千代治（同二九、一、一一）。赤間貞助（同一三、四、九現）。

歷任收入役。大友傳九郎（明治二四、一一、一二）。谷地秀知（同三四、八、九）。阿部廣太（同三三、一一、一五）。虎川忠之助（同三四、八、九）。赤間壽郎治（大正二、一一、二六現）。

歷任區長。松島區戶田福松・菊地常吉・鈴木吉藏・松樹伊順。高城區千葉金右衛門・鈴木一治・島田龜治・山形豐之助・高橋龜次郎。磯崎區高橋忠太郎・赤間文八。手樽區種口榮治郎・櫻井桃治・丹野新助・後藤健助・渥美久五郎。北小泉區櫻井市壽郎・山崎兵治・阿部儀三郎・飯川助治。竹谷區高橋千代之助・安久津喜勝・遠藤迪三郎・大友仁右衛門・佐々木善作。幡谷區千葉繁・丹野源作・大友忠左衛門・丹野惠吉。根廻區北條嘉市・阿部清一。初原區島田善七・赤間清吉。櫻渡戶區大山幸治郎・大山清吉。

鹽松勝譯。高城驛。松島の東北三里に在り。蓋し宮城郡國初三治を置く、中を木都となし、西南を國分と爲し、東北は乃ち高城たり。高城の治する所、松島よりして東北富山左右の地に至るを也。高城驛は三巷に折れ、凡そ二百餘戶、一月三市諸貨を貿易し、戶々富贍鹽松沿海驛邑の饒此を冠とす。驛西水あり高城川と曰ふ。源は東北數里品井沼より出づ（沼は元祿七年、之れを鑿て以て惡水を引く）而して南流し、高城驛を經西松島の界に至りて海に入る、海口を距る數十步、圮橋あり、橋南を蛇崎と爲し、北を高城驛と爲す。故橋に蛇崎高城の二稱あり。且松島の矚目此に至りて觀を改め、別に勝景を開く、因て又た名けて分景橋と曰ふ。海口川流の衝く處に島あり、翁島と爲す。島の以東島嶼獺繼布列して石磯・殿崎の面前にふり。其詳かなるは則ち島嶼編中に載す。

【町制】昭和二年十月本篇稿成る、然れども上梓の域に達せず、蓋し本書十篇中其九に編すればなり。上梓の校閲未だ

終了を告げざりしに、昭和三年一月一日町制實施の第一日となれり、町村自治の沿革上唯一の重要なるが故に摘載する下に。

第一號議案村を町と爲すの件

昭和三年一月一日より松島村を松島町と爲すものとす。說明村を町と爲すは市街地連檐戸數增加せるに依り開發上希望する所以なり。

昭和二年十一月七日提出　松島村長　櫻井四郎右衛門

松發第三四五六號　昭和二年十一月二十六日　宮城郡松島村長　櫻井四郎右衛門

宮城縣知事　牛塚虎太郎殿

村を町と爲すの件許可申請。本村は鹽竈石卷間に在りて往年より交通の要路にあり、面積四方里、戸數一千三百七十九戸、人口九千二百八十八人を有し、逐年增加の趨勢を示し、且つ村內面積の大半を占むる公園地帶に付ては先年來國立公園に編入の運動さへ起り、春夏秋冬の遊覽客は數萬に上り、殊に宮城電氣鐵道の開設以來は仙臺鹽竈との時間的距離を短縮し散策の利便茲に開け、村內各地に別莊遊覽場の設備も陸續として現はれ、殊に高城・磯崎・手樽地先海面を埋立て文化村新設の計畫あり、磯崎海岸地帶は現に仙臺市住民の計畫により三十有餘戸の別莊建設の起工に着手を見るに至れり。隨て松島・高城・磯崎の連續するに難からざることゝ認められ本村が町制を實施するの期は今日を以て寧ろ遲れたるやの觀あり、偶々來遊の顧客は何れも松島町と呼ぶに見ても明かにして松島公園の存在を洽く紹介する上に於ても尠からざる不利不便ありしこと實蹟に視て瞭なり。然るに今や村內の戸數設備等諸般に亘り內容の充實したる今日尙村制に據りて之を統治するは勝景宣傳に際しても自治統制の上より見るも其の策を得ざるものと云ふべし。

本村は元來農村として耕地の擴大を有せず、漁區の近き無く產業に依りて村の經濟を維持すること難く地勢によりては與へられたる恩惠松島の勝景を利用して前記生薬の不足を補ふべき現狀に付き遊覽地必須の條件たる交通機關は本村內に於て公私三ヶ十余哩の軌道を有し、石卷方面との間に定期自動車・人力車等の設備あり。更に昨年度に於て特設電話六十餘個の施設あり、之亦近々大增設の計畫あり。

村內高城・本松島の二部落は各三百餘戸を數へ連檐商工の櫛比するあり、國稅收益稅を納むるもの六十三名を數へ郵便局三ヶ所、銀行支店及派出所各一ヶ所あり、金融機關の不足を感ずることなく、町としての資格既に至れり盡せりと認めらるゝに依り昭和三年一月一日より松島村を松島町と爲すの件本村會の議決を經候條御許可相成度此段稟請候也。

告示第三〇號　本村を松島町と爲し昭和三年一月一日より施行す。

昭和二年十二月三十日　宮城郡松島村長　櫻井四郎右衛門

第十四項　浦戸村

【地勢】數個の島嶼より成る。各島亦數十の屬島其の間に散列し、太平洋に面せる所概ね斷崖絕壁にして怒濤岸を洗ふ而して島嶼悉く松樹繁茂す。

【里程】浦戸村役場(寒風澤)起點、鹽竈町を經て原町に至る海路八海里七、鐵路九哩三、松島村五海里、桃生郡宮戸村里濱三海里。

【沿革】封內風土記に高城本鄕の劃內に編入せるも、宮城郡地誌は宮城三十二邑に編入せられたり、惟ふに時代により先哲所見を異にしたりしならん乎。

浦戸村鄕土誌。浦戸村は藩政の頃、寒風澤・野々島・朴島の三區は高城鄕に屬し、石濱・桂島の二區は濱方扱に於て之を支配せり。降りて明治維新後この五區を一劃と成し、戸長を置きて統治せしが、明治十七年鹽竈村に聯合せられ離島取締役を寒風澤に置き、全村を統治せり。

明治四年郡村名の名稱を廢して、大小區の制を執行するに際し、今の七ヶ濱村と本村を合せて小十二區に編入せり、同七年小區の區域を擴張するに當り、本村は今の多賀城村の內並に鹽竈を併合して、小十二區に編入し、區務所を鹽竈村に設置す。同十一年大小區の制度を廢して郡區町村編制法を執行せしとき、寒風澤村四ヶ村を聯合して戸長を公選せしことあり、同十七年官選戸長を置くに方り、鹽竈村に聯合して役場を鹽竈村に設置せり。十七年七月九日付左記

の任命あり。

任宮城郡鹽竈村寒風澤濱桂島野々島石濱戸長。準十四等官月俸十四圓。

【町村制】　明治二十二年四月一日町村制實施に當り、鹽竈村より離脱し二濱二島を合せて一村とし、名けて浦戸村と云ふ。命名冠稱の起因を繹ぬるに、藩制時代に、隣接せる桃生郡四ケ濱現代の宮戸村と共に、浦戸地方と稱するは公私の稱號なり、蓋し松島浦の太洋に對する門戸たるの所以なるべし。此年二月九日縣令第八號區域名稱を公表せられたり。左に。

町村名、浦戸村。　舊町村名、野々島・桂島・石濱・寒風澤濱。

【管理者】　歴任村長。白石廣造（明治二二、四、二二）。高橋安吉（同二四、五、二三）。鈴木淺治（同三三、五、九）。鈴木喜兵衛（同三九、八、四）。内海市五郎（同四三。一、一二）。船渡清四郎（大正一一、五、一）。土井兼太郎（同一五、八、九同現）。

歴任助役。太田茂八郎（明治二二、四、二二）。鈴木淺治（同二三、五、二七）。鈴木新太郎（同二四、五、二三）。鈴木喜兵衛（同三三、六、八）。土井兼太郎（同三九、八、四）。鈴木新太郎（大正七、五、一四）。鈴木善七郎（昭和二、一、九現）。

歴任收入役。太田茂八郎（明治二二、五、一〇）。高橋安吉（同二三、五、二九）。土井兼太郎（同二四、五、二五）。土見祐之助（同二七、一〇、一）。土井孝太郎（同三一、一〇、一）。太田茂八部（同三二、四）。土見勇次郎（同四二、一〇、一八）。鈴木源四郎（大正一四、一一、六現）。

現任區長。寒風澤區内濱兵太郎。綿忠藏。野々島區鈴木龜次郎。朴島區尾形喜兵衛。石濱區高橋安次郎。桂島區内海勘兵衛。

第二章　風俗習慣

第一節　風俗

第一項　概說

質朴敦厚の風を涵養し、堅實剛健の俗を培養し、以て社會を稗輔し人類を愛護するは人情の孔道にして又社會組織の要諦なり、然れども横目縱鼻の備ありと雖も、各々その面容を異にす、從て人心の同じからざる恰かも面容の如く其の撰一ならず、去れど上の好む所ろ下皆之れに倣ふは、建國以來の傳統的習俗なるが如し、故にこの美習この美俗を興振し助長し、示すに上にしてその言の美のみを宣傳せんよりは、寧ろ實踐躬行以て善導せしむるに於ては、到彼岸の域に達する敢て難しとせざるべし。然れども南北道遙かに東西山川を壁たつて、善導に先後あり又化育に遲速の差を生じ、終いに習慣は第二の性を生みて、西陲東陬各々長短得失の差異を示せる風俗を醸成するに到れるもの、如し。

宮城郡地誌。【風俗】　西北山に沿ふ者淳朴古を存す、中央仙臺及近傍繁地に住する者淳朴に乏しといへども、風儀土國に習ひ開明に進捗せんとす。東南海に瀕する者浮薄移り易し、郡内剛腹酸を好むの氣象少なく、勇悍勁強は古に減ぜず。家産の如きは富者三分貧者七分に居る。

人國記。　陸奥國の風俗は日本の偏鄙なる故に人の氣の行詰りて氣質の片寄、其尖（すると）なる事、萬丈の岩壁を見るが如くにして、たま〳〵道理を知といへ共、改めて非をしるといふ事なし、たとへ知と雖も改て非を不爲事少なく、譬ば江の水流れすて塵芥の積りて滯る事無が如し。去程に名人の名を呼程の人は聞得ざるなり、末代以如此成べし。右の如くの氣質故類毋數有て、亦情なき風俗なり。五十四郡の内何れも二つ三つに、少づゝ風俗別れりと雖、大体に替る事なく、如此此國の人は日の本故也。色白くして眼色青き事多し、人の形像最いやしうして、物いひ卑劣なれ共、勇氣の正き事日本に可劣國共思はれざる也。因此て朋友の爲に無益に討果し、主へ忠を忘れ父母へ孝を忘れなどする其數を不知。然といへ共男子上下共に勇をもて本とする所なれば、偏鄙區風なりといへ共、いざ清き意地有て恥をしる故、これを善とするなり。

新撰陸奥風土記卷之二。　鳥追。　仙臺封内、正月十五日の曉、門松及び家の内より、注連繩の紙を取り集め竿の先へ付し動して高聲に、やはい〳〵〳〵とさけぶ。田舍にては物食ふ鳥は遠島へ追てやれなどと、よばふとぞ、是田舍の習はしなるを、今士の家々に

もする事となりし成べし。

糯切。仙臺封内同十四日の晝もちきりとゝ、斧を提げ果木の本ごとに立よりて、切らんとするさまして「なるかならぬか」ととはけぶ、一人側に在て、なり申し〳〵と答ふ、則斧を止めて去。唐山にも似たる事あり。古今醫統曰。治果不結實。諸果實茂盛。不結實者。元旦五更或除夜。以斧斫之。即結實。一云。辰日將斧斫果樹。結實不落。新撰陸奥風土記卷の二。鹽竈のざつとな。宮城郡鹽竈社の下町、正月望の夜此事あり、兒共の町々に集りて、其所の男女老少の差別なく、行跡のよからぬ事を、其者の背門（せど）門の邊に來り、同音に世間の見聞に預る所、齒にきぬきせず言散して、いづく共なく別れ去なり。其發端に「ざつとな〳〵〳〵」爰にはなし有となどいへばなんとやと答て、よしあし共に其行跡を一々云ふ事なり。されば身そか事にて人の知る事なかりしも、此夜より廣がりて汚名を傳ふる基となれども、却て世の慣となるもの多し。是神の惡みを冠るものにして、かやうの事は鹽竈にも限らず、諸國共にある事なり。上代の遺風にして人の所爲とはいふべからず。同田植踊。仙臺城下にて田植とて、正月中卑賤の者大勢つどひて、人々の門に入わざをきをなし米錢を乞ふ、紅粉をぬりて、髪も衣服も女のよそほひをなす者を「早（さ）をとめ」といふ。男の面をかぶり頭巾をいたゞく者を「たかの衆」といふ、又獨田植。大黒山植等あり、又「目出た」と巾をもて面をかくし、太皷を打笛を吹、或は謠ひはやす者を「やん十郎」といふ、頭巾をかぶいへるあり、女どもを婦女の面をいたゞき帽子をかぶり「目出たく〳〵の若松さまよ、枝も榮ゆる葉も繁る、おめでたや、よいやなよいやな」とうたふ、外にもさま〴〵の歌章あり。是も戸ごとに謠ひて米錢を乞ふ。又鄙蹟岡天滿宮の神前にて、正月六日の夜氏人共御田植とて、山うゐろわざをし謠物など有て、古の手ぶりありと。又詣づる農人小き鍬を本にて作り社前に奉る。鹽竈にても此六日神前にあり。

第二項　町村別

【原町】　男女生れて百日を經れば、其の親は貧富に應じ、それ〴〵晴の衣服を着せ、吉日を選び産土神に參詣せしめ前途の幸福を祈る。此の時近親及び四隣の人々は、其の分に應じ多少の贈遺をなす、その子の親は此の人々を招き祝宴を開くもあり、又士族の子弟にありては、男子は五才に至れば袴着とて袴を新調し、其の年十一月十五日碁盤の上に於て着用せしめ、近親の人々を招き其祝福のため酒肴を饗應す。普通男子十五才女子十三才に至りて、年重（としかさね）の祝とて二月朔日に於て男女赤き半襟を着けしめ、親類緣者を招きて饗應す。現今に至り袴着の如き殆んど廢れ、年重の儀式も一部少數のもの〻間に行はれるのみ。

【廣瀨村】　長所は、村民堅實を貴び、質朴にして儉約を守るにあり、短所は、村民自治勤勉の念に乏しく、小成に安んじ公德心を缺き、規律なく機敏を缺くの風あり。

【大澤村】　本村民は仙臺へ始終出づるを以て、見聞も自然廣き割合に、人情風俗習慣容易に開化文明の潮に奔らず、依然として古風を存するを見る。芋澤と大倉とにて多少生活の程度に差ある故、自ら人情風俗習慣にも差あり、大倉の人情は一般誠實にして親切なり、芋澤は其の區によりて又少しく相異なることあれども概して浮薄の傾向あり、而して飲酒者多く教育上顧慮すべき點なきにしもあらず、稍個人主義に傾き金錢には親類緣なしと云ふ風習なり。衣服は、一般他鄉人と大差なけれども男女共年中股引を穿つ、女子は又前掛の紐に眞紅の切れ巾廣く着け、衣服の縞模樣も比較的細き陰氣の黑色に傾むけるものを用ふ、男子の山働等には腰に小斧を下げ、女子は手拭にて顏を蔽ひ、兒童も亦自製の藁の角子草履に手拭を顏にかむりて通學するの風習なりしが、現今は斯る風習も廢れて來たり。言語も芋澤大倉共に同じきも、唯前者は高慢なる體度の風あり言語一般野卑にして詬語方言等も多けれど、後者は叮寧なり。家屋の構造は、殆んど萱葺にて、中流以下には臺所に汚水流場を附けず、一の桶に水を入れ總て食物器を洗濯する風あり、其の側に賄用具を並べ置く。又寢具の如きも每朝押入等に整理せず、一度寢具を延べれば連日其の儘になし置き、夜間のみ入込み使用する家も尠なからず。臺所には花莫座に敷き換ふ。而して臺所には自製の薦を敷き、來客の際は本村は男女共勞働に從事せり、男子は山に働き女子は田畑に働き、女子の勞働男子の勞働を凌ぐの風あるは他村に見

られざる習慣と謂ふべし。

大澤村誌（鄕土の美風）。「敬神尊祖の念に富む一本村民は神社及寺院を尊敬すること、到底他村に觀られざる美風あり。定義如來の緣日、春秋彼岸の中日、御盆の墓參、正月初精進日、其の他佛教講話會等には必ず寺に參り祖先を崇拜す、又寺院增築修繕等には金錢を惜まず投賞し、又旅行を企て歸鄕せば、多くは寺院に記念品を献納する等誠に美しき心あり、特に僧侶を尊敬する念厚く、又神社には村社祭典日は勿論時々參詣し特に一家に大禮若しくは病難等あれば、必ず神告して熱心敬神の念を以て拜す又伊勢參宮講・最上三山講・金華山參詣講・成田山講等を常に團体を組みて拜し、年必ず一回は其の講中より出張せしむ。而して神官を尊ぶこと僧侶の如くす、然れば村中に紛擾を釀すことあれば、僧侶又は神官媒介せざることなき狀態なり。

（鄕土の弊風）イ、「禮儀輕薄の風あり」地勢上多くの文明開化的人と交際をなさゞると、又舊陋堅習の弊風あり、容易に他人に化せられ難し、故に往々生れたる儘の人ありて、言語動作等一向無頓着のものあり、されば禮儀輕薄に流れ、他人の誤解を招ぎ惡感情を買ふことあり、其の例に乏しからざるも今一例を記さんに、馬に跨り道路を進くに自己の知り居る身分高き人と行き遇ふや、缺禮して打ち過ぎ後を顧みて曰く、今の野郎は誰か等、微笑を漏らしつゝ罵詈的語調にて冷評的に高聲に談ずる等、禮儀輕薄も亦甚だしと云ふべし。

ロ、「進取の氣象に乏し」本村は地勢上の不便の爲めとは云へぼんやりも亦甚だし、彼の七北田、生出村の如き村民生業上の主動者となりて、種々なる本業副業を計畫改良して進取的に研究し居れり、吾鄕人は彼の村に傲ひて大に舊起すべきある、唯々ぼんやり然として空しく一生を終るべきではない、或人が大澤村の人と模範村民とは顏を見てもすぐ解ると云ふたが、大澤村の人と云ふてもみんなが懷手か握り睾丸で口をあいて前計り眺めて居るとも限るまいが、何處かに變つた所があると見える、これが爲世間から自營的活動なしとか、識見の鋭敏を欠くとか、制勢の術策社交の才能に乏しいとかの譏りを遁れないのである。

ハ、「勤勞に乏し」村民一般怠慢と云ふ譏りを免れまいと思ふ、是れはぼんやりして居る結果が、自然に懶惰の風を養成して、朝は遲く起き夜は早く寢ね、休業日は多く休憩時間が永いと云ふ事になるかも知れぬ、其れに雪村で冬は殆んど休み同樣であるから、或る人は大澤人が一年間の勞働時間を、中國九州の人々に比すると約三分の一しか働かぬと云ふことを聞たが、彼の山中から骨折て、一荷十錢か十五錢の薪を二里も三里も擔き出して仙臺に商ひ、歸りには一本つけさせ半日も寢て返るなど、とても關西人種には見られぬ事だ、或は仕事のないためかも知れぬが、それがため射倖心投機心の生ずるも、偷安遊意に流るゝも理なきにあらず、大澤民は冬期には是非共何か一種の工業を見付けて、冬の間に相當の收入ある業務に服する樣にせねばならぬと思ふ。

ニ、「時間を確守するの習慣に乏し」村民は前申した通り一般に怠慢であるから、時間の確守などは毛頭出來ない、村會農會等にて午前九時より協議すべき件あるから集合すべしと招集狀を村長より受けても、議員及役員は午前十二時からぼつ〳〵集合し、漸くにして午後一時過開會すると云ふ樣な傾向で、總ての集合は多くは時間を違ふも少しも恥と思はず、他人に之れが非常の迷惑をかけ、又商工業人にても約束の日取を違ふも却て恥とせざる今日の有樣である。

ホ、「共同一致心に薄い」村民は長い懶惰の風に養はれて來た結果、非常に共同心が薄くなつて居る樣だ、村治上にまれ實業上にまれ、其他何事の事業にまれ、村民が共同一致何等か立派なる經營をやつて居ると云ふは殆んど聞く事が出來ぬ、大倉發電所水道工事皆仙臺市民の經營である、只流木株式會社多少見るべき成績はあるが、是又局部の人に限られ其經營たるまだ〳〵遲々たる者である、予は山梨・群馬の機業、岡山・廣島・紀州等の桃・柑橘などが、村民共同一致の結果今日の發達を來した歷史を聞くと、實に羨望に堪へぬ次第である。

ヘ、「嫉妬心が深い」是は予の僻見かも知れぬが、共同一致心が乏しい結果嫉妬心が深いようだ、故に稀公共の爲に盡してやりたいと云つても、村治的方面實業的方面に或は社會的方面に眞に村の爲を思つて奮起する者があると、陋劣なる嫉妬心から忽ち之に反對の聲を擧げる者が出て來る、それで折角成就しかゝつた事業も遺憾ながら常に是等の人々の爲めに破壞せられると云ふ事になる薪炭共同販賣組合信用組合の如き、僅に起り忽ち殪るゝは、皆此の結果に外ならぬと思ふ。

ト、「發音言語の改善」言語は自他の意志疏通を要するに、方言、俗語の別として、村民の訛言假名ちがひは、關東中國人等應對上不便且つ不通の語甚だ多かるべし。余の心づきし訛言の例を擧ぐれば、質屋をしつや。或はすつや、何處へ行くどこさゆく、頭痛を、なづきがいたむ。鮨をすす。余曾てきく、吾村民某京都東本願寺參詣のため一泊せしとき、他人と帽を取違ひしを、帽がつがつたと申せし故、居合せたる人々哄笑されしと。殊に村民のみならず、仙臺地方にはすしちつの誤り甚だ多し、是人格の高下にも關す故に政良の要あるを信ず。此の他發音の混濁語尾の不明、出ると出來る、をりると落ちる、との誤用等は注意すべき事どもなり。

チ、「祭典夜祭の改善」村社祭典は毎年三月十九日九月の十九日兩度なるが晝は參詣人不足にて、夜に入れば老若男女打雜り酒肴を整へ、翌曉まで酒宴に耽けり、風俗を亂す弊風あり。

【七北田村】　本村各區部内に、契約講と稱する團體を組織せり、團體の義務行爲は、冠婚喪祭相互に慶弔を共にせり。饗應馳走の事も亦契約講の定むる所に從ひ、人情に背反するの行爲はあらざりき。又盆・歲末・年始等に在りても、相當の贈物に相互間の交誼をして、益醇厚ならしむ。

【根白石村】　概して朴直にして人情厚く他に見られざる所あり從つて犯罪者の數も比較的少なく、明治二十七年以降輕微罪者六十人に過ぎず。冠婚葬祭共に他市町村と大同小異なりと雖も、特に記すべきは契約と稱する組合あり、十戸乃至十二三戸組合をなし殊に葬祭其他の不幸組合者に生じたる際に、組合員各戸より一人出役して葬祭の準備一切をなし、不幸者に慰安を與へつゝあり、現今の互助會の如し、本村六ヶ區の風俗は稍異る所ありと雖も、大概に於て變ることなく、概して惇朴勤勉着實なる美風あれども、所によりて其の輕重なしとせず。今便宜上類似せる部落を東部（實澤小角）中央部（根白石西田中）西部（福岡朴澤）に三分して述べんとす、東部は仙臺に近き故に人智一般に開けたると共に流行的の嫌あれども、事に當るに一致共同して成果を望むが如き風ありて、事業の向進上見るべきものあり、然れども一人理窟をこねるものあるときは、附和雷同して昔時より其の統率に困しむものあり。中央部は人家稠密して人知開けたるあれども、人情は一般に薄く稍勞働に勤勉なる性質に乏し、然れども他人の非を語るが如き性東部よりも少し。西部は本村中の偏鄙の堂奥なれば、右二部に比して人智開けざる樣なれども、惇朴なる精神は昔の儘にして、人に温き感をいだかしむ、農業に勤勉にして着實なる點、上長の命に服する等は將來の發展に期待すべきなり。如此各部落各缺點と長所とありて、相容れざるところあり頽母敷ありて、又情なきなり。是等の惡弊をだに矯正せば風俗改良上に、將た產業發展上に見るべきもの少なからずして、模範村となるに於て易々たるのみ。

田植躍。田植とて正月中、卑賤の者大勢集ひて、人々の門に入り業をなし米錢を乞ふ、紅粉をぬり衣服も女の裝をなす者を早をと

めと稱す、男の面をかぶり頭布をいただく者をやん十郎と云ふ、頭布をかぶり手拭をもて面をかくし太鼓を叩き笛を吹き踊ひはやしながら一夜明くれば春じやといふなど叫びながら躍る者をなかの衆と稱す、是等の組より成れる田植躍は昔時いと盛なるものなりしと、中頃廢れて今は稍盛なるに至れり。近時一家にて百金をかけ、古き道具を繕ひ衣裳を用意し、有志のものを募りて練習し鎭守祭又は豐作を祀るときなどに之れをなす。

鳥追。正月十五日の曉門松及家の內より注連繩の紙を取り集めて竿の先に付け動かして、高聲にやはい〳〵ほうと叫んで日の出づるに及んで止む。

繭切。同十四日の晝餅切さて斧を提げ果木の本毎に立寄りて切らんとする樣をなしてなるかならぬかと叫ぶ一人側に在りてなり申す〳〵と答ふ則ち斧を止めて去る。

ちやせご。同十四日の晚卑賤の子供大勢集ひて、人々の門に入り開の方からちやせご來ましたと叫ぶ主人中にありてはいらさいと答ふる主婦立つて之れに餅錢を與ふれば一禮をのべて立ち去る。

七草叩き。正月六日の晚より七日の朝にかけて七草叩きと稱し、鳥が田舍のことひを渡らぬさきになに草叩く七草叩くと叫び庖丁にて叩きながらまな板にのせなに草叩く七草叩く唐土の鳥が田舍のことひを渡らぬさきにと繰りまぜて、まな板にのせなに草叩く七草叩く唐土の鳥が田舍のことひを渡らぬさきになに草叩くと叫び庖丁にて叩きながら七遍摩ふ七日の朝まで七度歲德神を始め諸神檀に上げて家內打揃ひて之れを食す家內安全惡疫流行を防ぐと稱す。

三十三觀世音祭（流躍）西國三十三觀世音の祭とて于蘭盆の十七日此の祀をとり行ふ、老若男女打連れて觀音樣に詣づ、此の夜盆躍とて村の若者觀音の廣前に集ひて、莚をのべ圓座して聲高く、節面白しく謠ふ、其の中に五六人の若者鉢卷して歌につれて相合して躍る、鄙陋なりと雖も其の夜の淋しさも賑ひ增りていと面白し。

念佛講。念佛講とて毎年春秋の彼岸の頃毎戶一人づゝの割合に老若の女相集りて戶毎に念佛を唱へ歩く、一は親族不離の忘靈を供養し、一は家內安全惡疫流行を防ぐにありと。

【多賀城村】　婚禮葬祭の風習は一般に宜しからず、例へば結婚葬祭等に於て手傳に行くのか、飮食に行くのか判斷に苦しむ擧動をなすもの多し、主人も結婚の儀式を如何にすべきか、葬祭等にも先祖及死者に對して如何にすべきか等に苦慮するよりも、手傳人會合者を如何に歡待すべきかに苦心し、目的其物を度外視する風習あり。之れ大に厭ふべき

ことにして、是非矯正せざるべからざる事項とす。一般に禮儀作法に於て、相手の感情如何を顧慮するもの少く、概して云へば禮儀作法其何物たるかを解せざるものあり、國民道德上大に矯正せざるべからず。之れに反して虛禮盛んに行れて道德上實踐躬行の念乏し、協同一致の志薄く、故に何事も遲々として進まず、讀書の趣味一般に乏し。奬勵助長せしむべき風習としては自己の慾望の爲めには頗る勤勉なり。人情朴訥なり、然りども之に伴ふて稍々もすれば薄弱に流れ易し、祖先の祭をなす美風あれども、或は形式に流るゝ傾あり、例へば鎭守社の祭日には參詣を主とせず、專ら親族知人を饗するを祭なりと心得居るが如し、又佛事法會の時にのみ先祖の墓を掃除するも、平生は顧みざる等是なり。共同一致の必要を認め來るものは多くなれり、是れ喜ばしき現象なりと雖、進んで何事にも實行せんとするの氣慨に至りては遺憾ながら乏し。

【岩切村】村民一般は農を業とすれども、仙臺鹽竈の中間に位し、道路は平坦爾かも汽車の便あり、仙臺に往復する頻繁なるが故に幾何か都會の風に染み文野相半して性行質實を缺くの嫌ひありしも數年前より次第に覺醒し來れり。農業補習學校を設立するゝや、冬季農閑の候を利用して、青年等をして學術精神の修養を勤めしめ、一方には青年會の活動ありて面目一新し、村民一般服從・勤勉・忠實等の美德を備へんとするに至りしは誠に喜ぶべき現象なりとす。

【浦戸村】本村は各孤島部落のため、村内凡て一家内の如く頗る親密にして、冠婚葬祭は勿論、其の他の何事ありても村中の人を招待す、且つ相寄りて何事も世話する例になり居れり。又村内に刑事違反者殆んどなく、他より盜人等の侵入も亦絶て之なきを以て、夜間戸締の必要なく、年中各戸開放の狀態なり。地方民一般の風俗は純然たる漁夫にあらず、寒風澤及石濱の如き數十年來、港津の爲め諸國人の交通頻繁なりしと、現在航海業者は常に社會の風俗を能く見聞し居るを以て、普通進歩を來し居れり。

第二節　社交上の習慣

【泉町】舊正月中親族姻者又は昵懇者に年始回禮を行ふ。回禮は、年玉物として手拭・前掛・砂糖を等携へ、一日一、二軒位回禮をなす、中には親族姻者昵懇者、相互に新年宴會を開き團體的懇親を圖る者あり舊來の習慣元旦より三日間は新正月と稱へ、物事靜肅を旨とすべしとて年始回禮宴會などは堅くなさず、偶回禮人來るも新正月（アラ正月）からと言て、餘り面白き顏をせざるは勿論馳走などなし、三日間は各戸朝湯をあび家内打集り屠蘇に顏を赤らめ餅腹に長々と休み居れり。正月中死亡者あるか出產ある家には親族姻者の外行く者なし。松葉過と稱して、十五日前は死亡の悔み出產の祝共に堅く忌むなり。新年回禮以外、部落又は近所同志の親交として、講社員の催あり。男側としては古峰ヶ原講・金華山講・御伊勢講其の他不幸救濟的契約講あり。女側としては觀音講・山神講・不動講あり。

【大澤村】田舍孤寥の感を慰せんとするものにや、兩三人會すれば多くは酒を飲む、酒は社交上最上無二の慰安水なり而して飲めば必らず先づ唱歌舞踏を始むること殆んど例の如し。次に全村大陰曆を用ゐて、新年の儀式、金錢上の取引其の他の交際をなす。其の一部にありては農村の新年と都會の新年と重複し、交際も二重となりて金融等も都鄙別々に行ふあり。新年には何なり簡單なる物品を携へて回禮をなし、互に酒を馳走する、氏神祭日亦同じ、芋澤と大倉とにて多少生活の程度に差ある故自ら其の人情風俗習慣等にも差ありと知るべし。

【根白石村】社交上の習慣としては村内の青年を地勢上數區に區分して若者組なるものを組織し上に若者取締あり其の

下に若者頭二、三名を置き其の組の青年中家督相續すべきものより選擧す、之等に常に其の區青年の取締をなすと共に神社祭典の世話をなし事業としては組々により異なるも共同貯金●、共同備荒●共同小作等をなし專ら共同心の涵養に努むると共に勤儉の風を作り且つ風紀改善を計りつゝあり、其の他觀音崇佛講●伊勢講●古峰原講●金華山講等あり何れも敬神の念より成立せるものにて年々醵金し二、三名の名代を出張參拜せしむ。

【七郷村】（年賀）。今より十數年前迄、元旦には旅裝にて國分藥師堂に參詣し、歸路序を以て年賀の廻禮をなす。年玉には煙草●板菓子●手拭等を用ゐるを例とせしが、今は此俗廢る。舊正月適當の日を選び、各戸主一同小學校に會し年賀の式を擧ぐることゝなれり。

（漁船進水式）。新に漁船を建造したるときは、關係漁夫及親戚故舊を招待し、酒肴を供し盛に其落成を祝す、之を「船卸」といふ。賀筵俗謠、謠曲及岸網節とて大漁を期したる諸を歌ふと雖も、船體の進水を終りたる後は謠曲及俗謠に屬す流山節とを忌む。

（豊漁の祝）。鮪網●地曳網等にて漁獲高一千圓に達するときは、盛宴を張り以て其豊漁を祝ひ、之に從事したる漁夫一同に「看板衣裳」と稱し、淺黄地に魚類●七寶、又は大漁●船名等の文字を染め抜きたる、袷衣一枚宛を配布する慣例なりしも、近年物價の高騰につれ漁獲高倍額に達せざれば之を行はざるに至れりと。

（漁獲物賣上配當）。鮪漁は網主と漁夫とにより組織せらる、而して其利益の配當は、漁撈中に於ける一切の經費を控除し、殘額を折半したるものを網主の所得とし、他の一半を乘組人員に分配する規約を設くるも、俗に「ほまち」と稱する私得行はれ、實際網主の所得三分に過ぎずといふ。打瀬網は平均配當にして、船主に於て船及網に對し貳人分の配當を受くるを常とす。

（鎭守祭）神明社、湊神社及八大龍王碑あり、毎歳春秋に祭儀を行ふ、若者頭なるもの主任となり、青年等斡旋之に當る、祭費は毎戸より醵出す。數年前社寺取締の規定により、本村七郷神社に合祀せられしも、舊社殿尚存するを以て慣例卒かに廢すべからず、今に至り祭祀を絶たず。

（葬儀）一家喪に會へば親族擧て忌服し、公會を避くるは勿論、衆と共に出漁を忌む。又松葉搔とて當區民一齊に燃料の採取に從事する際も、喪家を慮り之を止むるを例とす。近親は各自若干日間、亡者の供養を兼ね、遺族を慰籍するため食事を進むる習慣ありしも、今は改まりて白米及供物若干を贈りて、弔意を表することゝなれり。

【鹽竈町】一月一日。從前は親戚故舊の毎戸を歷訪し、年始の祝意を述ぶるの習慣なりしが、近年に至り町民一般學校に於ける、新年拜賀式に參列し、續きて同校内に開催せる名刺交換會に臨み、互に年賀の祝意を述べ、若干の會費にて備準せる冷酒折詰の饗應等あるを例とせり。歳暮中元等の際は親密なる親戚、若しくは懇意者故舊に對し、互に砂糖●饂飩其他の物品を贈答して、互に其情誼を叙ぶるを例とし。水火災の場合は、倉皇駈付、罹災者の各自宅及附近各戸を歷訪し、一々見舞の意を述べ慰藉の情を表す。某家に危篤の病人あるときは、近隣數十の老若男女一團となりて、交る〳〵社前に至り、叩頭敬拜誠心誠意、其回復を祈るを例とせり。

【七ケ濱村】盆正月の訪問には、手土産を携帶するを慣習とす。新宅振舞●家屋新築の際は、起工の前日親戚知己に白餅二重を配布す、之を受けたる者は翌日手傳をなすの風あり、完成の暁には再び招待して饗應をなすことは他町村と異なることなし。

造船落成の際は、滿艦飾を施し客を招ぎ盛宴を張るの特風あり、同正月十四日の夜には茶勢子と稱し少年少女變裝して、戸毎に祝ひ廻るの慣し今に存す。

第三節　冠婚

往時、男女始めて頭に冠を加へ、大人の服を着け成人となるの儀式を元服と云ふ。この式今は殆んど廢れたりしも、男女生れて七夜の祝、着衣の祝、喰始の祝には貴賤貧福の差別なく古來より行はるものなり、又七夜の祝事までに初夜の祝三夜五夜の祝事を行ふ地方もあり。又神參りとて所在の産神に、男子は二十九日目女子は三十七日と云說と、又男子は三十一日目女子は三十二日と云說あり、共に小兒血忌に當る三十日目を避けたる日定なるべし。又喰始にも、男女共に百日目、又男子は百十日目女子は百日目と云ひし所もあり、是れが諸禮式の流儀、又は傳統的地方の習慣たりし故なるべし。

四條流獻方口傳書。喰始は男女共生れたる日よりくりて百二十日に當る日也、月數は五ケ月にて百二十日なり、是を箸初の祝共云ふ、初め契約の成りたるとき、妻家より夫家に「琴」を贈る、後ちの結納之れなり。平安時代の風俗を見るに、約成り吉日を撰びて妻家に結婚の式を行ひ、爾後妻家に行くこと三夜にして、夫妻餠を共に食す、之れを「三日の餠」と云ふ其時又一二日後れて酒肴を設け、舅婿對面の式を行ふ、これを「露顯（ところあらはし）の式」といふ、了りて妻を夫家に迎ふ。鎌倉・室町時代に至りて、夫家にて婚姻の式を擧げ、妻そのまゝ夫家に留まる風となる「よめむかへ」「よめいり」の稱これより始まる。江戸時代に水島卜也などいふ禮法家ありて、種々創定する所多かりしと云ふ。

今流儀に依て男百十日女百二十日とも覺たる人あり、略儀也、百二十日本式也。

玉勝間。東鑑文治三年十一月二十九日、新誕若君五十日百日儀なり、こゝへることあり、若君とは實朝公をいへり、此君は其年の八月九日に生れ給ひて、十一月二十九日百十日にあたれり、今の世にも兒の生れて百十日ないはふは、むかしの「いかももか」の祝なるべし。

貞文雜記。小兒誕生の當時を初夜と云、三日めを三夜と云、五日めを五夜と云、七日めを七夜と云、此日毎に祝ふを「うぶやしなひ」の祝と云。其當日吉日にあらざれば、追て吉日をゑらびて初夜の祝ひあり、三夜五夜七夜も同じ儀也。小兒誕生ありて後、河臨祭と云事あり、是も吉日を選びて、陰陽神河邊に出て祭りする也。御産所御祈始、河臨祭さ、殿中日日記にあり、御産婦御小兒の御祈禱也。

冠式笄儀の古禮は今は全く廢れて往時の靜肅森嚴の儀容を觀るに由なきも、强て之を本郡に需めんとせば、片彩の映ずるものなしとせず。

婚姻風俗の變遷を略述すれば、上古は夫自ら妻の家に通ふ、妻酒食を机に列べて夫を饗す、これを「机代の物」といふ、初め契約の成りたるとき、妻家より夫家に「琴」を贈る、後ちの結納之れなり。平安時代の風俗を見るに、約成り吉日を撰びて妻家に結婚の式を行ひ、爾後妻家に行くこと三夜にして、夫妻餠を共に食す、之れを「三日の餠」と云ふ其時又一二日後れて酒肴を設け、舅婿對面の式を行ふ、これを「露顯（ところあらはし）の式」といふ、了りて妻を夫家に迎ふ。鎌倉・室町時代に至りて、夫家にて婚姻の式を擧げ、妻そのまゝ夫家に留まる風となる「よめむかへ」「よめいり」の稱これより始まる。江戸時代に水島卜也などいふ禮法家ありて、種々創定する所多かりしと云ふ。

婚姻の式日には必らず忌日を避く。天赦日と不成就日、又三月を婚禮の忌月と云ふ。天赦日とは春は戊寅、夏は甲午秋は戊申、冬は甲子の日を云ひ、不成就日は毎月四・八・十五・十八・二十五・二十九の六日を云ふ。三月の忌月は、花によそへて、散り易しといふより不吉とすると云ふ。又離絕の意を含める詞をも忌む、例へは「かへす」「もどす」「かさねて」「おくる」「さる」などの類なり、又紫繒・無紋・鵲目返しなどの衣服をも忌むは、都鄙高下を通じ一般の習慣なりと知るべし、式事座配等に至りては先例ありて、即ち鄉風とも稱すべきもの慨ね左の如し。

男子十八九才に達せば、父母相議してその配偶者を選び、月下氷人たるものを立て、配偶者の父母に申込み承諾を得たる後、內祝言の下に婚姻結定の盟約をなし、新婦の父に宛て左の目錄を贈る。

目錄。一、家內喜多留壹何。一、勝男武士壹連。一、こん婦壹疊。一、長持壹棹。一、末廣壹對。　以上

右之通幾久敷御受納可被下候

年　月　日　　何　誰　殿

尤も實際に酒樽を贈るものなり、されば結納を樽入さも云へり。而して普通は紋服一着として金若干を贈る、若し新婦より離婚を申込む時は右の金員を返納するを常とす。愈結婚當日に至れば、算筈長持其の他の諸道具を送るには、出發到着共に長持歌を、節面白く歌ふ。

めでたや〳〵の若松様よ、枝も榮ゆる葉も茂る。

新婦は仲人に伴はれて、父或は親戚の者附添ひ新郎の家に到る、豫て準備したる笠を冠らせ、清水を飲ませたる後始めて家に入る斯くて席定るや茲に結婚の式行はる。其の席次は

母方親族　新郎　側

仲人

父方親族　新婦　側

仲人

此時仲人は先づ三杯の祝酒を交換して後　聟方へ第一の杯を擧げしめて、直ちに之を嫁に與へ、更に第二の杯を婦に與へ、之にて三献の式を終る。尤も第一の杯は聟の親戚より嫁の親戚に送り、千鳥に交換して逆に戻すこと、及び下に置くことを忌む、又時に年少の男女をして雄蝶・雌蝶の銚子を取り双方より酌することも聖の如し。かくて列座の人各々三杯を酌む時は當日の式これにて全く濟む。而して双方の仲人は聟の兩親を喚びて、列座の中央にて杯を渡すことありて、其任務を果すによりて、此時高砂の謡して後（さんさ時雨の歌）などを歌ひ、此間拍手に合唱して後、大謹を以て仲人より順次に列座に酌み交はして、式を卒るものとす。

【鹽竈町】結婚には必ず媒介者あり奔走して双方の意思を疏通し、約漸く成るや先づ結納の祝儀をなし、更に吉辰を卜して華燭の典を擧ぐ。此際は親戚故舊を招待し身分に相應せる振舞をなし、歌絃洋々歡娯窮まりなきの狀態なり。

【大澤村】田舍には可成的早婚を以て名譽とする風あり。女子にして早きは十四歳にして已に結婚す、現今民法上の規定にて、女子は滿十五歳に達せざれば戸籍上の結婚をばなし得ざれども、内通の結婚甚多し、二十歳を超えて猶結婚せざる時は或は血統を云々せられ、或は娘に難癖をつけらるると云ふ有樣なれるが故なるべし、從つて教育の如き大概十三四歳を限度とし、後は裁縫專門の教師に托し、已に其の年輩となれば嫁入拵と稱して、成人の衣服地を購入して之を調製し箪笥に納め置くを常とす、之れは中流以上家庭の概略なり。下流に至れば或は他家に子守として奉公せしめ、或は自家にて草刈柴刈機織等の仕事を爲さしめ、早や已に十五歳位に達すれば深く緣合の良否をも考査せずに約束すると云ふ情態、約束の證據として媒酌人を介し、身分相應に着物羽織帶等の結納を取換はすこと何處も同じ、鬮て吉辰を卜して華燭の典を擧ぐ兩親親戚酒を飲み餅飯を食し、斯くして三日三晩も打ち續くこと稀ならず、然るに新婚の嫁は早や一日も過ぎぬに不和を生じて實家に立戻り再び婚家に行かざるあり、再婚參婚敢て怪しまず、普通と思ひ居るが如し、且血族結婚多き由其子孫を思はざるの甚しきを歎ぜざるを得ず。

【七郷村】冠婚の禮式は各その家により多少の差あり、爰に普通なるものにつき其大要を掲ぐべし、婚姻媒介者先つ兩家の間に奔走して婚約愈成立すれば、吉日を卜して婚禮を行ふ、結納は今尚之を贈るも貰狀呉狀は之を略する所多し親類書も尚同樣なり。しかし古式の如く執り行ふもの亦少からず、嫁聟の來る時は多く門口に火をたく、嫁には其父手づから帽子を被らしむ、昔手拭を被らしめし古風の存するものにて、父は此時嫁に向ひ先方に行かば、よく舅姑に事へ夫に貞操を盡すべしと諭すなり。宴席にては多く「さんさしぐれ」を謡ふ。

【七ヶ濱村】婚禮、男女の婚約整ふれば媒約人先つ媒人酒と稱して酒を樽に詰めて嫁婚の宅に至りて酌みかはす、之によりて結婚の成立を認む、更に吉日を撰び祝宴を催す、當日は嫁婚の正裝終れば、先つ鎭守社並に祖先の墓に參詣す。嫁婚の携帶品としては、中以上の家庭に於て長持箪笥等を持參するを例とす。

【利府村】男女生れて百日を經れば、其親々は家の貧富に應じ、それ〴〵蜻れの衣服を着せて吉日を以て産土神（鹽竈神社又は氏神）に參詣せしめ、前途の幸福を祈る、此時近親及び四隣の人々は其分に應じて、多少の贈遣をなす、其子の親は此人々を招ぎて祝宴を開くもあり、右の外に士族の子弟にありては、男子は五歳に至れば袴着とて之を新調

し、其年十一月十五日其磐の上に於て着用せしめ、近親の人々を招ぎ其子の祝福のため酒肴を饗應するものとす。これぞ古ありし冠笄の儀式の殘餘ならん。普通男子十五歳女兒十三歳に至りて、年重の祝として二月朔に於て男女赤き半襟を着けしめ、親類姻者を招ぎて饗應せしといふ、近年に至り新思想の發展したる結果として、袴着の如き全廢の姿を呈すると共に、年重の祝事も一部少數の間に限れるもの丶如し。婚姻の儀式は部落により多少の相違あり、又家庭の貧富の差によりて種々の格式風儀あるものなれば一概に見るべからす、今其中につきて最も多く行はるるもの、即ち普通なるものにして所謂鄕風とも稱すべきものを擧げてここに云ふべし。さて男子丁年以上（時として十八九歳もあり）に至れば、父母相議して其配偶（年紀十七八より二十二三まで）を選び、月下氷人たるものを立てて配偶者の父母に申込み承諾を得たる後、内祝酒てふ下に婚姻決定の誓をなし、新婦の父に宛てて目錄を送る。

目錄。一、家内喜多留壹荷。一、勝男武士壹連。一、こん婦壹臺。一、長持壹棹。一、末廣壹對。　以上

右の通り幾久敷御受納下さるべく候。

年　月　日　　何　誰　殿　　何　某

尤も現實に酒樽を贈るものなりされば結納を樽入ともいへり、而して普通は紋附一重金三圓乃至十圓を贈る若し不幸にして新婦より離婚を申込むときは右の金品を返納するを常例とす。愈結婚當日に至れば箪笥長持其他の諸道具を送るには出發到着ともに長持歌を節面白く歌ふ。

めでたなめでたの若松さまよ、枝もさかゆる葉も茂る。

新婦は氷人に俱はれて（遠方には汽車）父或は親戚の者附添ひ新郎の家に至る豫て準備したる笠を冠らせ清水を飲ませたる後始めて家に入る兎角して席定まるや茲に結婚式行はる其席次は次の圖による。

親族　新婦　側婦　嫁添　相伴人

○　○　○　○　○

親族　○　○　新郎　側婿

○　○　○　○　○

○　○　○　○　○

親族　父方親族　◎郎の仲人　母方親族　同上親族

是の時双方の氷人は先づ三杯を交換して後郎方の氷人は郎へ第一の杯を擧げしめて直ちに之を嫁に與へ更に第二の杯を嫁に取らしめて後直ちに郎に贈り、更に又第三の杯を郎より嫁に與へ是にて三献の式終る、尤も第一の杯は郎の親戚より嫁の親戚に第二の杯は婦の親戚より郎の親戚に第三の杯は郎の親戚より婦の親戚に送り千鳥に交換して逆に戻すこと、又は下に置くことを忌みて時年少の男女雄蝶雌蝶の銚子を取り双方より酌すること型の如し、斯くして列座の人各三杯を酌む時は當日の式これにて全く濟みたるなれば双方の仲人は郎の兩親を喚びて列座の中央にて杯を渡すことありて其任務を果すによりて此時高砂を謠ひて後參參時雨を歌ひ此間拍子にて合唱して後大盞を以て仲人より順次に列座に配み交はし本式を終るものとす。

【松島村】冠婚。婚禮は舊來の方法にて行ふ先づ媒介者ありて婚約し、吉日を選びて輿入し、馳走は大抵酒を用ふるを常例とし、式後大に興宴を張るが普通なり。期節は主に農閑舊十二月頃行ふもの多し、婚期は早き家庭にては十七、八才より、晩婚と雖も二十四、五を下らず。入籍は出産近くに行ふ風あり。出産祝は三週目に行ふ、親戚知人は主として七夜に祝品を呈す。以前は舊式の助産法なりしが、今は産婆を依頼するに至る。

【浦戸村】 婚儀は先づ媒酌人ありて、新郎新婦双方の父母（或は尊族親等）の意見を聞き、吉日を擇び婚約を定む、之れを内祝儀又は内酒日或は結納日とも稱す、其の日婚禮の當日を確定するなり、此の媒妁人は先づ酒五合を携へ婦婚何れの家にても吳れ渡し方に到る、其の家にては重なる宗親族を會し、更に酒五合を出し、媒妁人の持ち來る五合と合して一升と成し（新夫婦の一生離れざるを表する意）小宴を開き正式に婚儀の萬事を定むるなり、其れより媒妁人は貰受けの家に更に酒五合を携へ到る、其の家吳れ渡しの家と同樣宗親族を會し酒五合を出し小宴を開き婚儀を相談し始めて正式婚約を整ふるなり而して其の正式に定めたる吉辰には媒妁人夫妻は正裝して貰受くる家に到り、其の家の主なる宗親族及び當事者（新郎或は新婦）婚なれば婦添へ婦なれば婚添へと稱する年少き男女の一人と樽持と稱する壯丁等を隨へ一行正裝して吳渡しの家に至る、其の家にては之を客間に招請し相伴人（正裝）一人或は二人先つ時候の挨拶より途中の難易等の世辭を述べ若き男女の禮法を知る者を給仕として茶菓を饗す（果は糯を煎りたるはぜと云ふものなり）時刻を計り相伴人は媒妁人及總客に向て吳渡の儀式饗應の順序等を申述べ（婚家双方の家に獻立書を室内衆人の目に觸れ易き所に貼付す）先づ吳れ渡の式を行ふ其の儀式は禮法流義の如何に依るも大略は先つ紙にて雌雄の蝶形を作りたるを附せし銚子二個と蓬萊、又は松竹梅等を圖せる三ッ組の木盃を出し紙にて澤瀉を作りたるもの及島臺を客前に供へ禮法を心得たる若き男女雌雄の銚子の手を交叉して三回之を合せ（之れを加への銚子と云ふ）而して相伴人盃を採り酒を注せしめ試呷して之を媒妁人に返盃す、相伴人此の時吳渡方親權者を呼び其の盃を親權者より媒妁人に呈せしむ、之を吳渡の盃と稱す、其れより順次双方の宗親族に巡酌あり、此の間に三番或は五番、七番の小諺あり式畢りて盃盤を撤し再び茶菓を饗し少時にして酒食の饗應あり此の間俗謠或は流行歌等主客交互に歡聲を發す、興較々旺なる頃濱燒と稱する鯛或はそい等の大な燒物一尾を大皿へ盛り雪白の食塩を添へ更に引替の吸物を客へ呈し三

ッ組の大木盃（大筵又は大武藏と云ふ）を出し板前よりと稱して料理部屋（厨を云ふ）より酒豪の壯者を客席に待せしめ其の大盃（七合餘入）にて酒を呑み之れを先づ媒妁人に呈し順次客人より相伴人に至るまで巡盃し之れにて饗宴を畢り客人一同貰受の家に歸る、之と相前後して又吳渡方より宗親族當事者に附添ひ媒妁人と共に貰受の方に到るなり、此の一行は貰受の方より客數多く又當事者の衣類手道具を入れたる長持或は箪笥等の擔夫を隨へ行く、此の擔夫を長持擔きと稱す、途中所々にて歌を謠ふ、之れを長持歌と云ふ（日出度々々の若松樣よ枝も榮ゆる葉も繁る、など種々あり）貰受方に到着するや應對待遇前者と同じく此方にも又相伴人ありて萬事を斡旋し先づ茶菓饗應の後相伴人の指揮にて其の家の舅姑たるべき人一人其の席に列し媒妁人より婿又は嫁の引渡の盃あり、舅姑退席するや双方の宗親族の見參の盃あり此の式畢りて別座或は同座にて新婦新夫の三々九度の盃取交しの式あり、右式畢りて酒食の饗宴あり、主客歡を盡して、後濱燒を供へ大盃を出す、酒豪の壯者を待せしむる等前者と同じ、斯くして散會各家に歸る、更に翌日或は翌々日實家歸（サト）りと稱して新婦（或は新郎）の家に舅姑又は伯叔父母兄弟姉妹等の重なる親族四五輩と共に新婦新郎は其の實家に到る其の家又重なる親族を會し此等の人を饗す、畢りて其の家より又親族四五輩と共に婚家に到る、婚家又之を饗す、媒妁人は此の双方の親族見參會する婚儀の時の如し、茲に始めて完全なる姻戚關係を成立するなり。

第四節　喪祭

喪葬祭會の諸式は、時代の推移と佛教渡來に由りて幾多の變遷を釀せり。上代の俗、人死すれば別に新屋を作りて屍骸を棺に藏めて殯斂す、これを喪屋と稱し、白細布に裝飾し、禮儀歌舞を行ひ晝夜これを守りて誄詞（しねびこと）を

奏して後ち棺を運ぶ、棺を廻りて幡族を飄へし、音樂を奏し手炬を燎やして供奉す、食器兵器裝飾品等を持行くものを「岐佐理持」と云ひ、又號泣して悲哀の情を表するものを「泣女」（なきめ）と云ふ。斯くて棺を葬壙に納む、このとき死者の愛品を屍骸に添へ、又埴輪を埋むを常とす。葬壙は丘墓の形を爲し、後圓前角を常とするも、瓢形・楕圓形・圓形等あり。殯葬の式恰かも韓國に酷似せり。後又一變し家に死者あれば、家族はその家を棄て他に移るの風となる、汚穢を忌むに出でたる者にして、「置津棄戸」（おきつすてへ）と云ふ。唐土の文物東漸せしより、印度支那に行はるゝ風俗は、火葬なり。文武天皇四年（皇紀一三六〇）元興寺の僧道服示寂す徒弟遺命を守りて、遺骸を栗原に荼毘せしむ、本邦火葬の濫觴なり、大寶二年（皇紀一三六二）持統天皇崩御す、遺詔して火葬を行はしむ、宮室の火葬之れを始めとす。爾來一千二百二十六年を經閲し、昭和二年の現代に及びて行はる。慶雲三年（皇紀一三六六）文武天皇詔して「代代ノ祖ノ墓及ビ百姓ノ宅ノ邊ニハ、樹ヲ栽エテ林トセヨ」と又養老五年（皇紀一三八一）元明天皇遺詔して「ソノ陵ニ常葉ノ樹ヲ植エ、マタ刻字ノ碑ヲ立テシメ」と宣し給ふ。墓標に碑碣を建つるの風俗此より世に行はる。大寶令發布により、制服忌の法は定められたり、唐風に模したるものあり。喪服を着けて懐み居る期間、長きは一年短きは七日其制五等に別つ、一年・五ケ月・三ケ月・一ケ月及び七日とす、即ち血緣の親疎に由る。北枕の習俗は、鎌倉時代に人目すれば先づその座をなほして北枕とし、枕元に屏風凡帳を立て廻し、燈を點じ香を焚き、近習禪僧番々伺候念誦せるものなり、棺は臥棺を例とし長さ六尺三寸廣一尺八寸高一尺六寸を制とす、斂葬の時刻は夜を以て行ふこと古に變らず、又死者の冥福を祈るの習俗は、七七日の佛事、一週忌の供養は古來より行はれたるも、年期の法會はこの頃より始まる、法會は寺院に於て催ふし、十種の供養、又は一切經の供養を營む事を例とせり。石板の卒都婆を建てゝ亡者の追福を供養するを「魂喚」と稱せり、又巫女は弓弦を鳴らして物語するを「口寄」と云ふ、共にこの時を創始とす。室町

時代に入りて、斂葬の儀式は稍や變じて、死者に三歸戒を授け、鬚髪剃除の法を行ひ、未亡人の髪を切りて尼僧となり、又臣從の徒は剃髪染衣の身となり菩提を吊ふも、又知己親緣は香典として金錢を贈るも共に此時代に始まる。又葬場に發心門（東）修行門（南）菩提門（西）涅槃門（北）を置くの儀式、又は導師の僧は龕前の佛事、即ち起龕（別に起合）鎖龕（別に納龕）點茶・點湯・掛眞・擧經・念誦・起骨等も、又松明を乘る者、幡天蓋を持つ者、鉢を鳴らし鉄鈸を打つの雜僧を先きとし、位牌は家督の人これを捧げ、善の綱は愛顧を蒙りしものこれに取付の諸式此時代に起れり。殊に祭會を別ちて七七日四十九日の間を中陰と稱し、百ケ日・一週忌・三年・十年・十三年・十七年・二十三年・二十五年・二十七年・三十年・三十三年・三十七年・四十二年・五十年・百年を經る毎に各々佛事を營み諷誦を行ふに至れり。

江戸時代に入りて、倒に屏風を立てゝ屍骸を覆ひ、惡魔の來襲を防ぐの意にて刀をおき、枕頭に卓をおき香花を點じ訃音を比隣親緣知己及牌所寺に報ずれば、何れも來りて弔詞を述ぶ。寺僧枕頭に誦經す「枕經」と云ひ、寺僧を「伽僧」と云ふ、富人は寢棺貧民は早桶と稱する粗製の桶を棺槨とす、棺中に六道錢又紙にて作れる錢形・杖・鞋草・脚絆其他生前用ゐたる衣服調度を納む、妻妾は頭髪を截りて棺に納む。棺の家を出るに門火を焚き、前驅の僧ほ鉢盂鈴を鳴らして行く、次いで高張提灯・香爐・紙花・幡蓋・中央は棺にして喪主從者等人々續き送る、額に三角の紙を貼る。

葬儀は大抵一晝夜を過ぎて行ふこと埋葬取締規則に等しかりき、葬儀に忌むべき日あり、寅日・五墓日・十死日ありて遲きは三四日の後に行ふことあり。死者の家には喪中神棚を封じ、門戸に忌札を貼付する等皆此時の風習なり。

貞享元年（皇紀二三四四）幕府は林信篤に命じ服忌令を制定し、父母の忌を五十日服を十三月と定む長期なり、祖父母・養父母・夫の父母の忌を百五十日・曾祖父・母方の祖父母・妻・嫡子・父方の伯叔父姑・兄弟姉妹の忌を二十日服を九十日、父方の高祖父母・嫡母・繼父母・末子娘・養子・養女の母方の伯叔父姑・異母兄弟姉妹・嫡孫の忌を十日

服を三十日、末孫孫女●曾孫女孫●從父兄姉●甥姪の忌を三日服を七日とす短期なり。

法會の忌日は一變して、死したる翌月の命日に至りて僧に讀經を請ふを「たち日」の回向と云ふ。死後七七日の法會は室町時代の制定に異なるなし、只だ眞宗に限りて五七日を限とす、夫より百日(百ケ日)一周忌●三回忌●七回忌●十七回忌●二十三回忌●二十七回忌●三十七回忌●四十三回忌●四十七回忌●五十回忌●百回忌に及ぶ、以後五十年毎に祭會を行ふは維新前一般の習俗なり。

上記は上古より德川末期に至る、佛教のみに關する喪祭の變遷を略述したるものにして、本郡古來の習俗も亦此れに準據するの慣行風を爲せるが如し、國分●宮城●高城●利府二鄉を現在の町村別に掲ぐる下記の如し。

【原町】家に死者あれば其村内部落の契約組合の當相手なるもの、死亡の通知をなしたる後、一般の人々集合し葬儀萬端の世話をなし、次に僧を請して讀經、布施をなす。組合のものは飯を炊き菜を煑て弔者を饗應し、輪番により壙を穿ち、又は野邊送りの役に服す。されば家人は一にその指令を仰ぐのみ。

葬式の行列。死門(提灯造花生花●提灯造花生花)施主●(位牌を持す)●柩●親戚●會葬者。

これより寺門に到れば、寺庭を三周す(此時餅菓子を撒布することあり)後客殿に柩を安置して讀經引導す。公共事業に盡したる死者には、此時各團體より弔詞を呈することあり。葬儀執行終れば親戚のもの二名麻上下を着て白晝提灯を携へ、近隣は勿論葬儀中世話を受けたる方へ、禮廻りを爲すを例とせり。

八月十五盂蘭盆會を行ふ、其外特に死者を弔ふに、一週年●三週年●七週年●十三週年等に、僧を請して讀經し、又親族故舊を集めて饗應すること各地と異ることなし、又神祭にては春秋の皇靈祭日に於て靈祭を行ふ。而して定期祭は、一年●五年●百年祭等なり。

【鹽竈町】葬祭の狀況は身分に依り境遇により、一樣ならずと雖も、近來は生花造花等を葬列に加へ、擔旗數旒翻飜空に靡かし、嚴かに葬儀を行ふ。

【大澤村】人死去すれば、隣保組中各家より一人以上集合し、寺親類等への使買物寺迎禮場厨房花方等の役割により各分業事に從ふ。斯くして親戚僧侶も來り屍體を棺に納むれば、僧侶數回の讀經を終へ會葬者一同を座敷にて精進料理に酒を用ふ、導師其の人さへ酒のために前後夢中人に擁せられて會葬の列に加はる程なれば、會葬者の行動推して知らるべし、埋葬より歸れば再び酒肴を饗せらる、又料理殘飯等を持ち歸る者さへあり、人事の悲みに同情心の乏しき禮儀を缺ける不都合の極みならずや。

正月の神祭り、盂蘭盆の佛參、招魂社祭日に參拜、其他山神祭三峰講等の祭は堅く守りて缺くことなし、羽前三山へ參拜數二十二度を重ぬるものさへあり、祖先を祭る一●三●七●一三●一七●二三●二七●三三年等の忌日には親戚を會して供養佛參し、神佛に對する信仰心深き如なれど、村社祭禮當日に於ける惡風習の改善せられざるは甚遺憾なり。當日薄暮より人出多く深更に至るや、益雜鬧混雜甚しく、諸處方々の草上に男女混交酒宴を張り、俗歌聲高らかに衆人之れに和し鷄鳴に至る、此の如きは果して敬神するの道にあらざるべし。

【七鄉村】家に死者ある時は先づ親近の家には故夫にて通知す。故夫は二人を通例とす、喪家は皆喪に服し佛事を營む昔は四句の文字を紙に書して立てたりが、今は布帛を使用するに至れり。又引物の如きも花麩一把位のものなりき。五色族なども立てず萬事質素を旨としたりしが、今は三倍の費用を要す、葬送當日には七日の佛事をなすを以て、會葬者及近親の者に多くは晝飯を饗し引物を配る、一周忌●二周忌●三周忌等のこと從前の如し、弔者は多くは香代として金錢を贈る。二三十錢より一圓位に至る、又白米及び供物を併せ贈るもあり。

【七ヶ濱村】 死者あれば契約講員親戚故舊相集りて、弔をなすことは他の町村と變ることなしと。難船死亡者の死骸は座敷内に入れず廊下におきて弔ふの習慣あり。年忌法會は一般部落毎に、春季一回寺院内に於て施餓鬼を行ふ。

【利府村】 家に死者あれば、其村内部落の契約組合の當相手なるもの死亡の通知をなしたる後、一般の人々集合し、葬儀萬端の世話をなし、次に僧を請じて讀經せしめ布施をなす、組合のものは飯を炊ぎ菜を煮て弔者を饗應し輪番によりて壙を穿ち又は野邊送りの役に服することありされば家人は一に其助を仰ぐのみ、葬式の行列

○死門○提灯○作花○生花○施主(位牌を捧ぐ)柩　親戚　會葬人各。

夫れより寺院に至れば、寺庭を三匝(此時餅菓を撒布することなどあり)して後客殿前に下し讀經引導す。右の外神葬式あり。本村にては大抵佛葬のみにして神葬式とては甚だ少數なり。八月十五日盂蘭盆會を行ふ。(從來は舊七月十五日)何處も同樣の事なるべし。

其外特に死者の一週年・三週年・七週年・十三週年等の回忌には僧を請じて讀經せしめ、又親族故舊を集めて饗應すること各地と異なることなし。又神祭に於ては春秋彼岸仲日に於て靈祭を執行することもあり、而して定期祭は一年・五年・十年・二十年・三十年・五十年・百年等の如し。

【松島村】 葬儀は大抵佛式なり、契約仲間にして一切世話するを通例とす。悔には線香を携ふるもの多し、七日の法事には全員を呈するが普通なり、近來は酒を饗應せず、饂飩を振舞ふこと殆ど全村的なり。忌服は八ヶ間敷實行せざれども七日・二七日・三七日・三十五日・四十九日・百ヶ日等には前夜は逮夜と稱し、親戚知人相會し念佛を唱へて靈を祀る、及是等の日には必ず墓參をなす。

【浦戸村】 本村は島地なるを以て平常契約組合を設け、(部落に依り之れを數組に分ち、一組二十四五戸或は三十戸)組合に年寄二人を世話役とし葬儀萬般を斡旋す。死者ある家は親戚及び此の世話役に通報し世話役は其の家に到り組合員を召集し各年番の役割を擔當せしむ、組合員は其の役割に依り死者の隣家は勿論遠きは五六里までの死者の親戚姻家に通報する者或は壙穴掘鑿する者葬儀、物品、棺槨、調達、購入の使ひ等組合員之れに當り、又組合員各戸より白米一升と若干宛の弔金を贈り葬儀の終るまで死者の家に出入し萬般の事を世話するなり組合員は如何なる場合と雖傳染病其の他法律に依り禁ぜざる限りは必ず其の義務を遂行するの定めなり、而して葬儀の準備成るや遺族親族棺前に列座し僧侶讀經し畢る(神葬稀なり)を待て棺蓋を閉ぢ親族の重なる者葬儀行列役割書に依り行列の順序を定む、先頭一等親類なる者明松を採り二等雪柳と紙製の素花を持つ者、次に水を盛れる器を持つ者、香爐を持つ者、燭臺を持つ者造花・生花・供物等を持つ者、順次姻族の親疎に依り、次第を成すなり、棺前には喪主靈牌を捧持す、家族中喪主に次ぐ者靈供を持ち隨ふ(一盃飯と稱す)組合員中其の年番に當る者四名棺を舁ぎ其の他組合員は旛幢・天蓋・梳子・燈等の種々の葬具を携へ行列に參加し其の他一般會葬者は棺後に附隨し菩提寺の庭前に到る導師讀經一偈喪主先つ燒香す、以下順次燒香式畢りて墓地に葬る、其後正式參列者は勿論一般會葬者に至るまで必ず葬家に到る、葬家の門前には清水・食塩・味噌の三種を供へ置き會葬者は其の水塩等にて口を漱ぎ身を清む、又兩親ある十歳前後の兒童其の傍にありて幣束を持ちて一人毎に其の人の身邊を祓ひ清め而して會葬者は各自歸家するなり、死者の家にては初七日法會執行の日親戚中及組合員會葬者(部落内の)等の家々に親族をして廻禮せしむ、法要は初七日より四十九日までの七日毎に又百ヶ日・一年・三年・七年・十三年・十七年・二十三年・二十七年・三十三年・五十年忌と執行するなり。

第五節　年中行事

時代の變遷に伴ひ千變萬狀極りなきが如し。藩制時代に行はれたる「御野始」又「初鳥狩」と云ふは正月三日、岩切村、

高森館並に七北田村松森館を本陣に充て、藩公在城の年(二年置)出陣して、六十二萬封土の一門以下各藩士綺羅を競ふて、陣營を原町岸切村間の並樹の左右に張り、軍容肅々北に進む。寶永六年正月十日德川五代將軍綱吉薨ずゝ常憲院と謚す、院在世殺生を嚴禁せり、世に犬公方是れなり。綱吉殺生嚴禁の故を以て、「初鳥狩」の年中行事の式名を「戲動」と改め擧行せり、實は當時の講武にして現今の所謂る大演習に異なる所なし、廢藩と共に廢れり。

封内風土記。古蹟一。傳云國分彦九郎盛重所居。標幟凡五(正月三日。野獵始有野鷄追鳥。建標幟。列卒覩之追野鷄。方言呼之。曰龍)陣森。毎歲正月三日。邦君使諸隊將率諸部之列卒。入山林逐雉。曰之野始逐鳥獵。顚用戰陣之式。獲雉者。曰之拔鳥。獲自一番至三番。賜銀錢三文。其餘賜一文。擬軍中獲首級者。其式早晨。邦君到本郡燕澤邑號案内地。而建標幟睹床机。諸士各騎馬。過君前畢。旗本步卒百人前列。發連砲二回。吹七五三之螺三通。而邦君登本郡岩切邑諏訪森。而建標幟。臨視諸隊逐雉。曰之一番標幟場。諸隊總司(曰之山奉行)進幟吹螺。諸隊從之。各守其所。驅馳入山林逐鳥。總司使番兩騎指揮之。以紅白旗爲標。凡如此十有一處。其次標幟場。同邑鳥居岫。曰之二番。其次三番同邑花立。其次四番同邑高森。其次五番番同邑入生田森。其次六番同邑相馬坂。此處乃七番標幟場也。逐鳥既畢。邦君入假營(垂幃幕。凡用陣營之式。)炙所獲之雉。賜餉於諸隊將。次凱陣之螺三通入城。松木澤八番標幟場。臺森九番標幟場。古舘十番標幟場。脇澤十一番標幟場。假營場。

新撰陸奥風土記卷之二。仙臺初鳥狩(常憲院殺生を禁じ給へる時、戲動と云り)君國にいます時、正月三日初鳥狩に出玉ふ。騎馬士數百騎。案内の並松の下に控居り、君案内の陣營へ入玉ふ、後各其御前を一騎づゝ、從者を引連て通る。是を一騎打といふ、陣羽織陣太刀なり、從者も陣羽織を着るなり。寛永十九年士凡四百八騎。慶安三年士凡三百三十騎、陪臣七十六騎なり。合類節用集に云。戲動は東奥仙臺の家法、毎歲初春萬手城東之野、以爲講武之備。と見えたり。俗に拔鳥又追立共、御野初共いふ。當家吉例の故實にして、群卒雉子を追立てゝ、或は生捕或は首を拔取て相爭ふ、隊旗目に輝かし、藩中の武備騎馬の騎羅をきそひ、砲聲山谷に疊く、其像嚴重にして、案内の岡より今市の北、高森館松森の館に至る、紅白の御旗を振合せ、ほらの貝の相圖右格蒼列擧るに遑あらず。松森の故館君の本陣なり。前太平記に松尉と云ふ、此地なりとぞ。

【戲動陣營丘】(又陣が森とも云ふ)室内ノ里の東南、翠松茂の岡あり、仙臺藩の家風にして、隔歲初春三日城東の野に

狩して、武を錬るの場所とす。是を戲動と云ひ、御野始逐鳥獵とも云ふ俗に拔雉、又追雉とも云ふ。當家吉例の故實にして群卒雉子を追立てゝ競ひ合ひ、隊旗日に輝き藩中の武士騎馬の綺羅を競ひて此の岡上より始まり、高森館松森館に至る間數里、古格舊例多し。今其の概略を左に記す。

當日君公諸隊將をして諸部の列卒を率ゐ、山林に入り雉を逐はしむ、專ら戰陣の式を用ゐ、雉を獲ること一番より三番に至れば、銀錢三文を賜ふ、其の餘一文を賜、軍中首級を獲たるものに擬す。其の式早晨君公案内の陣ヶ森に至りて標幟を建て床几に踞す。諸將士各馬に騎して君前を過ぎ畢る、旗本步卒百人前人になり砲を連發すること二回、七五三の螺を吹くこと三通、其れより君公岩切村諏訪森に登りて標幟を建て、諸隊の雉を逐ふを臨視す、之を一番標幟場と云ふ、諸隊總司(之を山奉行と云ふ)幟を進め螺を吹き諸隊之に從て各々其所を守る、馳驅して山林に入りて鳥を逐ふ、總司使番兩騎をして之を指揮せしむ、紅白旗を以て標となす凡そ此の如くすること十一ヶ處に於てす。其の次の標幟場は、同邑鳥居岫之を二番と云ふ、其次三番は同邑花立、其次四番は同邑高森、其次五番は同邑入生田森、其次六番同邑相馬坂、七番松森村陣ヶ森(此館は戲動の本陣なり)八番同邑松ノ木澤、九番同邑臺ヶ森、十番同邑古館、十一番同邑脇澤なり。鳥を逐ふこと畢りて君公假營に入る(帷幕を垂して凡て陣營の式を用ふ)獲る所の雉を炙りて諸隊將に賜餘し、凱陣の螺三通を吹きて歸城す。

【お福茶屋址】平渡戸橋の北根西裏にありしなり、昔正月三日には君公練武の吉例として、御野初めありて逐鳥獵を催ふされし時、城下鐵砲町より當町を過ぎられ、鐵砲町にては**お虎茶屋**、當町にては**お福茶屋**に御休憩せられて、大豆穀を焚きて暖を取らるゝを例としたりと。

【松島の流燈と施餓鬼】藩制時代より昭和の現代に至るまで一定不變の年中行事は、松島海岸の水陸會と、灣内の流燈なるべし、毎年中元の翌夜に擧行するの例規なり。事林廣記又は太平御覽等によれば、中元の日は人間贖罪の日として支那古代の遺法にて道家の神を祭るの日なり、本邦各地の寺院に執行せる水陸會施餓鬼と稱し、又は盂蘭盆水陸會あるもの殆んど此れに酷似するが如く惟はる。盂蘭盆の由來本義に就ては、諸書說く所一ならずと雖も、祖考の祭を兼

ねたる有緣無緣三界万靈の追善供養に過ぎざるべし。

公事根源。孟蘭盆は梵語なり、倒懸救器と繙譯す。倒懸はさかさまにかくるゝ云心なり。餓鬼の苦みを思ふに、倒にかけたらむがごとし、救器は此餓鬼の苦をすくふうつは物なり。佛弟目連はじめて六通（六神通は、天眼・天耳・他心・神境・宿命・漏盡）を得て、其母の在所をみるに、餓鬼の中に有しかば、是をかなしみて則釋尊にまうでゝ、此苦をすくはんことを求めしかば、七月十五日に自恣（自恣は、自己之過、恣他所擧）の僧を供養せば解脫を得んと說給しよし、盂蘭盆經にみえたり。

と佛敎に基ける說をあげたり。

老學庵筆記。故都中元に、素饌を先祖にそなへ、竹を曲て盂盆の形にこしらへ、紙錢を其中に貯へ、これを竹のさきにかけ、火を付てやきて其倒るゝ方隅を見て冬の寒暖を占ふ、これを盂蘭盆の供養をする事、聖武帝の天平五年（續日本紀、一三九二に始りしよし續日本紀に見えたり。玉璽。世間靈祭の有樣を見るに、佛道の仕方のみには非す、古風の祭法も遺りて彼此打混りての行爲なること明けく見ゆ。施餓鬼通覽。廣大施餓鬼の法、淨き所を點定し地を掃ひ棚を吊る、（中略）或は淨地の上大石の上、或は泉池江海流水中（これ川施餓鬼なり）に用ふ。東に向うて施す、大幟二本これに、咒謁を書て云、唵摩呢嘚唎呼吒婆婆訶。これ寶樓閣經の咒なり。又七如來の幡をあぐ、別に焦百鬼王を用ふるものは施食の始、面前鬼に始る故なり。

俗をあざむくにや、我國にて盂蘭盆の供養をする事、聖武帝の天平五年とあれば、昭和二年を距る一千百九十五年の大昔なり

水陸施餓鬼供養の始めは、前記の引用書に見ゆる如く天平五年とあれば、昭和二年を距る一千百九十五年の大昔なり去れば瑞巖去寺に於て、每歲盂蘭盆十六日の夜、松島灣頭淨砂に擧行せる水陸會の創設は、圓福寺と稱せる往昔より行はれしなるべし。このとき今の流燈會も併せ行はれしは、後記の引用書により推知するに足る。去れど此の式久しく絕えて行はれざりしに、瑞巖寺百十世の住僧曹源祖水和尙に隨身の性蕙臺英の發願心により、文化八年の頃再興せられたりしは、松島の年中行事中唯一の流燈、即ち通俗稱して、「松島の燈籠流し」なるもの是れなり。

松島諸勝記追加。亮則十六夜水陸會。圓滿國師齋曹。諱性蕙字臺英。妙齡侍曹源和尙於瑞巖。或問師曰。傳聞當山爲台宗時。點無數燈籠於海上。以修盂蘭盆會。今不見之何然乎。師便指月曰。汝未見不盡燈麼。英公聞之發志。瓜月既望手張設丈餘燈籠。挂龍頭之門首。而以照幽冥也。嗣歲復點銀華三十三於海上而吊萬靈也。爲其製也。彌陀寶號書于一方。亡者法名記于三面。以擬流灌頂之儀則云也。曹老寔厥意。翌年俱淨侶出于沙汀。樹寶旛開甘露門施群生矣。肆臺師泛百八燈奚自累歲不輟焉。善男善女嘱咽重沓。齒會合勝計。惟功皇矣。書曰天棐誠。臺師根健壽該。瞽公選擧雄山古鳳刹。聖言莫息矣哉。

文化十三年丙子冬

新撰陸奥風土記卷之二。松島の燈籠流し唯念佛躍。七月十六日の夜此事あり、盂蘭盆の迄り火、百八の灯籠を流し、孤月雁嶺に傾き、西風に落て灯火悉く經島の岸にたゞよふ。一點の灯火かすかなれ共、奥海十方を照す。其光景や、風に追はるゝもあれば追もあり、消も有もゆる有相寄てうなづく有、獨流て遙の汐路に趣く有、歸る有行有止りて一座するが如きも有、各幽明潮に映じて相親しみ言語を交るが如きも、忽風にけされて魂よばひせん便りさへなく再烟に立歸る、彼のほの〳〵明渡るにぞ、爰の島根かしこの岸に骨斗なる灯籠のいづく共なく波に打れ或は潮にもまれてさえも彌增りてかなしく、我人のうへもかゝらましかさ思ひ侍り云々。

其初瑞巖寺の曹源和尙に侍りし、曼英といへる僧の始し事にて、十六日衆僧瑞巖寺の前海へ出て、靈座を設け經文を誦し、灯籠をこなたの岸より流して經ヶ島に至らしむ。もし風沖より吹時は、經ヶ島べに船にて持行、あなたより流してこなたへ至らしむ。念佛躍は、雲居念佛共いふ。盂蘭盆の頃雲居國師の百八の歌を老若男女聲面白く謠ひつれ、鉦皷小太皷などならし、幾群さなく躍來る施入の米錢を、御島に納めて親族不離の亡靈に供養す。

以下郡內各町村の概要を叙說する左に。

【原町】當町は今尙陰曆により行事をなす陽曆を用ふるは各官公衙を除き千餘戶の中十幾軒竝なり、これは農町のところがらにて中々改曆せざる有樣なり。正月七日●三月三日●五月五日●七月七日●九月九日の五節、次に三月十五日町內

揭燈祭、七月六日の七夕祭、九月十五日の鎭守祭、外に春秋二回の彼岸中日祭、外各月朔日・十五日・三十日には休業す

此の提燈祭と鎭守祭の大略を擧ぐれば、當町三月十五日(舊)の提燈祭なるものは舊來の習慣にて上町は觀音下町は平田神社を祭る、年々町内の若者連世話係となり各戸より寄附を受け町内各所路傍に掛行燈露障子の下に提灯を點じ、各戸草の餅赤飯などを調へ他町村の親族姻者を招じ盛なるものなるも單に形式丈にして八幡神社に獻膳式ありて偶々角力の餘興などあるも町内戸毎に於ては何等祭的なる狀態なし

【大澤村】正月元日元朝詣りといひ、氏神八幡・鹽竈・文珠・定義・岩沼等の神社佛閣へ行く、此の日より年始の廻禮をなす、早朝若水を汲み、歲德・惠比壽・大黑等へ神酒並に餅を供へ家内一同雜煮餅及餡餅等を食す、二三四日前同樣の式をして休む。初聟嫁は舅禮として、兩人にて壺鮭一尾宛携帶實家に行き、年始の禮をなす、又師匠上役親戚朋友等へ年始をなす。五日は五元日と稱して二三日と同樣、七日は七草粥といひ、芹・雪菜・大根等の七種を入れたる粥を食す。古歌に「せりなつな、ごきやうはこべら、ほとけのざ、すずなすすしろこれは七種」とあり、この七種を細かに切るとき「唐土の鳥が日本の土地に渉らぬ中に、七草揃へて七草たたく」と唱へ言三度をなして板上にたゝき切る、十一日農初めと稱して、朝來未明に起き出て繩を綯ひ肥料を運ぶ、十四日門松七五三繩を除き、若年の餅を搗き水木に餅團木を挿したるを屋内に飾り、其の夜は女の年越と稱して年とりの式をなし、尚屋數廻の諸果木に「なるかならぬかならざら伐るぞ」と三遍唱へて斧にて疵をつけて團子汁を注ぐ、十五日一番鷄鳴より鳥追ひを始「ヤアヘ々々々ヰノシシ鹿ノシシスリモツクリヤアヘ々々」と三遍唱ふ、若男「年男」年繩に下げたる紙を竿の先につけて、軒下又は庭前に立て門松七五三繩をあきの方へ送り、後曉の粥を食し曉詣りとて氏神及び其他の神々へ參詣す、十六日大齋日と稱して先祖代々の靈を祭る、二十日は二十日正月と稱し、團子の飾を除く是より儀式なし。

二月二日契約と稱して組合の戸主相會し春より秋に至るの諸事を協議す、初午の日は從來より味噌を煮るを例とす。八日權現講とて組合集合し月山・羽黑山・湯殿山の三山を拜し、御やはらと稱して神前にて飯を食す、十五日釋迦の涅槃圖子餅等を釋迦佛に供す。春彼岸社日には石鳥居を七つをくゞり、參拜す病患を除くと稱してなり、又佛に團子餅を供へて先祖代々の靈を祭る。

三月三日桃の節句と稱して雛飾りなす、八十八夜前後に於て苗代に種子を蒔く、十二日月神社祭禮、十五日琴の餅と稱して笹に餅を挿して岐路に送り、四百四病の病を送れよと送れよと紙札に書きて之れに結ぶ、十九日村社宇那彌神社の祭禮。

四月七日定義阿彌陀如來の祭禮、八日長泉寺に婦人講あり釋迦の誕生日餅や赤飯を食す。

五月五日菖蒲の節句、軒端に菖蒲及蓬等を挿し、神々に神酒並に餅を供ふ、入梅の日捕秧を始む。

六月一日むきの朔日といひ、耳ぐちり芋とて饗應を食ひ、蚤の舟とて大葉子を居間に散布す。十日念佛講と稱して組合老若男女相集り念佛百萬遍を唱へ家内安全を祈る、十日川前大勝草の雷神社天王の夜祭あり、十五日芋澤向寺天王祭並大早苗振とて民家一同餅又は赤飯等をなす、二十五日川前大堀天滿宮祭禮。

七月七日七夕祭並定義如來の祭禮、十三日此の日より十五日に至る孟蘭盆棚を裝潢し、先祖代々の靈を招き、果物野菜等を供へ餅團子又はウドンサウメン等を供へ傍ら盆禮をなす、十三日飾方御待夜、十四日經棚に寺僧檀家を廻りて經を讀む、此の夜松火を門口に焚く朝より蕎麥切麵類を食す、十五日には餅を搗き佛前に供へ、夜に入りて盆提灯を吊して松火を焚く、十六日大齋日と稱して墓參をなす、二十日には二十日盆と稱して盆祭の終とす。

八月一日八朔といひ餅を搗く、十五日芋の明月とゆひ栗芋等を月に供ふ、秋彼岸社日は春に同じ。

九月九日菊の節句と稱し、菊酒並赤飯を神前に供す、十三日豆の明月とて茄豆を明月に供ふ、十九日村社宇那彌神社並熊野祭禮。

十月一日苅揚げの朔日とて餅を搗きて、遠近の親類知己等に之れを贈る、二月契約春に同じ、七日定義如來緣日、二十日惠比壽講此の日鮒を求めて惠比壽の神に獻じ後に井中に入る、二十七八日德源寺に於て宗祖大師報恩講あり。

十一月五日舊九月二十九日、村社小倉神社祭禮十五日油絞めあり。

十二月一日水飜れの朔日と稱して、生豆腐を爐の四隅に立て水を散じて火防の呪とす、九日は大黒の命迎ひとて枝根の大根を大黒の傍に供へて、豆腐を桝に入れ之れを振りて神德を祈る、「オ大黒樣々々々耳ヲ明ケテ居マスカラヨイ耳ヲ聞カセテ下サイ」と三度唱フ、三十日大晦日と稱して節期の準備をなし門松七五三繩等を飾り、而して家内一同年を迎ふ、家例により膳部に差あり。

【七北田村】 農業本位の主要行事を記せば。一月稻こきつゞき。二月、三月薪伐り。四月上旬籾種子蒔付。五月下旬豆類種子蒔。六月上旬挿秧。同中旬麥刈り。七月下旬大根種子まき。十月上旬稻刈り。十一月豆ぬき、麥まき。十二月稻こきはじめ。休日も亦大體農作と關係を保たざるべからず。

【七郷村】 一月元旦、日出前若水を汲み炊爨の料とす、供物の清鮮を圖るなるべし。元朝詣とて未明より神々に拜詣する者昔に異らず、鐘聲夜中より聞ゆ。元旦試筆とて大字を書きて、神棚に捧ぐること昔よりは減ぜり。二日、商業の賣そめ。四日若夫婦相携て嫁の家に赴くもの多し。七日、六日の晩より七草を叩きたるものをかゆ餅に入れて神に捧げ且之を食す。十一日野はじめ夜中より起きて藁を打て繩綯を爲す。十四日此日は餅を搗き、朝來門松及供餅を收め、若木瑞木に團子を挿して室々に飾る、但し宗旨により之を行はざる家あり。又山刀を以て果樹を打廻り其傍に立ちて、「なるかならぬか」といひ「なり申す〳〵」といつて山刀を收むる所もあり。十五日未明より起きて鳥遂をなす。二月十日頃より薪伐を初む、多くは西手及北手の山より伐り出す、家々にて山を買ひ其處より伐採するなり。

三月三日雛祭の故事にならひ、白酒に桃花を添ひ神に捧ぐるもあれど其儀今は廢れり。

五月五日端午の節句蓬と菖蒲とを束ね屋に挿し、業を休みて神酒を捧げて祝するも、幟を立つる所少し。

六月齒固の節句大豆米をいりて食ふ蓬のみの舟を布く且又之を神棚に供ふ。

七月十三日より盂蘭盆、六日は七夕の星祭り、靑竹に五色の紙を結びつけ、兒女の縫ひたる紙衣をも吊して軒頭に立つ五彩陸離涼風に飜る。十四日夜より三日間每夜火を焚く之にて燒きたるを食へば壽しといふ。

八月十五夜には豆をゆで月に供す。

九月、十三夜は後の明月といふ、芋栗を月前に供し一家淸談す。

十月一日農家は皆餅を搗きて刈揚祝をなす、二十日惠比須講鮒を神前に捧ぐ。

十一月四日、十四日、廿四日ともに御大師講。

十二月年將に暮んとして人々年末の用意に忙しく、煤拂を濟し神棚を淸め、餅搗きの杵音四方に聞え、門松の用意成りて正月を待つのみ。

第六節 農業休日

農業に從事する勞農者の休日即ち安息日に變遷あり。藩制に在ては六十二萬石の封土に寢息する勞農者に、一定の休日を設定し、一ケ年を通じて六十日と制定す、農業の繁閑を基準となし名月同じからず。伊達吉村（獅山公）享保三年

（皇紀二三六六）六月九日柴田外記宗理以下五名連署左記の令を發したり。

享保戌七月九日。　在々百姓共遊日多、農業之障りに相成候由相聞候に付、御分領中承届候處多少有之、一郡之内にも不同候間、此度吟味遊日相定、左に申渡候條其御心得村方へ急度御申渡候樣首尾有之候。

正月分、元日より十日迄十四日より十六日迄二十日二十四日二十五日合十六日。二月分、朔日五日八日十五日社日初午中日二十四日合八日。三月分、三日十五日合二日。四月分、朔日八日田打手休五日合七日、五月分、五日二十五日田植過さなぶり五日合七日六月分、朝日十五日二十四日虫送神送共二日合六日。七月分、七日十四日より十六日迄二百十日合五日。八月分、中日合四日。九月分、九日十五日二十四日晦日合四日。十月分、朔日右一日計。十一月、十二月無休日。都合六十日外當所之鎭守日等　日。

維新の後上記の制度廢れて、各町各村各々日を異にす。一二の例左に。

【七北田村】　一月、一日、二日、三日（新年祭・四方拜・元始祭）十五日、十六日定例休。二月一日、二日、三日若年に付休業。十一日紀元節・農始。二十日、定休日。三月一日月次祭、十日陸軍記念日。二十二日皇靈祭・ひがん中日。三月四月の頃に於て、契約講・軍人團・婦人會・青年會等春季總會のこと。四月三日神武天皇祭、十五日定休日、二十八日同上。五月八日村社祭、二十七日海軍記念日。六月一日次祭、十五日定休日、三十日大祓。七月十五日定例休、二十八日同上。八月七日同上、十四日、十五日、十六日盆祭。九月一日月次祭、十日定休日、二十四日皇靈祭・ひがん中日。十月一日定休日、十七日神嘗祭。十一月十日契約講、二十三日新嘗祭。十二月一日月次祭、二十五日定休日、三十一日大祓。九月十日の頃に於て各種團体の總會を行ひ又村社秋季例祭等をもなす。

【利府村】　本村一般に於ける農家の休日左の如し。

イ、田植休（早稻振さなぶり）三日。ロ、一月休一、二、三、十五、十六、二十日（從來は十一日まで休業、十六日まで半休業）。ハ、鎭守祭三月十五日。ニ、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日、十一月十五日（油ゞ）。ホ、二百十日、八朔。

右の外各自適當に休日を定むるものありて、現今に至りては一定せざるもの多し。例へば農事の繁閑によりて異れども、毎週の終りに休むことあり。又は十日毎の例もあり、一六などの舊式又は朔、十五日二十八日の如きもあり。此の如くして農家に於ける勞働は男女の別なく、分業よく行はれ、近來に至り時勢の進歩するに隨ひ、種々改良を計り勤勉の度日增加はれり。

第七節　俗謠

新撰陸奥風土記卷之二。さんさしぐれ。賀祝燕飲には大方うたふ例なり、貴人にはさもなし。さんさしぐれかかやのゝ雨かおさもせできてぬれかゝる。しよんがいな。と謠ふ。此外歌章數多あり、婿取には右外

酒の肴に數の子よかろ親はにしんで子はあまた。

などいへるをうたふ。仙臺の古調にして、他國の者まねびてもえず、とならん。

さんさ時雨の說。我友大屋士由曰、さんさ時雨は、少々（さゝ）時雨にて、さゝと降時雨也細雨を云。歌の意は、さゝと降くる時雨なれば音なきは元よりにて、當原にふれる雨も木竹などの葉廣成物にふれる雨よりは、しめやかにして亦音なき物也。よて是をおもふ男の音なくて、ひそかに忍來れるに譬へ、又みそか事を後の世の言にぬれごといへるに、上の時雨はた雨といへるを受て、ぬれかゝるといへる成るべし。君はさゝと降くる時雨か、若は當原の雨成し。不然いかで音もせで忍び來て、かくぬれかゝり玉ふべきをさかき心に言たるが、最とめでたき古雅成物也。其男女の中らひを作りたる眼成からに、嫁褒などめでたき事の折には、宗（むれ）と謠へる皇國の古振成べし。然共何れの時作れるかは不知。

信達二郡村誌首卷の二。（保原）風俗の變遷現況に而して後ち正婚し其席に於て必ずさんさ時雨の歌を唄て其式を終るを常とせり。土俗傳て曰く。颯々時雨は神宮皇后三韓征伐の時船歌なりと云へり。此歌當地方の風習となり往古より正婚の節は其席に於て歌ふ、最芽出度歌なりと云。

【大澤村】　古來山間の僻村にして他の交通希なるを以て娛樂の道なきが爲の故にや文化年中仙臺立町に丸宮なるものあ

り、京都より田樂師を聘し笛太鼓にて囃し多くの舞子（早乙女・田𠀋）を引率し正月二日より三月三日に至る迄、仙臺大家歴々の門戸に出入し田植躍りと稱し豊年を祝したり。其際に當り芋澤上組に千田喜多郎同平吉といふ兄弟あり村内遊藝家を以て目せられ、故に其のものをして其技を學しめんとするも聽されず、故に日々其後へに隨從見物し、其技を見取り歸宅練習すること數月にして漸く熟達したるを以て村内の青年輩に授け正月農休み中の娯樂とせり。即ち田植躍の嚆矢なり。爾來各區に傳播して、正月農休みの娯樂とせり、其の遊技や言語優美、動作高尚なるものにして、播種挿秧に因めるを以て、田植舞と稱し豊年續けば五六年にして一回興業して放樂とせり、故に青年輩惡習に染むもの希なり。其の唄の一二を擧ぐれば。

イ、一田植歌。一花（いちげ）開いて、世も、靜か」囃ヨイヨイ實（げ）に朗な年の春」話（早乙女田𠀋に向つて）コレコレ申しヤンジーローサン當年も每年と同じく駒を早めて代掻サンセナー」話（田𠀋曰く（やじーろう））誠に以て之れはコーデゴザイマスワイナー）。ロ、「獅子舞のうた」秦の始皇の御狩の時、俄にサソー雨雲の、帝は此の雨晴さんと、古松の下に立寄らせ玉ふ。ハ、同。獅々捕らんの無限の英。匂ひて賑々帶劍利劍て獅々頭を、ニ、同擊てや囃せや牡丹鳳凰、コーキンノソイテ」顯はれてげにも上なき獅々雄の勢、草木もなき時なげや其他三四種あれども省く而して芋澤上區には田植躍の師たるものは、庄子庄五郎といふ本年八十年の老人なり。大倉日向區には結城權四郎といふもの六十三才にして共に其技に長じ、頗る興味を以て老の將に至らんとするを忘れ居るもの、如し。劍舞は芋澤川前區にあり、いづれの頃なりしや詳ならざれども、數百年の昔、仙臺八幡町龍寶寺の僧之れを傳授したりと。其の遊技や日本開闢草昧の世に、魑魅出でゝ良民を懼ましたるを、有識の老僧之れを鎭壓せしは其由來。又獅々躍は、其當時野猪・麋鹿出でゝ田圃を蹂躙し、禾稼を荒廢に歸せんとするを退治せるの業なり。其擧行の理由は田植躍と同じ、農休み中の娯樂なり。其師たるもの二家あり、其傳來の卷物を有し一家相傳といふ。村役場の土木係佐藤長重郎、舊助役庄子松右衛門氏これなり。唄等は種々あれども省く。

【根白石村】　盆躍踊（伊勢音頭）

◎伊せは津でもち津はいせでもち尾張名古屋は城でもち。明日はやしまの初いくさ、淺三才の栗の駒、命覆輪のくらをかせ、銀の轡をくゝませて、紫手綱をみてに持ち、急ぎに急ぐことなれば、青葉の笛をとり忘れ、とりに戻りし熊谷よ、太刀打勝負を致せよと、組打勝負を致せよと、組打太刀打強ひられて、沖をはるかに眺むれば、これほど優しき若君を、打ちて殺したことならば、家の母さん歎くだろ、助けてやらんと見のがせば、後の山より平山聲をかけ、なんだ熊谷二心、是非もないぞやサンサ首をとる。

【七夕濱村】　當地方に行はるゝ者を擧ぐれば左の如し。

サイタロー節（駄唄）。

一、松島のヤーヨイ瑞巖寺程の寺もないさや。ソラヨーイトソーリヤ、サーイトナイー。二、松島にヤーヨイ柳はないと誰かおつしやつたい、ソラヨーイトソーリヤ、サーイトナイー。ないくともヤーヨイ五大堂の橋は皆やなぎ、ソラヨーイトソーリヤ、サーイトナイー。（以下略す）。

大漁歌。

一、よいとこもちイヤラー中から黄金イヤン〳〵湧きそろふホホイーイヤンサ〳〵〳〵。二、朝の出船イヤン〳〵花が咲く、入り船などにイヤン〳〵實がなるホホイーイヤンサ〳〵〳〵。三、おふなださんもイヤン〳〵よいものとりてイヤン〳〵、入り船など五尺のしろしイヤン〳〵立てそろふホホイーイヤンサ〳〵〳〵。

【利府村】　童謠　ホクタルコーイ、アッチノミヅハニガイゾ、コッチノミヅハ、アマイゾアマイホクヘトンデコイ。

俗謠。鹽竈出るとき大手んぶりよ奏社の宮から胸勘定。鹽竈街道に白菊植えて何をきくかや俥きく。

【鹽竈町】　一月一日每戸青松綠竹の門飾りをなし國族を軒頭に掲げ瑞氣靄々歡聲涌くが如し。殊に曉參りと稱し昧爽より鹽竈神社に參拜し其雜沓はん方なし。一月七日舊例により每戸七草の粥餠をなし、除災を祈り祝意を表す。十四日若年と稱し餠を搗き諸神に捧げ、且若者連には「思ひつき」と唱ふる雜伎を創意し、市中各家を巡りて之を演じ、多少祝儀を受けて更に慰勞の宴を開く。二月十一日紀元節につき、每戸國族を掲げ祝意を表す。

三月三日、雛祭と稱し、舊家にては往時の如く室内に數層の壇を設け、内裏五人囃其他種々の雛人形を飾り、家族及親族等の觀覽に供す。三月十日、鹽竈神社の帆手祭・神輿の渡御あり、供奉には鐵砲・弓・鎗・甲冑・裝束の少年等あり、往昔の大名行列も斯くやと偲ばれて奥ゆかし。本祭日は從來舊正月二十八日なりしを、數年前より今の月日に改められたり。

四月二十五日、も亦鹽竈神社の花祭是は花時に於ける祭典にして又多く吹き花等を用ふるの爲ならむか、渡御の狀況等は三月十日と大同小異なりき。

五月五日、往時は町内重なる家々にて、種々なる歷史的繪畫を畫きたる幟をいと勇ましく門頭高く風に靡かせありしが、維新以來廢絶に歸し、唯紙製鯉の幟の町内處々に翔飜たるを見るのみ。

六月三十日、鹽竈神社表坂下にて夏越祓の祭事あり參拜者頗る多し。

七月七日、維新前の七夕祭は頗る盛大に營まれ、寺小屋一流の面々は、組を立て隊を作り海岸に徹夜をなし殷賑言ふばかりなかりき。今日に至りては該祭も唯形を存するのみ。十日、鹽竈神社の例祭にて奉幣使を派遣せらる。此日小學校兒童一般敎員引率の許に神社に參拜し、社より各兒童に菓子一包つゞを付與せらる、又社前の馬場にて流鏑馬の式あり觀客頗る多し。

八月一日、往時は八朔と稱して一の祝日なりしが、今は唯名のみを存して何等の事なし。

九月九日、菊花の節句にて每戸餠をつきこれを祝す。

十月一日、刈揚と稱し每戸餠を搗き祝意を表せり。

十二月、適宜の日を卜し屋内一切の煤拂をなし、一家の清潔整頓を期し迎新の準備をなせり。

第十篇 古今人物

第一章 總說

一邑一鄉には一邑一鄉の中心人物あり一國一州に一國一州の中心人物あること、恰も雁に雁奴あり蟻に蟻王あるが如し本篇叙する所の要は敢て社會組織の本能を布演するに非らず、唯た此種の中心人物ありて世道を裨補し人心を善導し儀表となり模範となりて穩健着實の美習を涵養し生活安定の良慣を培養する底の功績家を列記するにあるのみ、されば祖先の遺業を繼承し歷世相傳へて祖先の祭禮を誠にする舊家あり、或は有形無形に資力を貢ぎ重を負ふて遠きを致する献身的篤行者あり、爲政家・公益家・慈善家・敎育家・經世家・理財家・文藝家・技藝家・孝子・義僕・烈婦・貞女等各種方面の殊勳者を網羅し蒐集せる資料を基調に列記す。

第二章 古今の旌表

第一節 藩制

民をして寄らしむべく知らしむべからざりし時代に在りても、孝子義僕烈婦孝女を旌表するには必らず隣保の申請に初まり續いて五人組合組頭並に肝入連署し、大肝入に進達し更に代官郡奉行出入司の各役を經て藩主の裁斷を仰ぐ。今より七十二年の往時安政四年今の根白石村朴澤傳内嫁きへ義、病身の舅姑宜敷取扱義に付、一つ書を以申上候處、同人家内人數並身暮相續躰如

何樣に可有之哉、孝心に事へ候次第近邊之者共見聞も可有候間、委細に連名を以申上候樣被仰渡、左に申上候御事。

一、人頭傳內六十七女房あき六十六、子傳之亟二十八子養七四十八女房きへ四十、子幸三郎三つ子淸八十五、養七智貞治二十六女房たつ十八都合九人之家內に御座候處、右傳內女房あき嘉永四年四月十五日より中風の症相煩、色々藥用仕候得共驗相見得不申、心氣愼に御座候得共手足左右共に一切利不申、仰に臥候儘に而脇寢相出不申、湯藥膏にて爲給、食事側より相養ひ兼て煙草所望に御座候處きせる取候事も不相叶、是又側より爲給、二便之取仕舞共に娵きへ一人にて合式介抱仕、當年迄七ヶ年之間聊退屈之色も顯し不申深切に取扱候義村內は不及申隣村迄見聞罷在申候義に御座候。

一、右傳內義者嘉永五年五月頃より癪氣相煩當時迄、六ヶ年之間平臥同樣に罷在、折々胸下被相込候砌者、是も右きへ一人にて揉さすり藥用始食事等迄心を付何分口中に相叶候樣取拵叮嚀に取扱申候儀に御座候。

一、右傳內義天保年中迄難澁に御座候處、其後犇と農事に制道仕候、猶又同人夫婦病氣後農事間々を見合炭薪渡世切勵制道仕候故かして自然相續向も相直し候義に御座候處、きへ事病身之舅姑へ孝心に事へ候方より、殘家內之者共も自然制道仕候方より之事に相見得申候。

一、右きへ義兼而實躰柔和之女に有之、家內へ睦敷近所朋輩へも信義を以相交り、聊僞りヶ間敷義無御座候。

右傳內高一貫五百七十九文所持仕、當村に對し相續躰中民位之者に御座候。右之通きへ行跡一つ書を以申上候處、委曲前書に申上候通病身之舅姑へ數年之間無踈意取扱候義、小昧には稀成女に有之者に奉存候間、被仰上候樣被成下度被仰渡、御紙面相添拙者共連名を以此段奉願上候。已上。

安政四年閏五月　白石朴澤村御百姓傳內隣家　傳右衛門・幸助・庄松。傳內組合　伊助・惣吉・利惣・太郎兵衛。

組頭今朝之助・武左衛門・彌太郎・嘉兵衛・同村肝入　樋渡信右衛門。

大肝入　武田宰治殿。

第二節　現代

明治四十年十二月七日太政官布告第六三號褒章條例を發布す、後ち七度改正せられて昭和二年第六號は即ち現行法なり即ち四種の褒章是れなり、摘要下記の如し。

紅綬褒章。右自己の危難を顧みず人命を救助したる者に賜ふものとす。

綠綬褒章。右孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絕なる者又は實業に精通し衆民の模範たるべき者に賜ふものとす。

藍綬褒章。右學術技藝上の發明改良著述・教育衛生慈善防疫の事業・學校病院の建設・道路河渠堤防橋梁の修築・田野の開闢・森林の栽培・水產の繁殖・農商工事の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に賜ふものとす。

紺綬褒章。右公益の爲私財を寄附し、功績顯著なる者に賜ふものとす。

旌表せられ得べき條項上記の如し、而して上記四種以外に屬する地方改良者又は納稅義務の功績者に對し、其の他各種團體等を旌表するの規程を設定せり、郡內各町村に於ける德行者の旌表は次節に列記し、手續の一端を示す左に。

地第四〇四一號　明治四十五年五月二十五日　內務部長

地方改良上其事績の顯著なる市町村、其他諸團體並功勞者等に對する奬勵方に付ては、是まで每年上申期日を定め來り候處、內務省に於ては、今後は別に其期日を定めず、隨時上申を待て詮議相成るべき筈に有之候條、爾後隨時御上申相成候樣致度、尙之が撰擇に就ては最も愼重精確を要するを以て、此點に十分御留意の上、其團體たると個人たるとを問はず、實地の調査を遂げられるべきは勿論、其上申に際しては豫て及通牒置候事項詳細御調査相成度、依命此段及通牒候也。

縣第九二〇號（宮財第六七四四號）　大正九年三月二月　內務部長

今般訓令乙第四〇號を以て、納稅に關する功績者表彰具申取扱手續定められ候處、右に依る徵收成績表は、市町村吏員等の表彰具申の場合に於ても之を要する義に有之、尙年稅の徵收成績優良なる場合に於て、月稅其他の臨時徵收のものゝ成績良好ならざるときは、自然之が表彰上にも關係を及ぼす義に付、具申の際は右に對する成績記述相成度又納入額は大正八年度の分は、納期後八日迄の拂込額に依り調査せられ度、之れ市町村に於ける從來の取扱實況を特に、斟酌せられたる次第なるも、大正九年度以降は所定期日（納期後三日「十二月納期のものは翌年一月六日迄」の拂込額は算入せしめられざる義に付、之が拂込の遲滯なきは勿論、尙一層督勵を加へ、優良なる成績を擧げしめられ度、依命此段通牒候也。

追て市町町治績表彰規程に依り、甲種賞狀を以て表彰せられたるものは、具申を要せざる義に候條、爲念申添候也。

第三章　町村別

第一項　原町

【永野勘四郎】

風土記書出。出牛巢原屋敷　御野守　勘四郎。右勘四郎儀先祖勘四郎代より、生巢原御野守相勤、右代慶安年中除屋敷三十間四方無御竿被下置候。勘四郎以前名前並代数相知不申候。依而勘四郎代より御書上仕候事。先祖勘四郎。二代同名。三代同名。四代同名。五代同名。四代同名。勘四郎代より、當勘四郎代迄五代引續御百姓相續仕御野守相勤申候事。

右之通先祖勘四郎代より、當勘四郎代迄五代引續御百姓相續仕御野守相勤申候事。

生巢原屋敷　野守　勘四郎。右勘四郎儀先祖より當勘四郎迄數ヶ年、御先代樣より御野御出之節御晝所相勤申候處、左に御書上仕候。

一、獅山樣の時。一、忠山樣の時。一、御當代の時。是は當勘四郎代。

右之通御晝相勤候。毎度御目見被仰付、手作之物等献上仕、御金百疋宛下され候、年月等不明。

【清右衛門】

町屋敷　清右衛門。御當代樣御野之節御晝相勤御目見被仰付生鯖三十枚牛蒡二十本献上仕御金百疋下され候年月は明和二年十月。

【市之丞】

風土記書出。　生巢原屋敷　御野守加勢　市之丞（伊三郎先代）右市之丞儀先祖八兵衛代、生巢原屋敷相續、代々御百姓に並に同所御野守加勢相勤申候處、右以前之名並代数相知不申候仍而八兵衛代より御書上仕候事。

先祖八兵衛。二代平右衛門。三代十三郎。四代市之丞。五代同名。四代市之丞　寛延二年七月より持高諸役御免被成下候事。

右之通先祖八兵衛代より當五代市之丞迄引續御百姓相續仕御野守加勢相勤申來候事。

【孝子十右工門】

封内風土記。苦竹邑。孝子一人。邑民十右衛門。事繼母致孝。今上帝。寛暦十一年三月。賜金賞之。

風土記書上。町屋敷百姓善組頭十右衛門。右は繼母に孝行の爲、寛暦十一年三月御賞として金拾五切下され候、右の者寛暦十四年正月七十歳にて病死仕候。

【忠僕喜傳治】　主家の究乏を慨き、傭錢の收入を捧げて主家の財政を貢ぐ。

治家記錄。喜傳治は國分南目村農和吉の奴なり。和吉の曾祖父より三世の間忠勤、暇を與ふと雖ども、舊主貧窮を視るに忍びず、一身の傭錢を以て盡力保全するを賞し、寛暦十一年十一月（封内孝義錄に三月に作る）九日、金三兩三歩を賜ふ。

封内風土記。南の目邑。忠僕一人。邑民和吉奴隷喜傳治。仕主人。盡心力致忠。今上帝。寛暦十一年十一月賜金賞之。

【蘭亭巢居】　原町觀音堂の別當清光院第十世、權大僧都法印元亮桃地と號す。其の祖先は三春城主田村氏より出づ、巢居小より漢才あり、松窓・乙二等と併稱せられ東奥の巨匠たり。文化年中觀音堂を再興し、文政中小先達及び書記に擧げられて累進して副學頭となる。長子あり百非と云ひ、弟に泰道あり、共に文才に長ず。

槳の明ほのに遙ふほとゝぎす。　巢居

木の葉焚此身の果も木の葉かな。　百非

【莊司家及び槳富・槳直・惣松】　槳富の遠祖を山城と云ひ大和の人なり。名取郡岩沼に移りて住す、其子を長門と云ふ長門岩沼より南目に轉じて農を業とす、五代槳富に至り家道益々榮え、藩に献金して「組抜格」に列せらる。子槳直通稱新七、敬神崇佛の念に厚く、且つ慈善を好む。歳月定かならざるも、藩に於て土工を擧行せしに方り、槳直特に功を奏せしことあり。文化十一年其の功により特に拔んでゝ大番士に列せり。由來莊司家に支家多し、その主家と稱する二家あり、故惣松も其の一なり、惣松資産豊かに施與の志あり一鄉之れを推稱す。祖父惣七も亦文事を好む、巢居を師とし俳諧に名あり、廬堂と號し後ち九老に改む、家を「甘柿舍」と稱し書畫を貯ふ、先年惣松藏する所の書籍等の大部を縣立圖書館に寄せたりしと。

【櫻田景行】　權太夫と稱し南目新屋敷に別莊を構ふて聚勝園と號し文事を友とす。景行慷慨氣節あり、夙に京都に出で

藩邸の留守役を勤む。頼山陽・篠崎小竹・中林竹洞等に交はる、仙臺藩中勤王の思想を涵養せるは蓋し景行の馴化に基づく。叔父あり欽齋(質・仲文・周輔・虎門天保十年死六十六才)と云ふ、金忠輔・大克京・一條仲平等皆其門より出づ、弟あり迪(子惠・良佐・簡齋・赧然・明治九年死亡八十才)と云ふ、勤王の功により贈位せらる、其子敬助亦志士清川八郎に親しみ、八郎の難を救はんがため案内に潜居せしめたることあり。景行藩儒大槻平泉と意常に合はず、別に一家を成せしは世の知る所なり。系圖を略述する左に。

櫻田景明三彌。景雄門彌贅庵崇易天保九年死七十二歳。膽齋景行春輔儀太夫文久四年死七十歳。惟善時之進明治十八年死五十五歳

【鹽隆房】 苦竹の住人通稱慶之亟、其の先き岩城隆衡より出づ、七郎右工門隆好の嫡男なり。隆好天文・地理・武藝に達し、文化二年(皇紀二四九五)蝦夷地に騷動起る、鎭撫のため奉行中村日向に從ひ松前に渡航し、諸島並に諸家の陣屋の形勢を熟視し、兼て土地風氣等を見聞し、且之を圖書し「奥地々理分見略記」二卷を著して藩公に奉る、後又天珠地珠を製作して復た奉る、藩君受けて之を賞賜す、文化九年卒す。子隆房嗣ぐ、文學武術に長じ御小姓見習を勤む。苦竹に住し村童を教授す。妹あり保田光則に嫁す。故大内源太右工門・永野榮助等皆隆房の門弟なり。

【菊地虎太郎】 謙齋と號し、天保八年仙臺に生れ後ち原町に住す。夙に江戸に出でゝ文武の兩道を修め、鄕に還り後復た安政中再遊して醫術を業とし傍ら洋式兵法を學ぶ。筑波の擧起るに際し、窃かに藤田小四郎に會す、事顯はれて家に幽居す。慶應元年脫藩髮を剃り蝦夷地に航し醫を業とする年あり。明治元年祖國に難あり急遽還りて軍務に從ふ常に藩老英力と阻隔し禁錮に處せらる。後釋されて戊辰の役に從軍するや、藩論一變降伏に決す虎太郎長歎大息して曰く「大義名分は三尺の兒童尙よく之を知る、吾何すれぞ汚名を忍び敢て降を乞はんや寧ろ士道を棄つるに若かず」と刀を擲ち去つて或は商估に化し或は醫師に化して普く全國を週遊す。明治四年大赦の令は下れり。依りて外國人と生絲及び製茶の貿易を開始し、後ち原町に起臥し風俗の改良を計り、夜學を起し、工女に學術を授け、商工を奬勵し市場を設け養蠶の傳習より機業の開始に至る之虎太郎の創意に出づ。虎太郎帝室中心主義國權論を高唱し、同十五年治國本立論一篇を著して、歐化主義の施設を戒め、要路に建白書を提出する皆憂國至誠の肺肝より迸出す。同二十年小笠原島拓殖に一指を染め、甘蔗の耕耘と糖業を企劃し、同三十一年更らに島民を救濟せんとし、中央に出て抱腑を披瀝せんとする刹那病魔に襲はれ、同三十三年二月五日志を齎らし逆旅に眠る齡六十。島民死を惜み碑を建て靈を慰む翌年官亦殖產の功を追賞して銀盃を賜ふ。墓は土樋松源寺。

【大内源太右衛門】 弘化四年原町に生る、庄子卯之助の次子なり、出でゝ大内家を嗣ぐ、此の時大内家の資產微なり。養家の舊業を襲踏し、古着商を營み再興せんと欲し、親父にその資を請ふ、父誡飾激勵して曰く「何んぞ獨立して營業せざる、依賴心を起す勿れ」と。源右肝に銘じ輙ち着衣の羽織を脫き若干の資と爲し、得る所の利潤を擧げて店舖を大町一丁目に開始す。時恰も戊辰亂離に際し、故家舊族家財を沽却して生計を助く、源右之れを購求し自ら擔荷して山形地方に行商して大に利を得たり仍りて店舖を南町に轉じ高運益々昌隆し、家道復興の宿望漸く達成するを以て大町五丁目に家宅を買求して大内屋の商號を開始し、更に東一番丁に土工を起し、三星霜の歲月に竣功せしは現在の大内屋の店舖此れなり。源右天資率直、神佛を崇敬し、利用厚生の道に通達し、博愛慈善の志に厚きは世人の周知する所なり。誕生の地たりし原町に於ける芳蹤の一端を擧ぐれば、菩提院陽雲寺に戰役の供養塔を始とし、八十才以上の媼翁一百余員を招待し且一百圓の基金を寄せて敬老の誠を盡し、宮城野等の勝地並に先哲の墳墓に碑を建てゝ之を標し、其他宮城野八幡神社の修營、小學校々内の植樹及び兒童雨具の寄與、特筆すべきは、原町市街と北裏に通路を開き、名けて大源横丁と稱す、蓋し大内屋源太右工門の首字を配したるは永く歿すべからざるの一大記念なるべし。

明治四十二年六月四日歿す歳六十三、原町陽雲寺先塋の次に葬る。

【力士關ノ戸音右工門】　本町苦竹の人。享和の頃名を現はし關脇となる。苦竹區長熊谷萬右工門の家より出づ。

【岩井庄吉】　原町の酒造家なり。一家緝穆父母に仕ふ。伊達慶邦金二百疋を賜ふて之を賞し、明治の初年省歛使の官を置き、東北の民情を探ぐる、以聞して縞木綿を賜ふて之を賞せり。彰表文左に。

藩主よりの旌表狀。國分苦竹村の內原町百姓　庄吉。幼年より父母へ孝心に事ひ父死去の後老母へ對し尙も孝心不怠朝夕之奉養行屆誠に家內睦敷町內へも厚く交り居候事に聞得深切奇特之事に候依而爲御賞御金貳百疋被下置候事。（藩主）

國分苦竹村百姓　庄吉。老母に宜敷相事萬事意不悖孝養行屆加之家內和睦し村內之交りも宜敷段奇特之至りに候依而御褒美として縞木綿一反被下置候也。十二月　省歛使。

【木村達次】　二十餘年前より軍醫として聲を陸軍に奉じ累進して陸軍二等軍醫正となり、第十師團、第二師團衛戍病院長を歷任したるも資料に乏しく詳記するを得ず。

【行方ふよ及び清太夫】　ふよ、清太夫の母子は原町の人なり。ふよ家計豊かならず且つ故あり夫に離る。日々野菜を行商して、養祖母及び二兒を養ふ。清太夫母に順ひ、就學の餘暇には必らず稼業を加け、善く家計を立つるを得せしむ表彰狀。行方清太夫　十四年。資性溫順誠實にして克く祖父母並に母に事ふ學業亦優秀にして品行方正衆童の範たり、父は十年前出蹤して杳として信なく家族四人生計貧困備さに艱苦を嘗む、母は野菜行商を業とし夙に出て夜に歸るを常とす。此を以て清太夫は每夜薪水の勞に服するのみならず、家事上諸般の勞役に當り以て生計を助く、且つ能く老父母に孝養を盡し幼弟を勞はる等多年一日の如し。斯る境遇なるにも係らず學業に精勵し未だ曾て一回の遲刻一日の缺席なく教師並に學友の信望頗る厚きものあり。又平素勞銀等を貯蓄し一家の納稅に充て納期を失したること無き等近隣擧て其篤行を嘆稱せざるなし依て本會は特に別紙目錄の金圓を贈りて之を表彰す。

大正六年二月十一日

宮城郡教育會長正六位勳五等　早川智寬

第二項　鹽竈町

【佐藤太郎左衛門】　鹽竈町の東河岸前の右方に丘陵あり、東園寺山といふ、古は寺崎と稱し頂上に駒犬の城址あり、伊澤家の臣佐藤氏の居址と傳ふ、元龜中佐藤太郎左衛門父子逆意あり、高森政景の攻陷する所となり他郡に逃走す、後三郎といふ者舊恩を懷ひ政景に臣事せりといふ。

【藤倉外記】　當町吉津藤倉といふ地あり、昔藤倉外記の居館なりしと、今に其址存す、此の人年代詳かならず、史乘の微すべきなく唯此の人の奉納したりといふ綵繪の鎧は鹽竈神社の寶庫に存せり。

【藤塚知直】　式部又雅樂と稱し鹽竈神社の社人なり。和歌を武者小路卿に學び神學初會記を著す、其の著吉見左京の手を經て尾州侯に呈す侯之を將軍の台覽に供せりと。京師に游び大宗伯白川氏を師とし野々宮・正親町二家の秘傳を受く。鹽竈神階眞勅に非ざるを以て上書論辯し、當路の旨に忤ひしことあり、然れども忠山公其の言を容れ、爲めに上請して勅允を得たり。又鹽竈祭儀に音樂なきを憾み、吉見左京を聘して之を講習し始めて匏管を奏獻し永く恒例と爲す。每に瀧公の誕節を祝禱し符を獻ずるの儀式亦興る。曾て邑製花縷昆布を武者小路卿に獻ぜしに、卿は和歌を賜はり、「淺綠り」といふ。之れより著名の土產となる。雅樂晚年職を嗣子知明に讓り優游以て世を終ふ。時に安永七年八月十一日享年六十四。

仙臺志料卷之四。藤塚知直。稱式部又雅樂。鹽竈祠官。游京師師大宗伯白川氏。受野々宮正親町二家之秘傳。以鹽釜神階非眞勅。上書論辯。忤當路之旨。忠山公(宗村)採其言。上請勅允神階位記。鹽竈祭義無音樂。聘吉見左京。講習其儀。始奏匏管永爲恒例。每魂祭禱祝瀧公誕節。獻符諸儀始于此。學和歌於武者小路卿。獻邑製花縷昆布。卿賜和歌。且名曰淺綠。遂爲著名土產。吉見左京晚付職子知明。優游以終。

【藤塚知明】　式部と稱す社人たり。字は子章、鹽亭と號す、才學あり皇典漢籍の造詣深く、且つ詩歌を善くし、常に復

古を唱へ湮滅せる古祠を興し又古器古墳の討究に勗む。田道の碑・蒙古碑・那須國造碑考・花かつみ考を著はす。時俗稗史に眩惑し、神社に關し妄說をなすものあり、式部が之が爲に、一宮辯疑を著はし、其の惑を打破し神社に功あり、禰宜に補せらる、徹山公其の勞を賞し親着の服を賜ふ、　之を榮とす。社務の暇には學を子弟に授け、好みて古物を愛翫し珍書を聚積し、常に文人墨客と交り、品隲討究晡に至るも辭せず。探勝の騷客其名を聞きて訪ふ者多し。山城の人村井古巖典禮文物の造詣深く、聚書の富三萬卷に至る、來りて式部の家に寓し、偶病を得て歿す、後古巖の遺書數百卷と、自己の藏書等を合せ之を鹽竈文庫に置く、蓋古巖の初志を成すなり。尤奇士林子平・蒲生君平を友とし善し、晩年法蓮寺の僧と事を構へ、桃生郡深谷瀨上主膳の家に幽せられて配所に歿す、年六十三。時に寛政十二年七月なり、明治三十三年陸軍少將榊原昇造の發起にて、子章の靈魂を祭る久邇宮殿下より金百疋を賜ふ。

【佐藤晴俊】　通稱善輔、龜井益儀の次子にして、仙藩佐藤善右衛門の義子なり。蚤く妻を亡ひ、來つて鹽竈町に僑居す更に太田梅浦の女琴を娶り手習教授を業とするもの三十餘年門人甚だ多し。弘化四年十一月七日五十三歲にして歿す、仙臺八塚洞林寺に葬る、後門人德を慕ひ屍を乞ひ來りて雲上寺境内に改葬し碑を建てゝ長く恩德を拜す。

佐藤晴俊之碑。君姓藤原氏佐藤諱晴俊善輔稱也。龜井益儀之次子余叔父也。幼爲仙藩善右衛門某之義子世其祿。以淸野某之女爲婦先而死。後小池梅浦成德之嫡女琴氏爲婦。住鹽浦聚村童。敎導三十餘年。至門弟子三百餘家。君爲人敎不倦愛不厭。言少有信。嗜酒無僻。是以流譽於鹽浦。不幸無子。其姪養小野安壽之一子爲嗣子。曰安之進。幼而未能續其業。曩君與婦辛勤以構屋於市井爲僑居名屋爲太田。今稱太田者是也。以安倍善三郎爲僑居之嗣矣。嗚呼。今玆弘化丁未十一月七日。君以病卒。時行年五十三。佐藤家世々以仙府八塚洞林寺。爲菩提導場。雖然門弟子擧仰慕師恩之辱。枉請使其柩。葬鹽浦奥鹽山雲上寺。而爲祭祀膜拜之便。因許諾而葬同寺之丘陵。今唯依門弟子之請涕泣記事之概略。以爲墓誌。

龜井益朋拜撰　門弟子建之。

【琴女】　太田梅浦の長女にして佐藤善輔に嫁す、才學あり婦道を守り善く夫を内に助く、夫歿して夫の後を繼ぎ、學風を保ちて失墜せず、時に町中に門戸を掲げて寺小屋敎育を施せるもの前後簇出す、南町には山本文恭・森庄之助、白坂には鈴木隼人・長田相模・櫻井大學、新町には大條一陽、吉津には小野大炊等あり、然れども善輔の德と琴女との才學を慕ひ門に集る者最多く、男女二百六十餘人、一家に收容し能はざるを以て、其の半を亡夫の高弟宮町の齋藤善右衛門に分つ善右衛門亦能く寡婦を助けて敎を布く、明治六年小學校の起るや門人を附して學校に入らしめ、獨り裁縫を敎ふ、晩年生家に歸り、家道を助けて以て世を終ふ、年九十二。

【龜井宗隣】　醫を業とし鹽竈の人、漢籍の造詣深く門人多し。維新の當時近邑の儒者と稱せらる。詩を能くす、四十七士夜討の詩は人口に膾炙す。

【遊佐快眞】　天保より明治に渡り當町の醫として令名あるは、山本文恭・小野寺文叔、先後二代の遊佐快眞等なり、中にも快眞は產科專門にて賀川子玄の秘術を傳へ、藩主よりは殊に長柄の輿を許され、四方の招聘に應ず、且つ產婆を養成したる數千餘人、兼て藥舖を營み泊芙蘭湯を販賣す。二代の快眞も亦其術巧妙にして如何なる難產と雖も器械を要せず容易に產出せしめたるを以て產の神と稱せらる。

【僧富鏡】　留守政景の歸依僧にして、天正中鹽竈神社の別當に補せられ、祭祀祈禱の事を掌る、法連寺の開祖として盛に堂塔を營み、支院六坊護摩堂・能滿院・建立院・彌勒院・文珠院・神宮寺・地藏院の六院を有し、社人の主班として權威を振へるものなり。

【小池維則】　曲江と號す、性温良にして朴直人と交はるに信あり、初め畫を松林瑤江に學ぶ、先天の資多く歲月を費さずして大成の域に達す、山水は王叔明、花鳥は沈南蘋、書法は魯公顏氏に私淑し、皆氣韻を以て勝る、其の畫三度天覽を賜はる。寛政中藩主桂山公召見して、賞賛措かず時人以て光榮となす。翁其技を以て四方に周遊して足跡の至る

所東は松前より西は長崎に及ぶ、山川名勝目に觸るゝ所意の注ぐ所、筆を下せば躍動せざるなし、世人其名を聞き片墨と雖も爭ふて之を索め以て至寶となす、時の畫工梅關と名を等くす。弘化四年九月歿す。年九十。

【小池華岳】肇民と稱す曲江の長子なり。九歳にして小階を善くし、晉唐の墨帖を倣ひ其の堂奥に入る、壯年に及び笈を負ふて江都に游び、益を山本北山・中岡豊洲に乞ふ、業成るに及び四方の志あり、北は松前西は長崎を踏み、名流と技を較し經義を論じ、山水勝區を探討す、後田に至り歴史を講ず。天保十年十一月歸省す、時に年五十九、再聘に應じて府學の教授となる、偶出でゝ出羽田川の温泉に浴し、病を得て暴に歿す。

伯道華岳墓。小池氏貞五郎其俗稱也。幼好讀書。傍勉書學。九歳善小楷。漸長臨晉唐諸家墨帖。業日進人皆賞歎曰。其天性壯而遊江府。受業於北山山本氏。豐洲中岡氏者。五年業成有四方之志。北蹈松前蝦夷地。西極肥前長崎。應接諸國名流。探討山川勝區亦其癖也。爾後淹留三都間有年。既辭去再至出羽酒田止留。奸學者慕兒文行筆翰入門學者多。時應門弟子求。講左國及歴史。傍授以書學。其他各國從學者不勝計也。余聞之欣然抃髀曰。有兒如是。則足焉吾可以老矣。天保己亥仲冬。去酒田歸鄉。年五十九。尙且手不釋卷。時名亦日籍甚。季冬奉命司府學生徒敎授之事。秋八月請浴出羽田川溫泉。浴纔一日。苦劇而奄然下世。于時八月二十有九日也。嗚呼哀哉。初吾聞其訃也。竊憶天奪予也。其謂之何。孔聖有謂。苗而不秀。秀而不實。今六十誰謂之不壽乎。今業成望高。誰謂之不實乎。嗚呼命途逆柩羽之酒田。葬之宮城郡鹽竈。奥鹽山雲上寺先塋之側。肇民無妻。有妾而無子。以弟成德嗣。余今年八十有三。具記其行狀爲序。

銘曰。噫兒肇民。天不假年。何爲背我。去歸雲烟。居然遺篋。錦繡幾篇。

天保十二年歳在辛丑秋八月下澣建老人曲江千葉維則撰並書及篆額

【菅原曲溪】茂三郎と稱す、少にして顚悟壯なるに及び書を以て亘理邑主に仕ふ、好みて百家の書を謄寫し、之を左右に置き、交友と相評隲し以て樂む、又東奥名區の勝景を盡き、之に諸家の詩歌及鹽浦松島の事をも集錄し、上梓して世に敷く、鹽松の江山目前に躍るが如き觀あり。後骸骨を乞ふて、鄉里に歸り郵童を敎導す。天保三年五月歿す。年

五十五。

【菊地雄治】天保九年鹽竈町に生る、資性篤實好く衆を容る、夙に大人の稱あり。慶應三年四月年三十にして鹽竈町組頭となり、尋いで庄屋檢斷となる、町の軍事、郡の荒蕪地取調、樹木植立等の任務をも辨ぜり。明治五年戸長に選ばる、此の年學制を布き小學校を設立するに方り、二百圓を献金し同六年七月賞狀を贈らる、末尾に轉載す。同十六年迄勤續十一年其の間地券簿册の取調・小學校の設立・湊税取立・運輸取締・勸業・學務・衛生等の職を兼ぬ、恪勤にして其の効績頻りに揚り、大に町の信頼を受け、官の賞賜に預ること數次。居常町の發展を實現せんと欲す、明治十五年鹽竈灣航路埋没の爲松舩の入津年を逐ふて減少し、町勢日に衰頽するの狀あるを憂へ、挽回の策を講じ、水路の浚渫、海面埋立の事をその筋に稟請し、時の松平縣令の認容する所となり、十五年二月工を起し、同十八年五月竣る、堤を南岸に築くこと三百五十歩、埋立面積壹町七段歩、周圍三千尺許、北側には石を疊み柵を植え、新開の路線凡千八百九十歩、是に至り船舶の入津頓に增加す。翌年鐵道の敷設あり。相竣つて貨物の輻輳、旅客の徂徠日に多きを加ふ。其端緒を開き今日の發展を見るは其の力に負ふ所多し、修築の竣工に先づ一年、七月更に鹽竈・野々島・石濱・寒風澤・柱島聯合戸長となり准判任に班し、爾後繼續して明治二十四年鹽竈灣築港期成の目的を貫徹せんことに意を注ぎ、寤寐の間も忘るゝことなく、築港と上水工事の必要を説き、町の輿論を喚起するに勗めたり、翌年二月圖らず病の侵す所となる、病中猶一日も築港と上水の事を口にせざるはなし、七月十六日、六十三歳を以て逝く、在職前後三十有餘年、平生陰に陽に公益慈善の爲に、金品を投じて恩賞を受けしこと枚擧に遑あらず實に町の重鎭たるのみならず郡中の巨擘と稱せらる。

第三大區小七區壇釜村（農）　菊地雄治。其方儀今般各區ゑ小學校設立之儀布告之趣を感體し積年之疲弊を不厭一同協力金貳百圓右入費之內ゑ差出猶有志之者之候はゞ協同盡力致度段願出右は方今之朝旨に適且自他之表準とも相成奇特之事に候追ては賞譽之詮議にも可及候得共先畧置候事。

明治六年七月　　宮城縣七等出仕　宍戸昌

【內海金兵衛】　鹽竈町西町の人、性豪毅にして濶幅を飾らず、明治二十年擧げられて教育會補助費調査委員となり尋で村會議員となる。同二十二年町村制施行に際し、町會議員に擧げられ次て助役を兼ぬ。爾來改選毎にその選に當り常に町長を補佐劃策皆時事に適せずと言ふことなし、人皆機智に服す。同二十五年學務委員を兼ね、之より學事に意を注ぎ舊來の校舍の狹隘疎造なるを慨嘆し、新築の急務を說き、廿六年新築案を提出して之を衆議に諮る、その費用の點に於て躊躇の色あるを看破し、株金の拂戻しを新續會社に促し、一面神社境內の倒木廉價拂下の案を請ひ遂に新築案を通過せしめ、壯麗なる凹字形二階の建築成る、其建材精良無比と稱せられる、此の成立を見るに至りしは其盡力多きに職由するといふべし。嘗て港灣修築の際にも預りて力あり三十一年十一月暴に病みて歿す、年四十三。

【水間豊稻】　仙臺藩砲術家非上氏より出で社人水間備後の嗣となる。明治十年鹽竈神社主典に任ぜられ職に在ること五年、敬虔以て神に奉じ社人中の模範たり。同十六年推されて村會議員に擧げらる、同二十二年町村制の布かるゝや更に町會議員となり、二十三年十月推されて町長となる、爾來改選毎に其選に當り連續職に在ること二十有三年、其の間は實に內外多端の時に屬し、日淸の戰役に、三十四年二月小學校の燒失に、日露の戰役に、其間に立ちて軍事に、敎育に、土木に、衞生に、孳々として施設經營に寢食を忘る、町民其志を酌み翼贊以て事を助け些も怨嗟の聲なし、御殿山の巍峨たる校舍は氏の畫策に竣つ所多し。常に飮料水の不良缺乏を憂へ、上水の必要を鼓吹し、町議を一決して四十年工事を起し、又奉安所の設立を說き、未だ果さずして歿す。時に同四十四年五月、年七十。町會の決議により町葬の式を擧行す。先是、明治三十八年軍務に盡瘁せる功を以て勳七等青色桐葉章並に金五拾圓を下賜せらる、其の他在職中恩賞を受けたることは枚擧に遑なし、豊稻は仙臺藩砲術家井上氏より出でゝ社人水間備後の嗣となる、資性温和寡欲にして淸廉、驕らず飾らず、人と接するに城壁を設けず、人を品隲せず、沈着にして物に動せず君子の風あり、器用にして工藝を嗜み、彫刻に巧なり。明治維新の際己の家に工場を起し、藩士の子弟にして糊口に窮する者を集め、懷中硯を製作し仙臺の伊勢安をして之を四方に鬻がしむ。懷中硯の世に流布するに至りしは其創始に因るといふ。又玄昌石を以て花臺を作り、或は大算盤を作りて廣く世に販賣す、之に因り生業の基を樹つるもの多し、又風琴を製作し東京に出して之を販賣せしむ、明治十年主典に補せられし時、沖の石にて硯を作り、齋戒沐浴刀を執り松島の景を彫り、皇室に獻納せしと云ふ、町民今に至るも其德を追慕して措かず。

【柴原武次】　舊仙臺藩士にして、鹽竈町網尻に住む。性温順朴直聞達を求めず、農業及漁業を營む。明治十二年五月初めて村會議員に擧げられ、爾來屢其選に當り、同十七年迄六ヶ年間村治に參與す。同十九年四月鹽竈村外十二ヶ村永產組合組頭となる、嘗て西洋簀卷を計畫し其筋の認可を得各村に一個を植てしめ、潑剌たる鮮魚の需用に應ぜしむ、又從來仕用し來りし細目網の害あるを察し、之が遏絕を計らんが爲、日夕風雨を侵して沿海を潛航巡檢し遂に全く杜絕するに至る。明治十九年二月更に鹽竈村外四ヶ村農業組合長に擧げらる。又灣內牡蠣の濫捕を憂ひ、之れが繁殖の途を奬勵し、搔捕の期を定め殖捕相竣ちて產出を永遠ならしむる等其の盡力多きに因る、晚年業を子に讓り八十二歲にて歿す。

【鈴木勘右工門】　鹽竈村新川岸に住し、世々素麵製造に兼ねて酒醸造業を營み、鄕人麴屋と稱す。代々檢斷役を務め、

藩主より姓氏帶刀を許さる。四代勘右工門の時邑の戸數千有餘、人口八千に增加し、從來の井水のみにては炊事洗濯に缺乏を告ぐ、勘右工門之が救濟の途を開かんと欲し、安永六年四月仙臺の志士十餘輩の助力を得、私を費投じ町を去る五百歩の山間、泉澤に塘を築き湛水を御祓川に引き下流に堰を作り、町の東西八百四歩に數十の井を穿ち暗樋を以て水を之に瀉ぐ、翌年三月に至り竣工す。町民之が爲めに渴を免るゝを得たり、蓋鹽竈上水の濫觴といふべし。寬政九年六月七十歳を以て歿す。

泉ケ澤の碑。奥宮城郡鹽竈邑。東去仙臺三十里。其山有祕稷之神。民屋千有餘戸。人口八千餘員。而無有井水矣。邑之西址可五百歩。山間有清泉。是爲泉澤塘。其下流經邑而入海。其間爲橋者二。爲蹊蹺往來之途。往々有濁水雜焉。民渠而取之。爲炊飲灌田之給。盖邑民之爲生。無不一賴之云。以是。酒醸及供神明之諸物。亦皆用之。則不能莫毒水之害。興其不潔也。而其渠以常流不斷餘水。徒多入海者。以故方農時。泉或涸民苦之者久矣。縣長鈴木氏者。有救民之志。嘗謂邑民之有窮是吾耻也。設穿地而通覓作井。而取清水使渠恒窶遏舟豊餘水。而方農稼將大用之時。啓而瀉之。則庶幾亡濁水旱之憂。因之請之官。以私費作之官可之。於是。穿十餘輩亦助費。安永丁酉初夏事之越三月竣其功矣。於是。父老皆曰。吾縣邑東西八百餘歩。作數十井。以寘取清水。仙臺之志士。十餘輩亦助費。安永丁酉初夏事之越三月竣其功矣。於是。父老皆曰。吾縣長盡心爲民利。冀欲以不朽之乎。請直義記之。余辭不敏不已遂記之。繫之以銘。縣長性鈴木名等清字勘右衛門。其助費者之名氏。亦皆書碑陰云。

銘曰。善何爲大。救民爲難。維此鈴氏。者樹德爛。鹽竈窮水。掘泥炊餐。鷹神以汚。田則膜乾。鈴氏勵志。穿池取泉。通筧涵井。用渠灌田。鹽竈之民。斯免渴于。天道興善。況神眷顧。孰受其錫。細彼子孫。

仙臺　奥田直義識

【與次兵衛夫妻】　鹽竈二井町の人蚤く生母に別れ、二歳の時より繼母の手に育てられ、父母に事へて孝養怠らず、父の病に罹りしとき、力を看護に盡し、晝夜其の側を去ることなし、父沒して後は繼母に事ふること柔順親切なりき。父の世にありし時、繼母は癩病を患ひたりしかば離緣せんと親族にも謀りしを其の時與次兵衛は十八歳なりしが、「たとひ如何なりとも繼母の病を介抱して養ひ遂げぬべければ離緣のことは思ひ止まり給へかし」と、ひたすら諫めて父の心を安からしめぬ。其後繼母の病漸く募りて手足も自由ならず口歪み唇爛れしを、與次兵衛少しも厭ふ事なく、二便のことは言ふに及ばず、膿血に汚れしものをも手づから洗ひ濯ぎ、食物をも箸執りて養ひ哺めしが、口より餘りて洩れ落つるをば拾ひ取りて食ひつゝ、些も汚らはしとせずして、常に人に對ひ「二歳の時より養はれたる恩の忘れがたくて斯くは爲せり」とぞ言ひき。繼母は豫て小歌を好みしかば、乞食の歌うたひて來れるあれば、貧ひ出でゝ門邊に立ちつゝ其の耳を喜ばしめたり、繼母も與次兵衛が心を勞せざるやうにと、强ち望み事など言はぬを、與次兵衛は心をつけて種々に養ひけり、妻のてうも亦夫の心に背かず、姑に能く事へて手水つかはせ髪結ふことなど、日毎に缺く事なく、幼き孫などまで夫婦の斯かる振舞を見習ひて、病める祖母の側により烟管へ火を移して口に當て吸ひ終つるまで持ち居れり、與次兵衛が姉の近所に嫁き居るものも折々は食物など調理して贈りきとぞ。與次兵衛は鹽竈宮修復方の日傭頭を爲しゝかば領主の役人など常に入り來りて、與次兵衛が家に宿りし故村中の助けをも得しが、斯る惡疾の者ある家は役人も厭ふこと有らんかと役人を宿す處をば別屋にしつらひ、飲食も別に火を鑽りて淨め炊きて進めしかば、何れも其の志を感じて宿を更へんともせざりき。總て近所の者まで此の家に往來すれば皆其の志を學びたりといふ。

明和五年九月藩主重村（徹山公）之を賞して、與次兵衛夫婦に金を賜ひぬ。時に與次兵衛年二十六、妻二十五なりき。

封内風土記。鹽釜邑。孝子孝婦二人。市民與次兵衛事繼母致孝。其妻亦盡力事姑。今上帝明和五年九月各賜金賞之。

東藩史稿卷二十九。鹽竈村與次兵衛妻蝶。與次兵衛は宮城郡鹽竈村二井街の民なり。妻蝶と倶に孝を以て稱せらる。與次兵衛二歳母を喪し後母に育せらる、之に事ふる所生の如し。後世癩を病みて鼻口皆爛る。夫妻侍養甚だ謹む。母食す與次兵衛之に哺す。餘粒脫落すれば輒ち拾ふて之を啜ふ。父の在時離婚せんと欲す、與次兵衛泣て其情を陳す父遂に止む。每に人に語て曰、余癩癘母を喪し後母の手に長ず。豈病を以て遽に其恩を忘るべけんや。明和五年九月十九日、夫妻へ金八兩二歩を賜ひ之を賞す。與次兵衛後に名を專左衛門と更むと云ふ。

【農夫喜代治】 所持の田地瘠悪にして餬口に難む、故簪梳を製して之を販賣し産を營む。父本角力を業とす、年老て已に休業せしも、同業の輩來るあれば爲めに飲膳を設けて之を饗す、父嘗て寒夜醴酒の美なるを欲せしも、之を鄉里に求めて得ず、乃ち父の眠るを伺ひ、私に仙臺に往て之を買ふ、往返十里歸て復寢に入り、明を俟つて調烹し、之を人より得るものとなして進め其の勞を知らしめず、父大に悦で是天の賜ものなりとす、其心を盡す率ね此に類す。文政元年十二月藩主齊義(正山公)金五兩を與へて之を賞す。其の子孫現に鹽竈に住す。

【塩屋千太郎】 母蚕と婆居し貧極めて甚し、嘗て瘡毒を疾み臭穢近くべからず、千太郎善く之を看視し天寒冷なれば己れ單薄を服して母に輕煖を衣せしむ。隣に工師あり千太郎業を受け、晝は師に隨て傭賃し、夜は餘を賣りて自ら資く性笛を善くす母之を聞んを欲すれば則之を吹き以て其耳を悦ばす。一日他家に至る食を設く、肉を舍きて食はず、主人恠て之を問ふ、答て曰く家に母あり請ふ之を遺らんと聞く者憫みて之を助くる者あり、時に年僅に十三なり、文政九年十二月藩主齊義(正山公)金五兩外に物品を與へて之を賞す。杉舟運三郎は其の子にして、藩主よりの賞狀及下賜の紙入今尚家に秘藏す。

東藩史稿卷三十一。千太郎は宮城郡鹽竈村の農なり。貧極て甚し、母蚕と婆居す、嘗て瘡毒を疾む臭穢邇くべからず。千太郎善く之を親る、天冷なれば己が服を單薄にし母に輕煖を衣す、並隣に工師あり就て學ぶ、晝は師に隨ひ傭賃し夜は餘を賣り自ら資く性笛を善くす母聞て耳を悦ばす。一日他家に至り食を設く、肉を舍く、恠み問ふ、曰母あり請ふ遺らん、聞く者憫恤す、千太郎時年十三、文政十年正月十一日金五圓を賜ひ、之を賞す。

【農民多藏妹ゆき】 年十五にして志田郡松山の人に適く、後兄疾む、ゆき數々來り問ふ、父母既に死し他の兄弟の養護に備るなきを悲み、且其家赤貧にして生を保つ能はざるを恐れ、乃ち請ふて家に歸り專ら之を扶持す、既にして己の力支ふる能はざるを憂ひ、自ら賣つて人の婢となる、家相距る三里許夜來りて兄を視る、此の如き者積年遂に其の主を

辭して歸る。家益貧し、是に於て、夏秋は萱草を刈り春冬は水に入り撈漁して鐚を得兄の嗜む所を辨して之を進む。天保元年九月藩主齊邦(龍山公)金七兩を與へて之を賞す。褒狀左に。

其身事多年病身之夫え貞心に事へ候品々、一町之者共申出奇特之事候。依之爲御褒美御金壹兩貳歩被下置候事。

【百姓運吉妻りき】 宮城郡南宮伊藤益五郎の女にして、生來跛なり、嫁して鹽竈門前町永井運吉の後妻となる、運吉も跛にして櫛挽を業とす。家元より貧し、りき之を意とせず夫に事へて一日も倦忘の心なく能く家道を助く、一男一女を擧ぐ、偶運吉病に罹り業を營むことを得ず、窮乏日に甚る、りき是に於て決然子の愛を割き、男は他に遣り女は子守奉公に出し、一意專心病夫を扶養し、己は毎日裁縫洗濯に傭はれ賃金を得て藥餌の料に充て、面色を和げ夫を慰め身の不幸を訴ふることなく、夫の歿する迄能く事へたり。藩主慶邦(樂山公)之を賞し金及物品を給ふ。夫死して後貞節を守り元治元年二月三十四歳を以て歿す。其の女とよ現に埋坪に住す、藩主よりの賞狀を藏せり。

【伊勢りさ】 資性順良にして、明治二十三年より夫疾病に罹り、家計益窮迫するも毫も倦意なく、看護の傍ら賃役に從事し以て藥餌療養を盡すと雖も終に起たず、辛苦生計を營む茲に十一年志操一日の如し、洵に奇特なるを以て同三十三年七月宮城縣知事野村政明賞金參圓を下賜して之を旌表す。

【尾嶋富右衛門】 佐浦本姓尾嶋、貞享四年以來神社供薦の神酒を釀す酒舖の一なり、三代富右衛門性篤實にして理財の道に長じ巨萬の富を致す、文化十年十一月、齊宗(英山公)以來紙札手形通用の便宜を計り、金融に盡力したる功を以て恩賞を蒙れり。文化十三年十一月歿す年四十九。

【富右衛門妻つや】 性温順にして貞淑、夫富右衛門長子富右衛門と倶に協力して、御郡御備粮七百俵を献じ、其の他赤貧にして嬰兒を養育し能はざる者に、過分の金を惠與して窮を凌がしめ、又疱瘡流行の時に當り、困窮にして藥餌を

得るの途なく病床に艱める者には、藥餌を施與し、夫死後は遺子を訓陶し善く其の志を繼がしむ、長子富右衞門早死せしを以て、次子寅松をして父兄の志を繼がしめ、貧窮を賑はし疫癘流行の時數々藥を施し恤金を以て嬰兒を養ふ、又多大の資を投じて鹽竈入口より市川村の間、道路破れ旅人の行き難む所には、伐岩を敷き通行に便す、鹽竈町貧民百七拾貳人へ改正手形四百切を惠與す、鹽竈村並に七ヶ濱等極貧者へ藁米を給與して飢を凌がしめ又、鹽竈町の極貧者共の超歳し能はざるを見ては、白米二石を分與する等の奇特歎賞に餘り、とて藩主慶邦篤行を賞し帷子地縞木綿等を下賜し、其他枚擧に遑なし。文久三年八月歿す、年八十五。

【寅松】は兄富右衞門の後を繼ぎ富右衞門と稱す、考妣に事へて至孝慈悲の心深く家聲大に揚る、父母の志を遂行し備荒儲蓄として籾千俵を備へ、土藏一棟を建築して藩主に奉る、藩主之を褒め知行百文下賜格を昇せて出入司支配足輕御小人組拔並となす、時恰も天保の凶歳に當り、百姓の窮乏日に甚し、寅松奮つて貧民救助に赤子養育に、其他越年に困難する者に金穀を惠與し、鹽竈町不作の時に藏を發き安直に拂ひ饑渴を免れしむ、又救助金として金百七拾五兩を獻ず、藩主之を賞して知行八百七拾五文を賜はる。更に宮城郡村々の貧民へ金穀を賑はし、又藩主の財政を助くる爲、督勵して急に年貢を上納せしめて、上野新御廟向普請手傳の費用に供せし等忠勤の譽高かりき。是れ宮城郡の大肝入を命ぜられし後のことなり、斯る累次の慈善に公益に力を致したるを以て、藩主よりは生平帷双子縞木綿等の賞を得たり。天保十二年五月歿す。

【篤治】は祖父以來の德行を繼ぎ、公共事業を資け慈善に私金を投じ講武場に金三百兩を獻じたる奇特を賞せられ、妻子共絹紬着用を永久に許可せらる。明治二年七月歿す、年四十。

【阿部勘九郎】家世々鹽竈社供薦の神酒を釀す酒舖の一なり。勘九郎は其の中興の祖なり。性温惇にして才能あり、宮城郡大肝入を命ぜらる、文政十一年九月苗字帶刀●麻上下●鞍馬御免●絹小紬着用、己妻子共許可せらる。天保三年二月鹽竈村の中荒蕪地五貫文餘の所、私費を以て開拓し並水路普請等を爲し、知行三百文の下賜を受く、天保五年六月救濟金の中へ、金貳百五十兩を獻じたるを以て、出入司支配御足輕御小人組拔格に昇せられ知行七百五拾文の加増となり、天保六年大凶作の時、宮城郡貧民救助として金穀を賑はし、藩主齊邦生平帷子地三反の賞を賜ふ。其他疱瘡流行の際は親しく藥餌を給し、窮民には私金を投じて飢を凌がしむる等、大に慈善に力を盡したり。

【勘五郎】勘九郎の男にして、父の志を繼ぎ慈悲の心篤く、凶作の際は私費を以て飢民を賑はし、更に救助金として百兩を獻じ、官の事業を資けし功を以て一宿一軒の外、特に清酒釀造の許可を與へらる。

【佐浦もと】道路の敷地に所有の地所を寄與したるの功により、紺綬褒章を賜はる。仝文下記の如し。

日本帝國褒章之記　宮城縣宮城郡鹽竈町　佐浦もと

大正十二年十月宮城縣道路敷地として土地壹段貳畝六歩寄附す。依て之を表彰せらる。大正十五年十月十八。

此の證を勘査し第千二十九號を以て褒章簿冊に登記す。

賞勲局總裁從三位勲二等　宇佐美勝夫

賞勲局書記官正五位勲四等　郡山智

賞勲局書記官正六位　伊手衡

【氏家時介】帝國在鄉軍人會鹽竈町分會長に有功章の授與並に軍事に貢獻したる表彰文を轉載する下記。

帝國在鄉軍人會は正會員陸軍一等軍醫正七位勲四等功五級氏家時介の顯著なる功績に對し有功章を授與す。

大正十五年七月二十二日。

帝國在鄉軍人會總裁　元帥陸軍大將大勲位功二級載仁親王

帝國在鄉軍人會會長　陸軍大將從二位勲一等功二級一戸兵衛

表彰狀　正七位勲四等功五級　氏家時介

居常克く在鄉軍人たるの本分を盡し軍事に貢獻する所尠からず仍て銀杯一箇を授與し玆に之を表彰す。

昭和二年二月十一日

陸軍大臣　宇垣一成

【菊地平吉】　日本赤十字社有功章授與、並に鹽竈町學務委員として表彰せられたり。全文左に。

日本赤十字社は社資を幇助せられたる菊地平吉氏の篤志に對し上奏　裁可を經て有功章を贈與す。

大正十五年六月二十二日　　日本赤十字社總裁　大勳位功二級載仁親王

日本赤十字社社長　從二位勳一等男爵平山成信

表彰狀　鹽竈町學務委員　菊地平吉殿

明治三十六年學務委員に就任し爾來學事に精勵すること玆に二十有四年其間或は私財を投じ或は身を以て教育事業の發展に貢獻する等其功績寔に顯著なり仍りて玆に之を表彰す。

昭和二年二月十一日

宮城郡教育會長　大宮司雅之輔

【菊地瀧太郎】　鹽竈町學務委員としてその職責を貫行せる功績を表彰せらるゝ全文左に。

表彰狀　鹽竈町學務委員　菊地瀧太郎殿

明治三十四年父の後を襲き學務委員に就任し爾來學事に精勵すること玆に二十有六年其の間或は私財を投じ、或は躬を以て教育事業に貢獻する等其の功績寔に顯著なり仍りて玆に之を表彰す。

昭和二年二月十一日

宮城郡教育會長　大宮司雅之輔

【柴原その】　鹽竈町處女會副會長柴原その表彰文左に。

表彰狀　鹽竈町處女會副會長　柴原そ　の

貞淑溫良克く家事に精勵し自己修養に努むると與に率先處女の指導に力を輸し會の發展に盡瘁し成績見るべきものあり依りて玆に之を表彰す。

大正十五年二月十一日

宮城郡處女團長　糟谷晳郎

【氏家まつ】　現鹽竈女子青年團副團長氏家まつ、表彰文左に。

表彰狀　鹽竈町處女會第二分會長　氏家まつ殿

貞淑溫良克く家事に精勵し自己修養に勉むると與に率先處女の指導に力を輸し會の發展に盡瘁し成績見るべきものあり仍りて玆に之を表彰す。

昭和二年二月十一日

宮城郡教育會長　大宮司雅之輔

其の他寄附行爲により宮城縣知事より青山桑藏。又教育功勞者として宮城郡教育會長より成瀨清人・石川さつ。小學校敷地寄附鹽竈町長より遊佐壽助。道路改修費寄附町長より武山貞勝。土木費寄附役場修繕費寄附町長より鈴木平藏。水道敷設材料寄附及水道布設費寄附町長より青山幾之助・宮城千之・小山長三郎。貧困救濟道路改修寄附町長より池出哲二。小學校圖書寄附及び道路改修費寄附町長より小野彦左衞門。小學校基本財產寄附町長より鈴木久作。水道敷設費寄附町長より鄉古倉之助・永澤久吉・中村彦七・菊地武次・餅與市・吉田吉治・中野周平・高橋四郎兵衞。道路改修費寄附町長より大浦石次郎・鈴木松五郎・味戸儀助・東海林祐五郎・鈴木平吉・佐藤久吉・高橋景次・佐藤善十郎・石井佐助。役場修繕費寄附町長より味戸一平・佐藤善十郎。ガソリンポンプ購入費寄附町長より橫山長次郎。其他役場吏員功勞堀籠篤四郎、教育社會事業功勞柴原益次。

第三項　廣瀨村

【山口內記重如】　女善重如の子なり、紀伊山口村に生る、父女善重如は豐臣秀吉に仕へ、丹波の地に万石を領す秀吉薨じて其の邑を沒し山口村に病死す、子內記の諱も亦重如と云ふ、伊達忠宗に仕へ祿八千石を食み上愛子に住居し、梵宇を建立して重如山瑞應寺と號し、二十石の祠堂田を寄附して菩提の資に供ふ萬治二年歿す。重如理財に長じ、正保元年三月二十日藩府に出入司の官寮を新設す。今の大藏省の如し、藩中の理財を司る。出入司の制度重如に創まる。

る。

治家記錄。正保元年甲申三月二十日、山口内記重如へ出入司を命ず、出入司此に始まる。

重如の妻は古内重廣の女なり、一男一女を擧ぐ、重廣子なし重如の長子を養て嗣となす、之れを古内主膳重安と云ふ

後ち岩沼の館王古内の祖となる。女は慶安四年十二月田村宗良に嫁す。碑文左に。

山口重如碑。瑞應開基前内史道蓮子德居士。紀州山口産。兒名曰牛之助。弱曰内記字重如。先多多良氏也。後改爲山口也。其子權八郎重如有趣。而爲先考欲刻行狀於石。乞文於余。于然先考内記有何所謂乎不異父之字。同以重如爲已字。兒之權八郎亦爾矣。想夫兒孫相續纂名。各不異某名同某字則後來。須難分其人誰某字矣。自今以祖父之番頭爲第一。就于各各某之字上。加一二三等之數而以可分其次序矣。惟山口玄番頭一重如。曾爲遊客舊。懇於大相國大閤殿下。賜萬石之祿印於丹波之州。以勃之邑爲屬所矣。事殿下未幾年。而殿下薨亡。再爲轉蓬身以所賜之印卷懷之。潛形於紀之山口。而病死矣。其持來存于今。其子牛之助二重如。其爲人也。容貌端正。生有可佐輔賢君之量。雖然幼孤入給無父出事無君。萍漂泊有年。元和五己未年。十六前府君忠宗公。聽其爲人徵賜試于近侍。應對周旋素不野。竟爲璧臣。恩顧日渥矣。十九歲而首冠率步卒五十人。二十二歲而爲扈從組之魁。四十二歲而掌有司之事始臣事于君。已來夙興夜寐終一日。不安其身於私事。可謂勤矣。賞祿數重及八千石。然壯年有修福志。而相修於所賜菜地。宮城郡上愛子新創寺號。而於重如。號寺於瑞應。號院於長壽。以宥田二十石所于其寺。專祈二世。嗚呼命哉。萬治己亥七月九日五十六而卒。廼葬瑞應寺裡。大門寺住僧宥範法印樂炳炬矣。其子權八郎後曰内記三重如纘厥躅于然。元祿九丙子瑞應寺有開闢及本末等論議。自龍寶定禪于乎三箇年。訴于洛之曾禪院。擬依新古定起滅也。奧當太守紀州之以二重如之所寄附寺領之年月。方當寬永十三丙子爲其古例然矣。故元祿十丁丑以智禪院之直末山結古刹之案也。惟事其刻其由於碑端。以誌矣。銘曰。父兮爲子貽功。子兮爲父顯德。父子功德大哉。刻石勿滑勿仆。

元祿十丁丑季秋日。再住園宮現瑞鳳比丘沙門煙水自樵識。

【良民源兵衛】 熊根村の肝入兼檢斷の役に勤務すること、二十三年なり、藩主重村明和二年(皇紀二四二五)七月金二兩の褒美金を賜ふて之を賞す。源兵衛の第一祖を片桐備前と云ふ、二代三代共に藤右衛門と云ひ、四代平兵衛五代傳兵衛

六代を長兵衛と云ふ。七代は源兵衛にして時恰かも寶暦の凶歉に相遇せり。源兵衛熊根村民の困窮者には納金を立替且つ無利子借渡の慈善を行ひ、殊に四錢懸諸償代等も年々繰越したるの特行を賞せられたり。

其身儀寶暦三年より肝入檢斷兼役相勤候所、御用方深切に相勤め村方へ手當宜敷、且百姓共困究にて諸上納指滯候者には、諸償代等共其身取越上納爲仕、返濟も速に爲仕、致て困究相續も難成者には代等借渡し、無利足に爲相濟、四錢懸等も年々繰越仕候品々小肝入組頭共申出、奇特成事に候間、爲御褒美金二兩被下候事。

【良民嘉藏】 熊ヶ根の肝入檢斷嘉藏、文政十三年三月二十四日郡奉行より褒賞せらる、表彰文下記。

兼て實体深切に相勤め、貧村の小前無窓制道世話仕、小前相續向き速に取直候事に相聞得、奇特の事に候、依之爲御褒美鳥目一貫文被下置候事。

【肝入檢斷小兵衛】 父與兵衛は天保十二年より嘉永五年に至る、十二年熊ヶ根の肝入檢斷を勤む、男小兵衛父の職を嗣ぎ植林及び水利の土功に勤む。安政元年興禪寺東館に、杉苗木五千本を移植し、翌二年八月二十日の震災に、青下に通りの内驛の澤欠崩したるにより、更に新潛普請を出願し、三年落成したり此の延長三十三間。同四年作並川崎前潛穴の改修工事を計劃せり、先是、文政四年大肝入岩松善藏、肝入嘉藏(前記の郡奉行より行賞せられし人)時代に延長四十六間二尺、埭拔九間、人足四千八百八十一人を要し翌五年春期落成したる潛穴を改修し一ヶ年を費して竣功を告げたり。

【小松韜藏】 蓋世の氣宇墓誌銘に盡せり轉載下に。

司祭提特小松師墓。明治四十五年一月六日。司祭提特小松師令終於白河。會葬圓明寺山末。還年遠近同信者相謀。建碑石。勒偉績徽文于余。乃按叙曰。師通稱韜藏。仙臺西愛子人。小松藤内長男。母加藤氏。幼爲叔父龍藏所養。文事武技概其所敎授也。戊辰亂平。再遊函館。聽尼哥頼大師宣敎。認基督敎眞理。途領洗從事敎務十三年。尼師爲司敎。公會撰輔祭二名師其一也。十五年晋司祭

赴北海道。更轉牧野州宇都宮等諸會。及老病心臟。荏苒不癒。冬期巡回。抵白河强執聖務。一夕就牀。須臾病革。俯畫聖號溘然而逝。是爲降誕前一日。享年七十。配佐藤氏。長男溫治嗣家。二男及長女夭折。二女未嫁。嗚呼師之於布教。眞摯懇篤。東西奔走。以求有志。其有功於教會也大矣。

銘曰。奮然挺身。一爲神道。攀險穿鞋。跋涉忘老。宣揚聖旨。斃而後止。行已如斯。始合眞理。

仙臺　辱知　笹川彼得撰

【石垣彦太郎】上愛子村赤生木、天保八年二月二十一日生。明治三十七年十一月歿七十。案ずるに嘉永二年組頭、明治九年村取扱、十一年より同十六年四月に至戸長、同十七年八月村會議員、十八年十一月愛子驛傳取締人、二十年三月村會議員、二十七八年日清戰役勞大木盃一組賞勳局よりたまはる。是より先き二十六年本縣にて九州勸農社より農業改良教師友池を招くや、村内に率先して實地改良指導を受く、米・麥・大豆作並稻種の壚水選等の實行馬耕普及をはかる。又本村副業薪炭の外有利なる者なし、率先して桑園を造り養蠶を勵けます、上愛子村養蠶業の盛大是より起る。

【庄子寅五郎】上愛子町、安政元年六月十七日誕生。明治五年村役人、二十二年助役、二十八年村長同四十年辭。後ち郡會議員に選ばる。三十一年作並分署新築寄附木盃下賜、三十七八年戰役功勳七等旭日青色桐葉章及金五十圓賜、又日露役後援事業のため銀盃一ヶ賜。村長在職中、學校基本林十七町歩、養蠶業のため桑園公私八十町歩、巡回養蠶教師及稚蠶飼育場教師、十年間二名づつ雇聘して斯業に勉む、又甘薯を奬勵し、該苗を買入れ毎戸へ無償交付する三年鄕六分教場上愛子分教場熊根分教場作並分教場及廣瀨小學校の位置を定め、改築して教育隆盛を圖る、在職二十三年

【岩松亥之助】作並村古湯温泉主、安政六年八月十三日山形縣北村山郡神町に生れ、明治十六年十二月作並岩松の養子となる、同二十五年村會議員、二十七年より三十六年まで郡會議員、三十六縣會議員に當選、大正九年村長に推さる常に植林事業に力を盡し、杉木植付二十五萬本に及ぶ。

【森田多藏】遠祖國分の族臣鄕六七郎盛政十七世の裔孫なり。盛政平氏千葉の分流にして、上愛子・鄕六を領す、五世の孫元猶(別本に元直)に至り、政宗の命により鄕六を改めて森田と稱す、その系譜下記の如し。

○森田系(森田多藏氏藏)　始稱鄕六。國分之族臣。以七郎盛政爲鼻祖。平姓千葉之分流也。盛政之來孫。孫九郎元猶。有故。因貞山公之命。改稱森田持字元。

一、一代盛政。七郎國分家之庶子。領宮城郡上愛子鄕六之二邑。居于鄕六館以爲稱號。孫世居之。二代盛元。九郎改相模入道號道餘。九十二歲沒。三代政次。大膳改讃岐。八十五歲沒。弟丹後稱丹後。弟正助。仕伊達秀宗朝臣。四代政友。總左衛門長五尺八寸餘國分一家無双大力。天正中刈田郡升岡城主某。名取國分取合之節討死。黑地赤段之小旗鑓長刀。子孫政友程之者出生申事可有之哉。失不申讓可申由。兼而申置候由代々相傳今有。國分上愛子村知行所。神明熊野社建。長福寺取立。牌長福寺殿全翁道機居士。黑地に赤段の小旗今有鑓筒こみ六寸。長刀杢右衛門元直代脇指とす兼元銘。長福寺享保二年七月同慶寺改。弟右衛門。馬場筑前養子。慶長五年最上役討死。兄九郎右衛門友元。秋保村愛子村百姓。山境論及數度。父惣左衛門依下知罷越深手を負ひ死年二十五。弟重元嗣。五代重元。外記之助。代々上愛子村鄕六村。領鄕六館住居。貞山樣名取國分御手入節。被召出。上愛子村被下。父惣左衛門取立置二間在家在所へ下中共移。慶長五年最上役叔父右衛門次男堀江源藏内者四人合七人同日戰死。年四十七。玉山金山居士慶長五年九月十六日。六代元猶。孫九郎杢右衛門隱岐爲御意。文祿四年六月二十四日大阪傳馬橋討物仕。名改森田杢右衛門高三十貫文。二間在家諸役免墨印拜領。承應三年正月二十四日沒。八十一。長翁春慶。妻茂庭尾張女。七代元家。多藏孫九部杢右衛門隱岐筑後。延寶六年十月六日沒。七十二。燁峯獨臾。妻遠藤玄蕃女。弟森田宮藏。戸内住。八代元房。孫九郎杢右衛門。貞享三年十二月二十七日沒。六十一。桃岑完宥。妻堀江甚右衛門女。弟櫻田十太夫。宮川三之助。熊谷庄九郎直高。本吉郡折立村二〆文分地。九代元直。菊之助孫九郎杢右衛門。正德三年十一月二十日沒。五十九。即眞是心。妻遠藤大隅女。十代定元。新次郎孫九郎實熊谷直高男。安永三年三月二十四日沒。七十四。大麟道與。妻櫻田九助女。十一代淸元。多藏孫九郎杢右衛門司馬改。天明六年近習高四十四〆文内十〆文替地被仰付。享保三年閏正月二十七日沒。七十七。玉鞭駿來。妻朴澤九左衛門女。某年江戸愛宕山石磴を馬にて上下す。又江戸兩國橋欄干の外を馬にて渡り名人なり。故に司馬と名を賜す。十二代直元。孫九郎杢右衛門。文化元年十月十七日沒。五十六。大通良忠。妻後藤多宮女。十三代之元。孫九郎杢右衛門寬政八年養子。實大松澤實富長男。妻西方内藏介女。十

四代元善。孫九郎左右衛門。文政五年七月二十三日沒。十八。十五代元長。孫九郎。十六代元載。孫九郎外記之助。明治元年閏五月元日白河口戰死。十七代元一。多藏廣瀨村長二軒在家住。

多藏、明治元年五月三日現住地に生る。同二十二年三月明治法律學校を卒業し、同二十五年神奈川縣巡査、二十六年警部、二十九年臺灣總督府民政局屬、三十九年四月依願退官。四十年二月廣瀨村長、大正九年辭し在職十三年間、昭和二年村長に當選す。

【高橋與一】　岩手縣の人其家世々南部家の臣なり、居を本村に移して公私の要務に當る現に宮城郡教育會副會長たり、先是、大正六年四月廣瀨村々會議員に擧られ、續いて八年十月郡會議員に當選、十年五月推れて廣瀨村長に擧げられ同年六月二十八日宮城拜觀を許さる。任滿十四年、五月再選その年十二月二十一日宮城郡町村長會長及び縣町村長會評議員並に全國町村長會第五回總會本縣町村長會代表者に選任序いて翌十五年第六回總會代表者に累選せらる、その職責に貢獻せる自治の功勞又は教育に盡せる左記は左記列擧の表彰文に明かなり。

多年郡治に貢獻し其功勞尠からず仍て金時計一個を贈り之を表彰す。

大正十二年三月二十一日

今次皇太子殿下の御結婚は國民の深刻に紀念すべき一大慶典たり此時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと認む冀くば爾今一段の奮勵あらん事を。

大正十三年一月二十六日　宮城郡長正七位勳六等　森田專七郎

大正十三年宮城郡町村長會副會長に就任せられ次で同十四年本會長に擧げられ爾來本會の爲め盡瘁せられたる功績尠からず洵に感謝措く能はざる所なり聊か御慰勞として本會の決議を以て金三十圓を贈呈し感謝の意を表す。

昭和二年五月二十日　宮城郡町村長會長正五位勳五等　今村治三郎

今次皇太子殿下の御結婚は國民が滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝紀念すべき一大慶典たり此時に當り村教育事業功績者として玆に表彰す冀くば爾今一段の盡瘁あらん事を望む。

大正十三年一月二十六日　宮城郡教育會長正七位勳六等　森田專七郎

本會評議員又は副會長として本會の發展向上に盡瘁し村長としては初等教育並男女青年團の改善充實に力を輸し本郡教育に寄與したる功績寔に顯著なり仍りて玆に之を表彰す。

昭和二年二月十一日　宮城郡教育會長　大宮司雅之助

又社會的公共事業にありては、明治神宮外苑經營を初めとし、日本赤十字の業運に、帝國在鄉軍人會に、震災の救護に、貯金思想の涵養に、功績顯著なるを以て、當局者より感狀を拜受せる左證下に。

明治神宮外苑經營の事業を翼贊し金圓を獻納せらる仍て總裁宮殿下の台聞に達し通常會員に列し奉贊章を贈る。

大正七年十月八日　明治神宮奉贊會長正二位勳一等公爵　德川家達

日本赤十字社々事に盡力せられたる高橋與一氏を特別社員に推薦す。

大正七年十月八日　日本赤十字社總裁　大勳位功二級載仁親王

日本赤十字社長從二位勳一等男爵　平山成信

大正十五年四月二十九日宮城支部に於て第六回總會御親授（總會御親授）

本會の趣意を贊助せられ廣濶分會の爲め金員寄贈せられたるは本會の感謝に堪へざる所なり

大正八年九月二十九日　帝國在鄉軍人會長元帥陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵　寺內正毅

客年十一月十五日現在により實施せる震災調査に關し克く其趣旨を体し熱心調査に盡瘁せられ有力なる資料を得て善後施設上稗益する處尠からず仍て玆に感謝の意を表す。

大正十三年三月三十一日　臨時震災救護事務局長從四位勳三等　池田宏

多年郵便貯金の勸奬に盡瘁せられ其効績寔に顯著なり玆に從來の功勞に對し謹て感謝の意を表す。

昭和二年四月二十九日　仙臺遞信局長正五位勳四等　戶川政治

【菅原誠】　上愛子堀切明治二十四年七月上愛子二軒在家に生る。喜太郎長男、資性孝順にして誠七歲の時、喜太郎僂麻質斯病にかゝり、起居自由ならず時二歲の弟國治を守り、母の酒醬油の小賣業を助く、幼弟を背負ひ通學絕たず成績

常に優等、夜は病父の枕側に侍しよく看護し父を慰む、十二歳の時父の病革る時又弟妹二人を加ふ、家計益々困難。幸に誠は尋常科を卒業し醤油味噌の行商に従事せしが正直にして品質の優良なりしと、孝心の深きに感動し賈客日に益し、其擔架の物品は常に拂底を告ぐ、一日數里を行商するも宿泊せず、母の生計を補ひ、病父の藥餌に供す。寺田知事之を賞す。後大正六年三月二十六日、十月三十一日、七年十月三十一日金參圓づつ慰藉を縣より下賜す。前後の旌表文左に。

宮城郡廣瀨村　菅原誠。資性孝順、父十四年前より重病に罹るや、母を扶け弟妹を撫育し、又行商を勵みて家計に資し、夜は病父の側に侍りて看護し、怠らざること十余年猶一日の如し、洵に奇特とす仍て爲其賞金參圓下賜候事。

明治四十三年一月四日　宮城縣知事正四位勳三等　寺田祐之

宮城郡廣瀨村　菅原誠。明治四十三年一月表彰以來志操堅實克く素行を修め業務を精勵して毫も倦怠なし仍て慰藉として菓子料金三圓を給與す。

大正十一年十月三十一日　宮　城　縣

第四項　大　澤　村

【肝入久助】芋澤村の肝入久助、寶暦の凶歉に村内配下の庶民を賑恤す、藩主重村卿之れを賞し晒布を賜ふ。風土記書出に。

國分芋澤村　肝入　久助。肝入奉職拾數年間村内の公益を謀ること暫多し中にも寶暦六年の大凶作に際し貧民に米錢若干を給し其の他無利足にて金員を貸付したること數年に亘りたるを以て村民大に引き立つことゝなりたり、故に村内の貧家遂に滅ずるに至れりこれに依て時の藩主より賞與として晒布貳反を給せられたり。

【惣太郎】寶暦の凶歉に米價奔騰し上下倶に憂ふ、惣太郎村民を救ふ。藩主重村卿その篤行を賞す。風土記書出左に。

川前苦地　惣太郎。寶暦五年大凶に際し飢渇に迫れる村民に對し、米金を給與し又は金穀を無利にて貸與したる籠を以て其の賞として時の藩公より木綿羽織地貳反を給與せられたり。

【山守喜右衛門父子】享保三年藩主吉村寶暦八年藩主重村山猟に際し、産物を献納し、御見會を許され且つ賃金を賜はる川前大勝草　御山守　喜右衛門。享保三年七月十五日藩公御獅子狩及御川狩の爲め御來澤に際し、御書所相勤め拜謁仰付られ山芋澤蟹の二品献上に付金二百疋を賜はる。

右喜右衛門父　彦三郎。寶暦八年七月十八日藩公御川狩に際し御書所相勤め山百合及茄子の二品献上せしに奇特と思召され金百疋下賜せらる。

【平次郎夫妻】天保八年藩主齊邦卿平次郎及び妻たり女の孝養を賞し、衣服金員を賜ふ。賜ふ所の小袖は、後裔庄子今朝藏之を護持し、下區田中に現住す。風土記書出左に。

芋澤村夫平次郎　妻たり　百二才卒。右庄子たりは、幼少にして平次郎の家に嫁したり、長ずるに及びて家貧しく、加ふるに平次郎の父平太郎は酒を嗜みしかば、家愈困窮にせまれり、然るにたりは夫平次郎を援け、其の父平太郎に克く仕へて孝養怠らざる事時の大守に聞え厚く慰問され、且衣及金若干を賜はり其の志を賞されたり。封内孝義錄。芋澤村平次郎、妻某。平次郎は國分芋澤村農夫なり。耕稼の暇薪を賣り以て業と爲す。昧爽父の臥室に入り寒暄を叙し陰晴を告げ、起るを待ち盥を進め膳を供す日昏れば湯を漬し洗を請ひ、將に寢んとすれば妻之枉を展べ安置して退く、父或は薪を采れば平次郎具を携へ之を送る。歸る晩ければ之を途に迎ひ、其負擔を解き扶持して家に歸る。薪を府下に駄するや必魚物を買ふて歸る、毎日酒を進む。未だ飲を卒へざれば夫婁敢て退かず。談笑情を助け以て其心を慰す。寛政十一年正月平次郎に金六方。妻に五方を賜ふ。

【早坂新藏夫婦】本村字定義區の人温厚篤實、母に事へて至孝、新藏妻のそも亦夫を助けて孝養怠りなかりき。是より先き、母歳老ひ不幸にして明を失ふ、新藏夫婦常に老母の傍を離れず、食は珍らしきものを選びて供し、老母酒を嗜

みければ、毎日酒を供せり且珍話を聞くときは、懇切に老母に告げ以て之を慰む。夫婦の孝養、時の藩主伊達慶邦公の耳に達し、老母には菓子一折、新藏夫婦には各紬壹反及金三兩を賜ふ。時に嘉永六年七月老母は八十有一、新藏五十七、妻のゑ五十三歳なり。其子孫繁昌して今日に至り、一家親睦して常に風波起らず、實に其遺風今に存して村内の龜鑑となる。現今の戸主は區長學務委員を勤め、村内篤實者と稱せらる。考證左に。

早坂新藏孝道。宮城郡國分大倉村。農早坂新藏五十七才。妻尾上五十二才。夫婦事母孝也。先是。母不幸而爲盲目。齢八十一。新藏爲人。篤實溫和。流水懸被任小役。不得居家。平日命尾上。使事母。尾上及進膳。母有嗜物。不厭雨夕雪旦。貯置備膳。常坐母傍。毎物渡手。令無不自由。有事問于母。受沙汰行之。聞珍説懇切告母。母安心而感嫁之孝養。嫡男定吉三十二才。妻千代二十八才家族和睦善行。是新藏教化宜也。近隣所見知。不能默止。菩提所西方寺住職大江田祐圓發起。組合村長次之。舊國主伊達慶邦公之時。誄新藏夫婦之孝。採揚恕有賞與。于老母菓子一折。新藏夫婦每一人紬一反。金三圓賜與矣。此年嘉永六癸丑七月也。新藏夫婦垂龜鑑後世。噫孝者德行之基本。聞人豈意可不留孝道哉。

明治十丁丑紀夏五月。到大倉村。早坂定吉來余前。拱手依頼父母孝道之父。以不當夫雖辭不許。且加定吉示後子孫。欲令有興起舊會津藩　中埜昌齋

定吉繼父母之志。是又百孝之一。而可賞應需。以俗文書。

【早坂長太郎】　大澤村大竹區の人なり。温厚篤實にして孝心深し嘉永の頃年十九歳にして新婦を娶る、其際盛夏の候なりしが、蚊帳一張を有するのみにて全家混臥せり、新婦を娶るや老父は其蚊帳を長太郎に與ふ、長太郎辭して肯ぜず老母用ゐべしと互に相譲りて吊らず、翌年正月元旦長太郎、慨然として曰く、家貧なるが爲、斯く迄父母の心を勞せり、子として忍びざるところなりと、故に家政を恢復して、父母の心を慰めんと、誓つて鹽竈神社に嗜好の酒を禁ずること三年、爾來農業に從事勤勉努力數年一日の如く、家政大に恢復し、妻と力を合せて孝養至らざるはなし、父母をして安樂の域に達し、天命を終へしめたりといふ。明治の初年家を新築せんとす、人あり八方塞の年なれば新築見合すべしと、氏曰く八方塞の年ならば八方明の家を建築せんと、則ち八方明の家を新築せり。爾來財産を高め本村豪富の家となりぬ。これ全く長太郎の孝心の然らしむる所ならんか。

【早坂庄松】　本村大倉字白木に住し、農を業とす、人となり温厚篤實にして常に慈善の心最も深く、村内に窮困のものを見ればこれを救ふを以て樂となせり、故に其救濟の資にせんと欲して、寸陰を惜み家業に勤む、且家族を勵し家業に努力奮勵せしむ、常に儉約を守り、弊衣粗食以て米穀を貯蓄す。偶々藩の精勵司（今の勸業係のごときもの）某本村を巡視せり、是より先き、庄松村内貧民に籾三十石を給與す、其事精勵司の聞くところとなり、藩主に復命す、藩主其の慈善心を賞して、新鍬壹挺を賞賜す。其後嘉永癸丑年春三月より六月に至りも雨降らずして、年大に旱し、住民大に困む。庄松率先して倉庫を開き、籾七十石を出して貧民に救ふ、事亦藩主の耳に達し、新鍬壹挺を賜ふ、其二品共今に保存せりといふ。

【石垣伊勢之助】　本村大字日向區に住す。人となり博聞強記學を好み閑あれば古今の歴史を讀破し且軍記を寫して以て樂とせり。專ら農事改良に村民を誘導す、後村肝入に擧げらる、常に筆硯を携帯して耕耘に從事し、用あれば畦畔に上りて其事を辨ぜりといふ。後千金を貯へて藩に上納せり、賞せられて鄉士に列せられ、持高五貫文を賜はる、又杉數千本を植え以て藩に献ぜり。小敷澤官林の杉は、其藩主に献ぜるものなり。又村内の神社佛閣にて修繕すべき個所あれば率先多額の金を寄附して、其神社閣佛を修繕せしといふ。又定義温泉をひらき、痼疾の患者をして浴せしめ世上を益すること少からず。

【菅場木工】　兵學家にして理財に長ず、大手門區大原新田の人なり。人となり博學多才にして、暫くも座右に筆硯を離さず、細大の事之れを錄せり。常に好んで孫吳の書を讀み、兵法に通じ傳はる處の孫吳の書は悉く之を筆寫せしもの

なりといふ。其他自筆寫本數百卷ありたりといふ。後藩公に召され出入司の重任を帶び、藩の粃政を整理し、大に政事の恢復を謀りたり、後職を辭し六韜三略の卷に目を晒し餘念なかりしと、號を茅齋と稱し、實に有數の人なり、其子孫連綿傳へて萱塲太門に至る。

【關連右衞門】　關源十郎の家より別る。幼より周易を好み其秘奥を極め、人の禍福死期等を豫言し一も違ふところなし、故に仙臺の大家に出入親暱せらる。常に内海深之助（藪賢人）等と交りを厚くし、互に往復せりといふ。後本村石沼附近の名區なるを見、其處に山莊を構へんとして數百步の地を求む、未だ成らざるに歿す。

【早坂喜十郎】　往昔大倉區下田、早坂太利吉の先祖に源助といふものあり、喜十郎は其子にして、幼にして惻怜數學を好み、長じて仙臺藩の足輕、本田家の養子となる、刻苦精勵數學を研究し、進んで天文推步の術に精通し、其蘊奥を極む、召されて大藩士の班に列せらる斯道に熱誠の餘、日常の動作迂なるが如きを以て、奇人を以て呼ばる、或日天文臺に僅少なる異狀あるを以て、曆數の差異を生ぜるを看破し、大に天下の耳目を驚かし、仙臺奇人の名四方に喧傳せられしといふ。

【新國庄助】　本村定義區瀧上の人木工を以て名著る。天正年中政宗卿に從ひ伊達郡の新國村より來る、世々仙臺藩の御木地挽として知行七十石を領せり。其技や天熟して、飛杯を作るを得たり。其杯を掌中に置き扇を以て扇けば數十尺飛去る故に飛杯の名を得。氣仙地方より欅を取寄せ、年々數個の杯を献納せるを例とす。其後數千本の杉を植え、藩主伊達家に献納せるを以て藩士に列せらる、今に其子孫連綿として存在せり。新國節治是なり。

【關源十郎】　安永の頃、大倉藏人七世の孫なり。幼にして武術を好み、鎗を仙臺藩の指南役諏訪萬右衞門の門に學びて其奥を極め、指南代をつとむ。其の邸より師の邸に至る險路五里程高履を穿ち日々通學して、大寒酷暑の候にも一日も怠ることなきのみならず、他生に一刻も後るゝことなしと、故に世人天狗と呼べり。其子孫今に傳へて恪勤の模範となせり。

【松崎李之助】　天保の頃の人にして、大倉區大手門の人なり。諸國を遊歷して其技を修業し、薩摩に至り斯道の達人梅崎と互に其技を戰はし勝敗決せず、遂に兄弟の誓をなして歸國せり。其子三代之助戊辰の役、白川にて官軍のために捕虜となり、斷頭塲裡に引率せられ、既に頭を刎らるゝの番に當る。獄吏其姓名を讀みあぐ、仙臺藩松崎三代之助といふ、薩摩の目付役梅崎これを聞き、父の義弟に仙臺に松崎李之助なるものあり、其姓名相似たるを以て三代之助に李之助のことを問ふ、三代之助告ぐるに其實を以てす、爲に許さるゝを得たり、松崎の家にては、既に戰死せしとの調に接せるを以て戰死せることゝして五月一日を以て命日となして吊ふ。翌年五月一日一忌年にて佛事を營まんとすれども、然るに當日漂然として歸宅するを以て衆愕然たりしといふ。

【留藏】　文政の頃にして當村下倉の人なり。砲術家仙臺の指南番大槻の門に研究すること數年、技藝熟達其蘊奥を極むるに往昔青松寺小倉神社の附近は、森々として晝尚暗く、高山巖なるを以て狐狸多し、數々人を魑魅し、夜中通行のものは怪異のものに遭ふこと數々にして恐怖の念を抱かざるものなし。寺僧も亦永住するもの稀にして、寺を人家近くに移したり。然るに留藏これを傳聞し、古狐を退治し、人害を除かんと欲し一夕香餌を播撒して、老狐を誘ふ、一夕深更に及びて果して老狐來りて餌を食せんとす、留藏得たりと狙を定めて火蓋を切の放ちたるに、不發にして其功を奏せざること數次、老狐毎夜來り悠然として香餌を貪り食ひて去る。留藏これを銃殺するの術なく、師に告ぐるに其故を以てす、師敎ふるに一片の白紙を銃口に貼し發射すべしと、其敎へに從ふ、果して命中することを得たり、其老狐たるや體矮少にして全身白毛のものなりしと、其當時の動物學者の一覽に供せしが其鑑定に曰く、少くも二三

百年を經過したる老狐なりといふ。爾後絶て怪異のものを見ることなかりきといふ。

【關庸孝】　通稱源太郎と呼び父を源左衞門と云ひ、祖父を新右衞門と云ふ。大倉藏人の末孫にして、世々伊達家の大番士なり。温厚篤實にして、學を好み詩を能くし易學に通ず。常に勤王の志を懷く、明治六年七月一日小學校假教師に擧げられ子弟を教育す、偶々明治十年西南の役あり職を辭し蹶然其難に趨き、硝烟彈雨の間を馳驅し或は敵の堅壘に突撃して屢ば功を奏す。亂平らぐや官其功を賞して金若干を下賜す。再び訓導を拜命して教育の任に當る、同十一年土地數百歩及校舍一棟を寄附して、學校を新築し以て教育の普及發達に努力せらる、官其功を賞して木杯一個を下賜せらる。同三十七年三月金百圓を寄附し、高柵新道を開鑿せり、官其功を賞して木杯一組を下賜す。同三十四年老ひたるを以て退職出願せしに當大倉校に盡力せらるゝこと數十年至誠を以て教導感化數十年一日の如く、其功顯著たるを以て殊に七級上俸に昇給せられ、退隱料六拾五圓貳拾五錢を下賜せらる、職務格別勉勵のため賞與せらるゝこと數十回、學區内にても金拾圓を贈り其鴻恩の萬一を報ぜり、時に年七十三歳なり、同四十四年一月六日病を以て歿す、享年八十有二誼高弘道文彦先生といふ。下倉區青松寺に葬る。

三男四孫父の志を繼ぎ身を育英の道に盡されしも或は沒せられ或は職を退き、今現に一男三孫教育の任に當らる、長男關源五郎現に當大倉尋常小學校長たり、又其門下より出でゝ教育の任に當るもの多し。先生教育に當らるゝや、至誠を以て兒童の訓育、風紀の革新、尚武心の喚起に勉められ、德化鄉曲に洽く、父老子弟欽仰せざるはなし、近日門弟早坂今朝之亟●早坂豊三郎●峰岸政右衞門●結城助十郎の諸氏先生の頌德碑を建つ。碑文左に。

大講義關旭岳先生碑陰記。先生關氏。諱庸孝號旭岳。大倉藏人十三世之孫也。爲人温厚篤實。饒尊王志好學。精通易理。又善詩文。平居以實踐躬行爲範。明治六年鄉黌之設也。獻土地校舍賜杯。十年西南之役從軍有功。賜金數百圓。乃買田數頃以爲記念。十七年開高橿新道之日。獻金數百圓賜三重杯。先生居教職盡粹育英五十年如一日。年七十二以老辭職。官賜數十圓賞之。邑人又賜金報恩。可以見鄉閭化德醇朴成風之一端也。四十四年一月六日歿。享年八十有二。謚曰高弘道文彦先生。有四男一女。長源五郎承家。子女皆能繼先生志。致身教育。先生遺命寄金拾圓於本村教育基金。官賜木盃於源五郎賞之。餘衆及子孫。嗚呼偉哉。

明治四十年十二月　　饑軒　友部伸吉撰　默庵　久保節書

【橋本三郎】　諱は庸晴葉山と號す、關庸孝三男なり、人となり温良篤實、叔舅仙臺市土橋通橋本清晴の養子となる。明治十一年九月年十六にして大倉尋常小學校助教を命ぜられ又父庸孝氏に隨從家兄源五郎と共に子弟を教授し諄々として倦まず、其後羽前國西村山郡田代小學校、名取郡新川小學校、同郡長袋小學校、同町秋保小學校等に歷任し、皆其職に稱ふ。同二十二年十二月七日當村大澤小學校に轉じ翌年九月校長心得となり、同二十四年五月校長兼訓導に任じ、同四十二年十一月五日、病を以て職を辭し、臥病亘歳、同四十三年四月十四日終に起たず、享年四十八。遠邇哀惜せざるはなし、以て萬世に傳へんとして、頌德碑を大澤小學校の側に立つ。

葉山橋本頌德碑。生れて一鄉の師表となり、篤道の士にあらずんば誰れかこれをよくせんや。我畏友橋本君の如きは其人なり、君諱は庸晴通稱を三郎といひ、葉山を號す、我師關庸孝翁の三男にして、叔舅橋本清晴君の養子たり。文久三年十一月十二日、宮城郡大倉に生る幼より家學をうけ夙に俊髦を以て聞ゆ、明治十一年九月年十六、大倉小學校助教を命ぜられ、又庸孝翁を助けて家兄と共に子弟を教授し、諄々として倦まず、十三年八月羽前西村山郡の聘に應じ、田代小學校に教授をつること三年にして歸る、十七年十二月名取郡新川小學校に轉じ、尋て宮城縣臨に入り收稅屬に任じ判任官十等に叙せらる、後再び長袋小學校に奉職す、二十六年七月訓導に進み、更に秋保小學校に遷り幾何ならずして大澤小學校に轉じ、實に明治二十二年十二月七日なり、明年九月校長心得を兼ね、二十四年五月校長兼訓導に任ぜらる、四十二年五月十一日病を以て職を辭し、臥病亘歳四十三年四月十四日終に起たず、享年四十八。君人と爲り温良寛宏、才を愛し衆を容る、平素最も職務に勉勵し、退息の時と雖ども猶筆硯を釋てず、孜々として修養に努め、特に力を兒童の訓育、風紀の革新、尚武心の喚起に致し、到る處德化鄉曲に洽く、父老子弟欽仰せざるはなし、既に沒す及門の徒追慕して止まず、碑を大澤尋常小學校庭に立て、永く師德を頌せんとし、來りて文を余に徵す、余未だ金石の文を作らず、然りと雖ども故舊の情自ら已むこと

能はず、茲に諸氏の意衷を叙し、石に勒して以て高風を不朽に傳へ、且賦するに國歌二章を以てす。

遠志邊子乎。美知備久道乃。此登須遲爾。多天志伊佐遠能。高久母阿流可那。
久智奴名遠。石爾止杼牟留。富滿禮許曾。與呂豆代萬傳乃。加賀見那利計禮。

大正二年四月三日　宮城縣宮城郡教育會長勳五等早川智寛篆額
宮城縣立仙臺第一中學校教諭大宮宗司撰文　佐々木舜永書

【關源五郎】　關庸孝の長子なり。父の志を繼ぎ育英の道に盡瘁せらる。人となり温良寛宏至誠を以て一貫し詩文を好くし兼ねて易學に通ず、明治七年假教師に擧げられ、大倉小學校に奉職し、同八年十一月一日選ばれて仙臺師範學校に入學、同九年三月一日宮城縣小學校全科卒業し、大倉尋常小學校權訓導、同十五年二月十五日同校訓導、同二十年四月一日芋澤小學校に轉じ、同三十一年四月七日再び大倉尋常小學校訓導、同三十四年十二月十六日同校訓導兼校長に任ぜらる、當村に奉職せらるゝこと四十餘年、終始一日の如く至誠を以て兒童を教導感化せらる、宜なる哉其德化一鄕に洽く、父老子弟欽仰せざるはなし、官其功績顯著なるを以て賞をうくること十數回、教育に從事せらるゝの傍或は植林に、或は蠶業に、或は稻作改良に、或は肥料改善に自ら範を示さるゝと同時に、村内の勸業の發達奬勵に盡瘁せらる。宜なる哉肥料優良なるを以て縣知事より賞せらるゝこと三回に及べり。又道路の改善、架橋等公共事業に盡瘁せらる。殊に小學校基本財產の積蓄に心を勞されゝつありしが、同四十三年六月三日故庸孝先生の遺志に依り、金拾圓を大澤尋常小學校の基本財產に寄附す、宮城縣知事其れを賞して木杯一個を下賜せり。

【菊地清一】　大澤村芋澤の人なり。清廉剛直、鄕閭の子弟を教へらるゝこと五十年、終始一日の如く諄々として倦まず其德化一鄕に洽し、殊に筆蹟・擊劍・禮法、其蘊奧を極む、世人稱へて三絕といふ。筆蹟は瀧本流の源を窮め、擊劍は柳生新陰流、禮法は古今の禮法を斟酌して其宜しきに隨ふ。嘉永元年本藩師範役狹川喜多之助に學び、後仙臺府學養賢堂の諸生を教授す、藩主屢々賞を給ふ、文久三年藩主京都護衛の命あり、清一其選に當り藩主に隨行す。會々伏見の變起る、暴徒禁闕を犯す、諸衛士と防戰甚だ力む。朝廷金若干圓を賜ふて之を慰勞す。長子甚兵衛戊辰の役、父子相共に從軍出戰す、長子白河の役に戰死せり。明治六年學制頒布なるや、芋澤小學校教員に選ばる、生徒を見ること父母の子に於けるが如く、教導感化至らざるはなし、病のために職を辭す時年七十。門弟先生の鴻恩を萬世に傳へんが爲、石に勒し酬恩の碑を立つ。

菊地清一先生酬恩之碑。菊地清一先生。以文學教授鄕里子弟者。殆五十年。嗚呼先生德澤。裨輔家國。可謂偉矣。先生天賦清廉剛直。而教人諄々不知倦。先生之於道藝也。筆蹟擊劍禮法。人稱曰三絕。筆蹟遡瀧本之源。窮其精妙。擊劍傳柳生新陰流。極其秘蘊。禮法則斟酌古今隨其宜矣。嘉永元年。先生屬本藩擊劍師範狹川喜多之助。教授仙臺府學養賢堂擊劍諸生扱。在職十又五年無一日懈。藩韙其功。屢有賞賜。文久三年本藩奉京師護衛之命。先生中其選。會伏見變起。暴徒犯禁闕。先生與諸衛士。防戰甚力。朝廷慰勞之。賜金若干。任滿而歸。先生有長子甚兵衛。戊辰之役。父子相與從軍出戰于白河。長子殞命於亂軍砲鏑中。先生獨歸鄕。既而明治維新。學政方興。先生爲芋澤小學校員。先生視諸猶子。諸生視先生猶父。是故先生有疾病事故。而辭職務則諸生從之退學。蓋先生得人之信從如此。於是鄕里父强賴先生起從事。先生時年已七十。門弟子相謀勒先生之懿德于石以無窮。先生曰。我無功名。何以足錄。且姑舍是弟子不可。東海林儀兵衛。佐藤長重郎。庄子重兵衛三子首募同志數人。遂建酬恩之碑云。

銘曰。多能之士。文武兩得。盡力教育。人化其德。爰樂天命。清廉守常。陋巷名晦。令聞益彰。

明治二十三年六月　關唐孝撰文　門弟　東海林儀兵衛書

蒔きつけしそのなでしこしげりいでゝ、旭ヶ岡に今ぞにほへる。　七十翁清一詠歌

【大宮晉】　大倉區下倉の人なり。温良篤實にして學を好み、易道に通じ敬神の心深し、祖先以來神職奉任の家なり。明治六年七月一日大倉尋常小學校假教師に擧げられ、同九年十月十二日仙臺師範學校に入學、卒業して同校權訓導に任ぜられ、同二十九年六月一日訓導となり、同三十四年老を以て職を辭さる。先生教職に從事せらるゝこと三十年始終

一日の如く、兒童を敎導感化せらる、職務格別勉勵に付賞を得ること十數回、殊に同九年八月二十一日建物一棟を大倉分敎場として寄附せしに、官其功を賞して銀盃一個を下賜せらる、其長男宗司現に宮城縣立仙臺第一中學校敎諭たり、弟善十郎・善雄、大倉校敎員たり。かく一家擧つて敎育の道に盡瘁さるゝは、これ皆先生の敎育に熱心の致すところならん乎。

【佐藤貞吉】 性明敏果決の人、天保三年十一月十五日本村中區に生る。明治六年四月宮城縣典事西川謙氏縣命を奉じ本村に來り小學校設立の事を以てす、時の二等戸長佐藤吉之助を助け率先村民一同と謀り假に本村下區長泉寺を以て、校舍に充て、同年六月開校芋澤村全部の生徒を收容敎育することなさしむ、是れ則ち芋澤小學校の創立なり。十一年一月第二中學區芋澤小學校世話掛申付けらるゝや、主として就學の普及に力を注ぎ、特に女兒の敎育には一方ならざる力を盡せり、當時本村は女兒は裁縫さへ出來得れば足るものの如く考へ就學せしむるを喜ばざるの弊風を憂へ、父兄を訪問して敎育の必要を說く、十四年六月社寺を以て學校に充つること得ざるの縣令を布く、十五年六月芋澤村戸長並に學務委員となる、校舍新築の計劃を立て敷地を本澤區の中央に定めんとするや、村民大に反對に將來の發達と經濟とを慮り嚴然として動かず、自ら所有地なる畑地を提供して荒地と取換へしなど實に當時氏の苦心思ひやらるべし、十八年五月七北田學區芋澤小學校新築委員に推され、愈茲に新校舍を設立せり。同三十二年老を以て學務委員の職を辭せし後本村初等敎育普及の爲後援せざるはなかりき。三十五年一月十八日歿、享年七十一歲。

【大槻安廣】 初め名は定之進と稱へ伊達家の藩士にして、祿高三拾貫と除き屋敷地數拾町歩を有す。安廣維新の際擧られて軍目付の大任を荷ふて白川口に出陣し、西軍の參謀瀨良修藏を本藩士田邊覽吉・小栗大三郎の二氏相謀りて伊達郡の福島驛に斬る、仍て田邊は自及、小栗は失逃す、大槻は時の檢司なるを以て縛せられて京師に引かれ糺問を受く言

辭明確許され仙臺に歸る後間もなく今の大澤村芋澤字柿崎下屋敷に轉居せしは明治二年なりき。爾來意を殖産に注ぎ先づ柿崎を啓發せんがため開墾に從事す、移住者を歡迎し杉楮楮桑等を買入れ、自ら山野に植栽し世人に奬勵せしかば近隣其の植樹法を尋ぬる者あれば懇に敎へ、又林樹の貴受けを請ふ者あれば嬉びて與へしかば、幾何ならずして殖林事業四方に起り世人の尊敬を受くるに至れり。明治十七年宮城郡鄕六村外六ヶ村戸長に推さる、村是を勸業に置き殖林事業を奬勵せり。愛子は山形縣に通ずる縣道に沿へる驛場なるに、鐵道開通以來日に村民窮境に陷り嘆聲を漏すを悟り、大倉芋澤作並熊ヶ根上愛子下愛子鄕六村等の每戸に縣より桑苗木の無償交附を受け、各數十本宛を配植せしめ、又蠶業講師を聘して之れが智識の開發に努め、又長男廣人を東京西ヶ原蠶業講習所に入れ卒業後は養蠶飼育の任に當らしむ、現今廣瀨村沿道大澤村各區に桑樹の林あるは氏の奬勵に預るものなり。又廣瀨と大澤との間に廣瀨川あり、危巖突急として交通甚だ不便なるを感じ、上川前字柿崎細澗に覗橋を架し大倉村上川前等の交通を計らんと自費數千圓を投じて功を奏せり。

【大内藤一郎】 明治九年七月三十一日第二大區小一區鄕六村々扱及び勸業下係愛子小學校世話係兼務となり、同年九月山野原野等地租改正に付實地檢査各郡を巡回し、宮城縣地租改正御用係に採用せらる、同十年九月第二大區十四小區村扱補に又拾七年八月宮城郡鄕六村外六ヶ村聯合戸長役場筆生を經て、二十二年大澤村長に當選、三十年四月宮城郡會議員に推さる。在職二十年、二十七八年役の勞に依り木盃壹個、三十七八年役の功に依り勳八等白色桐葉章を授けられ其の他大日本武德會に、昭忠會に、作並分署建築に、赤十字社に、海嘯救恤に、惡疫流行の際貧民救助に、本村小學校建築等に盡力せしを以て其筋より賞を受けしこと枚擧するに遑あらず。芋澤大倉小學校其の他通學の不便なる爲各分敎場六ヶ所を建て又本村は山村僻陬にして交通不便なるが故に各村道を開通することに盡力せり殊に本村民中大

倉區民は當時夜盜澤より白坂に出て上區を通過して國見峠を上下し仙臺に出づるの困難名狀すべからざるを思ひ、大倉より青木を經、赤坂に出て鄉六に達する村道の開通に努力せらる、明治四十二年病んで歿す、年五十三。

【東海林儀右衞門】 大正十二年十月二日推されて本村助役となる。町村自治に貢獻し、併せて教育事業に盡瘁せらる、翌十三年森田宮城郡長その功勞を旌表すその文下に。

旌表狀町村自治功勞

今次 皇太子殿下御結婚は國民の深刻に記念すべき一大慶典たり此時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝す併て町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと認む冀くは爾今一段の奮勵あらん事を

大正十三年一月二十六

宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

【關唐次】 大澤村長在職中病歿す、事蹟の傳ふべきもの多々ありしならんも、惜哉資料豐からざるが故に詳紋し能はざりしも厚葬壇上に奉讀せる大澤村役場吏員代表者助役東海林儀右衞門の弔詞を寄せらる、轉錄して傳記の片鱗とす。

弔詞。竝に恭しく故大澤村長關唐次氏の靈前に告ぐ氏は明治九年二月十四日大倉素封家關家に生れ幼よゝ祖父旭岳光生の訓陶を受け修學努むる所あり。明治二十四年四月始めて大澤小學校授業雇を命ぜられ、同二十九年十二月退職、同月二十八日徵兵に應じ、輜重兵第二大隊に入隊、同三十二年十一月三十日陸軍衛生部下士適任證及善行證書を受け滿期除隊となる、同三十四年三月大倉小學校准訓導拜命就職、明治三十七年二月八日充員召集により工兵第二大隊に入營、同三十七年三月二十四日外征宇品港出帆、同三十八年十二月二十五日凱旋官等累進して一等看護長となる、同三十九年七月大澤村書記となり同四十一年一月九日本村村長に選擧せられ、以後本年一月再選本村村治上に盡す處大なるものあり、其の効沒す可らず壯年にしては軍隊にあり國家の干城となり君國のため身命を捧げ中年にして村治の爲め日夜精勵東奔西走本村自治の成績向上發展に盡瘁せられしが不幸にも二豎の襲ふ所となり、藥餌其効なく溘然として逝去せらる嗚呼悲しい哉今や岡明所を異にし呼べ共答へず唯松風の音を聞くのみ生等村吏員一同溫情溢るゝ君が膝下に在る昔日を回顧すれば轉涕淚禁ずる能はず、冀くは在天の靈髣髴として來り享けよ。

昭和二年五月二十八日

大澤村吏員總代大澤村助役 東海林儀右衞門

【早坂今朝之亟】 大澤村役場書記となり學事を掌る、格勤その職に當り成績顯著なるを賞表せらる。後ち學務委員●村會議員●郡會議員に選ばる、各々其職に稱ふ。賞表文左に。

宮城郡大澤村書記早坂今朝之亟。明治三十一年以來本縣に於て學齡兒童就學の普及を期し其の事務を勵行するに當り能く其の職を盡し成績顯著なるを認む因て本縣學齡兒童就學奬勵規定第三條に依り硯箱一個を附與し之を賞表す。

表彰狀 宮城郡會議員早坂今朝之亟。多年郡治に貢獻し其の功勞渺からず仍て金時計一個を贈り之を表彰す。

大正十二年三月二十一日

宮城郡長正七位勳六等 森田專七郎

旌表狀。町村自治功勞宮城郡大澤村會議員早坂今朝之亟。今次 皇太子殿下の御結婚は國民の深刻に記念すべき一大慶典たり此時に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝記念すべき一大慶事に當り滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝し併せて町村自治及教育事業功勞者の旌表を行ふは國本培養上恰當の措置なりと認む冀くは爾今一段の奮勵あらんことを。

大正十三年一月二十六日

表彰狀 大澤村學務委員早坂今朝之亟。今次 皇太子殿下の御結婚禮は國民が滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝記念すべき一大慶典たり此時に當り村教育事業功績者として竝に 表す冀くは爾今一段の盡瘁あらんことを望む。

大正十三年一月二十六日

宮城郡教育會長正七位勳六等 森田專七郎

【大槻廣人】 安廣の長子なり。父の志を繼ぎ養蠶に熱誠當て東京西ケ原蠶業講習所に斯道を研究し、業卒へ家に歸りて自ら數十町歩の桑田を營み、蠶を盛大に飼育すると共に、村内養蠶の奬勵に努力せらる、傍ら植林を行ひ數萬本の松樹を植え、且村内の植林事業を奬勵せり。後郡會議員に擧げらる。不幸病に罹り老年の域に達せずして死す。

【佐藤純吉】 大澤村芋澤區の人なり、溫良篤實にして村一番正直ものとの稱あり。寡言沈默、實行を重んず、數學を善くし常に米作改良、植林、肥料改善に心を盡せり。殊に繭草栽培の利益あるを察し之れが栽培を奬勵し、其子喜之助をして繭席織の技を習はしめ其範を示し、副業として村内の富源を開拓するの一端となさんとす、官其効を賞し金若干

を賜ふ。村内特農家の聲高し。

【佐藤庄藏】 大澤村芋澤の人なり、人となり温良而して實行を重んじ、常に米作改良、植林、肥料改善に心を盡せり、殊に堆積肥料の改良に心を注ぎ、以て其範を示せり。宮度々其功を賞し金若干を賜ふ。

【黒田茂平】 本村には六七年前迄は消防の組織なし茂平奮然意を決し有志に說き區長に相謀り、明治四十年原區今野庄藏氏より金屬製の水汲消火用の寄附を仰ぎ、之れを毎戸に置かしめ、四十五年助役今野庄藏卿筒を購ひ入るゝや宿志を遂げたるを嬉び、西走東奔消防組を組織することに勤めしが、其の功空しからず大正二年原區消防組を觀るに至れり。四十三年五月國有林火災の際消防に盡力したるに依り宮城大林區署長より左の奬狀を受く。

宮城郡大澤村芋澤黒田茂平。明治四十三年五月四日宮城縣宮城郡大澤村大字芋澤字東横向山國有林火災の際消防に盡力したる段殊勝に付茲に謝意を表す。

明治四十三年八月九日　宮城大林區署長林務技師正六位勲六等　三木隆太郎

【安達庄藏】 文久二年大澤村芋澤大勝草下に生る。精農として鄉黨に知らる、夙に農事改良に意を用る特に堆肥の普及に力む、明治四十四年一等賞を授與せられたり、其の他種々の改善短册苗代秋耕乾燥等各種農事の改良普及に努むる處多く昨年兩郡俵米品評會に一等賞を獲得し、同村農業實行委員卸農會堆肥品評會審査員等に囑托され同村農界に貢献せるの功績亦沒すべからず、表彰文下に。

宮城郡大澤村安達庄藏。多年農事改良の奬勵及實行上に盡瘁し其の功勞顯著にして農會功績表彰規程に該當するものと認め茲に丙種賞狀を贈り之を表彰す。

明治四十四年十一月二十七日　宮城郡農會長　錦戸景訓

【佐藤長重郎】 明治三十五年十一月二十八日大澤村農會評議員に選ばれたるを矯矢とし三十七年四月大澤農事改良督勵委員に、三十八年五月四日宮城郡農友會支部大澤村農友會幹事に、同年七月十九日大澤村農會評議員幹事に、四十一年三月二十八日大澤村農會評議員に、同年七月三十一日宮城縣產米改良委員に、三十五年十月十一日宮城郡農事講習會大澤村委員囑託に、四十三年九月六日大澤村生產調查委員に、四十四年四月七日堆肥審查委員に、四十五年四月二十七日大澤村農會副會長に推さる。堆肥產米等の品評會に出品して賞を受けしこと再三なり、斯の如く多年農事改良奬勵及實行上に盡瘁したる功に依り左の如き賞狀を受く表彰文下に。

宮城郡農會長從六位勲五等　八乙女盛次

宮城郡大澤村農會農事奬勵員佐藤長重郎。多年農事改良奬勵及實行上に盡瘁し其の功勞顯著にして本會農事功績表彰規定に該當するものと認め茲に甲種賞狀を贈り之れを表彰す。

賞金拾圓也

明治四十正年七月二十三日　宮城郡農會長　錦戸景訓

【荒井久四郎】 明治二十二年大澤村役場書記を拜命し兼て日本赤十字社大澤村收入委員及び宮城郡委員部協贊委員を囑託せらる、仍りて日本赤十字社の目的趣旨の普及に勉むる、村民其の熱誠に感じ陸續として加入するもの多し、其の効により賞勲局總裁及本縣知事より旌表せらる、全文左に。

宮城縣宮城郡大澤村書記荒井久四郎。明治三十七八年事件の功に依り銀杯一個を賜ふ。

明治三十九年四月一日　賞勲局總裁從二位勲一等子爵　大給恒

荒井久四郎。本社忠愛の主旨に協贊し社業の擴張を圖り這回多數の社員を勸誘加盟せしめらる因て本社に代り謝意を表す。

明治四十年一月二十五日　日本赤十字社宮城支部長從四位勲三等　龜井英三郎

【菊地喜久藏】 芋澤字鹽澤十番地菊地辰三郎の長男にして明治三十年十一月六日誕生。同三十七年四月五日大澤尋常小學校に就學し、神明坂を越え山路二十有餘町毎日通學す、然かも毎日衆生より第一に登校し未だ曾て遲刻したること

なし、六ケ年間一日の如く精勤す、而して每學年學術優等にて首位を占む、四十三年三月二十六日卒業の際第一位を占む、同四月一日根白石高等小學校第三學年（改正令第一學年）に入學し、四十五年三月二十五日同校卒業の際成績優秀品行方正を賞せらる、其の主なる賞狀左の如し。

賞狀　根白石高等小學校第二學年卒業生菊地喜久藏。在學中平素勤勉品行方正學業優等にして衆の模範たり仍て敎育勅語謄本を附與し以て之を賞す。

明治四十五年三月二十七日　　宮城縣知事正四位勳三等　寺田祐之印

【佐藤甚吉】　町村制實施の曉より、大澤村々會議員に選ばれ、序いで芋澤原區の區長に擧られ、後ち學務委員に當選職務に忠實なる、左記の表彰文に詳かなり。

宮城郡大澤村芋澤原區長佐藤甚吉。弘化元年十二月十九日生。甚吉資性溫厚にして事を執る勤勉明治二十二年四月町村制實施の際擧げられて村會議員となり、尋で同年五月原區長に選擧せられ、爾後再選三選繼續して今日に至り現に議員及區長の職にあり、明治二十二年甚吉の就職するや鋭意產業奬勵に勉む特に芋澤字本澤地方は近年疲弊に迫りしが爲其挽回策として養蠶業を起すの策を取り一方には荒蕪を拓て桑園を速成し一方には次子を宮城縣立農學校に派し、養蠶專科を修めしめ率先改良法に據る養蠶業を實施して模範となり且敎師をして各戸に蠶兒飼育法を敎示せしむるのみならず、甚吉も亦日夕各戸を巡察して生計の情態を調査し貧民に對しては相應の職業を授け、若くは其直接救濟に勉めたる等に依り今や區內一般甚吉の熱心に感化せられ民業日に隆盛み見るに至れり。右實績顯著なるに依り明治四十一年本縣より賞品及賞狀を受く（硯箱一個）

宮城郡大澤村芋澤尋常小學校學務委員佐藤甚吉。明治三十五年三月甚吉の大澤尋常小學校學務委員に選任せらるゝや、村長と圖り校舍の增築機械及器具の購入學校園の設置等に盡力し特に就學兒童の督勵に關しては親しく各戸を巡りて出席を勸誘したるのみならず、私費を以て繪畫精勤證書なるものを購求して之を學校より兒童に賞與せらるや大に督勵盡瘁せしかば、就職以來出席歩合は甚吉が學務委員就任當時即ち明治三十五年度の平均出席歩合は百人中八十三人九一にして本郡內小學校中下位に居りしもの同四十年度に至りては其歩合九十四人六一の好成績を示し頓に其面目を一新せり明治三十五年凶作の際は本村の被害甚敷ために饑餓に迫るもの續出せしを以て甚吉は篤志者に說きて玄米若干俵の寄附を受け之れを村內の貧民に給與して救恤を全ふせり。其他徵稅敎育勸業等の事務に對しても盡力至らざるなく其勞績顯著なる顯著なり四十二年本縣より賞狀を授與せらる。（硯箱）

【奥田東七】　明治二十二年町村制發布の際鄕六外六ケ村戶長役場より芋澤大倉の二村分離して、新に本村川前區赤阪に大澤村役場を設置せんとし村會議員敷地に付數日協議するを聽き、二十三年四月十二日進んで自己所有の畑地三百八十坪を役場地面として寄附したりき。二十六年三月十日赤阪に下川前分敎場を建設するに當り再び畑地四百五十坪を學校敷地として寄附せし等誠に奇特なりとし、其の賞として時の知事より二回木盃下賜せらる、現今赤阪の日々繁榮に趣きつゝあるは實に氏の盡力に依るものなり。又大澤村役場の使丁となりては克く規定を遵守し、村長は勿論吏員一同には親切を以て仕へ、村民の役場を訪ふものあれば能く便宜を與へ、就職以來一日の缺勤もなく以て一般民の人望も有りしが、四十四年四月六日八十歳の老を以て依願退職せり、此の間二十三年間精勵を以てあだかも一日の如く村長は大內・早坂・石垣の三人に仕へたり、實に氏の如きは使丁の模範たる人と云ふべし。

【菊地みん】　吉成區字御伊勢原十八番地菊池虎松三女明治三十四年七月二日生。仙臺市通町二百八番地魚骨肥料を業とする佐藤貞作は鹽竈町にて相應の海產物商なりしがあるに手を出し失敗し諸所漂浪の末脊髓病に罹り殆んど困じ果てたる折から貞作の舊友の同情により同人の三女みん十三才を借り受け中風病に罹り半身不隨の妻女の困難を見兼ねみんは健氣にも主人夫婦を救はんと朝早くより荷車に數個の樽を載せ見るも穢なるあらよごみを往復の繁き魚市場に購ひもとめあら屋、よごみ屋よと附近の小供等より受くる罵詈を物ともせず、人を救ふてふ美しき血は此の可憐の少女の胸に漲り只管父の友なる病夫婦を慰藉扶養するに怠りなしとの事實本縣知事森正隆の耳にするところとなり、特に慇々知事官房に招ぎ十三歲の少女を表彰せり。全文下に。

仙臺市通町菊池みん。資性温良幼にして佐藤貞作に仕事し貞作夫妻病に罹するや幼弱の身を以て具に看護に努め、行商を營み家計を資け精勵怠らず殉に奇特とす仍て爲其賞金一圓下賜候事。

【庄子三右衛門】　大澤村佐藤兵之助に仕ふ。平素勤勉忠實其の業務に從ひ五ヶ年間能く主家の利益を計り行狀他の模範とするに足るとして表彰され賞金は何れも郵便貯金通帳を以て賞與されたり。

宮城郡大澤村佐藤兵之助傭人庄子三右衛門。平素勤勉忠實其の業務に從ひ勤續五ヶ年能く主家の利益を圖り行狀他の模範とするに足る依て本會農業傭人表彰規程に該當するものと認め金二圓を賞與す。

明治四十年十一月二十七日　　宮城郡農會長　錦戸景訓

【石垣與三郎】　大倉尋常小學校の生徒なり、大倉字白木區石垣清藏の季子にして明治三十八年十月二十七日生。同四十五年四月就學目下二學年に籍を有し、姉のたりよと共に日日通學し居たりしが、大正二年四月十二日昇校の途中字長窪關源五郎所有の山林に接續せる原野に發火しあるを認め、直ちに姉は自宅へ、與三郎は校長に急報せしにより大事に至らず消止むるを得たるは消防の力に寄ると雖も與三郎の敏捷なる報告あるにあらずんば其の功を奏すること能はざるべし而かも小學兒童の八歳の幼稚に其健氣なるを嘆賞せざるものなかりき。

賞狀。大倉尋常小學校生徒石垣與三郎。大正二年四月十二日昇校の途次長窪原野より發火し接續せる山林に延燒せんとするを認め直ちに之を學校長に急報大事に至らず消止むるに至らしめたる段奇特に付金五十錢賞與す。

大正二年五月一日　　宮城縣知事從四位勳三等　森正隆

褒狀・賞狀・表彰狀を一括し青年團及び處女會の要務に在りて斯業の向上發展に力を盡し、その成績を表彰せられしもの資料により全文を列擧する左に。

褒狀。大澤村大倉分團役員石垣濟喜。其團役員として始終團の向上進展を圖り團員の指導と好模範を示し効績顯著なるを認む仍て茲に之を表彰す

大正十年十月二十三日　　宮城郡青年團長正五位勳四等　本田龍助

表彰狀。大澤村青年團員峯岸與市。今次　皇太子殿下の御結婚禮は國民が滿腔の赤誠を捧げ謹みて之を奉祝記念すべき一大慶典たり此時に當り優良團員たるの故を以て茲に表彰す冀くは爾今一段の研鑽あらんことを望む。

大正十三年一月二十六日　　宮城郡青年團長正七位勳六等　森田專七郎

表彰狀。大澤村青年團理事早坂義夫。志操堅實にして克く家業に精勵し傍自己修養に努むると與に率先躬を以て團員を指導し專心團の發展に盡瘁し成績見るべきものあり依りて茲に之を表彰す。

大正十五年二月十一日　　宮城郡青年團長　糟谷晳郎

賞狀。大澤村青年團大倉分團役員結城太吉。右者資性謹直にして多年本團事業に盡瘁し且つ終始團員の指導誘掖に努むる等其の功勞寔に不尠依て茲に之を褒賞す。

大正十一年九月三十日　　宮城郡長從五位勳四等　戸田元太郎

表彰狀。大澤村青年團理事片桐喜代治。志操堅實にして克く家業に精勵し自己の修養に勉むると與に率先躬を以て團員の指導と團の發展に盡瘁し成績見るべきものあり仍りて茲に之を表彰す。

昭和二年二月十一日　　宮城郡青年團

表彰狀。大澤村青年團員只野圭治。忠實家業に精勵し團員として專心修養鍛練に最む寔に嘉賞するに足る仍りて茲に之を表彰す。

昭和二年二月十一日　　宮城郡青年團

表彰狀。大澤村處女會理事早坂りき。貞淑温良克く家事に精勵し自己修養に勉むると與に率先處女の指導に力を輪し會の發展に盡瘁し成績見るべきものあり仍りて茲に之を表彰す。

昭和二年二月十一日　　宮城郡教育會長　大宮司雅之助

第五項　根白石村

【孝子次右衛門兄弟】　國分鄕小角の農なり。弟を萬五郎と云、共に孝を以て聞ゆ。父薪を府下に賣り以て業とす、次右

衙門薪を馬に駄し牽て前行し、且つ言ふ安く賣り早く歸るべしと、別れ歸て田畝に役す暮に及て父の歸るを見れば業をやめて迎ふ、寒暑には父をして早く休せしむ、萬五郎亦斯の如し。常に兄弟相謀り酒を買ひ父を慰む母曾て不仁を患ふ、次右衙門神祠に造り平愈を祈り果して應あり寛政十一年正月次右衙門に金貳圓萬五郎に五方金を與ひ之を賞す封内孝義錄。次右衙門は國分小角村の農なり、弟を方五郎と云、共に父母に事へて孝あり。父薪を府下に賣るを以て業となす。次右衙門輒ち父に先つて起き薪を馬に駄し、其勞に代り馬を率て前行し、前途の好惡を語り、且つ言ふ賤賣して早く歸れと、乃ち別を爲す、其影の見へざるに及び返りて田事に就く、暮に及で父の歸るを見れば、業を輟め之を迎ふ、暑寒には父をして早く休せしむ万五郎亦兄に從ひ力を盡す兄弟相謀り酒を買ひ父に勸め其勞を慰す。甚暑風雨父母將に出て耕さんとすれば、兄弟俱に之を止めんと請ふ。母嘗て不仁を患ふ、次右衙門每霄神祠に造り平癒を禱る途に應あり、然れども其故何を以ての故に備さに言て力作を休せしむ、專ら其嗜む所を求めて之を供す。寛政十一年正月次右衙門に二圓金、万五郎に五方金を賜ひ之を賞す。

【内藤以貫】　長州の人、博學詩文及書を能くし、又擊劍に精し、二代伊達忠宗公に仕へ祿二百石を食む。言語寡默、著書三國誌あり、寛文三年五月將軍の命により弘文院林學士となる、國史を編纂す、然れども多病にして官務に堪えず辭任して宮城郡國分根白石村西田中松下屋敷に隱居す。元祿二年七月六日沒す、享年六十六歲松下屋敷の北方の一小丘に墓碑あり、内藤以貫之墓と記せり。

以貫晚年致仕して白石山房に隱れ烟霞泉石の間に吟詠し以て終焉の地を卜す、綱村卿屢ば駕を山房に枉げられ恩遇甚だ厚かりき。然れども其の歿年の年次並に壽齡諸書一ならず。仙臺史傳に元祿五年十月二十一日歿す、年六十八と見ゆ。以貫の仙臺侯に聘せられたる起因は、東昌寺の住僧虎溪和尚は毛利氏の一族にて永義と云ふ剃髮して天下の諸老に參せしとき屈請せり、その時侯に儒士に内藤以貫、砲家に井上可安を推擧して藩臣となせしものなり。東藩史稿。内藤就篤。一名希顏字は以貫、通稱六左衛門、閑齋又樂山と號す長州の人なり。少にして讀書を好み、博聞強記能く詩を賦し文を屬す、又顏る擊劍に熟す。人と爲り溫柔寡欲應對を能くす、仕へて三百石を賜ふ、常に義山公の左右に侍す、又雄山公の講師たり。後ち稽朱の學を喜ばず、石經大學諺解を著し、陳氏明倫の說を主とす。寛文中弘文院林學士幕命を奉じ國史を修む、列國諸侯各家譜を獻ず皆山公就篤をして、貞義兩公の年譜を撰せしむ。就篤詩文稿を留めず、門人須藤和平集めて二卷となす。墓は國分田中村に在り、唯一大石を鎭するのみ、其遺言に從ふと云、就篤人中甚だ長し、故に世人物長を謂て、閑齋人中と云ふ。義山公の遺言に依り、封内山海名蹟記あり。

世臣傳記。閑齋性急にして怒易く殆ど危に至ること數回なり。伊東重孝嘗て閑齋に學ぶ、重孝屢諫むれども聽ず、一日伊東重門が第に朋友を會す、閑齋を熟視して惡言す、閑齋勃然重孝が前に來り劍を案ず、重孝淚を垂て曰、先生性急にして禍を招くを恐れ屢諫むれども聽かず、故に今日衆人の中にして面折切諫す、其怒に堪ずんば切刺意に隨ふべし、我を殺さば先生も亦死せん、士として國の用たらず、私に相擊て死せば是徒死なり、先生何ぞ學ぶ所に背けるぞ、と。閑齋即ち耻る色あり、感謝して去る。

【古内重廣】　根白石村に生る幼名を平藏と稱す。父重行は國分彦九郎盛重の臣たり、國分家沒落の後根白石村に住し、重廣を生む、重廣長じて騎馬を善くす、又射藝に長ぜり。身長六尺二寸英才あり、忠宗卿に仕ふ、卿德川將軍家に從ひ京都に上る、偶大江川の洪水に遇ふ、諸侯涉る能はず、重廣弟近江及伊賀と共に三騎轡をならべて涉る、衆之に從ひ遂に彼岸に達す、忠宗公大に面目を施す、後年家老に擧げられ、祿高一萬六千餘石を食む、忠宗公逝去に殉す、年七十。墓は小角區廬空藏山大滿寺境内の高丘にあり。

東藩史稿。古内重廣主膳と稱す、姓は源、後ち藤原に改む、其先新羅三郎義光數世の孫、佐竹和泉守義信より出づ。義信の子伊賀守義武、延文四年（皇紀二〇一九）管領足利基氏に屬し、下總豐田郡古内邑に居る因て氏とす。義政が子刑部少輔重武、重武が子美作守重行、重行が子加賀守重憲、重憲が子丹波守重等、重等が子刑部少輔重國、重國が子刑部左衛門重時、佐竹義昭に屬し宮城郡國分庄上谷刈邑に住す、宗政命あり上谷刈邑東を古内里と云。重時子なし、宗政の弟を養ひ、女に配し嗣となす、之を近江守宗重と稱す、宗重が二子土佐昌榮、昌榮が子主膳實綱、實綱國分彦九郎盛重の季子平藏を養て嗣となす。主膳重廣是なり。

仙臺志料。古內重慶。初稱平藏後更主膳。父爲國分盛重臣。少時以善騎仕義山公。身長六尺。有英才容貌。事爲近侍。寬永十一年六月。大猷公率列侯入朝。會大江川暴漲。無敢渉者。公時爲先驅。我曾此則繼進者亦留滯。重廣曰。臣且試渉以驗水勢。躍馬亂流而度。弟伊賀及猶田陵河尾其後。衆皆曰。不可冒險。公曰。平時試游泳騎乘。爲今日也。一鞭汲狂瀾。直截水勢。須臾水落。群從相扶而渉。十三年五月義山公襲封。擢爲藩宰盛用事。增祿一萬六千石領岩沼。（中略）萬治元年七月十二日義山公薨。重廣殉死。享年七十。

【櫻田良佐】　其先を三右衞門景元といふ羽前米澤の人、藩祖公に仕へ軍功あり、良佐寛政九年九月二十六日仙臺に生る九歳始めて書を藩學養賢堂に學び後、叔父櫻田欽齋の門に入る、其學詩文を放棄し、專ら四書小學近思錄等に心を用ひ年二十三、四粗々之に通じ、殊に性命道體の學に長ぜり。文政二年江戸に遊び、翌年諸州を歷遊し、山河形勢國土の肥瘠物産の狀況を視察せり。適々堀田侯正敦（仙臺藩主徹山公の子堀田家を繼ぐ）に召され往て之に仕ふ。時に年二十九。堀田侯城砦を其邑下野國安蘇郡佐野邑に築くや、良佐をして之が設計に當らしむ、城なりて大番組を命ぜらる。是より武技に心力を傾注し、專ら鏃統の二術を究む、天保七年小姓組たり、偶々封內儀謹即ち建白して質素儉約を勸む、尋て藩命に依り救荒資金を大阪の巨商に借らんとす、百方周旋せしも使命を全うする能はざるを以て病と稱し職を辭す私に濟美館を設け文武を講ぜり。九年復堀田侯の召に應じて佐野に至り家老次席を命ぜらる。此の時堀田侯の臣富永半彌上野村民爭訟を處置して不公平なりしかば物議騷然たり。良佐再審して其の正否を裁斷す。八月再び仙臺に返り伊具郡金山館主の臣下に劍道を授く。嘉永三年六月、兵法砲術の一流を創始し、大成流といふ。專ら子弟を教育す、之より先き、天保年間夷船來りて我が沿海を測量すると聞き徐に乙が備を爲さんと、西洋兵法砲術の書を講究し、刻苦數年發明する所あり。之を大成流と稱す、又兵法新論・砲術新論を著せり、蓋し仙臺藩に於て西洋式の砲術を講究したるは良佐を以て嚆矢とす。嘉永六年亞米利加國使浦賀に來りて、互市を請ふや國防の議を建議す、爾後國防武備に關し展々建白する所あり。安政三年志士清川八郎來りて良佐の門に入り兵法を學ぶ、良佐八郎の非凡なるを見て深く之に結托し他日俱に爲す所あらんとす。文久元年八月清川八郎江戸に人を殺し亡命して良佐に投ず、八郎の尊王攘夷の說を唱ふるを惡み追捕急なり依りて苦心之を潛匿せしむ。八郎の謀る所京師に抵り封事を上りて、逆謀を露はし後鎭西に赴き、同志を募り大義を天下に鳴さんと勤王の大義を說く、良佐自らの志を托して發せしむ。同二年良佐遠藤允信等と共に國事に奔走す、允信京師に上るの際、誠忠を盡さんことを奏聞せしめんと謀りて發せしむ。五月國事並に執政上につき建白す、良佐之が爲に罪を得、茂庭氏の領地松山に幽せられ警衞嚴なり、時に年六十七、自ら赦然居士と稱し日々著述を事とす。慶應三年赦されて家に歸る。明治元年伏見鳥羽の戰あり、朝廷仙臺藩に命じ會津を征せしむ、時に藩論一變して佐幕となりしも、良佐子敬助に謀り密に款を官軍に通じ、藩主を降伏せしめんと誓ふ。同二年增田歷治等と勤王を表榜して鎭撫使の獄に與る。其後外事局長を命ぜられ、領客使を兼勤せり。同九年十月四日病て卒す享年八十。同四十一年大正天皇東宮殿下に御座せしとき、特に其の功勞を賞せられ御還啓後特旨を以て正五位を追賜せらる。贈位の全文左に。

故櫻田良助　贈正五位　明治四十一年九月九日
宮內大臣正二位勳一等伯爵田中光顯宣

故櫻田良助　特旨を以て位記を贈らる　明治四十一年九月九日　宮內省

【玉蟲左太夫】　仙臺藩士玉蟲平藏（通俗稱十藏）の季子なり、長兄勇藏姉女三人あり、其の家世々槍術師範役の家柄に生れて根白石に住す。佐太夫三歲父を喪ひ長兄に鞠育せらる、弘化三年歲二十四江戸に奔り林培齋に師事し四方の名士

に交る、翌四年正月五日書を姪平太郎に贈りて孝悌勉學の要諦を勸說す、萬延元年歲三十八新井豊前守に隨ひ米國に航し、歸朝の後ち藩校の指南統取及び學頭副役に累進す、偶戊辰の役起るに當り藩論一ならず、遂に難に殉す時に明治二年四月十四日享年四十七。左に殉難小史並に根白石村馬場直正所藏の私簡を載錄する下に。

仙臺藩戊辰殉難小史。玉蟲左太夫略傳。諱は誼茂字は子發幼名勇八後左太夫と改む、拙齋又東溟と號す、考平藏母は嶺岸氏左太夫は其第五子（編云女子三名を算せる歟）なり、文政六年仙臺に生る三歲にして父を喪ひ家兄勇藏に鞠育せらる、幼時府學養賢堂教授齋藤眞典に學を修む。歲十三荒井東吾其奇才を愛し嗣子さしを義父に止め自ら其相續を辭し、妻女の妹をして家蹟を繼がしめんことを乞ひ脫して江戸に行き、大學頭林檉宇先生に就て學び其塾長となり先生の世子昇（學齋先生）の侍讀に擧げらる。安政の初林家を辭し江戸仙臺藩邸順造館に寓し專ら同藩諸生の江戸に學ぶ者を督す、富田鐵之助木村大三郎熱海貞爾横尾東作等其部下に屬す、皆長刀短袴粗服垢面敢て邊幅を飾らず時人呼て浪人息屋と云ふ安政三年函館奉行堀織正に謁て蝦夷地に赴き山野を跋涉して風土習慣を視察し、其所見を輯錄したるもの名づけて蝦夷紀行と云ふ萬延元年正月十八日幕府便節外國奉行新見（編云新井歟）に扈從し遠く海に航し米國華盛頓に至る止ること數月にして歸朝す、慶邦公之を進見し即日新祿を加へ大番士に列し御小姓組並を命ず、文久元年春外國並びに江戸其他諸藩の形勢探索を命ぜらる、戊辰の春我藩討會の命を拜するや、執政但木土佐の推擧に依り會津に使し松平容保に面して降を勸め、又命を受けて越後を經て加州に赴き加賀越中の諸藩を說き同盟九謀る、既にして藩論一變降を乞ふや囚へられて獄に投ぜ遂に切腹を命ぜらる、時に明治二年四月十四日享年四十七。遺骸を保春院に葬る。

失題。要將一言拂妖氛。高議直衝萬重雲。寧計誠心不貫徹。適使汚辱及我君。此擧悲爲皇國孱。欲起救之苦無術。平生所讀果何書。平生所食果何粟。上書劉陶非禀人。伏闕陳東古忠臣。予直說桑將救魯。相如佐趙能抗秦。青史所載多如此。讀之感憤不能已。

嗚呼諸君意如何。鴻毛泰山同一死。

（前文なし）。存候彌無御替越年之由大慶不斜候私事も異無御座候御父樣へも宜敷申上可被下候舊臘中は於金事病死之田御愁傷之段實に察上申候。濟先々大慶至極に御座候御父樣へも宜敷申上可被下候舊臘中は於金事病死之田御愁傷之段實に察上申候。一、貴樣事最早十六歲にも相成候儀に御座候得者諸事辨ひも有之年頃に候所定而御孝養御尊要に被致候事と存候御孝養と申は別に六ケ敷譯には無之自身を何分相愼學問等相勵御父樣之御心に違背不致樣平生心懸居候はゞ第一之孝養と申ものに御座候且御入用之書籍に而も御座候はゞ無遠慮可申遣候相及候文は相調進上可仕候乎其二等撫成長致候事に可有之兄弟之情親敷喧嘩等無之樣可被成候。一、書學出精之由乍遠境悟居申候此上何分御勉强可被致只今比は定而講究御吟味可有之何ぞ御不審之義も御座候はゞ可被申遣候不及ながら拙解可仕候尤東都は諸先生共多く有之大抵之不審は吟味仕候に手易御座候無遠慮可被申遣候先は年頭旁申進度如此に御座候書餘追便萬々可申遣候以上

正月五日　　玉虫平太郎樣

玉虫左太夫

【鷲尾榮吉】安永の風土記書によれば、初代内藏之助義賢より十四世の孫なり、鷲尾三郎義久より出つ義久文治五年以來和泉嶽の麓に住し農を營む、其の歷數世代審かならざりしも、延寶五年より現代榮吉に至る二百五十年祖先の祭祠を繼承せる舊家たりき。而して其間里正の職を勤むるの證左は古文書に審かなり、墓表並に古文書の一班左に。

根白石村根白石舊家鷲尾家系。（元祖）鷲尾三郎義久。文治五年源義經公御供に而奥州に下り、高舘落城之後和泉嶽之麓に山居し成土民從是藏之助迄代號不知。根白石に移祖。鷲尾内藏之助義賢。延寶五年三月晦日卒す、實潮宗心信士號。（第二代）鷲尾藤八郎義眞。櫻林壽庭信士號。（第三代）鷲尾甚左衛門義之。元祿十六年四月十三日卒去、雲岫道外信士號。（第五代）鷲尾長五郎義澄。寶永二年七月九日卒去、白心凉清信士號。（第六代）鷲尾治衛門爲義延享二年十五日卒去、榮安貞壽信士號。（第七代）鷲尾三郎兵衛義一。天明四年四月二十四日卒去、即應玄中信士號。（第九代）鷲尾甚左衛門義政。（第十代）鷲尾甚吉義興。天保五年十月八日歿（墓碑）。（第十一代）鷲尾兵左衛門義長。明治十五年二月一日、六十六歲（碑文）。（第十二代）鷲尾三郎。明治三十五年舊五月二十五日、七十五歲（碑文）。（第十三代）鷲尾民治。大正十年一月三十日、六十四歲。（第十四代）鷲尾榮吉。現戶主。

根白石地肝入甚左衛門。其身儀壯年より地肝入役被仰渡多年勤仕居罷候處及老衰に翔走り御用等茂相勤兼候間右役方御免被成下心を盡候品々相達御耳候處眞切成儀被思召候、仍之此度御家紋之御上下拜領被仰付、役方相勤候内上下御免被成下候旨被仰付候事

寶延四年十月

根白石村地肝入甚左衛門。其身儀壯年より地肝入役被仰渡多年勤仕居罷候處及老衰に翔走り御用等茂相勤兼候間右役方御免被成下

度願申出候に付如願之御免被成下候迄數十ヶ年之間御用無遲滯相勤一入深切之事に候。依て右爲御賞御羽織地一反被下置候事。

天保四年十月

鷲尾甚吉者。名取郡長袋傳兵衛二子。根白石村甚左衛養以爲子。甚吉生天明六年某月日。死天保五年十月八日。得年四十九。爲人有才氣。走人之急。猶自己。見人之窮。散財以救。爲擢爲村正。文政年間。官有墾田之擧。使伊藤義兵衛管之。甚吉與有力焉。苟有山畔溪林之當爲田若白田者。寸地尺壤無不爲之。用力開墾。以充公田。殆數千畝。不幸而不終業而死矣。有子兵左衛門者。繼爲村正。與墾田事與父同。無何官賞之。許稱姓。蓋官不棄其父之勤勞。所以賞其子也。凡許民稱姓者。國之重賞。然則甚吉之勤勞不問而知也。兵左衛請予曰。先人有此勤勞。而有重賞。爲之子孫。可不思且戒乎。因勒于石以欲傳不朽。願記焉。予與兵衛相識久矣。且感其至情。故不敢辭。述一二所聞如此。文久記秋七月。

朽木某撰。三陽主人應需書。孝子兵左衛門建焉

白雪のきえにし事を思ひつゝあとゝふ袖は春雨そふる。可納。

山風のふゑに誘れ知る雪のあと那久消しことそ悲しき。山人。

吾友鷲尾君沒。訃至驚慟失措。悲淚漣然。余嘗卜居宮城郡西田中村。以與君隣村。往來親暱。既而移居廳下。憾不得晨夕接膝。豈圖忽爲地下之人。哀哉哀哉。君諱兵左衛門。鷲尾其姓。父諱甚吉。母鷲尾氏。以文化六年十月二十二日。生君於根白石村。君性質直。年二十四爲村正。晨勉夕勵。盡心民事。人苟有過。則訓諭懇忉。能使人悔非遷善。以故闔村心服焉。不幸失明。辭職而老矣。明治十年一月一日沒。有辭世之歌曰。阿利加太也。八乃久留之美。未奴加禮天。寸受之幾美知仁。加遏留宇禮之左。享年六十九。銘曰。秉心正直。理事諱審。言行不二。永爲鄉範。

明治十年四月十五日

友人　朽木昭春誌書

仙榮居士諱榮三郎。父諱甚吉。母鷲尾氏。以文政七年六月生焉。幼而深沈。天資律直。純孝良悌。爲二親所鍾愛。壯年頃欲投身農事。以揚家聲。遂請與家兄同居于茲久矣。不幸而歲之時五十三之時。逢乎家兄失明。辭村正職而老矣。遂繼其遺志代爲村正。夙夜不怠宣力民事。賞其功勞。時之執事。稱讃書卷爲一軸。至今藏家庭。貽子孫云爾。又勉家計平素以節儉力行。內奬勵家人。外爲村民率先。以故內外擧服從焉。可謂能移風替俗。語曰。君子德風。小人德草。草加之風。則必偃。嘻是居士之謂歟。享年七十有五沒。頃者求余銘其墓。辭不得乃。銘曰。內孝於家。外忠於村。存効厥志。貽其功。

明治三十一年五月二十五日

山陽產相原文山誌

【赤間三郎治】嘉永二年正月實澤に生る。至誠志操遠大にして眼前に迷はず、意志强固にして善と認むれば如何なる困難も之を排して決行す。然して事成らざるなし。夙に村內の平和と實力養成に志し、村內有志と相謀り現に本村有財產として、字嶽山に山林八百餘町步を有せしむるに至りたるは既に町村制實施以前に於て、各村有志者の共同團結を計られたる結果にして、實に本村將來の幸福を生むべき財源を獲得せしめたるは全く三郎治熱誠の賜なり又常に貧究者を扶助誘導して其の家業を勵まし、情弱の風を矯正す。明治三十二年村會議員に擧げられて以來十有餘年其の職に在りて、陰に陽に村治の發展を計る。學務委員となるや就學を督勵す、偶々貧困の爲め就學せしめ難きものあれば金品を與へ缺席するものあれば騎馬にて之を訪ふ、本校舍移轉の際の如きは、一日として休みしことなく、よく人夫を監督し、爲に豫定日數よりも早く之が完成を見るに至る。又學年末に至れば己れの手當を全部寄附して、兒童の奬勵に資する等其の熱誠實に驚くばかりなり現今父兄の進んで通學せしむるに至り督勵の必要なきに至りしもの氏が熱誠に感動せるに依る同三十四年十二月本縣學事奬勵規定に依り其の賞として硯箱一個下賜せらる。同四十年實澤區長となるや、區民の一致を計り益々人心の改良統一に努力せり。故に區民は氏を見ること恰も慈父の如く事細大となく協議して其の意を尋ね以て圓滿を計りつゝあり。又本村の里道は從來迂回狹隘にして不便甚しく、殊に火災に際しては喞筒の運搬に苦み物資の運搬意の如くならず、產業上にも影響すること甚だしきを以て、之が改修を志しゝも、村經濟の許さゞるが故に殆ど戶每に就き、改修の必要を說き遂に有志の同意を計り、同三十六年自費を投じて一部落道路の測量其の他の雜費を支辨し、村民を說きて勞力寄附を乞ふ、村民も亦其の至誠に感じ、進んで勞役に服し遂に村內到る所車道となれり。大正三年村內有志產業の發展金融の圓滿を計らんが爲に、信用組合を組織するや、擧げられて亦發起人の一人となり、勸誘尤も勉め、遂に好果を奏するを得たり。是より曩き同四十四年一切の公職を辭し、本村靑